

平成 19 年第 2 回定例会会議録

平成19年 第2回菊池市議会定例会会期日程表（会期17日間）

月 日	曜日	区 分	日 程				
6月 5日	火	本 会 議	開会宣告・開議・会議録署名議員の指名・会期の決定・議案上程・提案理由説明				
6月 6日	水	休 会	議案調査（一般質問・質疑通告締切、正午）				
6月 7日	木		議案調査				
6月 8日	金		議案調査				
6月 9日	土		（市の休日）				
6月10日	日		（市の休日）				
6月11日	月		議案調査				
6月12日	火		本 会 議	質疑・委員会付託・一般質問			
6月13日	水	一般質問					
6月14日	木	一般質問					
6月15日	金	委 員 会	常任委員会 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr><td>（総 務 第1委員会室）</td></tr> <tr><td>（文教厚生 第2委員会室）</td></tr> <tr><td>（経 済 第3委員会室）</td></tr> <tr><td>（建 設 第4委員会室）</td></tr> </table>	（総 務 第1委員会室）	（文教厚生 第2委員会室）	（経 済 第3委員会室）	（建 設 第4委員会室）
（総 務 第1委員会室）							
（文教厚生 第2委員会室）							
（経 済 第3委員会室）							
（建 設 第4委員会室）							
6月16日	土	休 会	（市の休日）				
6月17日	日		（市の休日）				
6月18日	月	委 員 会	常任委員会 <table style="display: inline-table; vertical-align: middle; margin-left: 10px;"> <tr><td>（総 務 第1委員会室）</td></tr> <tr><td>（文教厚生 第2委員会室）</td></tr> </table>	（総 務 第1委員会室）	（文教厚生 第2委員会室）		
（総 務 第1委員会室）							
（文教厚生 第2委員会室）							
6月19日	火	休 会	議事整理				
6月20日	水	休 会	議事整理				
6月21日	木	委 員 会	議会運営委員会				
		本 会 議	委員長報告・質疑・討論・採決・閉会宣告				

平成19年 第2回菊池市議会定例会会議録（目次）

6月5日（火曜日）本会議	頁
1. 議事日程第1号	17
2. 本日の会議に付した事件	18
3. 出席議員氏名	19
4. 欠席議員氏名	20
5. 説明のため出席した者の職氏名	20
6. 事務局職員出席者	21
7. 開 会	22
8. 開 議	23
9. 日程第1 会議録署名議員の指名	23
10. 日程第2 会期の決定	23
11. 日程第3 企業誘致促進特別委員会正副委員長の互選について	23
12. 日程第4 議案第67号から議案第74号まで上程・説明・質疑・討論・採決	23
13. 日程第5 議案第75号から議案第81号まで上程・説明	32
14. 日程第6 陳情第2号から陳情第3号まで上程	37
15. 日程第7 報告第3号から報告第8号まで上程・報告	37
16. 日程第8 休会の議決	43
17. 日程通告 散会	43

6月 6日（水曜日）休 会
6月 7日（木曜日）休 会
6月 8日（金曜日）休 会
6月 9日（土曜日）休 会
6月10日（日曜日）休 会
6月11日（月曜日）休 会

6月12日（火曜日）本会議	頁
1. 議事日程第2号	47
2. 本日の会議に付した事件	47
3. 出席議員氏名	47
4. 欠席議員氏名	48

5. 説明のため出席した者の職氏名	48
6. 事務局職員出席者	49
7. 開 議	50
8. 日程第1 質疑	50
(1) 森 隆博君質疑	50
9. 日程第2 委員会付託	59
10. 日程第3 一般質問	61
(1) 松本 登君質問	61
「企業誘致について」	61
○企画部長 石原公久君答弁	63
松本 登君再質問	65
○市長 福村三男君答弁	67
(2) 松本 登君質問	68
「財政健全化について」	68
○総務部長 緒方希八郎君答弁	70
松本 登君再質問	71
○総務部長 緒方希八郎君答弁	72
松本 登君再々質問	73
昼食休憩	74
開 議	74
(1) 怒留湯健蓉さん質問	74
「もうひとつのまちづくりと職員と「地元学」」	74
○企画部長 石原公久君答弁	75
○総務部長 緒方希八郎君答弁	76
怒留湯健蓉さん再質問	77
○企画部長 石原公久君答弁	78
怒留湯健蓉さん再々質問	79
○企画部長 石原公久君答弁	80
○市長 福村三男君答弁	81
(2) 怒留湯健蓉さん質問	82
「今年度市職員大異動の趣旨とねらい」	82
○総務部長 緒方希八郎君答弁	83
怒留湯健蓉さん再質問	83
○総務部長 緒方希八郎君答弁	84

怒留湯健蓉さん再々質問	85
○総務部長 緒方希八郎君答弁	85
(3) 怒留湯健蓉さん質問	86
「全国学力・学習状況調査の今後の取りあつかい」	86
○教育長 田中忠彦君答弁	87
怒留湯健蓉さん再質問	88
○教育長 田中忠彦君答弁	89
怒留湯健蓉さん再々質問	89
○教育長 田中忠彦君答弁	90
○市長 福村三男君答弁	90
休 憩	90
開 議	90
(1) 森 隆博君質問	90
「財政運営について」	90
○企画部長 石原公久君答弁	92
○総務部長 緒方希八郎君答弁	92
○経済部長 稲葉公博君答弁	93
森 隆博君再質問	94
○企画部長 石原公久君答弁	96
○総務部長 緒方希八郎君答弁	97
○経済部長 稲葉公博君答弁	97
森 隆博君再々質問	98
○企画部長 石原公久君答弁	99
○総務部長 緒方希八郎君答弁	99
(2) 森 隆博君質問	100
「健康推進事業の施設について」	100
○市民部長 村山 隆君答弁	101
森 隆博君再質問	101
○市民部長 村山 隆君答弁	102
○市長 福村三男君答弁	102
森 隆博君再々質問	103
○総務部長 緒方希八郎君答弁	103
○市長 福村三男君答弁	105
休 憩	106

開 議	106
(1) 泉田栄一郎君質問	106
「熊本菊鹿線の安全対策について」	106
○総務部長 緒方希八郎君答弁	107
泉田栄一郎君再質問	107
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	108
(2) 泉田栄一郎君質問	108
「義務教育の標準服・制服の無料配給について」	108
○教育長 田中忠彦君答弁	108
泉田栄一郎君再質問	109
○教育長 田中忠彦君答弁	109
(3) 泉田栄一郎君質問	110
「団塊の世代呼び込み政策について」	110
○経済部長 稲葉公博君答弁	110
泉田栄一郎君再質問	110
○経済部長 稲葉公博君答弁	111
(4) 泉田栄一郎君質問	111
「広告事業について」	112
○総務部長 緒方希八郎君答弁	112
(5) 泉田栄一郎君質問	113
「窓口業務の延長について」	113
○総務部長 緒方希八郎君答弁	113
泉田栄一郎君再質問	114
(1) 中山繁雄君質問	114
「企業誘致について」	114
○企画部長 石原公久君答弁	115
(2) 中山繁雄君質問	116
「農畜産物の販路拡大について」	116
○経済部長 稲葉公博君答弁	116
(3) 中山繁雄君質問	117
「国道325号線沿いの開発について」	117
○水道局長 後藤 定君答弁	117
(4) 中山繁雄君質問	118
「市民の健康管理について」	118

○市民部長 村山 隆君答弁	118
中山繁雄君再質問	119
11. 日程通告 散会	119
6月13日(水曜日)本会議	頁
1. 議事日程第3号	123
2. 本日の会議に付した事件	123
3. 出席議員氏名	123
4. 欠席議員氏名	124
5. 説明のため出席した者の職氏名	124
6. 事務局職員出席者	124
7. 開 議	126
8. 日程第1 一般質問	126
(1) 隈部忠宗君質問	126
「農林業の振興について」	126
○経済部長 稲葉公博君答弁	127
隈部忠宗君再質問	129
○経済部長 稲葉公博君答弁	130
隈部忠宗君再々質問	131
○市長 福村三男君答弁	131
(2) 隈部忠宗君質問	132
「国指定史跡鞠智城の国営公園化について」	132
○企画部長 石原公久君答弁	133
隈部忠宗君再質問	133
○企画部長 石原公久君答弁	134
隈部忠宗君再々質問	134
○市長 福村三男君答弁	135
休 憩	137
開 議	137
発言の申し出	137
(1) 樋口正博君質問	137
「安全対策について」	137
○総務部長 緒方希八郎君答弁	138
樋口正博君再質問	138

○総務部長 緒方希八郎君答弁	140
(2) 樋口正博君質問	140
「防災対策について」	140
○総務部長 緒方希八郎君答弁	141
樋口正博君再質問	141
○総務部長 緒方希八郎君答弁	142
(3) 樋口正博君質問	143
「補助施策について」	143
○企画部長 石原公久君答弁	144
樋口正博君再質問	145
○企画部長 石原公久君答弁	147
○市長 福村三男君答弁	147
樋口正博君再々質問	148
昼食休憩	148
開 議	148
(1) 奈田臣也君質問	148
「平成10年11月17日に締結された産廃処分場に関する環境保全協定の 一部変更案について」	148
○市民部長 村山 隆君答弁	149
奈田臣也君再質問	151
○市民部長 村山 隆君答弁	152
奈田臣也君再々質問	153
○市民部長 村山 隆君答弁	155
休 憩	156
開 議	156
(1) 外村國敏君質問	156
「あいのりタクシーについて」	156
○企画部長 石原公久君答弁	157
外村國敏君再質問	157
○企画部長 石原公久君答弁	158
外村國敏君再々質問	159
○企画部長 石原公久君答弁	159
(2) 外村國敏君質問	160
「マタニティマークの活用と内部障害者の対応について」	160

○市民部長 村山 隆君答弁	161
外村國敏君再質問	162
○市民部長 村山 隆君答弁	163
○市長 福村三男君答弁	164
(1) 東 裕人君質問	164
「多重債務救済について」	164
○総務部長 緒方希八郎君答弁	165
東 裕人君再質問	166
○総務部長 緒方希八郎君答弁	167
(2) 東 裕人君質問	167
「国保税について」	167
○総務部長 緒方希八郎君答弁	168
東 裕人君再質問	169
○総務部長 緒方希八郎君答弁	169
東 裕人君再々質問	169
○総務部長 緒方希八郎君答弁	170
9. 日程通告 散会	171

6月14日(木曜日)本会議	頁
1. 議事日程第4号	175
2. 本日の会議に付した事件	175
3. 出席議員氏名	175
4. 欠席議員氏名	176
5. 説明のため出席した者の職氏名	176
6. 事務局職員出席者	176
7. 開 議	178
8. 日程第1 一般質問	178
(1) 坂本昭信君質問	178
「農業の活性化について」	178
○経済部長 稲葉公博君答弁	179
坂本昭信君再質問	180
○経済部長 稲葉公博君答弁	181
(2) 坂本昭信君質問	182
「市民の交流について」	183

○総務部長 緒方希八郎君答弁	183
坂本昭信君再質問	184
○総務部長 緒方希八郎君答弁	185
(1) 二ノ文伸元君質問	185
「観光業発展の向上対策について」	185
○経済部長 稲葉公博君答弁	185
二ノ文伸元君再質問	186
○総務部長 緒方希八郎君答弁	187
二ノ文伸元君再質問	189
○総務部長 緒方希八郎君答弁	191
(2) 二ノ文伸元君質問	192
「市民の健康増進について」	192
○市民部長 村山 隆君答弁	192
二ノ文伸元君再質問	194
○教育長 田中忠彦君答弁	194
二ノ文伸元君再々質問	194
○教育長 田中忠彦君答弁	195
(1) 木下雄二君質問	196
「市の活性化について」	196
○総務部長 緒方希八郎君答弁	196
木下雄二君再質問	197
○市長 福村三男君答弁	198
(2) 木下雄二君質問	199
「市道整備について」	199
○総務部長 緒方希八郎君答弁	200
木下雄二君再質問	200
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	201
木下雄二君再々質問	201
○市長 福村三男君答弁	202
昼食休憩	203
開 議	203
発言の申し出	203
(1) 坂井正次君質問	203
「市の活性化について」	203

○企画部長 石原公久君答弁	203
坂井正次君再質問	204
○企画部長 石原公久君答弁	205
(2) 坂井正次君質問	205
「企業の誘致について」	205
○企画部長 石原公久君答弁	206
坂井正次君再質問	207
○企画部長 石原公久君答弁	208
坂井正次君再々質問	209
○企画部長 石原公久君答弁	209
○市長 福村三男君答弁	210
(3) 坂井正次君質問	211
「入札制度について」	211
○総務部長 緒方希八郎君答弁	211
坂井正次君再質問	212
○総務部長 緒方希八郎君答弁	213
(4) 坂井正次君質問	213
「緊急事態の対策について」	213
○市民部長 村山 隆君答弁	214
坂井正次君再質問	215
(5) 坂井正次君質問	215
「市道の整備について」	215
○建設部長 岡崎俊裕君答弁	216
9. 日程通告 散会	216

6月15日(金曜日) 常任委員会(総務・文教厚生・経済・建設)

6月16日(土曜日) 休 会

6月17日(日曜日) 休 会

6月18日(月曜日) 常任委員会(総務・文教厚生)

6月19日(火曜日) 休 会

6月20日(水曜日) 休 会

6月21日(月曜日) 本会議 頁

1. 議事日程第5号 219

2. 本日の会議に付した事件	219
3. 出席議員氏名	220
4. 欠席議員氏名	221
5. 説明のため出席した者の職氏名	221
6. 事務局職員出席者	221
7. 開 議	226
休 憩	226
開 議	226
8. 日程第1 各常任委員長報告及び少数意見報告	226
・総務常任委員長報告	226
・文教厚生常任委員長報告	227
・経済常任委員長報告	229
・建設常任委員長報告	230
・少数意見報告	231
委員長報告・少数意見報告に対する質疑	231
(1) 東 裕人君質疑	232
(2) 坂本昭信君質疑	232
(3) 坂井正次君質疑	234
(4) 森 隆博君質疑	235
(5) 境 和則君質疑	236
討 論	238
採 決	239
9. 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	245
採 決	246
昼食休憩	246
開 議	246
10. 追加議事日程（第5号の追加1）	247
日程第1 議案第82号 上程・説明・質疑・討論・採決	247
日程第2 議案第83号 上程・説明・質疑・討論・採決	248
日程第3 議案第84号 上程・説明・質疑・討論・採決	249
日程第4 議案第85号 上程・説明・質疑・討論・採決	250
日程第5 報告第9号から報告第14号まで上程・報告	251
11. 閉 会	255

第 1 号

6 月 5 日

平成19年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第1号

平成19年6月5日（火曜日）午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 企業誘致促進特別委員会正副委員長の互選について
- 第4 議案第67号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度菊池市一般会計補正予算)
- 議案第68号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算)
- 議案第69号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)
- 議案第70号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 議案第71号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(菊池市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する
条例)
- 議案第72号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(菊池市就学指導委員会条例の一部を改正する条例)
- 議案第73号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度菊池市一般会計補正予算)
- 議案第74号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算)
- まで一括上程・説明・質疑・討論・採決
- 第5 議案第75号 菊池市教育振興基金条例の制定について
- 議案第76号 菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第77号 菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第78号 平成19年度菊池市一般会計補正予算
- 議案第79号 平成19年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算
- 議案第80号 辺地総合整備計画の策定について
- 議案第81号 指定管理者の名称変更に伴う再指定について

まで一括上程・説明

第6 陳情第 2号 泗水幼稚園駐車場設置に関する陳情書

陳情第 3号 安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師等の大幅増員を求める陳情書

まで一括上程

第7 報告第 3号 継続費繰越計算書について

報告第 4号 繰越明許費繰越計算書について

報告第 5号 菊池市土地開発公社経営状況報告について

報告第 6号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について

報告第 7号 有限会社ファームきくち経営状況報告について

報告第 8号 専決処分の報告について

まで一括上程・報告

第8 休会の議決



本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 企業誘致促進特別委員会正副委員長の互選について

日程第4 議案第67号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度菊池市一般会計補正予算)

議案第68号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成18年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算)

議案第69号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)

議案第70号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

議案第71号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(菊池市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例)

議案第72号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(菊池市就学指導委員会条例の一部を改正する条例)

議案第73号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(平成19年度菊池市一般会計補正予算)

議案第74号 専決処分の報告及び承認を求めることについて

(平成19年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算)

まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

- 日程第5 議案第75号 菊池市教育振興基金条例の制定について
議案第76号 菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第77号 菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定について
議案第78号 平成19年度菊池市一般会計補正予算
議案第79号 平成19年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算
議案第80号 辺地総合整備計画の策定について
議案第81号 指定管理者の名称変更に伴う再指定について

まで一括上程・説明

- 日程第6 陳情第2号 泗水幼稚園駐車場設置に関する陳情書
陳情第3号 安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師等の大幅増員を求める陳情書

まで一括上程

- 日程第7 報告第3号 継続費繰越計算書について
報告第4号 繰越明許費繰越計算書について
報告第5号 菊池市土地開発公社経営状況報告について
報告第6号 有限会社きくち観光物産館経営状況報告について
報告第7号 有限会社ファームきくち経営状況報告について
報告第8号 専決処分の報告について

まで一括上程・報告

- 日程第8 休会の議決



出席議員(27名)

- | | | | |
|----|-----|-----|---|
| 1番 | 東 | 裕人 | 君 |
| 2番 | 泉田 | 栄一朗 | 君 |
| 3番 | 森 | 清孝 | 君 |
| 4番 | 藤野 | 敏昭 | 君 |
| 5番 | 樋口 | 正博 | 君 |
| 6番 | 二ノ文 | 伸元 | 君 |
| 7番 | 中山 | 繁雄 | 君 |
| 8番 | 水上 | 博司 | 君 |
| 9番 | 三池 | 健治 | 君 |

10番 怒留湯 健 蓉 さん
 11番 坂 本 昭 信 君
 12番 隈 部 忠 宗 君
 13番 奈 田 臣 也 君
 14番 葛 原 勇次郎 君
 15番 木 下 雄 二 君
 16番 坂 井 正 次 君
 17番 森 隆 博 君
 18番 山 瀬 義 也 君
 19番 本 田 憲 一 君
 20番 栃 原 茂 樹 君
 21番 松 本 登 君
 22番 工 藤 恭 一 君
 23番 境 和 則 君
 24番 北 田 彰 君
 25番 外 村 國 敏 君
 26番 徳 永 隆 義 君
 27番 横 田 輝 雄 君

○

欠席議員（なし）

○

説明のため出席した者

市 長	福 村 三 男 君
副 市 長	村 上 建 二 君
収 入 役	高 本 信 男 君
総 務 部 長	緒 方 希八郎 君
企 画 部 長	石 原 公 久 君
市 民 部 長	村 山 隆 君
経 済 部 長	稲 葉 公 博 君
建 設 部 長	岡 崎 俊 裕 君
七城総合支所長	平 野 國 臣 君
旭志総合支所長	水 上 泉 君
泗水総合支所長	上 林 正 章 君
市民部総括審議員	大 場 美 範 君

企画部首席審議員	鳥 井 修 君
財 政 課 長	川 上 憲 誠 君
教 育 長	田 中 忠 彦 君
教 育 次 長	山 口 正 司 君
総務課長兼選挙 管理委員会事務局長	中 村 鉄 男 君
水 道 局 長	後 藤 定 君
農業委員会事務局長	五 島 千 秋 君
監査委員事務局長	田 島 伸 正 君

○

事務局職員出席者

事 務 局 長	樋 口 昭 彦 君
議 事 課 長	永 田 哲 士 君
議 事 係 長	上 田 敏 雄 君
議 事 係 主 事	本 田 昇 君

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

開会に先立ちまして、先般5月28日午後2時、志し半ばにして62歳の生涯を閉じられました故松岡利勝農水産大臣のご逝去を悼み、併せて地元菊池の発展に多大な功績を残されましたことに感謝申し上げ、ここで1分間の黙祷を捧げたいと思います。議員及び執行部の皆さんにご協力をお願いします。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

黙祷。

（黙祷）

これで黙祷を終わります。ご着席をお願いします。

○

午前10時00分 開会

○

○議長（北田 彰君） ただいまの出席議員は27名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、平成19年第2回菊池市議会定例会を開会します。

ここで日程に先立ちまして、諸般の報告を行います。

去る5月14日から15日にかけて、議会広報特別委員会が熊日新聞博物館及び嬉野市議会の議会だよりについて研修がっております。この件につきましては特別委員長より報告書が提出されております。

次に、5月29日に第233回熊本市議会議長が合志市で開催されましたので出席してまいりました。

次に、5月31日付けで企業誘致促進特別委員会委員7名より辞職願いが提出されましたので、菊池市議会議員委員会条例第14条の規定に基づき許可し、同第8条第1項の規定により、新たに6月1日付けで7名をもって構成する企業誘致促進特別委員会をお手元の配付のとおり指名いたしました。

また、監査委員から平成19年4月及び5月の一般会計、特別会計並びに企業会計に関する例月出納検査の報告がっております。ご報告申し上げます。

なお、詳細につきましては、事務局に備え付けの書類によりご了承いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

○

午前10時02分 開議

○議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（北田 彰君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第81条の規定により、奈田臣也君及び葛原勇次郎君を指名します。

○

日程第2 会期の決定

○議長（北田 彰君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期につきましては、去る5月29日の議会運営委員会におきまして、本日から6月21日までの17日間とすることに結論をみておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月21日までの17日間と決定しました。

○

日程第3 企業誘致促進特別委員会正副委員長の互選について

○議長（北田 彰君） 次に、日程第3、企業誘致促進特別委員会正副委員長の互選についてを議題とします。企業誘致促進特別委員会の委員の辞任に伴い、委員会条例第8条第1項の規定により、新たに特別委員会が決まりましたので、委員会条例第9条第2項の規定により、正副委員長互選のため、企業誘致促進特別委員会を開催しますので、ここで暫時休憩します。

○

休憩 午前10時03分

開議 午前10時04分

○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

企業誘致促進特別委員長に水上博司君、副委員長に坂本昭信君、以上です。

○

日程第4 議案第67号から議案第74号まで一括上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（北田 彰君） 次に、日程第4、議案第67号から議案第74号までの8議案について一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） おはようございます。本日、平成19年第2回菊池市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては本会議にご出席をいただき、誠にありがとうございます。本定例会の会期につきましては、先ほどご決定いただきましたように、本日から6月21日までの17日間の日程でご審議をお願いするものでございます。提案理由を申し上げます前に、一言お悔やみを申し上げます。先ほど黙祷を捧げましたように、去る5月28日、松岡利勝前農林水産大臣が急逝されました。大臣は卓越した識見と政治手腕、また農政に対するひたむきな情熱を持って国政に貢献され、本市の行政運営、特に農業関係に心強いお力添えをいただいたところであります。ここに松岡大臣のご威徳を偲び、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

次に、企業誘致関係でご報告を申し上げます。先月5月16日に石川県金沢市に本社をおきます玉田工業株式会社と熊本県の立ち会いの下、工場建設に関する進出協定を締結いたしました。燃料用の地下タンクや防火水槽などの建設用金属メーカーで、進出先は七城町蘇崎工業地内、用地面積は1万256㎡、投資の総額は約5億円と見込んでおります。本年中に工事に着手し、来年3月に操業開始の予定になっております。

次に、第5回全日本ジュニア選手権大会につきましてご紹介を申し上げます。この大会は、第1回の創設大会から2,000mの公認コースを要します竜門ダムの斑蛇口湖ポート場で行われておりまして、財団法人日本オリンピック委員会、社団法人日本ボート協会と菊池市が共催する大会でございます。JOCジュニアオリンピックカップと、このように名を打っています。今年は韓国の忠清北道、忠州湖（チュンジュホウ）といいますけれども、忠州湖ですね、これは友好締結をしております清原郡の北東に位置する湖でございますが、ここで行われますアジア大会及び中国北京で行われる世界ジュニア選手権の代表選手の選考会を兼ねております。種目は男女共通のシングルスカル、距離は2,000mです。本年は全国から155名の参加が予定されており、今月14日に開会式、競技は15日から17日までの3日間行われます。菊池女子高校をはじめ、県内選手の活躍も期待されますので、皆さんお誘い合わせの上、応援の方をよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案についてご説明を申し上げます。

議案その1でございます。議案第67号から議案第74号の8議案は、地方自治法の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告し、承認を求めるものでございます。平成18年度の補正予算2件、条例の一部改正4件及び平成19年度補正

予算2件でございます。

詳細につきましては、総務部長に説明をいたさせますので、速やかにご承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、議案について説明をいたします。議案は、その1、その2と新旧対照表を添付いたしております。今回上程いたします議決案件15件、報告案件6件の合計21案件でございます。なお、今回経営状況の報告をいたしますのは、有限会社きくち観光物産館並びに有限会社ファームきくちでございますけれども、この2社以外の第3セクター6社の経営状況につきましては、総会が5月末ということになっておりまして、当初議案として上程できませんでしたので、本6月定例会の最終日に報告させていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、議案の説明をいたします。

まず、議案その1をお願ひしたいと思います。開けていただきまして、目次のところをご覧いただきたいと思ひますけれども、議案第67号から議案第74号までの専決案件8件と議案第75号から議案第77号までの条例制定並びに条例の一部改正する条例に関する案件3件、議案第78号、議案第79号の補正予算関係が2件、その他議決案件2件の合計15議案でございます。

開けていただきまして、1ページをお願ひしたいと思います。議案第67号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを説明いたします。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。開けていただきまして2ページでございますが、専決第3号、専決処分書でございます。右の3ページが、平成18年度菊池市一般会計補正予算（第10号）でございます。開けていただきまして4ページでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億3,322万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を223億3,066万7,000円とするものでございます。

事項別明細で主なものを説明いたします。10ページをお願ひします。歳入でございますが、目5農林水産業費県補助金300万円でございますが、これは熊本森再生緊急対策事業の県補助金、目1繰越金2億3,022万2,000円の補正は、今回の補正財源に充てるものでございます。下段の歳出でございますが、目1高齢者福祉費475万円の補正は、平成17年度高齢者在宅福祉事業の事業確定に伴い

ます県支出金の返納金でございます。目2 林業振興費300万円の補正は、熊本森林再生緊急対策事業での簡易作業道開設に伴います菊池森林組合への補助金でございます。一番下になりますけれども、目1 特別会計繰出金費2億2,547万2,000円の補正でございますが、公共下水道事業特別会計への繰出金で、地方公営企業経営健全化計画に基づきまして赤字解消のために繰り出すもので、平成18年度をもって、この繰出金は最後となります。

以上が、議案第67号の説明でございました。

次に、13ページをお願いします。議案第68号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを説明いたします。これも、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。開けていただきまして14ページが専決処分、専決第4号専決処分書でございます。右のページが平成18年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）でございます。

事項別明細で説明いたします。20ページをお願いします。歳入のみでございまして、一般会計補正予算の説明の中で申し上げました地方公営企業経営健全化計画に基づきまして、赤字解消のための繰入金2億2,547万2,000円の補正で、先ほど申しましたとおり平成18年度をもって累的赤字は解消となります。なお、歳入欠陥補填収入につきましては、一般会計からの繰り入れによりまして同額を減額し、補正後の額を0とするものでございます。

以上が、議案第68号の説明でございました。

開けていただきまして23ページ、議案第69号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。開けて24ページでございますが、専決第5号、専決処分書で、菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。

右のページからが条例の一部を改正する条例でございます。今回地方税法の一部を改正する法律が平成19年3月30日に公布されたことに伴いまして、本市の税賦課徴収条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。一部改正の主な内容についてでございますが、まず法人住民税関係でございますが、新信託法により、信託の利用機会が大幅に拡大され、多様な信託の類型が可能になったため、新たな信託制度が創設されたものでございます。また固定資産税関係でございますが、住宅のバリアフリー解消に係ります固定資産税の減額特例措置の創設、それと本市には該当する地目はございませんが、鉄軌道用地の価格の特例の創設、また個人市民税関係につきましては、上場株式等の配当、譲渡益に係ります軽減税率の適

用期限の延長でございますが、以上が今回の主な改正でございますが、詳細につきましては添付いたしております新旧対照表をご覧くださいと思います。新旧対照表の1ページをお願いします。第23条は市民税の納税義務者等で、第1項の改正は法人課税信託の引き受けを行う個人について、法人と見なして新たに法人税割の納税義務者に追加するものでございまして、第2項、第3項の改正は、地方税法の改正に伴います条項及び文言の整理でございます。下段の第31条関係も、法改正に伴います条項の整理、開けていただきまして右側の3ページの上から7行目ほどになると思いますが、第95条関係でございますが、たばこ税の税率につきましては、たばこ税の増収措置でございます特例税率を本則税率として恒久化する改正がありまして、ただし改正前と改正後の税率は変わりはありません。3ページの中段の第131条関係、また開けていただきまして4ページの附則第10条の2、第4項及び第5項につきましても、地方自治法改正に伴います条項及び文言の整理でございますので、説明は省略させていただきます。4ページの一番下の右、下段でございますが、右側になりますが、第10条の2、第6項の追加でございますが、これにつきましては高齢者、障害者が居住する住宅について一定のバリアフリー改修工事を行った場合は、固定資産税の3分の1の減額特例措置を受けようとする場合につきまして、改修後3ヵ月以内に、5ページになりますけれども、5ページの上段の1号から7号までに掲げます事項を記載した申告書に関係書類を添付して市長に提出することとなっております。対象となりますバリアフリー改修工事でございますが、平成19年4月1日から平成22年3月31日までに行われた工事で、床面積が100㎡を限度とし、補助金等を除く自己負担額が30万円以上の改修工事でございます。次に5ページの中段の第11条の3、鉄軌道の価格の特例につきましては、先ほど申しましたように本市には該当する地目はございませんので省略いたします。開けて6ページをお願いしたいと思います。6ページの第16条の2、たばこ税の税率の特例で、本則税率での課税に改正されたことによりまして、附則での規定を削除するものでございます。下段の第17条の2、右の7ページの第19条の2につきましては、地方税法改正に伴います条項及び文言の整理でございます。7ページ下段の第19条の3、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例につきましては、軽減税率の適用期限を1年間延長するものでございます。9ページの中ほどにあります第20条の5をご覧くださいと思いますが、保険料に係る個人市民税の課税の特例でございますが、新たに条項を追加するものでございます。日本は多くの国との間で租税条約を締結しておりますけれども、その相手国で支払った保険料等は、社会保険料として所得から控除するという市民税の課税の特例でございます。以上、新旧対照表で説明い

たしましたが、議案その1に戻っていただきまして、27ページをお願いします。附則といたしまして、第1条で施行期日を、第2条、第3条が市民税及び固定資産税に関する経過措置を定めております。

以上が、議案第69号の説明でございました。

開けていただきまして、29ページをお願いします。議案第70号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。開けていただきまして、30ページが専決第6号、専決処分書で、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。右のページが条例の一部を改正する条例でございます。今回の改正は、地方税法施行令の一部改正によりまして、本市の国民健康保険税の基礎課税額の課税限度額を53万円から3万円引き上げまして56万円とするもので、課税限度額の引き上げの理由といたしましては、健康保険の標準報酬の上限が引き上げられたこと、並びに賦課限度額を超える世帯の割合が多くなっているためのものでございます。

附則で、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分以後の国民健康保険税について適用することといたしております。

以上が、議案第70号でございました。

開けていただきまして33ページでございますが、議案第71号 専決処分の報告及び承認を求めることについてでございますが、これも地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。開けていただきまして、34ページが専決第7号、専決処分書で、菊池市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。今回の改正は、熊本県におきまして当該事業の補助交付要綱が改正されたことに伴いまして、本市条例の改正の必要性が生じたものでございます。右のページが一部を改正する条例でございます。第2条第2号の改正によりまして、施設等の所在市町村の費用負担及び助成事務が過大とならないように、受給資格者要件の一つであります住民に該当することの定義を改正し、社会保険該当者につきましても障害者自立支援法の規定の居住地特例等を適用するものでございます。

以上が、第71号の説明でございました。

次に、37ページをお願いします。議案第72号、専決処分の報告及び承認を求めることについてでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるもの

でございます。開けて38ページが専決第8号、専決処分書で、菊池市就学指導委員会条例の一部を改正する条例を専決処分したものでございます。右のページが条例の一部を改正する条例でございます。今回の改正は、本年4月1日付けの教育委員会内の組織の見直しに伴いまして、第7条中「教育総務課」を「学校教育課」とするものでございます。

以上が議案第72号でございました。

次に、41ページ、議案第73号と53ページになりますけれども議案第74号につきましては関連いたしておりますので、一括して説明いたします。いずれも専決処分の報告及び承認を求めることについてでありまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

まず、41ページの議案第73号について説明いたします。開けて42ページが専決第9号、専決処分書でございます。右のページが平成19年度菊池市一般会計補正予算（第1号）でございます。開けていただき44ページでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ622万7,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を216億6,722万7,000円とするものでございます。

50ページの事項別明細で説明いたします。歳入歳出とも622万7,000円の補正でございますが、今回の専決処分は菊池市浄水センターの無停電電源装置の劣化によりまして故障が発生しました。緊急に修理が必要となりましたので、その修繕料622万7,000円を公共下水道事業特別会計へ繰り出すものでございます。

次に、53ページをお願いします。議案第74号でございますが、開けていただきまして54ページ、専決第10号、専決処分書でございます。右のページが平成19年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。開けて56ページでございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ622万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9億1,691万7,000円とするものでございます。

60ページをお願いしたいと思います。事項別明細で説明いたします。歳入622万7,000円の補正は、先ほど説明しました一般会計からの繰入金でございます。下段の歳出でございますが622万7,000円は、先ほど議案第73号で説明いたしました菊池市浄水センターの無停電電源装置の故障箇所の修繕料622万7,000円でございます。

以上、議案第73号及び議案第74号の説明でございました。よろしく願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

東裕人君。

[登壇]

○(東 裕人君) おはようございます。質疑を行います。

議案第69号と議案第70号について質疑を行います。議案第69号の菊池市税賦課徴収条例の一部改正の条例についてであります。附則第19条の3は証券優遇税制の一つで、今回の改正により、その適用期限が1年延長されていますが、本市では該当する事業者あるいは該当する個人の数はいくらあるのか。また期限1年延長により、減税額はいくら見込んでいるのか、お聞きします。

次に、議案第70号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてです。3万円の引き上げということでした。この対象世帯数は一体この菊池市でどれくらいあるのか。また引き上げによる増税見込額はいくらなのか、お聞きします。

○議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長(緒方希八郎君) 大変申し訳ないんですが、先ほどその質疑を聞きまして、今税務課の方で調べておるところでございますので、今しばらく時間をいただきたいというふうに思いますけど、よろしいでしょうか。

○議長(北田 彰君) ほかにありませんか。

これで質疑を終わります。

議案第67号から議案第74号までの8議案は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

東裕人君。

[登壇]

○(東 裕人君) 私は、議案第69号、そして議案第70号について、反対討論を行います。

まず、議案第69号、菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について反対討論を行います。これは、説明でもありましたが、上場株式等の譲渡益の軽減税率延長についてのものでありまして、この優遇税制は一握りの富裕層に減税の恩恵が集中する制度で、本市では今調べていただいているとのことでしたが、この1年期

限延長で1兆円を超える減税になると言われています。その一方で、今多くの国民には定率減税の廃止で1兆7,000億円の増税が押しつけられます。持っている富裕層にはこういう優遇税制をする、国民には大增税と、文字通り逆立ち税制となるわけであります。私はこの優遇税制の地方版とも言うべきこの条例は承認できません。

次に、議案第70号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてです。3万円の引き上げは93年の4万円引き上げ以来の高い引き上げ額となります。またこの対象数も増税見込額も調べていただくということでありましたが、今ただでさえ公的年金控除の縮小や老年者控除の廃止により、収入が変わらなくても所得額が上がり、結果、国保税が引き上げられます。そういう中で、さらなる負担増につながるこの本条例については、私は承認できません。

以上で、反対討論を終わります。

○議長（北田 彰君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） これで討論を終わります。

これより、議案第67号から議案第74号までについて採決します。ただいま討論がありました議案第69号、議案第70号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第67号、議案第68号、議案第71号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、以上6案件について、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、以上の6案件については、原案のとおり承認することに決定しました。

次に、討論がありました議案第69号、議案第70号については、起立によって採決します。

まず、議案第69号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第69号は、原案のとおり承認することは可決されました。

次に、議案第70号について、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第70号は、原案のとおり承

認することは可決されました。

ここで、総務部長から発言の申し出がっておりますので、これより発言を許します。

総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○**総務部長（緒方希八郎君）** お許しをいただきましたので、先ほどの東議員の質疑に対してお答えしたいと思います。

市民税につきましては、本年度、いわゆる三位一体の改革によりまして税源移譲が行われ、ほとんどの方は所得税が減り住民税が増えることになりました。株式譲渡に係ります税額は、国税7%、地方税3%で、源泉徴収により県から配分を受けるものでございます。そのため件数につきましては不明でございますが、株売買所得の把握は困難なところがございます。株式等譲渡所得割交付金は、平成17年度で903万5,000円、18年度は799万9,000円となっておりますので、ご参照いただきたいと思います。

また国保税の限度額引き上げ、いわゆる3万円の引き上げによりまして影響額でございますが、18年度ベースでは53万円の場合は540世帯、56万円は460世帯となりますので、460世帯が増えるものと考えております。増額見込額は、1,100万円程度が増額になるというふうに見込んでおります。

以上でございます。



日程第5 議案第75号から議案第81号まで一括上程

○**議長（北田 彰君）** 次に、日程第5、議案第75号から議案第81号までの7議案についてを一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○**市長（福村三男君）** ただいま上程をされました議案についてご説明を申し上げます。議案その1の63ページでございます。議案第75号、菊池市教育振興基金条例の制定は、昨年1月にお亡くなりになりました菊池市隈府栄町にご在住でございました故打出五月さんから遺言により菊池市に銀行預金を含め全財産の寄附がございました。この寄附金について、その適正な管理と運用を図るため基金を設置し、教育振興のため効率的に活用するために制定するものです。

議案第76号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正は、被保険者の所得の低下により、応能割と応益割のバランスが保てなくなったために、その割合を変更し、

税負担の均衡を図るための改正です。

議案第77号、菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部改正は、永南区に設置します浄化槽の分担金及び使用料について、本市公共下水道事業の規定を適用するための改正です。

次に、議案第78号、平成19年度菊池市一般会計補正予算ですが、歳出の主なものは、農林水産費では地域営農組織育成緊急支援事業に係る補助金898万8,000円、商工費では中心市街地活性化基本計画の策定委託料650万円、消防費では法改正による消防団員の公務災害補償費等の掛金の増326万4,000円、教育費では先ほど教育振興基金条例の制定でご説明いたしましたように、故打出五月さんからの寄付金を菊池市教育振興基金として積み立てる1億430万1,000円でございます。これらにより歳入歳出予算の総額に1億4,127万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を218億850万2,000円とするものです。

議案第79号、平成19年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算は、事業確定により交付金の交付があったもので、歳入歳出予算の総額に63万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を65億9,638万4,000円とするものです。

次に、議案第80号、辺地総合整備計画の策定については、竜門、重味及び塚原の3辺地について、辺地に係る総合整備計画を定めたいので、法律の規定により議会の議決をお願いするものです。

最後に、議案第81号、指定管理者の名称変更に伴う再指定については、既に指定をしております菊池市立泗水図書館の指定管理者の名称が法人格を有する特定非営利活動法人、すなわちNPO法人でございますが、に変更されましたので、変更後の名称で再指定をいたしたく議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案の概要について説明申し上げましたが、詳細につきましては総務部長に説明をいたさせますので、議員各位におかれましてはこれらの議案につきまして慎重審議の上、速やかにご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案その1の63ページでございますが、議案第75号、菊池市教育振興基金条例の制定についてでございますが、提案理由といたしまして、故打出五月氏の寄附金の適正な管理と運用を図るため制定するものでございます。開けていただきまして64ページでございますが、制定する条例でございます。この基金条例は、昨年1月18日に享年89歳でお亡くなりになりました菊池市隈府915番地1にお住いでありました打出五月氏の遺言によりまして、

銀行預金約1億400万円、並びに不動産、これは自宅でございます土地家屋でございますが、この不動産の全財産を菊池市に寄贈いただいております。現金につきましては、平成18年12月に振り込まれ、不動産につきましては平成19年、本年1月に所有権移転登記が終わっております。この寄附は、用途については故人からの指定はございませんで、いわゆる一般寄附でございます。しかしながら寄附が多額であり、故人の思い等を推察しながら内部で検討を重ね、結論といたしまして将来を担う子どもたちのために活用することで決定し、今回基金条例を制定するものでございます。第5条に置いて、基金の用途を定め、第6条で処分ということで、果実及び基金を取り崩して教育振興発展のために効率的に活用することといたしております。

附則で、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上が、議案第75号でございました。

67ページをお願いします。議案第76号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、提案理由でございますが、被保険者の平成18年度分の所得が落ち込み、現行税率で平成19年度課税しますと応能割、応益割のバランスが保てなくなりまして、平準化枠から外れますので、平準化を維持するための改正でございます。開けていただきまして、68ページでございますが、一部を改正する条例でございます。第3条が所得割の税率改正でございますが、現行の100分の9.5、いわゆる9.5%でございますが、これを100分の10、10%に改めるものでございます。また、第5条で平等割額を現行の3万2,000円から2万9,000円に3,000円引き下げるものでございます。第13条の改正は、第3条、第5条の改正に伴いまして、低所得者に対する減額規定も併せて改正する必要がございますので改正するものでございます。

附則で、平成19年度4月1日より適用し、平成18年度分までの税率は改正前、いわゆる従来税率で課税するのといたしております。

以上が、議案第76号でございました。

次に、右側の69ページでございますが、議案第77号、菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定について説明いたします。開けていただきまして70ページが一部を改正する条例でございます。改正の主な理由は、泗水町永南区におきまして、合併前より集合型下水道で整備し、分担金及び使用料についても旧泗水町の料金で住民説明会等を行ってまいっております。住民からの要望もありまして、またさらには浄化槽設置の方が整備費が安価と安くなるために市町村方で整備することといたしました。しかしながら、分担金及び使用料につきましては、旧泗水町の集合型料金を合併前から説明しておりまして、第6条第1項並びに

第10条第1項に但し書きを加えることで旧泗水町の集合型の料金を適用するため一部を改正するものでございます。

附則で、平成19年7月1日から施行することといたしております。

以上が議案第77号の説明でございました。

次いで、71ページになります、右側でございますが、議案第78号、平成19年度菊池市一般会計補正予算（第2号）でございます。開けていただきまして72ページ、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,127万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を218億850万2,000円とするものでございます。

事項別明細で主なものを説明いたします。80ページをお願いします。まず歳入でございますが、主なものは款15県支出金、項2県補助金、目3の民生費県補助金のうち、放課後児童対策事業補助金125万5,000円の補正でございますが、児童育成クラブ運営補助金でございます。補助基準額の改正による増、また目5農林水産業費県補助金のうち地域営農組織育成緊急支援事業費補助金898万8,000円の補正でございますが、これは甲森北、南古閑の生産組合への機械導入事業に対する補助。款15県支出金、項3委託金、目9教育費委託金のうち、国際理解活動推進事業委託金100万円の補正は、菊池北小学校が文科省の指定を受けまして5、6年生に週1時間程度ALTや地域人材を活用し、英語力の向上を図ることで国際理解度を高めることを目的といたしております。次に、款17寄附金、目9教育費寄附金1億441万2,000円の補正でございますが、先ほど来説明いたしております昨年お亡くなりになりました打出五月氏よりの寄附金1億391万2,000円とプロゴルファーの不動裕理さんからの寄附金50万円の合計でございます。一番下で、繰越金は今回の補正財源に充てるものでございます。

次に84ページをお願いいたします。歳出でございますが、主なものを説明申し上げます。款2総務費、目9地域振興費115万7,000円は、大阪事務所に派遣しております1名の職員の特別旅費、家賃及び熊本県大阪事務所への活動負担金でございます。開けていただきまして86ページ、款3民生費、目1児童福祉総務費250万2,000円の補正のうち、児童育成クラブ母子家庭分委託料95万8,000円の減額補正は、下段にあります、ちょっと下にあると思いますが、補助金への組み替えを行うものでございます。また児童育成クラブ委託料の増額補正は、補助基準額の改正によりまして、市内にあります11クラブのうち6クラブが増額し5クラブが減額となります。差し引き128万6,000円の増額となるものでございます。次に、款5農林水産業費、目3農業振興費938万8,000円の補正のうち地域営農組織育成緊急支援事業補助金898万8,000円の補正は、甲森北、南古閑の生産組合への自脱コンバイン導入事業に対する補助金。目7農地費

153万9,000円の補正は、原井手管理組合への負担金でございまして、大場堰公衆トイレ等水道改修工事に対します負担金、下段の款6商工費、目1商工総務費650万円の補正でございしますが、これは中心市街地活性化基本計画策定委託料、下段の目2商工業振興費151万1,000円の補正は、市補助要綱の規定によりまして、中央通り商店街の街灯設置事業補助金でございまして、事業費の2分の1を補助するものでございます。開けていただきまして88ページでございしますが、款8消防費、目2非常備消防費326万4,000円の補正は、公務災害補償等責任に関する法律の一部改正によりまして、1,632名の消防団員に掛けております共済掛金が引き上げられましたために増額補正するものでございます。款9教育費、目3教育振興費1億430万1,000円は、故打出五月氏の遺贈によります寄附金を将来を担う子どもたちのために有効に活用するための菊池市教育振興基金への積み立てを行うものでございます。一番下の款9教育費、目1保健体育総務費50万円の補正は、ジュニアスポーツ育成ゆうり基金に不動裕理さんの寄附金を積み立てるものでございます。

以上が補正の主なものでございまして、75ページに戻っていただきたいと思っております。75ページでございしますが、第2表地方債の補正でございまして、合併特例事業の限度額を補正後に変更しまして、補正後の限度額を21億3,850万円とするものでございます。

以上が、議案第78号、平成19年度菊池市一般会計補正予算の説明でございました。

次に、93ページをお願いします。93ページ、議案第79号、平成19年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算について説明いたします。開けていただきまして94ページでございしますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ63万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を65億9,638万4,000円とするものでございます。

事項別明細書で説明いたします。98、99をお願いします。歳入は、事業確定に伴います精算交付金63万2,000円でございます。下段の歳出でございしますが、目1償還金、その他の返納金38万円でございますが、これは事業確定による返納金でございます。一番下の他会計繰出金につきましては、一般会計繰出金の精算に伴いまして、25万2,000円を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上が、議案第79号でございました。

次に、101ページをお願いします。議案第80号、辺地総合整備計画の策定について説明をいたします。辺地総合整備計画策定にあたりましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規

定によりまして、議会の議決を経る必要がございますためにお願ひするものでございます。開けていただきまして102ページ、102ページが菊池市龍門辺地、右の103ページが菊池市重味辺地、開けていただきまして104ページでございますが、菊池市四町分の塚原辺地で、それぞれの総合整備計画書でございます。この3地域ともに主要道路に連絡する市道は縦断勾配が急でございます、急カーブも多く幅員も狭いため、車の離合など地域住民の生活に支障をきたしておるところでございます。道路の新設改良を行い、いずれの地域も生活道路の確保を図るものでございます。なお、計画期間でございますが、龍門辺地と重味辺地につきましては、平成19年度から平成21年度までの3年間、塚原辺地につきましては平成20年度から平成21年度までの2年間でございます。

以上が、議案第80号の説明でございます。

次に、右側の議案第81号、指定管理者の名称変更に伴う再指定についてでございますが、平成19年度議案第55号によりまして議決をいただいております指定管理者につきまして団体の名称が変更されましたので、変更後の名称で再指定をお願いしたく議会の議決をお願いするものでございます。公の施設の名称でございますが、菊池市立泗水図書館、指定管理者に指定している団体でございますが、変更前が本と人とのネット泗水でございます、変更後は特定非営利活動法人、本と人とのネット泗水でございます。指定期間は変更はございませんで、記載のとおりでございます。

以上、議案第81号の説明でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。



日程第6 陳情第2号及び陳情第3号一括上程

○議長（北田 彰君） 次に、日程第6、陳情第2号及び陳情第3号の2件が本定例会までに提出されました陳情であります。その内容については、お手元に配付のとおりであります。



日程第7 報告第3号から報告第8号まで一括上程

○議長（北田 彰君） 次に、日程第7、報告第3号から報告第8号までの6案件についてを一括議題とします。

提出者の報告を求めます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、議案その2の方をお願いしたいと思います。

議案その2は報告関係になっておりますが、私の方からは報告第3号、報告第4号並びに報告第8号の説明をさせていただきます。

まず、報告第3号でございますが、繰越計算書の報告について説明いたします。地方自治法施行令第145号第1項の規定によりまして、平成18年度菊池市継続費繰越計算書を別紙のとおり報告いたします。

開けていただきまして2ページでございますが、平成18年度菊池市繰越費繰越計算書でございます。特別養護老人ホーム特別会計でございますが、事業名がつまごめ荘改築工事で、年度内に事業を完了することが困難となっております。そのため繰り越すもので、翌年度通次繰越額8億1,582万2,800円でございます。

以上が報告第4号でございます。

次に3ページでございますけれども、報告第4号、繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、これにつきましても地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づきまして、平成18年度繰越明許費繰越費として別紙計算書のとおり報告するものでございます。

開けていただきまして4ページでございますけれども、平成18年度繰越明許費繰越計算書でございます。一般会計が6事業でございますが、翌年度繰越額の合計が1億8,053万7,000円、介護保健事業特別会計が1事業でございますが、翌年度繰越額が250万円、特定環境保全公共下水道事業特別会計が1事業で翌年度繰越額が2,500万円でございます。この8事業を繰り越します主な理由といたしましては、地元調整協議に時間を要したり、要望によりまして当初計画の変更等が生じたもの、さらには用地交渉等が難航したこと等で不測の日数を要したことなどによりまして、年度内に事業を完成することが困難となったために繰り越すものでございます。

以上が報告第5号でございます。

次に、55ページをお願いします。55ページ、報告第8号、専決処分報告について説明いたします。地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして、議会において指定されている事項について専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。開けて56ページをお願いしたいと思います。専決処分書でございます。内容につきましては、事故発生日が平成19年1月25日。2番として相手方でございますが、記載しておりますとおりでございます。事故の概要につきましては、菊池高校の北側、裏の方になりますけれども、市道高野瀬線を走行中の相手方が対向車両と離合する際、道路側溝わきに接してありました鉄板蓋が跳ね上がり、車両の左側ドアに接触し損害を与えたものでございます。損害賠償の額は6万371円ということで、5番で決定事項として、本件事故に関

する一切の損害賠償として上記の金額を払い、今後いかなる事情が発生しても双方とも異議を申し立てないとするものでございます。

以上が報告第8号の説明でございました。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 続きまして、報告第5号、菊池市土地開発公社経営状況報告につきまして、地方自治法第243条の3、第2項の規定によりご報告申し上げます。資料につきましては、お手元の議案その2の5ページからになりますのでお聞きいただきたいと思います。第33期決算報告書により説明をいたします。

8ページをお聞き下さい。平成18年度菊池市土地開発公社の事業報告書でございますが、(イ)用地の年間取得造成、(ロ)用地の年間処分原価につきましては、平成18年度はございません。

9ページになります。平成18年度損益計算書でございます。附帯等事業収益といたしまして141万4,000円で、これは雇用促進住宅の駐車場貸付収入でございます。2の事業原価はございませんので、同額が事業総利益の合計となります。次に3の一般管理費につきましては、事業用地等の管理に係りました費用が175万8,842円で、先ほどの事業諸利益から一般管理費を引きました34万4,842円が事業損失となるものでございます。4の事業外収益が49万8,410円で、事業損失を差し引きました15万3,568円が経常利益となりまして、同額が当期純利益となります。

次に、10ページをお願いいたします。平成18年度貸借対照表でございます。まず資産の部でございますが、1の流動資産といたしまして(1)の普通預金から(9)の未成土地までの合計が28億242万2,425円でございます。事業用地の内訳を13ページに記載しております。ご覧いただきたいと思います。未成土地は林原、蘇崎、田島工業団地と小野崎住宅分譲用地でございます。事業用地の合計面積が26万4,451㎡、金額が27億9,203万6,415円となっております。

お戻りいただきまして、2の固定資産合計は25万2,756円で、資産合計は流動資産合計と固定資産合計を合わせました28億267万5,181円となるものでございます。

次に、11ページの負債の部でございます。1の流動負債は(3)前受金の219万2,000円となっております。2の固定負債(1)の長期借入金は20億7,950万円です。

14ページに内訳を記載しておりますが、ご覧いただきたいと思います。菊池地域農業協同組合から1億5,850万円、熊本ファミリー銀行から19億2,100万

円となっております。

11ページに返っていただきまして、1流動負債と2固定負債を合計いたしました20億8,169万2,000円が負債合計でございます。

次に、資本の部でございます。1の資本金は市からの出資金で100万円、2の準備金合計は(1)繰越準備金と(2)当期純利益を足しまして7億1,998万3,181円となります。負債資本合計は28億267万5,181円となり、貸借一致の原則により資産合計と同額となっております。

12ページは公社の財産目録でございます。また15ページに監査の意見書を添付いたしております。

次に、平成19年度菊池市土地開発公社の事業計画・予算・資金計画でございます。17ページをご覧いただきたいと思っております。平成19年度の事業計画でございますが、1の事業名についてですが、林原工業団地で60万円、蘇崎工業団地で1,033万2,000円、田島工業団地で1,603万円、小野崎住宅用地で30万円を計上いたしております。2の土地売却等はございません。

次に18ページになりますが、平成19年度の予算でございます。予算につきましては、第2条の収益的収入及び支出で、公社所有地に係る賃貸料、受取利息等の収入を計上いたしております。支出では、草刈り経費、車両2台のガソリン代等の支出を計上いたしております。

次に、19ページの第3条資本的収入及び支出でございます。まず資本的収入につきましては、長期借入金といたしまして20億1,826万2,000円を計上いたしており、同額が収入合計となっております。なお、5月16日に蘇崎工業団地の1万1,263㎡について売買契約を締結いたしましたが、これに伴います売買代金1億3,228万1,000円は、今後補正予算を編成することといたしております。資本的支出につきましては、土地造成事業費で2,726万2,000円、長期借入金・償還金につきましては19億9,650万円を計上いたしております。また第4条の借入金の限度額は21億円と定めております。

次に、20ページが平成19年度の資金計画となっております。

以上が、菊池市土地開発公社の経営状況報告でございます。

○議長(北田 彰君) 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○経済部長(稲葉公博君) 続きまして、報告第6号、有限会社きくち観光物産館経営状況報告について及び報告第7号、有限会社ファームきくち経営状況報告についてご報告いたします。

地方自治法第243条の3、第2項の規定に基づき報告をするものでございます。

議案その2の23ページをお開き願いたいと思います。報告第6号、有限会社きくち観光物産館経営状況報告について、平成18年度の営業報告からご説明申し上げます。ステビア農法による安心・安全・こだわりの農産物の販売も2年目にして生産者80名を超え、ヤーコンの大口需要とともにきくち観光物産館の健康なイメージとおいしい農産物の相乗効果で売り上げ、客数ともに過去最高の実績が上がっております。各種の取り組みをメディアを活用しPRした結果、市外からの集客の増が図られたようでございます。24ページから25ページまでは、定例取締役会議の内容でございますので、ご覧いただきたいと思っております。

次に、26ページは前年度との売上実績及び売上客数の比較となっております。平成18年度の売上実績は2億4,840万5,000円で、前年対比115%となっており、売上客数は21万5,110人で、前年対比108%となっております。

次に、27ページから32ページまでは決算報告書でございます。まず28ページは平成19年3月31日現在の貸借対照表でございます。資産の部では流動資産、固定資産の合計が4,137万8,327円、負債の部で2,209万7,463円、純資産の部で繰越利益剰余金358万4,864円を含み、純資産合計が1,928万864円となっております。

次に、29ページの損益計算書でございますが、売上高7,491万2,474円でありまして、売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引きますと、営業損失が272万3,992円となりますが、当期純利益は71万6,958円となっております。30ページから32ページまでは明細となっておりますので、説明を省略させていただきます。

次に、33ページは平成19年度の営業計画でございます。本年度は創業15周年の節目になりました。農・林・商・工・観光業者との連携を密にし、信頼され愛される特色を持った物産館を目指し、改革と改善を行うこととされております。

次に、34ページは平成19年度の予算であります。収入の部で営業収入8,400万円、営業外収入501万円、合計8,901万円を見込んでおります。

次に支出の部でございますが、販売費及び一般管理費の支出合計8,657万円を見込んでおります。

次に、35ページは販売費及び一般管理費の前年度との比較明細でございます。

36ページは、平成19年度の月別売上目標でございます。対前年比104.7%の2億6,000万円を目標としております。

最後に37ページは、オープン当初からの売上実績等の推移表となっております。

以上で概略説明を申し上げまして、有限会社きくち観光物産館の経営状況報告に代えさせていただきます。

次に、報告第7号、有限会社ファームきくちの経営状況報告についてご説明を申し上げます。41ページをお開き下さい。平成18年の事業報告からご説明申し上げます。平成18年度は中期5ヵ年計画の初年の年にあたり、その中で重点事業に位置づけているのが有色米の産地化と新規就農者支援です。中期5ヵ年経営計画の着実な実行に伴う必要資金及び自社本体の経営基盤を補充強化するため、有色米の産地化に向けた設備機械の設置をはじめとした資金としての増資を行いました。有色米の産地化については、集落営農組織、菊池市古代米部会等との連携の下、中山間地域を中心に約6.6haを作付けし、集出荷施設整備及び関連機械を菊池市出田に設置導入されました。販売面においては、県北部を中心に取引販売店37事業所と契約が結ばれ、12月末現在の売り上げ736万7,000円となり、実際に栽培を行った古代米部会員からの反応もよく、平成19年度の作付け面積の拡大に期待をいたしているところでございます。新規就農者支援についても、指導体制の強化を図り、農業にやる気のある人材を継続的に受け入れ、述べ参加人数約550名の受入指導が行われ、特に近隣の農業者との連携を行いながら実施されております。

次に、43ページから49ページまでは決算書でございますが、まず43ページは平成18年12月31日現在の貸借対照表でございます。資産の部で、流動資産、固定資産の合計が6,331万6,993円、負債の部で1,108万1,554円、純資産の部で繰越利益剰余金が108万5,439円を含み、純資産合計が5,223万5,439円となっております。

次に、44ページの損益計算書でございますが、売上高は3,020万3,448円でありまして、売上総利益から販売費及び一般管理費を差し引きますと71万1,042円が営業利益となり、当期純利益が47万5,608円となります。

次に、45ページから49ページまでは明細でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、50ページは平成19年の事業計画でございます。中期5ヵ年経営計画で重点事業に位置づけている有色米の産地化については、菊池市古代米部会と連携し、約13ha規模への作付け拡大、田植え、刈り取り等、農業体験イベントの定期的な開催及び加工品づくり等を行いながら、新たなブランドづくりに取り組むとともに、販売面においても消費者への直接販売を基本に、インターネットや各種組織のネットワークを活用した販売促進を図ることとされております。新規就農者支援については、農業大学をはじめ農業関係諸団体との連携を図りながら、団塊世代の受け入れなど、農業にやる気のある人材を継続的に受け入れ、就農独立に向けて積極的に支援を行うこととされております。

次に、51ページは平成19年の予算でございますが、まず売上高4,200万円

で、売上総利益1,343万3,000円を見込んでおります。販売費及び一般管理費が1,106万円でありまして、当期純利益を247万3,000円見込んでおります。

52ページから53ページまでは、その明細でございますので、説明を省略させていただきます。

以上、概略を説明申し上げまして、有限会社ファームきくちの経営状況報告といたします。なお、残りにつきましては冒頭ありましたように、最終日にご説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 以上で報告を終わります。報告第3号及び第4号は、地方自治法施行令第145条第1項及び第146条第2項の規定により、また報告第5号から報告第7号までは地方自治法第243条の3、第2項の規定により、並びに報告第8号は地方自治法第180条第2項の規定により、報告にとどめます。

日程第8 休会の議決

○議長（北田 彰君） 次に、日程第8、休会の件を議題とします。

お諮りします。明日6日から8日まで及び11日は、議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） ご異議なしと認めます。

よって、明日6日から8日まで及び11日は休会とすることに決定しました。

なお、9日及び10日は市の休日のため休会です。

以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

お知らせします。明日6日から11日までは休会ですので、会議を来る12日午前10時から開き、質疑、委員会付託及び一般質問を行います。議案に対する質疑または一般質問を希望される方は、その質問の要旨を具体的に記載し、明日6日の正午まで事務局にご提出をお願いしたいと思います。

本日は、これにて散会します。

(全員起立)

お疲れでした。

散会 午前11時19分

第 2 号

6 月 1 2 日

平成19年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第2号

平成19年6月12日（火曜日）午前10時開議

- 第1 質疑
- 第2 委員会付託
- 第3 一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第1 質疑
- 日程第2 委員会付託
- 日程第3 一般質問

出席議員（27名）

- 1番 東 裕 人 君
- 2番 泉 田 栄一朗 君
- 3番 森 清 孝 君
- 4番 藤 野 敏 昭 君
- 5番 樋 口 正 博 君
- 6番 二ノ文 伸 元 君
- 7番 中 山 繁 雄 君
- 8番 水 上 博 司 君
- 9番 三 池 健 治 君
- 10番 怒留湯 健 蓉 さん
- 11番 坂 本 昭 信 君
- 12番 隈 部 忠 宗 君
- 13番 奈 田 臣 也 君
- 14番 葛 原 勇次郎 君
- 15番 木 下 雄 二 君
- 16番 坂 井 正 次 君
- 17番 森 隆 博 君
- 18番 山 瀬 義 也 君

19番	本	田	憲	一	君
20番	栃	原	茂	樹	君
21番	松	本		登	君
22番	工	藤	恭	一	君
23番	境		和	則	君
24番	北	田		彰	君
25番	外	村	國	敏	君
26番	徳	永	隆	義	君
27番	横	田	輝	雄	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市	長	福	村	三	男	君
副	市	村	上	建	二	君
収	入	高	本	信	男	君
総	務	緒	方	希	八	郎
企	画	石	原	公	久	君
市	民	村	山		隆	君
経	済	稲	葉	公	博	君
建	設	岡	崎	俊	裕	君
七	城	平	野	國	臣	君
旭	志	水	上		泉	君
泗	水	上	林	正	章	君
市	民	大	場	美	範	君
企	画	鳥	井		修	君
財	政	川	上	憲	誠	君
教	育	田	中	忠	彦	君
教	育	山	口	正	司	君
総	務	中	村	鉄	男	君
水	道	後	藤		定	君
農	業	五	島	千	秋	君
監	査	田	島	伸	正	君

事務局職員出席者

事務局 長	樋口 昭彦 君
議事課 長	永田 哲士 君
議事係 長	上田 敏雄 君
議事係主事	本田 昇 君

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。



午前10時00分 開議

○議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 質疑

○議長（北田 彰君） それでは日程に従いまして、日程第1、質疑を行います。質疑は一括質疑とし、3回までとなっております。質疑は提出議案に対し疑義を正すものであり、一般質問と違って自己の意見を申し述べることはできません。

発言の通告がっておりますので、質疑を許します。

はじめに、森隆博君。

[登壇]

○（森 隆博君） おはようございます。通告しておきました点について質疑を行いたいと思います。

議案の第76号、菊池市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。条例の改正について、少し納得いかない点がありますのでお聞きしたいと思いますが、1点目としまして、所得の低下によりまして、応益割、応能率のバランスが取れないというようなことで、標準化の枠内を維持するためには所得割を9.5から10%に上げると。そして、応能割、平等割とありますが、1世帯割を下げる。それでも不足が約6,000万円ほど出るということで、国保の財政調整基金の取り崩しを認めてほしいという改正であろうということに間違いはないかということであります。

2点目に、財政試算に税率の試算をしないとわからないということでありましたが、所得割を大幅に上げた場合、今後は高額所得者、低所得者とどちらから取るような考えであるのかと。例としましては、肥育農家の場合、牛1頭100万円の枠がありまして、そういうことで無税となっております。多額の収入を得ておられるというようなことで、納税率は低いわけですが、所得割を維持したいということであるならば、この応能割、所得割と資産割の適用は考えられておるのかということ。

3点目に、国民健康保険の財政調整基金の運用について、現在国民健康保険の給付費の約1割を保有しておるわけですが、これはいざというときのために約

1割を持ち寄った基金であります。この現状のままでいきますと、この国民健康保険の基金が何年でなくなってしまうかと、底をつくかということであります。その点についてお尋ねしたいと思います。

4点目に、平成20年度より後期高齢者の保険制度がスタートするわけですが、その動向を確認後に国民健康保険税を決定したいという考えのようではありますが、現状では県内でも国民健康保険の格差というのが問われております。後期高齢者の保険制度に向けた県内の市町村、担当者会議の中で、熊本県内の国保を統一するというような意見といたしますか、そういった協議は行われなかったかということをお聞きしたいと思います。

次に、議案の第81号です。指定管理者の名称変更であります。これは確認のためにしておきたいということで質疑をいたしますが、変更後は特定非利益ということで、NPOというような法人組織になりますので、図書館ということで利益は出してはならないというような施設でありますので、そういった条例改正だろうと思いますけれども、今、図書館内がカードを使った貸し入れになっております。そういうようなことで、個人情報の流出といった問題が一番懸念されます。そういったことについて、責任問題というようなことがどこが起きてくるかなということと、機器等が老朽化しております。ちょうど図書館ができてから約10年ということで、今年7月で大体システムの機械が大体寿命かなというところではありますが、途中で機械の入れ替えもあったようではありますが、そういった機械等の管理、取り替え等についてどちら側の責任でやっていけるのかということ。それと、天災等があった場合、そういった空調とか、いろんなシステム機械の補修等が、多分保険で対応されると思いますけど、早急にやらなければならない施設でありますので、そういったことについてのきちとした契約等ができておるか。指定管理者が本当に1人で、代表者は1人です。人間生身でありまして、いつ事故、病気等にかかられるかわかりません。そういったときに、そういったシステム関係の管理、そういったものに対しましてのそういった要綱といたしますか、そういったものまで契約書の中に謳われておるかということについてお尋ねをしたいと思います。

以上、2点についてお尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、森議員の質疑に対してお答えしたいと思います。第1点目でございますけれども、財政調整基金から約6,000万円の取り崩しを認めほしい、そのための条例改正で間違いはないかということでございますが、今回の改正をお願いして

おりますのは応能割、応益割のバランスが崩れ、平準化が保てなくなっております。被保険者間の税負担の均衡を図るための国保税率を改正する条例でありまして、財政調整基金を取り崩しを求める条例ではありません。2年続けて平準化枠を外れますと約6,000万円の国からの補助金が受けられず、被保険者の二重の負担を掛けることとなります。国民健康保険特別会計の健全運営には、医療費に見合う税収の確保が重要であり、その手段として税率の改正は必要不可欠と考えます。が、来年度は医療費の大幅な改正が行われますので、今回は平準化のみに限った改正とさせていただきます。応能・応益割のバランスを取りながら、なおかつ低所得者に急激な税負担を強いらぬような形で改正をお願いするものでございます。

次に2点目でございますけれども、資産割の導入についてということでございますが、その考えはあるかどうかということだろうと思っておりますが、資産割の導入についてでございますが、結論から申し上げますと導入する考えはございません。旧菊池市では資産割を平成14年度に廃止した経緯がございます。資産割は、固定資産税額に対し課税する仕組みでありまして、安定した財源確保の目的で導入されたものでございます。固定資産には固定資産税が賦課されますし、また資産から得る所得については所得税及び市民税が賦課されることとなります。二重、三重に課税されることとなりますので、低所得者に大きな負担となっております。このようなことで、資産割を14年度に菊池市は廃止したところでございます。旧菊池市でございますが、また、資産割は菊池市内に住居があり、菊池市内に固定資産に所有している方のみ資産割が賦課されます。菊池市外に資産を有する方には課税ができないと公平性に欠けるところもあります。合併前の菊池郡内では、資産割の採用はあっておりませんで、市町村合併等を総合的に判断して平成14年に廃止したものでございます。

次に3点目でございますけれども、財政調整基金は何年ごろに底をつくのかということでございますが、国民健康保険の財政調整基金の状況でございますが、平成17年度末で約4億3,000万円、18年度に約5,000万円を取り崩しておりまして、現在約3億8,000万円の基金残高でございます。さらに平成19年度におきまして今回の税率改正に伴いまして約7,000万円の取り崩しを予定しております。平成19年度末で約3億1,000万円を見込んでおるところでございます。国保の特別会計の健全運営を図るために、医療費の抑制及び自主健康管理の啓発を進め、広報きくち国保の特集号の発行や制度改正パンフレットの発行など、啓発活動を行っております。インフルエンザ等猛威を振るった場合によります医療費の急激な増加、あるいは天候不順等によります農業所得の増減と、予測が大変難しく、現状では財政調整基金が今後何年ぐらい保つのかということのお尋ねでございます

が、明確にお答えすることはできませんけれども、できる限り取り崩しを行わずに済むように努力をしてまいりたいというふうに考えております。

次に、平成20年度より後期高齢者保険制度のスタートということで、会議の中で県内の国保を統一にする意見が出なかったということではないかと思いますが、今回の説明会は、後期高齢者保険制度の法改正に伴います担当者会議の説明会でございます。その中で明確に県内の一本化について、国保の一本化についての説明はあっておりません。ただ、保険者の再編・統合に関しての項目では、都道府県単位での保険運営を推進するために、保険料の平準化、財政の安定化を促進する観点から、保険財政共同安定化事業を平成18年度より創設し、県内の保険料の平準化を図っているところでございます。将来は、本事業を通じて、都道府県単位の国保財政運営が検討されていくものと考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） おはようございます。

個人情報管理につきましては、菊池市の公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第14条に、その管理する公の施設の業務に従事しているものは、個人情報が適切に保護されるよう必要措置を講じると定めております。また、菊池市立泗水図書館の管理運営に関する協定書第20条に、管理運営業務を実施するにあたって個人情報取扱、特別事項、特記を別記に設けて遵守するよう定めています。したがって、操作ミスにより個人情報が流出した場合は、指定管理者の責任になります。またこれは菊池市公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例第11条及び菊池市立泗水図書館管理運営に関する協定書第13条にあります指定の取り消し条項に抵触することになります。なお、現在図書館電算システムの運用につきましては、指定管理者において補修、点検、ウィルス対策を行い、安全対策を講じ運営されております。

次に、機器の老朽化等により取り替え及び施設保安管理、空調機械等の取り替えにつきましては、管理施設の修繕は年額10万円までは指定管理者において実施、それを超える分については指定管理者と協議の上、市が実施することになります。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○（森 隆博君） それでは、先の方の国民健康保険税の方について、ちょっと再度ご確認をしたいと思います。国保の財政調整基金の改正でありますけれども、やはり

こう今、部長の方が申されましたように、2年間連続して標準枠を外れると減免措置がされないというようなことで、どうしても45か55%以内を維持しなければならないということでもありますけれども、今、合併しましてスタートしてからこの時点まで、すべてが大体その基金を崩さなければならないような状態になってきたということで、やはり今後もこのまま続くんじゃないかなという不安を持っておりますのでお尋ねしておるわけでありまして。今、議会の方に説明ありました資料には、確かに均等割といいますか、世帯割の3万2,000円を2万9,000円に下げるといようなことで、一般の方から見ますと下がるからいいんじゃないかなという認識を持っておられるようではありますが、そのことによって税収が低いから均等性を持つために均等割の方を下げ、その率を維持したいということでもありますけれども、どうしてもその中に赤字というか、その分が出てまいります。そういう分に対して基金を取り崩しじゃありませんけれども、基金を運用しなければやっていけないというのが現状でありまして、一番思いますのが、やはり今泗水町の時点で私が総務委員長時代に税の改正をやるというときに7.8でありました。そして合併協議が15年度始まりまして、菊池市、旭志が9.7ということで、七城が8.9というようなことでありました。そういうことで、泗水町もできるならば7.8よりも9.8ぐらいの基準に合わせようということでも1回そういった協議をやって9.8に合わせておったのが現状であります。合併をいたしまして9.5というようなことで協議のとおりになって運営がスタートしたわけではありますが、菊池市、旭志にしますと0.2は下がっております。そしてまた今回の改正で10%に上げさせてくれということではありますが、中身を見てみますとどうしても11%まで上げたときで漸くプラスマイナスゼロというような数字になると思います。そういうことでありますので、私が言いたいのは、どうしてもやはり市民の皆さん方に不安を与えるじゃなくて、3年ないし5年間は国保の税率は変わりませんよというようなパーセントの示しをしていただきたいということでお尋ねをしておるわけでありまして。やはり、毎年のようにその低い位置に合わせて、見かけはいいんですけども財政上厳しいというような状況が続けていくのか。それとも、もう思い切った程度上げて、それで3年ないし5年間はそのまま維持できますよということを示したのが行政の取り組みではなかろうかということをお尋ねしたいと思います。そういったことで、そういった国税でありますけど健全化に向けた姿勢というものをお聞きしたいと思います。

2点目に資産割の中ではありますが、菊池市の場合は、これは国保と関連する点も出てきますけど、固定資産税が1.6が1.4に下がったと、そういうことで、約1億8,000万円の税収が減ったというようなこともありますし、今農業でも法人化

というような形でどんどん青色申告をされて、農業も特に集落営農というような、そしてまた認定農業というような形に変わってきております。そういうことで、やはり菊池市の基盤産業でありますそういった農業の安定した収入確保と、そういったものに当然取り組む時期と思っておりますが、その点につきましては経済の管轄になろうと思っております。そういった所得税の確保ができて、はじめて健全な国保運営ができていくというふうに思っておりますので、そういった関連についても今後どのような連携をもって取り組んでいかれる姿勢であるかということをお尋ねをしたいと思っております。

3点目の基金の底つきと申しますか、そういったことでありますけれども、やはり給付費の1割はどうしても国保の運営上いると。いるからということで合併のときに持ち寄った基金でありますし、先ほど部長の説明の中にありましたように、いろいろな病気等が発生したときに、そのために充てるというためのこの基金であったものが年々崩されていくということにちょっと不安を抱いたところであります。やはりこの国保税の税の担当は確かに税務課であります。またその健康保険の維持とか、そういったものは健康推進課というような形でありまして、お互いのその連携と申しますか、財政調整基金を維持するためにはどのようなことを今後やっていかなければならないかという考えを持っておられるならお示しをいただきたいと思っております。

4点目の全国的に国民健康保険税の格差ということが問われております。後期高齢者の制度に向けて、熊本県内でトップクラスの担当の方が協議を行われてというふうにお聞きしておりましたので、県内の国保は嘉島町が1人当たり8万4,959円、玉名郡の和水町が5万1,000円ということではばらつきが確かにあります。そういった中で、この国保の統一と申しますか、そういったことが今後多分やっていかなければいけない時期が来ると思っております。そういったことでありますので、特に菊池市は今のところ6万4,000円前後というようなことで、ちょっと中間より低い位置ではありますけれども、後期高齢者も統一していくということであれば、国保の統一といったことも今後考えておられるのかということをお尋ねしたいと思っております。

それと、指定管理者の点で、今、教育長の方から説明を受けました。確かに個人情報情報の漏れは、その指定管理者が責任を負うということではありますが、私が最後に聞きました指定管理者1名の方ではありますが、その方が事故とか病気とか、そういったときで、もし入院とかいろいろされた場合、代わりの職員さんといいますが、今までは公務員という法律で守られた人たちが中で仕事をやっておりましたが、この次は民間の方ということになりますので、そういった方にそういった責任を取ら

なければならぬということになりますと、今後特にこの図書館運営には相当不安が出てくるんじゃないかならうかと。それと、天災とかいろんなことが起きた場合には年額として10万円までは指定管理者の方の責任ということでありましたけど、この法人化NPOを認めるということで利益は持たないということで、本当にぎりぎりのラインで今図書館運営を受け持って指定管理者になっておられる方に、そういった10万円程度の金を出さなきゃいかんというのも、ちょっとこれはおかしい問題じゃないかならうかと思っておりますので、この点について、もう少し見直す予知があるのかということを確認したいと思っております。

以上です。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 1点目の税率関係でございますけれども、ご存じのように合併協議会での確認事項として速やかに税率については統一するということで確認がなされております。当然合併協議会の中では、合併時に統一した税率の方がいいではないかということで、事務レベルでは当然そのような形で話をしてまいっております。ただそれぞれの4市町村の中で事情があったというふうにお聞きしております。それぞれの税率改正がなされなかったと、統一化に向けての事前準備ができなかったというのが一つの統一できなかった大きな要因でございます。合併しまして17年度の合併におきましては統一できなかったということで、不均一課税ということで1年間実施いたしております。昨年18年度に統一ということで統一した税率を一部の市町においては下がると、一部には上がるという形で全市統制しますとどちらかにはやっぱり影響がくるというような現実から避けておれないという部分で、中間的な税率を設定して下がる地域もある、上がったところもあるというような統一化をしたところでございます。そういう形で、2年間いろんな形の税率改正をいたしております。19年度の税率改正につきましては、先ほど来説明申しましたように、平準化が崩れたということで17年度も本来ですと平準化枠内に入った方が一番ベストであったんですが、やはりいろんな状況で統一化を図ることを主眼にということで平準化が崩れております。19年度におきましても崩れる予想があったために18年度分の所得を見て19年度がどうであるかというのを精査した上で、もしよければやっぱり税率の変更がないままにその平準化内であれば一番ベストであったわけでございますが、農業関係の所得の落ち込みというのが顕著でございます。やはりバランスが保てなくなったということで、その2年連続のバランスが崩れたことによるペナルティというのが課せられますので、それを避けるのが第一ということと、また合併前、合併後からいろんな税率の改正がなさ

れております。その基本は増税ではなくて、やっぱり現状維持のままでできる部分はしようじゃないかということでございまして、今回も4億3,000万円の持ち寄りの中で2年連続5,000万円と7,000万円取り崩しまして3億1,000万円になるわけですが、これがぎりぎりの基金保有高ではないかというふうに考えております。そういった意味で、平成20年度に後期高齢者の医療制度の抜本的な改正に伴いまして、税率そのものも大幅な見直しをしなければならないということになるかと想定いたしておりますので、その中でまた税率は考えていきたいというふうに考えております。

また、2点目の資産割についてでございますが、固定資産税の税率が1.6から1.4に旧菊池市がなったということで1億8,000万円程度の減収になったということでございますが今回の国保税の税率改正につきましては、ご存じのように国保会計は特別会計でございまして、この国保税に固定資産税の税率の改正に伴う減収というのは全く影響がないということでございます。

次に3点目でございますが、どうやって基金を維持していくかということではなかったと思いますが、基金は給付の1割しか持ち寄りがないということでございますが、先ほど来申しますように、基金の保有は医療給付費の1割程度が一般的に必要な額といわれて担当者の方はそういう手続きをして1割は基金を保有するという事で来ております。今回も合併協議の中で、当然その1割ということの持ち寄り額が先ほど申しますように4億3,000万円ということで、それぞれの市町村の基金残高を持ち寄ったということでございます。今後財政調整基金の維持につきましては、当然給付に見合った税率の設定が必要でございますし、そのほかにやはり税収の確保、保険事業の推進によります医療費の抑制が必要不可欠でございますので、今後とも健全運営を図ってまいりたいというふうに思っております。

最後になりますけれども、国保事業の県内の一本化ということですが、当然今、その件については県レベルでは話があります。ただ、いつというのはまだ明言がございませんで、先ほどの担当者説明会におきましても法の改正の説明会でございますので、その中で国保の一本化についての言及はございません。ただ今後は、当然、今、県レベルでそういう打ち合わせがあっているのも事実でございますので、近い将来そういう話が担当者あたりに来て、その中でいろんな議論をするということになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） まず、職員の方が事故や入院ということで、代わりの職員の

方のミスによってその責任はどうなるかということですが、当然その臨時に雇われる方についての操作的な研修とか、守秘義務的なそういう研修は当然行われると思いますけれども、最終的にミスが起こった場合には代表者が責任を持つということになるかと思います。

次に、修理費についてでございますけれども、修理費10万円については、もともと委託の段階で予算化措置しておりますので、その中で対応できるものと思います。また、この特定非営利活動法人というのは営利を追求してはいけないということではありません。その営利が出た場合に、その個人に配分するというのではなくて、目的及び活動に使うことについては差しつかえないと思いますので、そういうことでご理解いただければと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○（森 隆博君） それでは国保の方で、ちょっとまだ今後不安な点がありますので、再度再々質疑いたしますが、今、18年度の所得税の見込みということで部長の方からありました。確かに税源移譲というようなことで、今本当に大幅に見直しが本年度進んだわけでありまして、予算の点についても、確かに税源移譲に沿って見直しをやっていかなければならないというふうなことでありました。そういうことで、菊池のこのたびの6月1日の広報にですけれども、税源移譲に伴いまして所得税と住民税の変更ということで、表の中にはプラスマイナスゼロでそういった差は出ませんというふうことで大きく文字がされております。その下の方に、ちょっと星マークを付けて、定率減税の廃止によりまして影響が出ますというふうに書いてあります。そういった問題というか、そういった点がですね、もう少しピシッと市民の皆さんにわかるような説明もしていかないと、やはりこういった国保の問題に対しても、やはりそういった不安というものが出てくるんじゃないかなと思うので、そういった広報の作り方につきましても、やはりきちっとした管理職の方からの指導というのがなされなければならないものだと思います。それは税の特別会計というようなことでありますけど、やはり税は税というようなことで少し認識いただいて今後取り組んでいただきたいというふうに思います。

それと、基金の3億1,000万円まで落ち込むというようなことで、それは維持できるだろうというような答えであったと思います。それと後期高齢者75歳以上が県の方で扱われるということになりますと、そういったことで運営上はできるんじゃないかなというふうには思いますけれども、やはりどうしてもその団塊の時代といいますか、退職者の方も多くなってまいります。それに菊池市の場合、基

盤産業は農業ということで国保が主になります。働く場所があれば、社会保険というような形で対応は変わってまいりますけど、そういった点についての今後のそういった対策といたしますか、取り組みといたしますか、そういったものが求められるときじゃなかろうかというふうに思います。そういうことで、最低でも5億円以上は持っておかなければならないんじゃないかなというふう心配もありますので、その3億1,000万円で本当にこう大丈夫な運営ができるかということを再度確認をしたいと思いますが、よろしく願いいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 広報の件ですけれども、いわゆる定率減税につきましては、去年は2分の1、本年がもうゼロになるということで、その前から定率減税の経緯については当然いろんな媒体を通じてご承知置きいただいております。そのような意味で米印で書いているということでございます。

また、現在の3億1,000万円の基金の残高でございますが、5億円程度ということでございますが、5億円でも足りない部分が出てきますし、3億円でも十分余るというような、いろんな要因が絡んでおります。多くあった方がいいんですが、あまり多くあっても、これはそのときの被保険者から徴収するものをもってするわけでございますので、一般的には医療費の一月分ということであっておりますので、12分の1、いわゆる1割程度ということでございますのでね、本市におきましては4億円程度になろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 以上で質疑を終わります。



日程第2 委員会付託

○議長（北田 彰君） 次に、日程第2、委員会付託を行います。

議案第75号から議案第81号まで及び陳情第2号、陳情第3号の9案件をお手元に配付しております議案・陳情等付託表のとおり、それぞれ所管の各常任委員会に付託します。各常任委員会は、付託されました議案を十分審査いただきますようお願いいたします。

平成19年 第2回菊池市議会定例会議案・陳情等付託表

付託委員会	議案番号	件名
総務 常任委員会	議案第76号	菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について
	議案第78号	平成19年度菊池市一般会計補正予算
	議案第80号	辺地総合整備計画の策定について
文教厚生 常任委員会	議案第75号	菊池市教育振興基金条例の制定について
	議案第78号	平成19年度菊池市一般会計補正予算
	議案第79号	平成19年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算
	議案第81号	指定管理者の名称変更に伴う再指定について
	陳情第2号	泗水幼稚園駐車場設置に関する陳情書
陳情第3号	安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師等の 大幅増員を求める陳情書	
経済 常任委員会	議案第78号	平成19年度菊池市一般会計補正予算
建設 常任委員会	議案第77号	菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例 の制定について
	議案第78号	平成19年度菊池市一般会計補正予算

日程第3 一般質問

○議長（北田 彰君） 次に、日程第3、一般質問を行います。なお、ここで申し合わせについて申し上げます。質問の順序は、通告順です。質問時間は答弁を含めまして60分以内です。通告事項以外の質問並びに関連質問はできません。質問は一問一答方式で、質問事項に対して3回までとなっております。

発言の通告がっておりますので、これより順次質問を許します。

はじめに、松本登君。

[登壇]

○（松本 登君） おはようございます。通告に従いまして質問をいたします。

まず、企業誘致についてであります。市財政の安定化、すなわち立て直しは焦眉の急であります。地方分権改革は、声高に地方に対しまして自己決定、自己責任、さらには独自性を持つと叫んでおります。加えて、三位一体の改革、歳出歳入一体改革等の推進は、許認可権の移譲もありまして、地方では仕事量は増加の傾向にあります。一方、国からの支出は減少の一途をたどっております。分権改革が目指しました構造的改革は現実には及ばず、国から県へ、県から末端市町村へという行財政の流れは変わることはありません。本市の財政構造を本年度当初予算で見ますと65%に及ぶ依存財源での市政運営の現実がありました。国に頼り切る今の構図がいつまで続くのか、予測できないところであります。現在の社会情勢の中で、市政の安定を目指すには、まず財政の健全化であります。本年度当初予算に占める35%程度の自主財源ではいかんともしがたく、歳入増を図ることは緊急の課題であります。併せて歳出の削減を目指す行政改革の断行は、これは当然のことではありますが、そこで歳入増の施策として、企業誘致があります。自主財源の増加、雇用の拡大、大きくは人口減少に歯止めをかけ、市の活性化に寄与するという施策であります。その企業誘致に対する市の施政であります。本年度の施政方針では川辺地区については地元地権者と連携し、県に早期建設を要望し、条件整備を進める。優良企業の誘致については、雇用の場の確保、税収増加を目指し重要施策として取り組みます。特に本年度は熊本への二輪部門の移管に伴い、関連企業の誘致に重点を置き情報提供や訪問を強化します。とあります。この方針を聞きまして、率直に申し上げ積極性というものを感じませんでした。何とかしたいという思いが伝わってこない。また平成18年度、昨年度の施政方針と併せ2ヵ年にわたり全く同様な表現であります。ただ積極的表現であったとしても、あるいは平易な表現であったとしても、市の企業誘致に対する取り組みの姿勢であり、要はその実績が第一であろうと思います。

そこでお尋ねをいたします。一つ、市の企業誘致に対する方針についてお示し下さい。現在の対応であります、会社訪問、情報提供等を行っておられると思いますが、具体的にお願いをいたします。また二輪車部門の誘致に重点を置くと言われておりますが、それも具体的な取り組みについてお示し下さい。

二つ目、県の新規工業団地の候補地となっております川辺地区については、県に対し早期建設の要望とその方針を示されておられますが、県の川辺地区に対する姿勢、動向についてお知らせをいただきたいと思えます。

次に川辺地区、これは市の方針の確認となりますが、用地取得、団地造成、企業誘致共々に県にすべてを委ねられるのか。あるいは、市で用地を取得し団地の造成を図り、その後県に委ねるという手法もあると思えますが、これは検討に値するのではないかという思いもありますけれども、方針どおりでありましょうか。これは明確にしていきたいと思えます。

次に、今、市として早急に解決が必要と思われまいわゆる条件整備について、地権者への対応、具体的にどう取り組んでおられるか。用地取得に対する見通し、また外国に地権者がおられるようですが、具体的な取り組み、解決の見通しを持っておられるのかどうか。また、地区は約24haあります。一部の山林を除き、農用地区域であります。農振除外が必要であります。現在どのように対応されているのか。これは簡単にはできないと思えますが、取り組みについてお示し下さい。

以上、川辺地区について具体的な取り組みを答えていただきたいと思えます。

3番目、既成の田島地区、林原地区、蘇崎地区の各団地、合計約20haありますが、市では最優先で誘致活動を行っておられると思えます。そこで現在、把握されております企業の動向についてお示し下さい。各地区について、何か問題点はありますでしょうか。水について、それぞれの地区の団地の水については、量・質ともに大丈夫でしょうか。交通アクセス、九州自動車道、港湾あるいは各種国道・県道・市道、そして取付道路ありますけれども、これは誘致活動の基本になるものであろうと思えますが、このことにつきましてはいかがでございましょうか。排水、これは雨水の排水については、これは造成時に対処なされておることです。調整池等々であります、私が申し上げておりますのは、企業が立地した場合の放流水の事柄でございませう。これも量と質の問題があろうと思えますが、これは放流先、その他について問題はないのかどうか。また売却単価がございませう。これは一般に公表されております単価、5万円に近い坪単価ということでございませう、これはどうでしょうか。関連をいたします立地優遇措置、固定資産税3ヵ年課税免除、市補助金取得費の30%限度額3億円、雇用促進補助金は1人当たり30万円、限度額600万円とありますが、他市と比べてどうでしょうか。企業に対して自信を

持って対応をしておられますでしょうか。

次、4番目でございます。既成の団地に関しては、開発公社の所管であります。特に借入金、負債額、約21億円ありますが、これは当時の団地造成に係る土地購入費であり、造成費と思いますが、借入金であり、利子も当然あります。利子については、年間どれぐらいになっておりますでしょうか。現在のままの、というのは企業が立地なしという状況が続く場合、利子を含め負債額に対する公社運営の考え方、方針についてお答えをいただきたいと思います。

5番目は、朗報もありました。去る5月16日、合併後初めてとなります建設用金属製品メーカーが本市に進出しました。既成の蘇崎団地で、約1万㎡のようであります。まさにクリーンヒットであります。ただ、企業誘致は座しては、企業の立地は望めません。

以上、答弁をいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 質問が多岐に渡っておりますのでちょっと時間を要するかと思います。ご容赦いただきたいと思います。

現在、市内の立地企業を訪問いたしまして、聴取に努めますとともに、熊本県企業立地課や熊本県東京事務所・大阪事務所との連携を密にいたしまして、企業誘致のDVDやパンフレット並びに市のホームページを活用しながら積極的に誘致活動に努めているところでございます。特に分譲可能な林原・蘇崎工業団地、また田島工業団地への誘致を積極的に進め、市開発公社の負債額解消に努めることが先決だと考えております。また、ご意見にもありましたように、ホンダ浜松製作所の中・大型二輪車の生産が平成21年中にホンダ熊本製作所に全面移管される予定でございます。これに伴い、市内のホンダ関連企業を熊本県企業立地課と共に訪問いたしまして、増設等の今後の計画並びに関連企業の熊本県への進出等についての情報収集に努めているところでございます。このような中、ホンダ関連企業1社につきましては、工業団地以外ではございますけれども、進出の協定ができそうでございます。7月ごろには調印の見込みで現在進めて、最後の詰めを行っているところでございます。なお、新聞等でもご存じのとおり、平成18年度におけます熊本県内の立地件数は、新設・増設併せまして、バブル期の昭和63年の37件を上回る過去最高の40件を記録いたしております。製造業をはじめ、企業の投資意欲が高まっている状況を、まさに好機と捉え、なお一層分譲促進に力を入れてまいりたいと思っております。

次に、議員お尋ねの川辺地区は、熊本県が手がける大規模工業団地の候補地とし

て上益城郡益城町に次ぐ候補地となっております。第一候補地の益城町は、本年6月中に着工し、本年度中に完成、平成20年度に分譲開始を目指す予定であります。この大規模工業団地の整備は、熊本セミコンダクタ・フォレスト構想実現に向けた第一歩でありまして、平成22年に半導体産業を中心にハイテク関連企業の誘致や地場産業の育成により出荷額1兆円を目指すため、第2、第3の候補地の工業団地の整備に向けた受入体制を整えるものであります。県はさらなる半導体関連業への誘致活動を積極的に進めてまいりようでございます。この大規模工業団地の整備につきましても多額の費用を要しますし、また既存の工業団地、田島、林原、蘇崎団地の早期完売を図ることが先決でありまして、現状においては市単独での川辺の整備は困難であると思っております。現在は、県による開発を第一に積極的に働きかけるとともに、市といたしましてもデベロッパー等による開発等も模索しながら、今後検討していく必要があるというふうに考えております。積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、地権者への対応と用地取得についてでございますが、地元地権者の皆様からは工業団地の誘致に向け協力の同意を得て、大変ありがたく思っております。しかしこの候補地内には相続を必要とする土地が数筆あることや、畑灌施設整備に基づく補助金の問題がございまして、その解決に向け努力をしております。お尋ねがありましたブラジル在住の地権者からの同意を必要とする筆が2筆ございます。1筆につきましても間もなく解決の予定でございます。もう1筆につきましても、団地の造成のやり方、方法等でクリアできるものだと解しております。また、候補地は24haのうち約7割から8割が農用地域でございまして、今後は農政担当部と連携しながら工業団地の整備に向け努力してまいります。

次に、既存の田島工業団地や林原・蘇崎工業団地への企業の動向でございますが、両団地合わせまして6区画、約20haの分譲可能な用地がございまして。現在、県企業立地課並びに企業からの問い合わせが寄せられておりますが、進出までには至っていない状況でございます。企業の立地、進出のポイントとなる水の問題、交通アクセス、排水問題、それから売却価格など、業種によって重要視するポイントは違ってくると思っておりますが、パンフレット等で公表しております売却単価につきましても、周辺の工業団地と比較いたしましても平均的な価格であると認識いたしておりますし、既に分譲しております企業との均衡制を考慮するとともに、用地所得補助金も含めた価格交渉を行いながら早期売却に向け努力してまいりたいと思っております。

次に、立地優遇措置でございますが、企業は新規に立地進出する際、取引先との

近接性、労働力の確保、交通アクセス、さらには議員ご指摘の補助金優遇措置等を重要視されております。また、自治体間におきましても企業誘致競争が激化し、補助金額も高額化しておりますが、自治体間の競争を優位に進めるためには、補助金並びに優遇措置は必要であると認識しております。そのようなことから、他市に劣らない優遇措置ということで、平成18年度に設けたものでありまして、県内自治体と比較しましてもトップクラスにあると確信いたしております。また、自信を持って企業へ対応できるものと考えております。

次に、土地開発公社の運営方針についてでございますが、菊池市土地開発公社においては、合併前の旧七城町土地開発公社、旧泗水町土地開発公社が造成いたしました林原・蘇崎・田島工業団地共に、その造成事業に伴う借入金も引き継いでおります。議員ご指摘のとおり、厳しい現状は十分認識いたしております。その借入に伴います年間利息は1,590万円となっております。これらにつきましても、考えますと1日も早い工業団地の売却、企業誘致が何よりも最優先課題だと思います。この4月から新たに企業誘致対策室が設置されましたし、全力で工業団地の完売に向け取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 松本登君。

[登壇]

○（松本 登君） 2回目の質問であります。川辺地区につきましては、方針どおり県にすべてを委ねるということであります。その場合でも地区の用地に関する条件整備は地元菊池市であります。地権者の相続手続き、あるいは畑灌施設整備の国庫補助金の取扱い、さらには農振除外等とありますが、これらはすべて国・県をはじめ法律に係る問題でありまして、時間とともに交渉は厳しいのではないかなという思いであります。県にすべてを委ねるといふことは、条件整備に対する早めの対応が非常に厳しい状況下にあるのではないかなと思います。それは、いわゆる工場団地としての指定のことを申し上げておるわけでございます。指定があつてはじめて補助金の諸手続き、その他国との交渉というのが机上に乗るのではないかなという思いもありますが、その辺のところは十分おわかりになっていることと思います。県の取り組みにつきましては、第1候補地の益城町については本年度団地を完成させる、今年度完成させる。来年度から分譲の開始が始まるというようなことでありまして、また県におきましては昨年度の企業立地件数は40件ということで、過去最高となっております。当然、我が国の経済の動向もありますが、何しろ県は間口の広いところであります。県が第2候補地であります川辺地区に対して、突然企業立地の方向が示されるということも、これは予想しなくてはなりません。答弁にも

ありましたが、県では関連企業の誘致活動に積極的に取り組んでおられると言われました。早期突然の場合に備えて、川辺地区の現在の状況を踏まえ申し上げているところではありますが、条件整備については大丈夫でしょうか。そのような場合に備えて、問題点はすべてクリアしておくことが重要であります。それも早めに。また土地開発公社の借入金、負債への対応は、団地の完売が前提となります。団地完売に向け誘致活動を活発化して、立地を、企業立地を目指していただきたいと思いません。

さて、議会では特別委員会が設置され、企業立地に向け積極的姿勢が伺えます。特にホンダ関連の二輪部門の熊本工場への移転は、まさに千載一遇のチャンスではないか、そのように思います。これまでも多くの議員から質問等あっておりますが、諸情勢を見るところ短期決戦ではないかなと受け止めております。川辺地区は県に対しては早期実現に向けて、市としては条件整備を早急に完了を目指し、さらに既成の田島・林原・蘇崎の各地区共々に企業立地を目指し、議会と一体となってこれは取り組んでいこうではありませんかということでもあります。企業誘致は市政活性化の切り札であります。そこで、企業立地優遇措置については、県内トップとただいまの答弁で自負されておられるようではありますが、ここで他市を大きく上回る思い切った策を用意し、呼びかけるぐらいの覚悟がほしいところでもあります。ただ直近の報道によりますと、経済産業省の企業立地に関する意識調査であります。企業が立地先を選ぶ際には、自治体による金銭支援よりも適切な広さと工場用地を安価に確保するを最も重視するが第一位でありました。次が道路等のインフラ整備、その後金銭支援と続いているようでございます。まとめとして、企業側は金銭支援を必ずしも重視していない。企業誘致に力を入れている自治体の誘致政策に影響を与えそうだとあります。率直に申しまして、企業の意識も随分変わっているんですね。さらに、地域間格差の是正を図る企業立地促進法が、これはほやほやでございます。昨日、施行となったようであります。担当の方、次々制度導入ということで大変であろうかと思いますが、情報収集に努められ頑張ってくださいなということでございます。ただ、既成の団地、立地なしが続いた場合、既成の団地は塩漬けの状態が続きます。その場合、負債額は市が債務を補償し、将来は市が肩代わりすることになります。開発公社の負債も、当然市財政に取りましては重荷となります。これは市長にお尋ねをいたしますが、我が国の経済状況に基づく企業の動向を見るとき、企業誘致には絶好のチャンスではないか。ただこの時期をチャンスと捉えるのか、それは市の姿勢であります。特に川辺地区の条件整備については、早急なる対応をお願いしたいと思います。いろいろ申し上げましたが、市長の思いをよろしく願いいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいま松本議員の大変積極的なご意見、ご提言、お尋ねがございまして、大変ありがとうございます。企業誘致につきましては、この直接的な波及効果としては雇用が確保できるということでありまして、雇用増加になりますし、そのことによって市民の所得増にもつながってくるというものがございまして、さらにはそれぞれの企業が現地におきます調達される原材料の調達ということにおきます経済効果というのをもまた望めると思っています。また企業が設備投資をすることによりまして、固定資産税が入るということによりまして、財源にも大変影響を与えるということになってまいりまして、総体的に市の地域の活性化につながってくるという、そういった意味での企業誘致は大変有効な一つの手段であると、このように思っております。特にご案内のとおり、ホンダさん関連企業の誘致につきましては、他よりも早い情報の収集、そしてまた関連する企業の方々との接触の中から情報の収集も得ようということでも頑張っておりますが、そのために本年の4月におきましては、関西東海地区を担当いたしておりますこの熊本県の大阪事務所に職員を派遣をして、今、誘致活動を強化しているところでございます。私も大阪事務所、東京事務所にも行ってまいりましたけれども、昨年創設をいたしました、積極的にこの企業誘致の補助金、先ほど他に負けないような補助金制度を設けろというお話でありました。そういった思いでこの補助金も設けさせていただきましたが、一面においては、また指摘がありましたように、企業は単なる自治体のこういった補助金制度だけを求めているわけではないというご指摘がありますように、まさしくこのその地の利というものを考えているということでありまして、それは単なるこの九州域内における地の利だけではなくて、遠くこのアジアを見据えた一つの地の利というものを見るようになってきているということで、広範囲な一つの企業立地の可能性を模索しているということが言えるのではないかなと、このように思っております。本来熊本県内の争いであったり、あるいは九州内の地域間の誘致合戦だったわけではありますが、それが国際的な地域合戦になってきているということだと思っております。川辺工業団地の件につきましては、先ほど担当部長の方からお答え申し上げましたけど、その中でこれまでの答弁と違った中に、この皆様方が一貫しておっしゃっておりますのは、蘇崎・林原・田島、こういった工業団地のこの20億円に余るこの借入金というものについて、低金利時代から徐々に金利が上昇しつつありまして、その負担ということと、ご発言ありますその塩漬けという、そういう言葉にならないように、この団地を早期売却をしていかなきゃならないということでありまして、それはさておきながら、川辺工業団地においてはどうするかということでもございま

すが、これについてデベロッパー方式にという言葉が今答弁の中にありましたが、これは新しい方式として、この今手持ち持っております20億円の工業団地、約20ha、この団地を売るように、売却していくということはそのまま積極的に進めながら、併せ持って臨空工業団地、いわゆる第2工業団地として県が推薦しておりますこの益城に次ぐ川辺につきましては、条件整備を進めいこうということでこれまで進めてまいりまして、概ね土地については条件がほぼ完了してくるのかなと思っております。大きな支障はないというふうに思っております。ただ問題は、これを先行して取得せよという声もございませうけれども、どうしても右肩にあります20億円の20haという用地とこの金額の重さというのがありまして、この左の方にまたさらに20億円以上のものを背負うということになりますときに、財政的に大変な負担があると。そして、またこれが第1のこの林原であったり、第2の田島であったりということにならないようにするためには、確立性の高い情報収集をやらなければならない。そういった中で、熊本県も益城工業団地がこの販売売却をするときにおいて、早期にできれば、見通しがつけば第2の工業団地、川辺の方にさしかかってくるだろうと、着手してくれるだろうと、このように思います。それが、この私たちが思っているスピードよりも遅いか、早いかということでありまして、そのためには市の方が財政負担をしなくても、なるべくしなくていいような方法としては、デベロッパー方式というのがあるのではないかと。そういったことを今模索をしながら、どれが一番この小回りが利いて、そして早期に諸条件をクリアして企業に魅力ある工業団地ということで買い受けをしてもらえるか、進出してもらえるかと、そういったことを積極的にまた進めていきたいと、このように思っております。今後ともこの企業、工業団地の誘致、また企業誘致につきましては、県と十分と打ち合わせをしながら、遺漏のないような形で進めてまいりたいと、このように思います。

○議長（北田 彰君） 松本登君。

[登壇]

○（松本 登君） テーマを変えます。1回目となります。

まず、財政の健全化について、その前提となります財政計画の見直しについてであります。合併後の財政計画に対する執行部の対応は、新市建設計画の事業見直しは必要である。さらには、財政計画の見直しを行う、あるいは見直し中である、見直しの必要がありますよと、等々の見直しについて繰り返し説明がなされております。本年2月の市広報によりますと、新市建設計画については財政が厳しい状況にあり、その打開策として建設計画の事業見直しは必要とあります。新庁舎建設を実行する上で、他の確認されている事業と言えども、中止・延期・縮小を考慮しなけ

ればならないとして、現在緊急性・必要性、均衡性を勘案し見直し中とあります。まず申し上げますが、建設計画と財政計画は、これは一体のものであります。どちらの見直しが先か、同時に進めるのかについては、これは明確にする必要があります。見直した後は公表が必要であるということで、その場合、一方のみでは判断に苦しむということを前提して申し上げておるところであります。先の市広報によれば、新庁舎建設を執行する上では事業の見直しが先行ですよということになります。このことは、新庁舎建設事業費98億円を前提としての見直しとなるでしょう。現実には、98億円の建設事業費の一般市費分13億円を目標として、本年度予算に建設のための基金3億円が創設されました。このことは、現行の財政計画事業費の見直しは、当然必要となってまいります。広報では見直し中とあります。作業が進んでいることを示唆しております。現行の財政計画では、新庁舎建設事業費は合併協議会策定の71億円、この数字は市広報に掲載された数字であります。配分をされております。現行計画につきましては、平成17年から平成26年に係る10ヵ年計画であります。執行部で試算をされております。その試算によりますと、平成24年度、8年目で赤字となると公表されております。これまで執行部における計画の見直しに対する発言については、非常に冒頭申し上げましたように複雑で理解に苦しむところであります。そこで、わかりやすくを目指して、先の3月議会に引き続き申し上げているところであります。私は合併直後から財政計画の徹底的な見直しを一般質問により繰り返し申し上げてまいりましたが、見直しは進んでおらないというのが現実であります。ただ財政計画の試算が5ヵ年計画、10ヵ年計画それぞれ行われ、公表されております。試算とは、試験的に行う計算であり、計算に誤りがないかどうかを確かめるものであります。説明では、今現在の財政状況を踏まえての検算であり、年度ごとに不足分は基金を持って補填するという方策を採っておられます。不足分の補填の基金がなくなりますと、それ以降は赤字ということになります。財政調整基金等の取り崩しが前提ということではありますが、試算は試算であり、見直しではありません。先の3月議会での私の質問に対して、財政計画の見直しについては新庁舎建設計画の一時凍結により、庁舎建設事業を後年度へ移行したことで、普通建設事業全体を見直しましたと言われております。あわせて、財政計画の見直しも必要となる。見直しの結果については、議会をはじめ地域審議会や市民に説明いたしますと、これはどうなっておりますでしょうか。事業につきましては、それぞれの地域、合併前のそれぞれの地域のまちづくりの姿を示すものでありまして、議員には大変関心の高いものであります。ぜひ議会への説明をお願いしたいと思います。繰り返しで申し訳ありませんが、財政計画を執行するには新庁舎建設事業費の取扱いどうするのか、これがポイントであります。現在の状況は

ご案内のように一時凍結中ではありますが、これをどう扱うのか。あるいは、新庁舎建設事業最終案の98億円、これには不可分な関係にあります旧庁舎の改修費、一方を新設し一方を扱わないということはできないわけでありますので、支所という位置づけがなされておりますので、その経費8億円も計上されております。さらに合併協議会策定の71億円について、財政計画にどのように反映させるのか、新庁舎建設事業の一時凍結の現実を踏まえての取扱いがポイントとなろうと思います。財政計画の見直しについては、現在の状況と従前の説明について、この際、整理をされ説明をお願いしたいと思います。行政の業務は複雑でありますが、今日市民が求めているのは一言、わかりやすさであります。よろしくお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、財政計画の見直しについてでございますが、新市建設計画の当初の普通建設事業費約430億円につきましては、合併後に示されました国の三位一体の改革によりまして、歳入面に大きな差異が生じておりまして、当初計画どおり事業を実施した場合は、財源不足となることは昨年の定例会においてもご説明を申し上げてきたところでございます。このことを踏まえまして、これまで各事業の担当部局におきまして事業の見直しを行い、10年間の普通建設事業費が約348億円、約20%減まで縮小しております。建設計画では、当初前半期に偏っておりました庁舎建設等を後年度に移行しまして、各事業費の縮小、調整を図った結果、若干の差はございますけれども平成19年度から平成21年度まで平準化がほぼなったところでございます。建設計画の調整結果につきましては、現在各地域審議会の方に説明を行っておりますので、その後、議会に説明を申し上げたいというふうに考えております。庁舎建設を踏まえまして、後年度、5年後、6年後の財政計画の数値は国の動向や社会情勢及び経済状況の変化、また当期の決算状況により変動しますので難しいものがございます。ご存じのように、新市の経常的数値等の実績数値は、平成17年度のみでございます。本当の姿が見えない状況下であります。18年度、19年度の決算数値が出れば、新市の姿が見えてくるものと考えております。国において三位一体の改革による税源移譲により、地方自治体間の財源格差が論議され、地方交付税等の行財政改革が進められておりますので、小さな自治体の財政は年々厳しくなっていくと予想しております。これらの動向を踏まえながら、財政計画については平成18年度の決算後、向こう3年間の短期財政計画を毎年ローリングしながら議会にわかりやすく説明していきたいと考えております。その中で庁舎建設については畑総換地の進捗状況と財政状況を十分に見極めながら、他の建設事業を含め議会にご相談申し上げたいというふうに思っております。

おります。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 松本登君。

[登壇]

○（松本 登君） 2回目の質問でございます。建設計画における事業費の見直しについては、建設事業費430億円を348億円へ20%削減したとの答弁であります。430億円は申し上げるまでもなく、合併協議会策定の財政計画10ヵ年計画の事業費の数字でございますが、これは継続費と、いわゆる特例債対象事業の新規事業が合計された金額であります。これを348億円へ削減ということになりますと82億円ですか、削減ということになります。これが、この430億円がまちづくりの根幹であったというふうに考えますが、非常に大幅な削減だなというふうに感じたところであります。同時に、庁舎建設を後年度に移行し事業費の縮小、調整を図り平準化をしたということであります。このこと自体は、非常に大きな見直しではなかったかなという思いであります。既に地域審議会でも説明がされているようであります。ただ答弁を聞く限りでは、現行の財政10ヵ年計画の見直しではなく、短期財政計画3年計画としてローリングによって見直すということのように受け止めたところであります。問題は、長期にわたる市政の安定であり、健全化であります。非常に理解が難しいなという思いを抱いておるところでございます。

さて、国により新たな財政関与が示されました。市町村の財政再建制度を早期に促す地方財政健全化法案が今国会で決まります。財政の健全度を4つの指標で示しております。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債比率、将来負担比率の4つの指標ではありますが、この制度が来年度、平成20年度の決算からスタートいたします。この指標により、市町村の財政の健全性を判定し、悪化度合いに応じ早期是正措置を発動し、早めに対応を求めるということではあります。このことは国による地方財政への監視が一段と強くなり、財政赤字を抱える市町村では行政サービスの見直しや住民の負担増などの動きが広がる恐れがあると早くも予想が広がっております。新制度は財政の悪化に応じて財政健全化団体と財政再生団体の2段階に認定し、債権を促すというものであります。この制度は特別会計の赤字や第3セクターの負債といった隠れ債務を含め、連結ベースの財政状況を把握し国に報告が義務づけられるというものであります。来年度の予算編成の段階から、この財政再生団体やあるいは財政健全化団体にならないための認識と対応が必要となってまいります。これは夕張市の財政破綻がきっかけとなり、急遽国が定めたものであります。明日は我が身とならないよう万全の体制で対応しなければなりません。制度は第3セクター、特別会計を含む連結ベースによる財政状況の把握であります。

本市の場合、開発公社も連結の対象となります。これまでは一般会計のみの決算で市財政の状況を判断していたところでありましたが、来年度より連結決算となります。深刻な事態となることは間違いありません。連結決算の一つであります特別会計のうち公共下水道事業であります。先の議会での答弁によりますと、事業改築計画に終末処理施設は、昭和58年供用開始以来24年を経過し、機械、電気設備は耐用年数を大きく超え、腐食、摩耗が進んでおる。計画では、概算事業費が50億円から55億円とあります。もちろん補助事業であります。併せて合併による財政支援の特例債対象事業云々とありますが、これは諸般の状況から見て難しい、難しいでしょう。改築につきましては、平成19年度、本年度に設計委託料6,800万円が計上されております。恐らく平成20年度着工を目指しておられると思います。これはまだ私どもも伺っておらないところでありましたが、公共下水道は特別会計であります。一般会計、3セク、公社共々、決算が連結対象となります。特別会計のうち排水のみを見ましても、平成19年度の一般会計からの繰入金は、農業集落排水が3億3,000万円、特環公共下水が3億円、地域排水1,300万円、公共下水道1億3,000万円となっております。これら繰入金の将来にわたる推移とともに、公共下水道の改築の50億円から55億円、さらには公社の20億円の借入金等々、市財政に対してどのように影響があるのか。これらを含めての財政計画の徹底的検討が求められております。現在、平成19年度見込みの借金も市全会計合わせますと、公社も含めまして440億円あります。この返済計画につきましても、市民の不安の払拭のためにも説明が必要であります。これらについては、財政計画の見直しの実施により財政の健全化を目指して財政計画が市政の将来にわたる健全度について市民に公開すべきであろうと思います。この新制度に対する心構えについてお尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 財政の新制度への対応ということでございますが、ただいま申されましたとおり、地方財政の健全化法案で示されております4種類の財政指標の公表に対応するため、さらに平成19年度、本年度でございますが、バランスシート作成に対する予算を議決いただき、第1回の定例会の質疑で分析を付けて議会へ報告すると回答いたしております。起債の平成19年度末現在高見込み額でございますが、予算書の調書に掲載していますとおり、一般会計で約273億円、簡易水道、公共下水道、特定公共下水道、地域排水、農集、特別養護老人ホームの6特別会計で約146億円の合計419億円となっております。そのほか、土地開発公社に対する債務負担行為額約21億円がございます。後年度の建設事業費も一

般廃棄物最終処分場、庁舎建設、防災無線、小学校の耐震補強等々、大きな事業を控えておりまして、議員ご指摘の浄水センターの改築も避けて通れない状況であります。合併特例期間後の平成26年以降に公債費増となること、また交付税措置が一本算定になりました関係で交付税が減少することが予想されております。国の行財政改革によりまして依存財源が年々減少傾向にございます。事業を推進する上で後年度の起債額、公債費額は大きな課題でありまして、自主財源の確保と行革による歳出の抑制に、なお一層の努力をしていかなければならないと考えております。今回の夕張の問題を契機に、一般会計のみで市の財政状況を判断してまいりましたものが、特別会計、3セク、公社等の広範囲にわたり財政指標が義務づけられてまいりました。早期にこの事務に着手しなければ、平成20年度の報告事務に対応できません。今後この作成業務には各会計及び3セク、公社等の各事業ごとのバランスシートの作成が必要でございます。財政課のみで対応できるものではございませんので、関係各課によりワーキンググループを立ち上げ取り組んでまいります。このことによりまして、全職員の行財政改革へのさらなる認識を高めながら、職員一体となった財政の健全化に努めてまいりたいというふうに思います。またバランスシートを作成後、分析が終わりましたら、市民の皆さんへも広報や市民向け予算書等によりまして市の財政状況を記してまいりたいというふうに思っております。なお、土地開発公社の債務につきましては、企業誘致対策室を設置し、誘致活動に努力しておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

すみません、先ほど第1回の答弁の中で、平準化の年限を平成19年度から21年と申したということですが、平成19年から26年の中で平準化がされたということと訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 松本登君。

[登壇]

○（松本 登君） 3回目の質問であります。新制度であります地方財政健全化法、いわゆる連結決算の施行にあたり、答弁によりまして執行部において深刻に厳しく受け止めておられるように感じました。市全会計440億円に及ぶ借金の返済、後年度の大型事業の数々、公共下水道の改築、さらには100億円を越す庁舎建設事業等々の計画を見るとき、現行財政10ヵ年計画における総事業費を430億円から348億円へ縮小されたという現実がございます。この事業計画見直しは、これは当然であったのではないかなという思いでございますが、それは現計画のいわゆる試算が示しております8年目には赤字となるということが前提となっておりますという

ふうに思います。見直しなくして市財政の健全化を目指すには、やはり大型事業については十分に検討を要するものであるというふうに考えるところであります。合併前と現在では、国が進めております多くの改革によりまして、市の財政、特に依存財源の状況が大きく変わってきました。市の長期財政計画の見直しにも、当然影響を与えます。新庁舎建設事業の後年度以降、国の動向をはじめ諸情勢の分析、さらには平成18、19の決算結果が出て、はじめて新市の財政の状況が明らかになると、等々によりまして、長期財政計画の見直しは厳しいとの見解であったかと思いますが、答弁でありましたように、まず事業の見直しを実施し、その結果をベースに短期的計画、3年程度の見直しのようにありますが、短期の計画では将来の財政の姿は全く見えません。しかし、この計画の取扱い、策定、見直し等々につきましては、執行部の専権事項であります。これ以上は申し上げられません。終わりに当たりまして、市政の安定には、まず財政の健全化であります。市政は市民のためにあるわけでありますから、あらゆる困難を乗り越え頑張っていかなければならないという思いであります。

終わります。

○議長（北田 彰君） ここで昼食等のため、暫時休憩します。

○

休憩 午前11時30分

開議 午後 1時00分

○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次に、怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○（怒留湯健蓉さん） これより順次進めてまいります。

最初に、もうひとつのまちづくりと職員と「地元学」ということでお尋ねをいたします。私は昨年来より、国際交流、都市間交流という比較的新しい事業に参加する機会を得まして、多くの示唆を受けることになりました。国際化や地方の自立がいわれる今日、将来を見越したこれらの事業は、本市の最も夢のある有望な施策の一つだと思われまます。しかし、小さな地方都市での取り組みとしては、まだ十分に市民の理解を得ているとは言い難い側面があるのも事実です。それでも、世界は確実にポータレス化が進んでいます。この後は、さらに人も、物も、金も、情報も、文化も、国家や政府を超えて行き交うことになるでしょう。そして、今までになかった民衆の交流がもたらす異文化の混在がこれからの国際社会を形成していくことになるでしょう。私たちは、好むと好まざるとに関わらず、そういう社会に生きて

いるわけです。そう考えるときに、本市において国際交流事業、都市間交流事業等が施策の一つとして位置づけられていることは大変喜ばしいことだと思います。こういった地方都市の地道な取り組みが、国の外交政策を補い、市民外交として平和な共生の国際社会構築に大きく寄与していくことと思います。さらなる研鑽と具体的なアクションが打たれることを期待するところです。これからのまちづくりは、そういった大きなバックグラウンドを見据えて取り組まなければなりません。ところで、国内の都市間では、それぞれの状況に応じたまちづくりが競われています。私たちも、田園文化のまちの名にふさわしい中身をつくっていかねばなりません。そのためには、具体的なイメージを持って、その具現化に邁進しなければなりません。そこで、これまでに取り組まれてきたまちづくり施策の現状把握と今年度の展開についてお尋ねをいたします。五つについてお尋ねいたしますが、経過や事業の説明は要りません。グリーンツーリズムについて、都市間交流事業について、国際交流事業について、男女共同参画推進事業について、地域包括支援事業についてお知らせ下さい。

1 回目の質問です。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 地域づくりにつきまして、ご答弁させていただきます。現在、地域の歴史や文化、人々の営みにより培われました風土を活かしたグリーンツーリズムや国際交流、都市間交流等の事業を男女共同参画理念に基づきまして、市民の皆様と協働により着実に推進をいたしております。

まず、地域づくりへの支援として、市民参加を基本とした旧市町村独自のまちづくりへの支援策を引き継ぎまして、平成17年度に制定いたしました菊池市地域づくり推進補助金や宝くじ普及広報事業であるコミュニティ助成事業により、各行政区や地域づくり団体等が行う自主的かつ主体的事業への活動支援やNPO法人化への活動支援と併せて、地域づくりリーダー育成等に取り組んでいるところでございます。今後はより一層の市民主体の地域づくりを推進するために、地域や各種団体等の育成支援や協働のシステムづくりを進めてまいります。併せて、地域と一体となるまちづくりを推進するために、担当職員の研修や市民主体の地域づくりへの意欲の醸成を図ってまいります。

次に、具体的な事業としてのグリーンツーリズムにつきましては、その核となる施設として旧東中学校跡の施設整備が平成18年度で完了いたしまして、本格的な都市住民との交流が推進されることになりました。グリーンツーリズムのさらなる推進のための体制整備として、庁内関係各課や市内関係団体、県等を中心とした菊

池市グリーンツーリズム推進会議、これは仮称でございますが、の設立に取り組んでいきます。

次に、国際交流につきましては、昨年度新菊池市としての韓国の清原郡、金堤市と、また中国の泗水県との友好都市の調印締結を行い、様々な交流を進めてまいりました。今後は韓国からの各種研修生の受け入れや中学生の総合ホームステイ研修など、最大限の対応を行ってまいります。また市民の皆様大変好評を得ております韓国映画祭を今年度も開催いたします。さらには、菊池に住んでおられる外国人の方を対象にした交流会を開催するなど、人的な往来をはじめ、新たな交流を発展させたいと考えております。

最後に、都市間交流につきましては、姉妹都市、友好都市であります宮崎県西米良村、岩手県遠野市との交流は、昨年までと同様に市民の団体であります都市間交流の会を中心に行いたいと考えております。特に好評を得ておりますきくち楽習大学では、地元を学ぶということで今年度も4回の開催を計画いたしております。また、菊池源吾、西郷隆盛を語るシンポジウムを奄美大島の龍郷町の協力を得て、昨年度七城町で開催されたところ、大盛会でございました。今年度は龍郷町と新たな交流を展開していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、男女共同参画社会の推進に関してのご答弁をいたします。

男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を目指し、その実現にあたって、市民、事業者、ボランティア、行政等がそれぞれの個性と特性を活かしましたパートナーシップの下に連携・協働することが求められております。したがって、本市は市民の意識と実態を把握するために男女共同参画に関する市民意識調査を実施したところでございます。この調査結果を十分に考察し、問題点を分析して、その是正に努めてまいります。さらに、菊池市男女共同参画推進条例に基づきまして、菊池市男女共同参画計画を策定いたしました。これは本市の男女共同参画のまちづくりを進めていくための指針でもございます。男女共同参画社会の実現のための共通理解として策定したものでございます。この計画を基に、各課と連携・協働して推進してまいります。これからも様々な能力向上のための研修や講座を開校いたしますとともに、情報紙の発行等や民間団体との連携もいたしながら、意識啓発活動を行い、具体的な事例にも積極的にかかわりを持ち、男女共同参画社会の実現に向

けて取り組んでまいっていきたいというふうに思います。

また、各課において起案する際の公文書でございますが、これにつきましても各種委員会や審議会への女性登用の状況、また率まで含めたところで記入し、6月より実施いたしているというところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○（怒留湯健蓉さん） 地域包括支援事業については、ご用意がありませんか。じゃ、結構です。もう時間がないので。

五つお願いしていましたが、ご用意がないようですので、ちょっとまあいろいろ言いたいことはございますが、これについてはただいまのご答弁が現時点での到達点だというふうに受け止めまして、及ばずながら私自身の課題でもありますので、今後それがどう展開していくか。それから、ただいまのご答弁でちょっと不満足であったということについては、日常の中で随時お尋ねしていくことといたしますので、担当部署におかれましては、その節はどうぞよろしくをお願いいたしますということを申し上げておきます。

私は、職員の皆さんと話しをするときに、分野を問わず、職員と議員は同じ税金をいただいて仕事をするものとして、市民の最大公約数がいいと認めるようないい仕事をしようといつも励まし合っているところですが、やはりどう言い回してみても、まちづくりの一番の担い手は、執行部を中心とした職員の皆さんであることには変わりはありません。市民の中で最も早く、最も多くの情報を入手することができる可能な集団が市職員の皆さんであるわけですから、当然まちづくりの質・量を決定するのは市職員の皆さんの力量と熱意に係っているということになります。具体的な未来像を描いて、それを提示していく、その役割が重要です。職員の皆さんの姿勢に信頼が生まれたとき、はじめて市民との協働関係が芽生え、行政の持つ執行権は本来の意味を持つことになります。管理職を含めた職員の皆さんにそういう働きを求めるからお伺いするのですが、まちづくりに携わるとき、例えば教育とか、福祉とか、人権とかいうように、どの時代にも、どのまちにもある普遍的な課題ともう一つ、そのまち独自の課題、そして時代の課題というものがあります。その両方のバランスを取りながらまちづくりは進めなければなりません、その担い手はいずれに携わるにせよ、良くも悪くも我がまちの事実、現実には迫らなければなりません。柳田国男は民俗学を打ち立て、日本中のふるさとに光を当てましたが、今日のまちづくりにおいてはふるさと再生をかけた地元学なるものが提唱されています。地元学、これは実におもしろい学問で、三位一体の改革で地方が厳しくなっていく

今日、これからの一つの武器になると思われます。現在職員の皆さんの意識改革の一つの手段として、自治大学や市町村アカデミー等への派遣が行われていますが、そこでは必ずワークショップなどを含めた地元学を学ばせる取り組みも始まっています。本市で今進められていますまちづくりにおいて、それから高質空間形成であれ、コンパクトシティの構築であれ、グリーンツーリズムの展開であれ何であれ、それらはすべて地元学にしっかり立っているものであってほしいと願います。そして、市民が主人公であることがすべての政策の基調であるとすれば、市民主権の具体として地元学がまちづくりのすべての部署で意識化されることが求められます。現在まちづくりの主要施策として企業誘致や道路の整備等が進められていますが、その表街道の主要施策と同時に、もう一つ、本市独自の課題として、例えば過疎・高齢化、中山間地、限界集落をどうするかという視点もまた必要ではないでしょうか。本市が抱えるそれらのいわゆる負の部分にも根を下ろしたもう一つのまちづくり方向が、今、地元学に立つ政策として待たれているのではないのでしょうか。実際、中山間地の耕作放棄地対策はどう考えてられているのか。また、限界集落に対する調査は、農水省をはじめいくつかの自治体では独自に行われているようですが、本市における限界集落に対する中長期的な対策はどう考えられているのでしょうか。負の部分にまなざしを注ぐもう一つのまちづくりの方向についてお考えをお聞かせ下さい。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 限界集落につきましては、平成17年度に農林水産省の状況調査がっておりますが、全国の市町村からの抽出調査ということで、本地域は対象市町村となっておりますので、対象地区の数は把握できておりませんが、国の平成18年度限界集落についてのアンケート調査では、限界集落の定義であります65歳以上の人口比率が50%以上に該当する集落は本市に2地区あることがわかりました。現状を見ても、限界集落という状況にはないと考えられます。

次に、現状での、いわゆる限界と思われる地域、あるいは将来予想される地域への中・長期的な対策といたしましては、国の中山間直接支払制度による農地や集落の保全や地域を超えて大字・学区等を範囲とした区の合併、都市と農山村の交流による活性化策としてのグリーンツーリズムの推進など、山間地、中山間地での新たな暮らし方が模索されています。また交通空白地帯でのあいのりタクシーの導入により、山間地、中山間地域と市街地の交通を確保し、孤立化を防いでいるところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○（怒留湯健蓉さん） 新しい分野からの質問でありましたので、ちょっと無理はないと思うんですけども、限界集落は本地域で2地区ということで、昨年来行政区の合併などが行われておりますね。一つの例を申し上げますと、例えば原・細永地域が合併されましたけれども、これでその65歳以上の住民が50%を超えるというその定義から、定義の中に入らないにしても、実際地域の事業ができるような状況ではないんですね、非常に広い中で。だから申し上げたいのは、区の合併をすればいいというものではないというその実態を知っていただきたい。そこら辺に迫っていただきたいというふうに思うんです。私、通告の後、担当の皆さんと話しをしたときに、この質問を出してよかったなと実は思ったんです。話をしながら、限界集落とか地元学という用語がまだ初耳だと、行政の方がおっしゃったんですね。今答弁を聞きながら、まさにその感を深くしたところですが、これからということのようですね。これからという部分にしっかりと共有をしていきたいと思っておりますので、一緒に頑張ってみましょう。話を続けますけれども、世界にはGDP、国内総生産量ならぬ国民総幸福量という思想があると聞きます。幸福の感受というのは人それぞれのもので数値化は馴染まないものですが、政治がそれを哲学として意識することはとても重要です。我がまちの幸福感創出の声なき声が聞こえるような完成を行政に求めるから、私は今回、地元学、限界集落という耳慣れない言葉を質問の入口に使ったのでした。地元学にたったまちづくりの具体的手法素材は、当然地元にあると教えてくれている自治体もたくさんあります。友好都市の遠野市のまちづくりはその概念に立っており、遠野のあの遠野現象は地元学あってこそですし、合併をしなかった西米良村も、また地元学の概念があったからこそ合併をしなかったと言えます。また、お隣の山鹿市は八千代座を残したことで、それを拠点としたあの豊前街道山鹿温泉界隈が今年の都市景観大賞、美しい街なみ大賞に選ばれていますね。地元学発祥の地は、水俣と言われています。水俣病によって破壊されたふるさと、もう一度ふるさと水俣をのめやい直しが始まって四半世紀、その模索の途上で醸成された風土と生活文化の厚みが地域をつくと気づいたのが地元学と言われているようです。水俣のように公害で地域社会が分断されたまち、過疎高齢化で限界集落をいくつも抱えたまち、無理な合併で地域の連帯がうまくいかなかったまち等々で、地元学への回帰が始まっています。風土と生活文化に気付き見直し、もう一度元気な、そして持続可能な菊池市をつくっていかうとするとき、いくつかのキーワードがあることに気づきます。例えば、身土不二、これは地産地消ともこのごろは言うようなんですけれども、医食同源、グリーンライフ、グリーン・ツーリズム

ム等々、水・土・風・森、これらのキーワードが持つ生き活きとした、あるいは切実なメッセージに耳を傾けてみましょう。田園文化のまちの具体的な、もう一枚の絵がイメージされるのではないのでしょうか。先般の養生園祭でこちらからおでかけになっていたのは村山さんだけだったようですけれども、予防医学の権威、鎌田實さんは、食の改善により生活習慣病等に係る医療費を劇的に下げることができた長野県のある町の話をされました。これは有名な話ですけれども、これなどはまさに地元学によるまちづくりの典型ですが、ここには行政と関係機関の生きた連携があった。だからこそ実を結んだ話です。鎌田實さんの講演を持ち出すまでもなく、国の医療施策が明確に予防医学に転換した今日、予防医学の里づくりなども、これまた養生園を有する自治体の事業として説得力を持つのではないのでしょうか。いずれにしても、土台に政策が必要であり、同時に職員にその意識と庁内にはその体制が求められます。この段の最後のお尋ねになりますが、合志市にも、菊陽町にも、大津町にもない政策として、高齢化、中山間地、限界集落等の負の部分にも視野を広げた地元学による風土と生活文化を土台にしたまち、身土不二、医食同源、水・土・風・森等々のキーワードをベースとしたもう一つの田園文化のまちづくりの具体的な政策化と職員への周知を提案して、ご所見を伺います。一番最後に市長にお伺いしようと思っておりましたが、ちょっとルール上できませんので、部長のご答弁の後、恐れ入りますが市長に2分ほどでご所見を伺いたしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 地元学は、議員さんご指摘のとおり、私も企画部にまいりまして初耳でございまして、慣れないところもございましてご容赦願いたいと思います。今後勉強してまいりたいと思います。

市の総合計画では、豊かな自然環境や歴史を活かし、人の優しさで創り上げる健康で活力のあるまちづくりとして、豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちを基本理念に、三つの目標とそれを実現するために71の施策を定めております。その中で、地域づくり対策としましては、心のふるさとを目標に市民総参加とパートナーシップを基本に、旧市町村独自のまちづくりの支援策を引き継ぎ、各行政区や地域づくり団体への活動支援や地域づくり団体の法人化への支援、リーダー養成を検討することといたしております。

一方、地元学とは、先ほどおっしゃいましたように、水俣病という近代史上類を見ない公害を体験した水俣市において、負の遺産としての水俣病の教訓を後世に伝え、その解決策を模索する過程において提唱された手法と理解しております。それは、地域住民自らが地域の歴史・文化や自然と暮らし方を調べ、足下にあるものを

活かした地域づくりと言われております。現在取り組んでいる諸々の地域づくり事業、とりわけグリーン・ツーリズムは、地域資源としての自然環境や生活文化と風土、それに関わる人たちを活かし、フィールドとしての思い出深い旧校舎や農山村の風景を舞台に、都市住民との交流の中で繰り広げられる活動であり、まさに地域学の実践の場でもあります。一方、菊池の歴史・文化や風土を基調にした国際交流や都市間交流事業は、まさに地位学に基づいたまちづくりであると考えています。今後は地域住民自らによる地域の歴史、文化や産業、自然と暮らし方を調査研究した地域づくりの支援を強化していきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 私も地元学、地域学ということは初めて聞きました。何か聞いたようなそんな気がしてはいたものの、実態としてどこからどう出た言葉であるかはわかりませんでした。ただいまは特に男女共同参画の問題、あるいはグリーンツーリズム、国際交流の問題、都市間交流と、それぞれお尋ねをいただきましたけれども、どの分野をとりましても、やはりこの教育や人権や福祉、そしてこの施策を進める上においては、地域に根ざした住民の思いといひましようか、それを反映しなきゃならないと。そういった意味で、共通の認識と価値観というものが地域地元学ということになってくるのかなと思います。特に地元という意味においては、それぞれが地域に対する誇りというものを持つアイデンティティをどう一つに集約して高めていくのかといったこともあるのではないかなと、このように思います。合併して四つの市町村、それぞれが地元学、地域学というものをこれまでの慣習的なものを踏まえながら持っていたであろうと思いますし、またそのことは先に言われますように、この限界集落と比較するのもおかしいのですが、やはりこの人口が減った、高齢化率が高まってきた、それでは隣の区と一緒になりましようかと、これも進めていかなければ地域の支え合いというのが進まないと思います。だからといって、怒留湯議員ご指摘のように、そのことによって高齢化率が幾分落ちたよと、あるいはまた人口割合が高まってきたよということでは解決をしないと。そこに本当にグリーン・ツーリズムなどを通じながら、地域の中に根付いたものをつくっていかねばならないと、こういった思いをしているところであります。現在進めておりますそれぞれの施策についても、地元を見つめることから、あるいは地元の皆さん方の価値観を引っ張り出すといひましようか、引き出してどういう考えであるかということを経験することからスタートしなければならぬと思っております。地元の見つめ直しということではないかと思ひます。菊池市は菊池市なりに他にな

いようなひとつの歴史・文化を持っておるわけでありますから、そういったものを特に中山間地をはじめとする過疎地域を含めた、辺地を含めた、そういった方々にどのようにこの生き方、生きがいというものをもっていただくかということを進めていかなければならないと。そのことによって、集落のひとつの活性化というのが持続していけるのではないかなと、このように思っております。四つの市町村が一つになって、それぞれ持っていたものが一つにまとまる部分もあります。意識的な改革の中で、それが地元学ということになるのかなと思っております。それをこの区の統合とかといったものだけでいくのではなくて、古来習慣的に、慣習的にあったものをその地域地域で活かしながら、連携を保ちながら村づくりを、村おこしをやっていくということだろうと思います。言い換えれば、菊池は菊池なりの独自の菊池学というものをやはり育てて、そして根付かせていかなければならないと、このように思っております。他にないものをどう引っ張り出してくるかというのがこれからの課題かなと思いますけれども、よろしく願い申し上げたいと思います。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○（怒留湯健蓉さん） ありがとうございます。質問を出したことによって、新たな課題も見えてまいりましたので、今後共通の課題としていきたいと思っております。

ルールにより、次に進みます。

次は、職員の異動に関してですね、18年度3月末に職員の大幅な異動、250人余りの対象者中155人という大規模な配置転換が行われたようですが、聞くところによりますとね、管理職も含めて、職員の皆さんに非常に不合理感といたしましうか、不納得感が漂っているようなんです。これでは、首長の指示が下まで通らんだらうとか、人事異動のドン是谁かとか、本当に好ましからぬ風評等も聞こえてくる昨今、その風評を払拭するためにも、ここで今回の異動の趣旨と狙いについて伺っておきたいと思っております。2005年3月22日、1市2町1村が合併して新市となって市役所も職員数が610名余りの大所帯になりました。合併の際の配属については、かなりの無理があったことは、これは仕方がないとしても、1年後、昨年ですね、の定期異動は、それを緩和すべく行われたはずですが。昨年の異動に際して、私は合併時の不満を取り除くように、そしてまた労働条件の変更にも関わることで、職員組合とも十分な協議をして、一人一人にヒアリングをかけることをお願いしてきたところですが、むしろ不満は増幅しているようです。まず異動に対してヒアリングが掛けられたか、昨年、今年共にお知らせ下さい。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○**総務部長（緒方希八郎君）** 1点目のヒアリングを掛けられたかということでございますが、合併後の主な人事異動の希望、その内容について若干ご説明したいと思います。最初の人事異動は、平成17年6月1日付けで7名、内訳は配置換えが5名と昇格等が2名でございました。主な異動内容は、企業誘致に向けての体制強化でございました。その後、2回目と申しますか、平成17年10月1日付けで29名の異動が発令されております。内訳は、配置換えが23名、その他が6名でございました。異動の主な内容でございますが、菊池総合支所の税務課を本庁の税務課に統合したためと、用地課と行政改革推進室を新設したことによる異動でございました。昨年の平成18年4月1日付の定期人事異動が、異動総数が220名でございまして、内訳といたしましては配置換えが137名、その他が83名となっております。主な異動の内容でございますが、菊池総合支所業務の本庁統合に伴う人事異動が最も多かったわけでございますが、その他といたしまして本庁支所間の人事交流の促進並びに介護保険法の改正によります体制整備によるものでございます。本年4月1日付けの定期人事異動でございますが、議員仰せのとおり異動者数255名でございます。内訳といたしましては、配置換えが155名、その他が100名となっております。合併後としては最も大きい異動となっておりますが、異動内容の主な内容につきましては、教育委員会内の組織の体制の見直しが1点あっております。また、一部の課においては統廃合、また大量退職者への対応ということ、また合併から5年程度同じ業務に従事している職員についての配置換え等が主なものでございます。お尋ねのヒアリングの実施につきましては、平成17年度に部長級と総合支所長を実施いたしております。また、平成18年度には課長級のヒアリング、いわゆる課内の人事に対してのヒアリングを課長に対して実施いたしておりますし、それを基に基礎資料として人事を行ったところでございます。また平成18年11月には、全職員を対象に自己申告制度を活用しまして自己申告の提出をいただいております。本人の異動先の希望や所有している資格、職場での環境、自己本人の健康状態等を調査して、今後の異動の際の資料、参考としたいということで実施したところでございます。

以上でございます。

○**議長（北田 彰君）** 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○**（怒留湯健蓉さん）** 詳しい数もありがとうございました。一応形上はヒアリングが部長クラス、課長クラス、それから自己申告という形では一度はされているようですけれども、実際聞いてみますと、そのあったという人と、いや、聞いとらんという人とあって、あっても形だけでとてもその十分に書く暇はなかったというような、

現場ではそういうちぐはぐな現状があるんですね。そういうちぐはぐな現象こそやっぱり問題だろうと私は思います。やった、やらないの話はあまり建設的ではありませんので話を変えますけれども、様々にやっぱり不穏な話を聞くのは事実です。本年度も、例えば異動発表の前に自分の処遇を知っていた職員がいたなど、職員間にも不信感が存在する。当然察知しておられるかもしれませんが、担当部署及び責任ある職制の方は、今一度こういう状況を真摯に掘り下げて受け止めていただきたいとあえて進言いたします。2006年が220人規模で137人が動いているということですね。これは合併後1年を経過した時点での本格的な、新市将来に照らした本格的な異動であったと思うんですけども、それから1年で今回250人対象者中155人の大異動があったということ。通常考えるときに、少なくとも1回の異動で3、4年ぐらいい腰を据えて仕事をすべきだと思われまして、またその仕事の奥行きも追及してほしいし、振り幅といいたいまいしょうか、そういうところも研究してほしいと願うところですけども、たった1年でこの大異動がなぜ必要だったのか。その理由と狙いをお聞かせ下さい。簡潔に結構です。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 今回の職員の異動が必要な理由といたしましては多くありますが、1点目が退職者の補充、それと2点目が行革に伴う部、課、係等の統廃合、また3点目に職員に必要な経験を積ませる、また4点目、同じ職場に長年勤務することによります職務の低下といえますか、意欲の低下の防止、5点目が職場ごとの仕事量の均衡化を図るということ、また6点目がメンタルヘルス対策、健康常態への確認によって、それに伴って異動ということでございます。7点目が職員に予期せぬ家庭環境の変化等が生じた場合についての措置として考えられます。また、職務に必要な資格を有した場合の活用等が考えられますが、以上、そのようなことにおきまして目指すところは当然人事異動というものは職員の適材適所というのが第一になければならないということで、そのことによりまして公務能力を高め、公共の福祉の増進を図ることでございます。今回の平成19年4月の異動につきましては、退職者が18名と多く、また合併後2年経過し、職員間の意思疎通も図られるようになり、併せて職員の職務に対する資質といえますか、ある程度の判断ができるようになったことと、先ほどの異動が必要な理由を総合的に考えながら異動を行った結果でありまして、今後も必要に応じ人事異動は同程度の人事異動が発生するものと理解いたしております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

- (怒留湯健蓉さん) 当局のその何と言いましょうか、苦渋の異動ということ、職員を動かすということについては十分ご配慮があったとは思いますが、どちらの話の聞きましても100%OKの異動などは私はないと思うんです。だから適材適所の配置で能力開発発揮の保障や良好な職場環境の保障がなされるために細やかなヒアリングによる、あるいは自己申告による定期的な微調整が求められるわけです。個々人が自信と誇りを持って存分に力が発揮できる職場環境をつくるためにこそ、そして政策遂行の体制が庁内に縦横に張られるためにこそ異動は行われるべきです。市役所は一般の企業とは違うわけですから、できる限り一人一人の声に傾け、他の団体や組織の手本になるような民主的な職場づくりを目指していただきたいとお願いしたいと思います。組織である以上はですね、やっぱり雇用労働者である以上は、配置転換は私は避けられないと思うんです。それにしても、今回の短期間の異動が市政運営に及ぼす影響を心配しないわけにはいきません。実はですね、私自身も今回の異動で困ったことがございました。というのは、法の改正などで市民のニーズや問い合わせに確かな返事ができないものがあって、担当の方と引き続き勉強していこうねといういくつかの課題があったんですが、その担当者が全く別のところへ回された。その人たちは手がけていた重要な仕事の途上で部署替えとなりました。ここだけは動かしてはいけないというセクションがあったと思うんですけれども、そういうところが見えていたのかということですね。人事異動というのは、なかなか表面化しにくい微妙な問題です。当局のご苦勞は、今部長のお話にありましたように、ご苦勞は多としながらも、現状を見たり聞いたりしたときに、人事異動に対する厳然たる姿勢を求めるとともに、政策遂行に支障をきたさない、サービスを低下させない目配りと配慮を求めざるを得ません。ご見解をお聞かせ下さい。簡潔に。

- 議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

- 総務部長(緒方希八郎君) 仰せのとおり、人事異動というのは100%満足するものではないということはもうご存じのとおりと思いますが、その率をできるだけ高くするのがやっぱり人事の適材適所の人事異動ではないかと考えますし、人事異動に際しましては、現在事務引き継ぎをスムーズに行うように異動後の内示性を取っておるところでござりますが、例年であれば1週間もしくは10日前というような時期になろうかと思いますが、本年度は議会がかなり遅れた関係で内示が遅れたというような部分もありまして、その期間が短かったというのが否めないのかなというふうに思っております。菊池市の職員の服務規程第23条に基づきまして、係長

以上の役職員にあたりましては、担当事務の要領、懸案事項等を後任者に文書で引き継ぎ、上司の確認を受けなければならないとしておりまして、一時的にも住民サービスが低下しないように配慮しているところでございます。このように、原則同じ職責の職員同士の配置換えを実施しますので、特定の職員だけに無理な業務を強いることはないと考えております。要はスムーズな業務の引き継ぎができるかということではないかと思っておりますので、本人のやる気と職員の管理体制にかかっていると思われまので、今後この点に特に注意しながら人事異動を実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○（怒留湯健蓉さん） ありがとうございます。これも合併の後遺症の一つかと思いますが、可能な限り早い時期に調整、合意が行われますようお願いをいたします。

じゃ、最後の質問に行きます。全国学力学習状況調査について。今後の取り扱いということでお願いをいたします。この4月24日に全国学力学習状況調査が実施されました。これについては、先々の12月議会で、その歴史的な背景と問題点を明らかにしてきたところですが、結果的には私立の大半と犬山市を除いて、小6、中3、約233万人を対象に約2万3,000校で実施されたようです。本市もその中の一つでありました。12月議会で教育長のご答弁は大変信頼するものにするに足るものでありましたけれども、その後についての数点を確認させていただきま。文科省の実施マニュアルによれば、調査データは小学校の分はベネッセコーポレーションに、中学校の分はNTTデータにそれぞれ委託、解答用紙はそのまま委託された民間企業に送付されることになっています。この実施方法では、ベネッセコーポレーションとNTTデータが日本全国の小学校6年生、中学校3年生の個人情報すべて握るということになり、それが文科省の委託であることから、文科省もまたそのデータをすべて握るということになりませんが、実際はどうなっているのでしょうか。

それから、この調査に関する専門家検討会議は、得られた調査データの取扱いに関して個人情報の適切かつ確実な保護はもとより外部への漏洩、不適切な使用、改ざんなどにつながらないように十分に配慮する必要があるとの見解を出しています。情報は言うまでもなく確実に保護されなければならない、個人が特定できる情報を文科省と特定の民間企業がすべて把握できるようなやり方は、個人情報保護の前提を崩すものですが、これらの問題はどうか整理されているのでしょうか。それから、そのデータは教科の回答だけではなく、児童質問紙として家庭の状況などについての

解答用紙も含めた個人情報でありまして、極めて重大です。文科省の示した本調査の目的は、全国的な義務教育の機会均等と水準向上のため、児童生徒の学力・学習状況を把握、分析することにより、教育の結果を検証し改善を図るというものであります。そうであれば、個人情報保護の観点から調査は無記名とするのが当然であるとも指摘されておりましたが、実際どうであったでしょうか。

以上、3点について簡潔にお答えをお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） この調査は、国際的に見た我が国の児童生徒の学力の低下及び学習意欲の低下傾向を受けて、学校教育の現状や課題について十分に把握する必要があったことから、ご指摘のように小学6年生と中学3年生を対象に4月24日に実施されました。国語と算数、中学校は国語と数学の教科について、それぞれ知識に関する問題とその活用に関する問題、そのほか生活習慣や学習環境等に関する質問について、児童・生徒・学校に対して実施されました。それらの結果や相関関係について今後分析が行われ、各学校や地域の課題を的確に把握し、今後の指導内容や教育施策の改善に役立てることとしております。お尋ねのデータにつきましてですが、議員ご指摘のように文部科学省がこれは基本的データは握っていると思えますけれども、データ処理としまして、小学校はベネッセコーポレーション、中学校はNTTデータに委託して、採点、集計作業を行わせ、この9月を目途に公表に向けて作業を進めているところでございます。ただこの2業者につきましては、結果の提供後、結果を提供した後は、解答用紙やその他のデータは完全に消去するというようになっております。

次に、氏名の記入についてでございますが、中学校においては当初の予定どおり番号方式で実施されました。また、小学校におきましては、記名式にするか、番号式にするか、選択することになっていましたので、事前に学校へ意向調査を実施したところ、氏名の代わりに個人番号を記入する方法は児童の混乱や間違いを招く恐れがあることから、氏名式で実施されたところです。なお、当日は何の混乱もなく無事に終了したと聞いております。

次に、個人情報の保護についてでございますが、委託先における個人情報に係る安全確保の措置については、国において個人情報保護に関する法令に則り、万全の対策が取られています。また委託先との契約においても、解答用紙の氏名欄と解答部分を切り離した上で、さらに作業員に監督者を付け、限られた作業員の下で作業を行うなど、個人情報の保護は確実になされるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○（怒留湯健蓉さん） 文科省のホームページなどもそういうふうに出てまして、それでも私、ちょっと心配だったからご質問したんですけれども、やっぱり多くの問題が温存されていくようです。調査の意図がますます遠のいて混迷が深まる印象を受けます。民間では調査の問題点を検証し、分析し、情報保護も含めてですね、改善廃止の方向で国政の働きかけがなされているところなんですけれども、行政当局におかれまして、例えそれが菊池の一地教委の責任の範囲を超えるものであっても問題点を実施されたことによって問題点を把握の上、上位機関への具申がなされることを強く要望するところです。ただいまお触れになりましたように、学習内容を3割削減した現行の学習指導要領が導入されたのが2002年ですね。それ以降、学力低下への危機感を背景に各都道府県ごとの学力調査は既に実施されてきました。熊本ではゆうチャレンジなんかがそうですかね。それは、しかし各自治体での分析に留まり、全国の位置づけをするものではなかったのですけれども、今回のものはちょっと複雑でして、都道府県教委や市町村教委、各学校にそれぞれ細かなテスト結果が届けられ、また国全体の科目別平均点や問題ごとの正答率が公表されるために、各学校などは手元のテスト結果と全国平均などを比較できることになりますね。文科省は、それぞれが弱点を見つけ、独自の学力向上策につなげてほしいと言っていますが、使い方によって学校の序列化を招くことも懸念されると言われています。文科省は、学校間の競争をあおることにならないように、都道府県教委や市町村教委に対しデータを公表しないように求めています。住民や保護者への説明ため、学校が各自の結果のみを公表することは認めているために、公表された結果を集めれば順位付けが可能になるということにもなります。そういうことから、文科省は学校別の成績などを情報公開、請求された場合、不開示情報として取り扱うと決めています。都道府県教委などへの強制力がないために対応を決めかねている実態も多くあると聞きます。ある研究者は、学校が序列化されると学校現場がテストの成績を上げるために一生懸命になってしまう恐れがあると指摘し、また情報公開を請求されると、これは関西でしたか、過去に訴訟の事例があるように、行政側は公開せざるを得なくなる恐れがあるので、今回のテストの趣旨を住民に十分に説明し、理解を求める必要があると話しています。12月議会でのご答弁で、教育長はこの調査を新たな困難や競争を強いるものにはしないとおっしゃいましたので、基本的に信頼は私しているんですけれども、9月公表の際に地教委ごと、学校ごとの公表はしないということと不開示情報として取り扱うことの方針は、文科省、県教委、それに本市も含めて崩れていないかということが1点。それから、数々の問題点を

指摘されながら調査は実施されました。そして今、文科省の言う目的のためなら、抽出、無記名の抽出調査で十分ではなかったかという具体的な問題が提起されています。にも関わらず、来年からも実施されると聞き及んでおりますけれども、これらに対するご所見とご方針を、もう時間がありませんので、質問のところの2点だけお答え下さい。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 今回のこの国の調査結果については、先ほどおっしゃられましたとおり、個々の市町村名や学校名を明らかにした公表は行わないということで、学校間の序列化や過度な競争につながらないように配慮することとしています。ただし市町村、学校は自己の結果を保護者等へ説明することができるとしておりますけれども、要は結果をどう活用するかということでございますので、その点に十分配慮して、注意してまいりたいと思います。本市教育委員会としましては、先の9月定例会でお答えしましたとおり、今回の調査が本市教育の現状を把握し、施策や指導、学習の改善につなげていくためのものとして考えておりますので、個々の学校名を明らかにした公表は考えておりません。

また、今後の市教委の方針についてですが、今年度の様子を見ながら、個人情報保護の確保に十分配慮した形で対応していきたいと考えます。さらに開示につきましても、国が示したとおり、不開示情報として処理していきたいと考えます。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 怒留湯健蓉さん。

[登壇]

○（怒留湯健蓉さん） ありがとうございます。基本的には信頼ができるというふうに考えていきたいと思っております。おっしゃいましたように、公表には万全を期していただくこととして、しかし本調査が地教委、現場、子どもたちを少なからず悩ませるものであることは疑いようのない事実のようです。今後考えていくということでございましたが、文教菊池の新理念にも照らし、さらにご検討あらんことを願います。

最後のお尋ねになりますが、教育基本法の改悪、改編といいたいまいしょうか、それから教育改革三法案、これは14日が山場と言われておりますけれども、それとまた教育再生会議等々、安倍政権の下で中央の動きは地方教育や現場、子どもに大きな変動をもたらそうとしています。そういう情勢にあって、政治の介入、権力の介入を廃し、教育の自由を守ることがますます重要になってきました。教育委員会の任務は、かつてなく重大です。どうか力強いご方針をお聞かせ下さい。これは、最後

に市長にも一言お願いします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 教育の目的というのは、まず基本的に人格の完成と平和で民主的な社会の形成者としての必要な資質を備えた心身共に健康な国民の育成にあります。この教育本来の目的に向けて、今現在の地方分権の流れの中で、地方の教育、市町村の教育委員会の任務も大きな役割を担っていることを改めて強く認識し、責任の大きさを実感しているところであります。今後とも不易と流行のバランスをしっかり取りながら精一杯努力してまいりたいと思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 教育に関します、政治の介入ということについてということはどう考えるかということだったかと思います。私は、まさしくこの政教も分離でありますし、また教育と政治というものが可分の関係にあることは当然のことです。政治というものが広く教育も福祉も、あらゆるものを含めて政治行政が行われていくわけでありますけれども、それはそれなりとして、教育委員会が独立した機関としてありますから、教育行政については確固たる信念を持って教育長を中心として教育委員会が進められております。そのことについて、我々は住民の声としてあるべき姿が考えられることについて、そういうことをお話を申し上げるということでありまして、介入という言葉は全く相容れない言葉であると思っております。

○議長（北田 彰君） ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午後1時55分

開議 午後2時05分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、森隆博君。

[登壇]

○（森 隆博君） それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

松本議員の質問にありました財源の健全化ということの中の財源の計画性を見通しというところにつきましては少し関連するところがあると思います。財源の確保ということで質問を行いたいと思います。財政課、企画課、経済課と、この三つの課の関連によって、この財政の確保ができるんじゃないかということ、各課

の部長さんについてお尋ねをしていきたいと思えます。

新菊池市となりまして、本当にこう2年が過ぎました。予算の歳出の抑制という点でお尋ねをしますが、利益を目的としました事業、市民に本当に満足感を与えるような事業、住民サービスに向けた事業の連携、その事務事業に対しまして計画性が見えていないという思いで、歳出だけが先行しているような状況と感じておるわけでありまして。新市のまちづくりの計画とは何かと。事務事業を効率的、さらに経済的に処理を行い、最も大事なことが正確に現状分析を行い、市民の生活の利便性を第一に考え、合理的な将来予測に基づいて計画を作成し事業を行うのが行政の執行の務めであろうと思えます。計画を市民にやはり公表しながら、市民参加のまちづくり、これができてこそ地方分権に沿った合併であり、行政の責務と思えます。合併協議の中で新市建設計画の重要性も理解できますけれども、現状では将来性に不信感を感じる問題もあります。菊池市のまちづくりの計画策定及び事務事業に必要なものは、やはり財源の確保と思えますし、関連する担当の部長より、将来性、5年後あたりの将来を見通した考えをお聞きしたいと思えます。まちづくりの計画策定により、無駄な事業の見直しも出てくると思えます。無駄をなくし、菊池市の経済効果及び経済成長率に向けた考えをお聞かせいただきたい。1点目としまして、菊池市のまちづくり計画の策定についての考え、これは企画から経済の担当だろうと思えます。2番目の事務事業に必要な財源の確保、これはもう財政関係だと思えます。3番目の菊池市の経済効果、経済成長への考えということで、これも財政と思えますが、そういったことにつきまして担当部よりお尋ねをいたします。

次に、2番目の財政収支の試算についてお尋ねをいたします。税源移譲に伴う見直しが進んでおりますし、定率減税の廃止というような問題も起きております。そういった中で、行政評価を基に予算編成、行政改革、総合計画の連動で効率的な行政運営を維持して、さらに歳出の抑制を行い、財政健全化に事務事業の編成に取り組んでいくという考えを示しておられますけれども、行政評価の結果としましては、イベント、各種委員会とか協議会等の補助金並びに負担金を平成18年度で約7億500万円、平成19年度には5億9,500万円として、1億1,000万円ほどを削減し、今後も毎年5%ないし10%の削減化だけが先行しているように思えます。住民サービスに対しまして、効率的、さらに有効的、必要性に本当に不満の声が続出しておる状況であります。財政状況に対しまして、市民への説明不足というふうに感じております。菊池広報で財源の収入、歳出を示しても市民にはなかなか理解できないところであります。財政の見通し、収支試算を示し、最小限度の経費で最大の効果を上げるということが一番大事なことでありますし、行政の専門集団であるならば当然の職務だろうと思えます。組織の編成、財源の有効利用、必要性、

費用対効果を優先に考え、期待される行政マンの仕事として目で見える行政の中で財政収支の試算書の策定を行い、市民に説明していくのが今の時代と考えまして、財政収支の試算策定及び菊池市の将来に向けた考えをお聞かせいただきたいと思います。

1 回目の質問といたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 本市のまちづくりの計画策定につきましては、まちづくりの最上位計画であります菊池市総合計画及び前期5ヵ年基本計画を昨年度策定したところでございます。計画策定にあたりましては、平成16年度に策定いたしました合併後10年間のまちづくりを示した新市建設計画を基本としたものでございまして、合併前に行いましたアンケート調査や住民説明会を反映させるとともに、合併後、さらに市民の満足度に関するアンケート調査や市民で構成される策定審議会の意見を伺いながら策定するなど、市民の声を反映させているところでございます。また新市建設計画や総合計画でお示ししておりますとおり、まちづくりの理念に豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちを掲げ、その達成に向けた三つのまちづくりの目標、九つの柱、27の主要施策、さらに具体的には基本計画で71の施策の内容を掲げ、実現に向けた事務事業や目標値を設定いたしまして、これらを実施することにより市民の皆様が満足する菊池市を目指しております。市民主体のまちづくりには市民参加は欠かせないものでありまして、計画策定から事業実施において、市民の皆様幅広く参加していただくことが必要と考えておりますので、ワークショップや説明会等を実施しているところでございます。また、計画策定にあたりましては、事業の目標年度や目標数値、いわゆる指標を設定いたしまして、市民の皆様が満足していただけるように努めているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） まず1点目の事務事業に必要な財源の確保の考えについてということでございますが、平成19年度の予算編成方針で配分される財源だけに頼るのではなくて、自ら積極的に財源確保に努め、現行制度において導入が可能な国・県等の補助金、助成金等については積極的に内容把握に努め、見込んだ財源については全力を挙げて確保することといたしております。また限られた財源を最大限有効に活用し、真に市民満足の向上につながるような施策を進め、簡素で効率的な、また効果的な行政体制の確立をすることといたしております。また今回、熊

本TECの大規模な生産増強によりまして、半導体製造装置関係の市内業者にも受注増が期待されております。企業誘致は地方自治体の活性化と財源確保に必要なものですので、なお一層努力してまいりたいと考えております。

2点目の財政収支の試算についてでございますけれども、松本議員にお答えしましたように、新市の実績数値が平成17年度のみでございますので、本当の姿が見えない状況でありますので、平成18年度、19年度の決算数値が出ますれば市の姿が見えてくるものと考えております。国の行財政改革が進められ、地方財政計画も毎年変化しておりますので、これらの動向を見ながら当期決算後に向こう3年間の短期財政計画を示していきたいと考えております。市民の方々には、市民向けの予算書、ことしのしごと資料編の中で、県下14市の経常収支比率、公債比率、起債等の状況と市の特別会計の状況を掲載し、お知らせしておりますので、短期財政計画についてはこれらの資料や市広報を利用し周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○経済部長（稲葉公博君） 経済の方からもというようなご質問でございましたので、私の方から答えさせていただきます。

農業は食生活に欠かせない産業でありまして、農業資材産業や農家の家計消費などで経済全体への波及効果を持つものと考えております。本市の農業産出額は、生産農業所得統計によりますと平成15年が288億円、平成16年が293億円、平成17年が305億円と増加傾向にあり、平成17年度農業産出額は県内1位にあります。輸入農産物の増大、量販店主導による物流の変化、消費の低迷の中で、農業生産のコスト削減が求められており、本市においても国・県補助事業を活用しながら、農家の初期投資の軽減とコスト削減による農家所得の向上を図るための事業を実施しておるところでございますが、このことが引いては消費の拡大や税収の増につながるものと考えております。また、商業振興に取り組むことにつきましても、本市経済の活性化を図る上で鍵を握るものであると認識いたしております。本市の商業の状況につきましても、商業統計調査を見ますと、事業者数、従業者数ともに減少傾向にあるものの、年間商品販売額は平成14年が801億円であったのに対して平成16年が1,034億円と県全体では739億円、1.8%の減少となっている中、233億円と29%の増加となっているところでございます。今後は融資制度、信用保証料、利子補給などの助成制度による商業事業者の経営支援はもとより、商工会等と連携を図りながら、空き店舗を活用した不足業種、新規業種の誘致による業種構成、店舗配置等を推進することにより魅力ある商店街の形成、

あるいは街中活性化、また平成19年度より中心市街地活性化計画の策定が協議されておりますが、明るく活力に満ちた街中再生に向けて推進していきたいと考えておりますが、このことが引いては経済成長へもつながるものと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○（森 隆博君） 経済部長の方に、私も経済委員会ではありますが、委員長の許可をいただいております。やはりどうしても、先ほど国保でもありましたように、基盤産業であります農業の税率の低下という関連もありますので、経済部長、初めてのあれでありますけどお答えをいただきたいと思っております。

それでは再質問に入りますけれども、菊池市のまちづくり計画の策定について答弁が少しこうはっきりしない点がありますので、再度詳しく説明をいただきたいという思いで質問します。事務事業の効率性といいますか、経済的に処理し、効果・実績を上げるには、菊池市を将来を見通した計画、これが最も重要なことと考えております。そういったことを思いましてお尋ねしますが、本当に豊かな経験を持った管理職の方々が答弁されたわけではありますが、縦割りの行政の仕事と、目標といいますのは、やはり目標を定めて、部、課、係、職員それぞれが現状の分析、合理的な将来予測、個別的な設定を行う。例えば道路においては、やはり通行量の問題、利便性、いろんな施設等においては、やはり利用度、入場者数を基礎にしてまちづくりの策定が執行部の責務であり、当然の仕事だと思っております。現状の事務事業、建設計画に伴った推進であります。市民の思いは、合併による計画的な事業、市の発展、将来に向けた期待できるというような感じは持っていないと。地域住民の方々からよく耳にいたします。本当に菊池市に満足度を与えるような事務事業であるのか。人間もまちも生きているときにやはり治療をし、手当を行うのが当然のことであろうというふうな言葉も聞きました。建設計画の事業で、高齢化に配慮した段差のない歩道はいかにも素晴らしい事業だと思ひ、3月の議会においても経済委員みんなで2時間ほどかけて街中を探索し、歩いてみました。私も先日歩道をやはり歩かして、確かにきれいな歩道ですけど勾配がありまして、本当に非常に歩きにくいというか、疲れるというふうに感じました。健康な、私が歩きにくいと思っておりますので、当然高齢者で杖とか乳母車等を使った方々にしますと、本当に歩きにくい、さぞ苦痛であろうというふうに思います。また、夜になりますと段差がないということで違法駐車というのが特に目立っております。そういうことで、先日菊池署の総会後に交通課長とちょっと話をする中に、やはり最近違法駐車が目立つというふうなことでありましたので、取り締まりをやらないんですかというふうな

ふうに申しあげましたところ、2時間ほど取り締まりをやったと。そして初日は警告だけにしようというようなことでありましたけど、やはり車移動に出てこられた方が3名飲酒運転というようなことであったということで、本当に利便性はよくなっておりますけど、そういった面も出てきておるといことも申しあげておきたいと思います。住民の本当に調査を行った上でまちづくり計画が推進されておるのかということでありまして、自治体の本当に能力に対して不信とか不安を感じたことを耳にしますので再度お尋ねするわけではありますが、本当にこう住民に満足を与える事業の推進であるのかと。まちづくりに地域住民の声が本当にこう反映されておるのかと。先ほど合併前の10年計画、アンケートとか、いろんなことでやっておるといことでもありますけど、やはり見直しといいますか、毎年毎年のその課の部長さんも、課長さんも、担当も替わっていくわけでもありますので、やはりそういった生の声といいますか、現地声を聞いてやっていかれておるのかということをお聞きしたいと思います。

2番目の事務事業に必要な財源の確保と、行政の中では少し今の現状では無理かなと思いますけれども、予算編成の時点で最も重要なことは、19年度から所得税、住民税が変わります。さらに定率減税の廃止ということになります。どれだけの税収が減少するのか、起きるのかというのが不透明であると思いますけど、ある程度の予測は立てられる。それによって予算であります。国保と同じで、当分の間、財政調整基金があるからというわけにもいきません。それぐらいの考えでは困りますし、安定した財源の確保には、やはり企業誘致が当然のことでもありますけど、花房台地の整備と、これも一つのまちの誕生ではなかろうかと思えます。下水道の整備、道路の整備、この二つの整備を行うことで、住宅造成等も進み、安定した固定資産が望める地域というふうに考えます。整備事業には、確かに金を必要としますが、花房台に1年前に水道事業ができただけで、今、数多くの住宅ないしアパート等も建設されておる現状でありますし、本当に菊池市の財源確保の事業の推進を考えますと、どこにこう目を付けておられるのかなと。利益を生むところはどこかなというふうにお聞きしたいというふうに思えます。

3点目の菊池市の経済効果、成長率への考えということで、まずは基盤産業であります農業の振興、今後の農産物の物流への見通し、さらには商業・工業の発展に向けた事業の推進を兼ねまして、やはり市民に対します福祉の充実、サービスであると考えます。菊池市の安定した税の確保ができてはじめてそういった福祉から住民サービスができるわけありますから、これからの行政は、本当にこう使うといえますか、歳出を本当に削っていかねばならないと。歳出の抑制に努めることが大事だと思います。やはり金を生まないなら支出を減らす、それ以外はなかろう

というふうに考えます。熊本県と菊池市の税収とか起債等もやっぱりパーセントで比べてみますと、ほぼ33から35%が大体税収であります。そういった中で、本当にこう、今、職員さんの数から給料の面を出しますと大体菊池市の税収はほとんど消えてしまうような現状でもありますので、やはりそういった先行きを見通していかなければならない時期が来ているというふうに思います。今何に取り組まなければならないかということになりますと、もう大体大方の方はわかっておられると思いますが、やはり基盤産業であります農業、関係者の方々に安定した収入を得るような取り組みをやっていかなければならない。そのためには、やはりJAとの連携ということもあります。3月の議会でいろんなJA関係のトンネル事業というような形で補助等で七城の方にはメロンの選果関係、菊池JAの方には栗、花とか、そういった機械等の整備はできあがっておりますけれども、やはりそういったものを目玉としますか、特徴として売り出すようなそういった宣伝といいますか、そういったものに対してがまだできていないと思います。そういったことをやはりこう今後つなげていくことが、やはり農家の方々にもやる気が出てきますし、また菊池市の安心安全な農産物の物流だろうというふうにも考えております。そういうことで、私も経済委員の一人でありますけど、やはり縦割り行政というような形で。やはり企画から販売までというような形で今後取り組みが必要だと思いますのでお尋ねをするわけですが、現の状況から本当にこう経済成長率を何%ぐらい上げれば菊池市が基金崩しをやらないでどうにかこうやっていけるかなと。今、菊池市が大体2.0ぐらいのパーセントだろうというふうに思います。そういったところで、そのポイントをあと2.5か2.6ぐらいに上がれば、どうにかそういった安定した運営ができるんじゃないかならうかと思っておりますので、そういった経済の効果と成長率に向けた執行部の考え等をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 私の方から、まちづくりの部分につきましてお答えをさせていただきます。まちづくり計画につきましては、先般議会にもお示しいたしました総合計画に基づき推進してまいりますが、その目標は市の発展と市民の皆様の満足する暮らしづくりであると考えております。多岐多様にわたりますまちづくりの施策を具体的に推進するためには、総合計画に基づく各種計画を着実に展開する必要があります。例えば、農業振興計画や都市計画、環境計画、各種福祉計画など、具体的な計画を策定し、市民の皆様の声を反映させることで本市の将来を見据えた実のある計画になると考えております。そのために、実施の際には所管部署においてワークショップや説明会、パブリックコメント等を行い、市民の意見を伺ってい

るところでございます。具体的に挙げられましたまちづくり交付金事業の道路整備につきましても、建設部の主管課におきまして何回となく住民との話し合いを重ねて、その意に添った形で進められているところでございます。今後におきましても、市民主体のまちづくりを基本に計画を作成するとともに、その実施にあたりましては市民の皆様にご満足いただけるよう所管部において効率性や必要性、そして緊急性等を考慮して取り組んでまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） それでは、私の方から財源確保の取り組みについてということで、税源移譲、定率減税の関係でございますが、平成19年度より税源移譲と定率減税の廃止に伴いまして、市税の税収増が見込まれることは、当初予算書及び市民向け予算説明書「ことしのしごと」において示しているところでございます。経済成長率につきましては、国内における経済の総合的に把握された統計の伸び率となっておりますので、本市単独での上昇率により財政運営を示すことはなかなか難しい判断でございます。自主財源の少ない本市におきましては、財政確保が重要な課題であると認識しておりますし、それには現在も変わりはありません。将来にわたる安定した財政運営を図る上でも、いろんな角度から財政確保を模索し、努力してまいりたいと考えております。

また、財政調整基金につきましては、不測の事態による財源不足時に活用させていただき、財政の安定化に努めてまいります。基金の確保は後年度における世代間の均衡を保つために必要不可欠なものだと考えております。

また、花房台地の開発につきましては、生活基盤整備事業として整備を順次行っております。その効果として、新たな住宅建設が進むことを期待しておりますし、企業誘致につきましても大阪への職員派遣を行って、誠意努力しているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○経済部長（稲葉公博君） 生産コスト削減による農家所得向上を図り、近代化及び規模拡大を目指すために、これまで各種の土地基盤整備事業や近代化施設、あるいは機械の整備を図ってまいりました。一定の成果は上がってきたと思っておりますけれども、このようなハード面の充実を図りながら、新規作物の導入や地産地消の推進などソフト面への取り組みを合わせて行われてきたところでございます。これまで各地域

ごとに主力農産物の振興をはじめ、新規作物推進としてヤーコンやネギ等の産地化の取り組みが行われるとともに、各物産館を中心とした地産地消の取り組みが行われてきました。現在の取り組みといたしましては、元気人気くまもと農業運動に沿いながら、ベビーリーフ、有色米、フキなどの導入実証を行っており、特に有色米については中山間地域農業の振興を図るため、第3セクターと集落営農組織との連携の下、作付け面積の拡大が図られております。この有色米につきましては、景観作物として観光に結びつく有望作物であると考えておりますし、また中山間地域あるいは高齢者の活性化として、先ほど議員おっしゃられましたように柿・栗など、果樹等の育成も推進していかなければならないと思っております。これらの成果をさらに磨き上げるとともに、農業農村の持つ魅力を活かしながら関係機関と連携し、農業振興、農家所得の向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○（森 隆博君） ちょっと再々質問になりますが、まちづくりの総合計画に基づいてやっていきたいということではありますが、やはり行政の縦といいますか、やっぱりこういった事業をやる上には、やはり財政と企画と経済、この三つがやはり一体となって取り組んでいかなければならないというふうに思います。そういうことで、事業の推進を行う場合に、やっぱり財源の確保と、これには企業誘致、花房台地の整備とか、建設計画に、まちづくりの事業の現状といった点につきましては、やはり菊池市の商店街の活性化とか、それに伴います街路事業の整備と、こういったものもありますし、基盤産業であります農業の今後の取り組みとしましては、第一に農業者の所得の向上を考えていかなければならないと。このような3点を思いまして、菊池市の経済効果を引き上げるにはどうした方がいいかなということを含めましてお尋ねをしたわけでありまして。菊池市の今、必要性に欠けている事業を1時見直す点もあるんじゃないかなというふうに思います。地域住民の安定した生活基盤を創り上げるには、やはり税の増収が先決問題だとは思いますが、これは一つ菊池の資源といいますか、地域をいかした取り組みをやっていかなければならないというふうに感じまして、菊池の溪谷から竜門ダム等もありますけど、やはり菊池高原にフラワーヒルというような感じで企業の方がやっておられますが、相当のやはり花に対しても集客がっております。そういった中でありますが、やはり菊池溪谷に行く途中の水源交流館あたりの駐車場あたりもそういった花関係からいろんな、花にしましても取り組みを考えれば出てくる問題あると思います。いろんなサツキだとか、いろんな時期にあったものを販売まで考えてやれば、かなり近くの住民の

方々にも利益が出てくるんじゃないかなと。そういったことから考えまして、あそこから上に上がりますと菊池の梨園等もありますし、その上にはスーパー林道といった道路も整備されております。そういった林道を利用しまして、四季の里の今動物関係のあたりのところに、やはりそういった花関係、四季の里という名にあったような四季時期のその花を植えて観光地といいますか、人を集めるというようなそういったルートの開設といったものも今後必要であろうというふうに考えるわけでありまして。それとやはり菊池のいろんな機械等の整備はこの前できましたけど、やはりあれが10年前にやっておられるなら相当の利益が出たというふうに感じたわけでありまして。今、生産者が減ってきてから機械の導入じゃなくて、本当に10年前だったら相当な働きがあって、生産もあったわけでありましてけど、今は生産が減ってきたときに機械の導入では、少しちょっと遅れている点も感じますので、やはり菊池の特産品を見せる、そして食べさせて楽しませるといふ、この企画が本当にこの菊池市に今後必要ではなかろうかという思いでありまして、そういった点について少しでも何か考えがあるならお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 財源確保の上から、それぞれの所管部・課が連携を取りながら菊池市の、先ほど市長が申しあげました菊池学といいますか、菊池に埋もれている資源といいますか、そういったものを今幾々例を挙げていただきましたけれども、ネットワークをしながら、資源を十分に活用しながら外部に向かって発信をしていくということで財源の確保にも努めていかなければならないと思っております。ご意見のとおり、今後におきましても関係各部と連携を取りながら、地域づくりを主体に取り組んでまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 各部・各課の連携でございますが、当然いろんな市の施策を推進する中では、財政はもうセットでございますので、当然財政と他の施策については連携を取っていかなければならないというのはもう当然のことでございますので、現在もそのような形で進んでおりますが、より連携を強めていきたいというふうに思っております。

また、いろんな事業についての必要性・優先性につきましては、当然新市建設計画の見直し作業を、先ほどの答弁でも申しあげましたように行っておりますし、またその中でも特に優先順位等を決めながら、また市民のニーズに応えるべく新市建

設計画の見直しをいっていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願
いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○（森 隆博君） それでは、次の質問に入らせていただきます。

健康推進事業の施設についてお尋ねをいたします。平成17年の9月の定例会に
おいてもお尋ねしましたが、合併のときの基本であります福祉ゾーンの計画の必要
性ということで再度お尋ねをしたいと思っております。現在では高齢者の方々がゲートボ
ールからグラウンドゴルフに変わり、最近ではパークゴルフというようなことが盛
んになっておるようでございます。全国的に普及しておりますし、本年度の体育協
会の総会においてもパークゴルフの協会の方から菊池市に施設が望まれました。先
の議会においても、木下議員がパークゴルフの必要性についてはおっしゃいました
が、やはり月に2回程度の参加をされて月例会をやっておるということでございま
したが、本当に主な会場といいますか、がほとんど阿蘇地域でありまして、南阿蘇
の会場とか、一心行の会場、長陽村の会場、久木野の会場ということでありまして、
この4ヵ所が主にされているようでありまして、やはり交通移動に大変苦労がある
というようなことでもありました。私が17年度に質問しましたのも、やはり福祉
的なものは一括したところでやっていくものであろうと思ひ質問したわけでありま
す。そのときには、ちょうど施設といいますか、つまごめ荘の寝たきりの方々まで
こう見るような施設を設けていかなければならないというふうなお答えをいただい
ておりますけど、やはり今、健康保険税関係を見ましても、老人医療保健を見まし
ても、やはり予防というのが本当にこう必要になってきております。そういうよう
なことで、予防医学も兼ねまして、そのときお尋ねしましたのが旧営林署跡地が城
北自動車学校の西側の方に5町5反ほどあります。泗水町の時点のときに大体バブ
ル時代には13億円というふうに言われておりましたが、泗水町の合併時のとき
には泗水が福祉的な利用をするならば2億5,000万円ぐらいで手放してもいいと
いう営林署の方からの話もあっておりましたので、その17年のときに土地を利用
して、交通の利便性もいいところでもありますので、そういった関連ができないかな
ということでお尋ねをしたわけでありまして、あそこに、隣に養生園もありますが、
養生園の伝承園というのが道を隔ててあります。そういったことで、漢方医学、予
防医学といったもの兼ねてそういった施設の運営ができるなら、高齢者の方々のス
ポーツの場、それから健康を維持していく予防の場所になるんじゃないかなろうかとい
うふうに思いますので、そういった養生園との絡みも今後考えていかなければなり

ませんし、やはり自然色を活かした菊池市というものもアピールしていかなければならない時期と思いますので、今後いろんな老人保険、介護保険、医療費の抑制を考えた場合、そういった営林署跡地あたりの再利用ということについて考えがあるかと、考えておられるかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） まず、現在の保健予防関係等の取り組み状況ですけれども、平成19年の5月1日現在、高齢化率は26.2%を占める高齢社会の中で、健康なまちづくりを進めるためには、疾病予防による健康な高齢者を一人でも多く維持しなければならないと考えております。そのためには、若い年代からの生活習慣病予防及び壮年層からの生きがいづくりと寝たきり予防を含めた総合的対策が必要不可欠でございます。市におきましては、市民の健康づくりのために各種検診をはじめ国保事業の水中あるいは湯中運動教室を含めた健康教育や相談、家庭訪問等、様々な事業に取り組んでいるところです。平成18年度におきましては、平成20年4月の医療制度改革に向けて国保ヘルスアップ事業を実施したところでございます。この事業につきましては、今最も重要と言われておりますところのメタボリックシンドローム対策の一つで、検診結果により糖尿病予備軍を抽出し、頸動脈超音波検査や糖尿病の精密検査、あるいは集団健康教室、個々人の健康状態に対応した個別指導を行いまして、生活習慣の改善による重症化防止に努めてきたところでございます。実施に際しましては、議員おっしゃいましたところの菊池広域保健センターの支援と協力をいただいております。幸い本市には漢方や自然食品等を主とした予防医学を推進しておりますところの菊池養生園が存在しますので、今後も菊池養生園併設の菊池広域保健センターとの連携を深めながら乳幼児から高齢者までの効果的な保健事業を進めていきたいと考えております。保健事業推進の施設整備につきましては、平成17年9月に森議員ご質問いただきました答弁と重複する部分もございすけれども、将来を見据えた疾病予防や寝たきり予防に対処できる健康増進、体力維持を含めた総合的な施設が考えられます。保健センター等の施設建設につきましては、新市建設計画の中で総合的に検討していきたいと思っております。なお、旧営林署跡地を活用したパークゴルフ場建設の計画はございません。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○（森 隆博君） 明確に説明いただきまして、ありがとうございます。

再質問させていただきますけど、健康推進に欠かせない事業の報告であろうと思

いますが、合併の約束でありました新庁舎と併せて、そういった福祉ゾーンは計画を行うというようなことでありましたが、やはり庁舎建設等が今凍結でありますし、先行きが不透明というような問題でありますので、できますならこういった高齢化が進む中に財政難を示しながら介護度の高い施設設備に多額の起債をして建設を行っているような現状であります。その前に、やはり予防と健康維持というのが本当に必要であろうと思っておりますので、高齢者の生きがいの場、いきがいのスポーツの場、予防施設と、そういったものに本当に必要な時期が来ていると思っておりますので、17年度の9月にもお尋ねしましたが、市長の方からそういった福祉ゾーンといったものについて今後どのような考えを持っておられるかということをお尋ねをしたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 福祉ゾーン関係等のご質問ですけれども、一応合併する前の新市建設計画の中におきましては、菊池養生園等を中心としたところの福祉ゾーンというようなことである程度の案であったと思っております。一応福祉関係等につきましては、先ほども申しましたとおり、本市におきましては漢方医学等の先駆者でありますところの菊池養生園等があります。したがって、保健センターの施設建設につきましては、新市建設計画に基づきまして総合的に今後検討していきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） パークゴルフ場を一つの核とした福祉ゾーンということだろうと思っておりますが、これまでそれぞれ部長がお答えいたしましたように、パークゴルフ場の建設の予定はございませんし、また営林署跡と言われる用地についてもパークゴルフ場としての構想は今のところございません。お年寄りの皆さん方が健康であることを願って、いろいろなお年寄りの皆さん方が生涯スポーツを通じて健康を保持されるということは大変重要なことでもあります。ご案内のとおり、泗水町におきましては小川会館の跡について、これは跡の建設がどうなるかということを見極めるまで、委員会におきましてのご了承を得て、今現在グラウンドゴルフ場を使用させていただいております。また、旭志におきましてはこれまでのホテル公園運動グラウンドを拡張を今やっております、これもそういった意味ではグラウンドゴルフ等が広く使えるようになるのではないかなと思っております、昨日七城町の温泉ドームの株主総会の中で、この宿泊者を誘客するためのお年寄りのこの遊ぶ場所、

スポーツの場所としてグラウンドゴルフ場の整備を、準備をしてもらえないかと、こういったご意見がありまして、これについては何とかこの借地なりができれば、そういった整備を進めればなと思って、それぞれの地域地域が一つの、いわば福祉ゾーンとしての機能を現在持っている。将来におきましては、またご案内のとおり、財政をどう立て直していくかということを含めながら検討していかなければならない問題だろうと思っております。

○議長（北田 彰君） 森隆博君。

[登壇]

○（森 隆博君） もう再々質問はしませんが、やはり一番金を食うところでありますので、やはりそういった点については今後十分考えていただきたいというふうに思います。

次に、小川基金の建設予定地の利用、目的について、これは市長の方にしか答えができないと思いますが、についてお尋ねをいたします。泗水町の地域審議会におきまして、小川基金について市長の方から打診があったというふうに委員さんから私も聞きまして、現在の状況で小川会館建設に向けての見込みということで問い合わせがありました。旧泗水町の住民の方々は、当然泗水町への寄附であり、合併は合併であり、あくまでも泗水町の住民が交渉にあたるのが当然であると。なぜ小川家との面識、認識もない菊池市の市長に交渉を委ねたかというふうに問い合わせがありました。当然のごとく合併で一つの市になり、菊池市の特別基金になるために市長に責任があるという説明を行いましたけれども、本気で交渉にあたるならば、何か解決の糸口がもう見えてこなければならぬと。見えてこないということは、やる気がないんじゃないかというようなことで指摘を受けまして、旧泗水町のことは寄附を受けた当時の町長、助役さん、議長さん、まだ健在でおられます。が一番内容に詳しく、責任を持った交渉ができるはずと。寄附に対しましての要望、多額の金額であったために、小川基金条例を制定した経緯など、小川氏の家族に理解ある説明ができると、当然必要なことだということも指摘を受けましたので、今日までの経緯はすべて私たちも誤算であったかなというふうに感じております。小川会館建設委員会も継続はしておりますけど、やはりこう原点に戻った交渉を行うのが妥当ではないかというふうに考えますので、小川基金について福村市長の率直な考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 委員会がすべて誤算であったということでございますので、今までの経緯がまだ十分お伝えできてない部分があるのかなと思っておりますので、

若干その経緯についてご説明を申し上げたいというふうに思います。小川記念館建設につきましては、小川基金を泗水町振興のためにどのように利活用したらよいかということで、平成14年11月に旧泗水町において小川基金利活用検討委員会が発足されておられます。検討を重ねた結果、中央公民館、歴史民俗資料館等の建て替えを含めた総合的な公民館機能を持った施設の整備を図ることとし、その場所は孔子公園との相乗効果も考え、孔子公園周辺に計画することと決定がなされております。平成15年8月の旧泗水町の議会全員協議会で、構想についての一応の大枠として了承が得られました仮称でございますが小川記念館として公民館機能を持った施設を建設することとなり、具体的に取り掛かることとなりました。平成15年12月に小川記念館基本構想を策定し、平成16年2月に議会に説明されたとともに、各地権者への説明がなされております。平成16年2月に旧泗水町の松岡町長より小川基金取り崩しにあたっては、小川水寶氏の、これは寄附者でございます、小川水寶氏のご遺族にも一応の了解を得ておく必要があるとの指示で、旧泗水町の泉田助役がご遺族であります小川恵美さんに面会して、これまでの経過や計画の内容を説明し、協力を要請されました。小川恵美氏としては、小川記念館建設には反対であり、住民が要望されており、必要とする施設であれば小川基金を使用しなくても一般施策として一般財源で計画すべきである。小川基金は、合併により新市が発足しても、今までどおり基金として活用してほしい旨の返答があり、了承されませんでした。町長、議長、上京の上、小川恵美さんと面談。小川記念館建設についての協力要請がなされましたが、小川恵美氏は後日文書で通知するとのことであり、その後小川会館建設には反対である旨の通知書が届いたわけでございます。平成16年11月に再度、町長、議長、上京されまして、小川恵美さん並びにその代理人であります吉田弁護士に面談され、町長、議長の協力要請に対して、建物はコンパクトにしてほしい、また計画の内容が固まったら内容を見せてほしいとのことでありまして、一応のご理解を得られたと解されたものでございます。平成17年3月1日に。

[登壇]

- (森 隆博君) 経緯は小川会館建設委員会で報告がっておりますので、今までの経緯の説明はいりません。市長の答弁を私は求めます。

[登壇]

- 総務部長(緒方希八郎君) その前に、若干、平成17年6月28日、これは新市になってからでございますが、議会の特別委員会におきまして、小川恵美氏との交渉につきましては、今後市長の方に一任するという確認がなされております。それをもちまして、市長が小川恵美氏、また代理人であります吉田弁護士の方に面

談されたということでございます。その辺につきましましては、先ほど委員会から一任されたということをお知らせしたいというふうに思いますし、経緯につきまして原点に戻って進める必要があるのではないかとのことでございますが、議員も委員であらせませす特別委員会の方でいろんなご意見を拝聴しながら、その決定については尊重していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） これまでの経緯を総務部長の方からご説明を途中までやったわけですが、旧泗水町の方でこれまで交渉をされて、そして合併のときにはこの解決に至ってなかったということございまして、合併の直前におきましては、用地の所得がなされ、そしてまたこのコンペによりまして基本設計の設計が委託をされておったという状況でありました。それで、17年の5月10日に小川恵美氏の代理人であります弁護士、吉田純一氏の方から私あてに建築物の建築等に小川基金を使用する案には断じて反対であります。合併後も進学希望者に対する奨学金制度を明文化して、基金として運用してほしいと、こういった旨の弁護士からの方が代理人として便りが届きました。それがちょうど旧泗水町において行政執行しておりましたその基本設計、それから用地の買収、そのことの延長線上にあったわけです。ですから、そのことを受けて、私の方はこのことについて協議をいたしまして、この一時中断をせざるを得ないということで、この執行を中断、コンペを中断をいたしまして、その後この特別委員会の方で協議を重ねていただいて今日に至っているということでございます。私はその後、17年の5月から交渉をスタートいたしまして、翌6月に議会特別委員会において交渉については私の方に任せるといったことございましたので、それで小川恵美さん、それからこの吉田弁護士さん等について何度も接触をいたしました。それで、多分17年の秋ごろだったと思いますけれども、11月か12月ごろだったと思います、手元に資料を持っておりません。これでこのお互いの気脈といいたしめようか、気心がわかっていただいて、そして吉田弁護士さんの方を通じて簡単な図面あたりを提示してもらったら、私の方でこの恵美さんの方については、小川さんの方については説得といいたしめようか、説明をいたしめようかということまできたわけでありまして、それで、簡単な図面ができあがったわけでありまして、それまでの泗水町の交渉の延長上の中において、翌年の1月にこの前町長さん、議長さんはじめ、委員長、副委員長、それから支所長さんが、おっしゃるような旧泗水町でいきますということ言われて交渉にあたられました。それで、その交渉の結果は非常に穏やかで、今までにかかってないよう

な対応であったということで、希望が持てたわけであります。それで、その後を待っておりましたら、小川さんの代わりに吉田弁護士さんの方から18年の2月20日に便りが来まして、また如何なる規模のものも問わず、記念館建設については理解することはできませんということでやってまいりました。それで、この状況が今日にありまして、それを受けて小川会館建設特別委員会は新しい合併特例の切れた後に新しいこの委員会ができましたけれども、その後委員会において特別委員長と副委員長が行くようにということで委員会で決定がなされて、それを受けて委員長、副委員長の方が小川さんの方に連絡を取られて面談を求められたけどもお断りになられたと、そういう経過になっております。こういったことでありまして、これを今からどうするかということについては、またこの旧泗水町の問題として捉えれば、これは非常にこの誤っていたというようなお話でございますけれども、私の方としては、私の立場において誠意を持ってこれまで交渉してまいりました。また委員会の方で、私の方がまた引き続きやれとおっしゃればやりますし、また皆さん方が今議員おっしゃっておりますように、旧泗水町の方でやっぱりやるべきことであって、この内容、人脈がわからないものではないかなものかと言われることもわからないではありませんので、その辺につきましては特別委員会の方とご相談しながら進めさせていただくかどうかを判断したいと、このように思います。

○議長（北田 彰君） ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午後3時06分

開議 午後3時16分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、泉田栄一郎君。

[登壇]

○（泉田栄一郎君） こんにちは。通告に従いまして、まずはじめに熊本市の菊南から合志市の野々島、田島、七城を通り菊池市内を結んでいる道路、正式名称県道熊本菊鹿線について質問します。農村地帯でありながら、近年では1日平均1万2,000台以上の車が通過するということが、地域住民はもちろん、児童の交通安全について強い危機感を抱いています。私も地元の安全委員の方や区長さんと実際現場を見てまいりましたが、普段車で走っているとわからなかった部分が見えて、地域住民の危険性を肌で感じました。朝7時から8時の1時間、また夕方の6時から7時の1時間はピークで、国道387の交通量と同じということです。その通過点である平野区は、合志市から菊池市に入る入口ですが、急カーブの上、坂道になってい

るためスピードが増し、非常に危ない箇所です。また植木町方面から来る人の離合の場にもなっています。数年前には交通事故による死亡事故も出ております。そのほか、以前は熊本方面から来た車がカーブになっているのがわかりにくく、迎幸学園入口によく車が突っ込んだという経緯もあります。今回の質問は、平野区についてでございます。現在、平野橋の架け直しのため仮橋が架けられている付近で、横断するところがありません。平野区を分断する形で道路が走っているので、地域の人たちは横断歩道のない道をわたらなくては生活できない状態になっています。つきましては、1ヵ所押しボタン式信号機と横断歩道を付けられないかという質問をしたいと思えます。菊池市として交通安全、生命を守るという観点からの考えと今後の見通しについてお尋ねします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 横断歩道の必要性についてでございますけれども、ご存じのように信号機、横断歩道の設置やその他交通規制関係につきましては、熊本県の公安委員会の意思決定により施行されることになっております。地域からの要望等があった場合には、地元の区長さん、またPTA、交通安全協会等の連名によりまして要望書を市に提出していただきまして、市より菊池警察署の方を經由して県の公安委員会に上申することとなっております。公安委員会におきましては、交通事故発生状況や交通量、道路の条件など現地調査等を行い、内容を検討し設置の可否が決定されます。したがって、市で設置の可否を判断することはできないものでございますので、これまでの他の箇所等の申請状況から考えますと、議員仰せの平野区の地域における横断歩道につきましては、車の通行量が多く危険な状況であります。カーブのある道路で、しかも坂道の途中ということから判断しますと、横断歩道の設置は大変厳しい状況下であると推測されます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○（泉田栄一郎君） 再質問させていただきます。

今回は、せめて横断歩道だけでも付けてほしいという地域住民の切なる願いを質問させていただきましたが、今後危険性回避の方法として、カーブの角度が鋭角になっている箇所、2ヵ所の土地を削り、カーブを緩やかにし、見通しをよくするという事も考えていただけるか質問いたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） 再質問にお答えを申し上げます。

主要道路であります熊本菊鹿線の泗水町南田島の平野地区につきましては、県において昭和58年度に改良工事を完了し、改良済みとなっている箇所でございます。道路管理者でございます県によりますと、改良済みであることから、現時点での改良の計画はないということをお聞きしております。また本路線は、現在施工中の田島橋の架け替えや七城町の高島地区のバイパス工事などの事業を抱えており、早急な対応は厳しいだろうという状況でございます。市といたしましては、地元と十分協議しながら県に要望してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○（泉田栄一郎君） 早速要望書を作成しまして、強い働きかけをしたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

次の質問は、所管の委員長の許可をいただいております。義務教育期間中の標準服、制服について質問いたします。

一つは、制服と標準服の違いについて説明を求めます。

二つ目に、小学校での標準服の価格をお尋ねします。

三つ目に、中学校の制服の価格をお尋ねします。

以上です。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） お尋ねの、まず制服等の定義でございますけれども、制服は学校の校則として定められた服装でありまして、一定の強制力を持つものであります。また、標準服は強制力はありませんが望ましい服装として定められた服装であると考えます。いずれも学校とPTA及び子どもたちの意見を取り入れながら、制服の規定とか、生徒心得、生活の決まり等で規定されております。

次に、制服等の購入価格でございますけれども、市内19校を調査いたしましたところ、小学校の標準服は7,000円から8,000円程度でございます。ブレザーを使用しているところは、おおよそ1万2,000円から1万3,000円というところでございます。また中学校の制服は夏服と中間服、冬服合わせての値段ですけども、男子の場合は3万2,000円、女子では約5万8,000円となっているようです。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○(泉田栄一朗君) 再質問させていただきます。

こういう市民相談が数件からありました。中学校入学のときの制服が高すぎるということでございます。大人のスーツでも1万円から2万円で買える時代です。まして制服の数は事前にわかるのですから、いくつかの業者に競争させてコストダウンできるのではないかとということです。私はコストダウンも含めて、子育て支援対策の一環として、小・中学校の標準服、制服を無償提供できないかと考えています。例えば、公立中学校に入学する際、準備するのは制服だけでなく、これに夏服、中間服、体操着の夏用、冬用、上履き、カバンなどを加えると7万円を超えます。さらに自転車、レインコート、部活動のユニフォーム、運動靴などがあります。ざっと10万円以上は用意しておかないといけないと聞きました。さらに運動部の部活動に入れば、会費、遠征費など大変なものです。そのほか、月々の給食費、PTA会費や教材費、修学旅行費の積み立てなど、保護者の負担は一昔前より増えているのではないのでしょうか。市民相談の中で、部活動はお金がかかるから子どもに入るのをあきらめてもらったという話をお聞きしました。また、運動部の靴は消耗が激しく、3、4ヵ月で使えなくなるそうです。中には、兄弟、姉妹や親しい友人のお下がりを受けてもらうなどの工夫をしていらっしゃる方もいますが、そういう人ばかりではありませんので、9割の方が新品を買っているのが現状です。これらの保護者の経済的負担を考えると、せめて制服だけでも無料にできないかと考えますがいかがでしょうか。

○議長(北田 彰君) 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長(田中忠彦君) 再質問にお答えします。

標準服、制服の無料支給についてでございますけれども、ご指摘のとおり保護者の教育に係る経済的負担については、本当に十分理解するところでございます。結論から申し上げますと、無料支給は困難であると考えております。しかしながら、現在菊池市におきましては学校教育法第25条の規定に基づきまして、経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒の保護者に対し、必要な費用を援助しております。中身を少し紹介いたしますと、新入学の際の準備金ということで、新入学児童生徒学用品等の費用を支給しております。また、通常の学用品、それから校外活動費、学校給食費、修学旅行費、医療費等をそれぞれ支給しておりますので、どうぞご理解いただきたいと思っております。

○議長(北田 彰君) 泉田栄一朗君。

[登壇]

- (泉田栄一郎君) 菊池市としましても様々な子育て支援をしていますし、財政面で厳しいことはわかりますが、他市にない独自性のある支援を考えていただきたいと思います。

次に、団塊の世代の呼び込みについてです。2007年問題、いわゆる戦後生まれの約700万人の人たちがいよいよ来年から順次定年を迎えます。会社に替わる新たな生活の場として、生活費も余りかからない昔ながらの田舎のコミュニティを用意して、団塊世代が生きがいを持って生活できる仕組みがあれば、団塊の世代を引き込めるのではないかと思います。昨年9月にこの団塊の世代について一般質問させていただきましたが、その後の経緯について説明していただきたいと思います。

- 議長(北田 彰君) 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

- 経済部長(稲葉公博君) 団塊の世代への対応につきましては、昨年9月の一般質問で答弁がされておりました。移住や定住を促進するための施策をそれぞれの所管課で取り組んでいる状況でございます。団塊の世代を迎え、大都市圏から田舎暮らしを希望するUIターンによる農村地域への就農や定住促進につきましては、これまで農業法人等を通じて新規就農者の育成や支援などを行ってきたところでございます。またこれまで培ってきた技術、能力、経験をいかした個人起業家への就業支援としまして、商工関係所管において商店街等の空き店舗対策事業や空き地を利用したところによる企業支援など、地域活性化への支援を行っております。そのほか、団塊世代の呼び込みにつきましては、総合計画や各種事業計画に基づき、関係所管課等で支援を行っているところでございます。

以上、お答えいたします。

- 議長(北田 彰君) 泉田栄一郎君。

[登壇]

- (泉田栄一郎君) 団塊の世代にかかわらず、人が住みよい地域とはどんなものでしょうか。私は、生活費があまりかからない、自然豊かな環境の中で生活できる、隣近所の顔の見える関係、人のためになっていると実感できる、さらに自分が生産したものを多少でもビジネスにつなげれば、それが生きがいにもなると思います。今後ますます過疎化・高齢化が進む中で、既存のサービス確保のためにもそれぞれの地域経営を地域ぐるみで考えなければならないと思います。例えば、商店街での空き店舗活用や農村での空き家活用などが考えられています。また、過疎化・高齢化の進んだ地域によって、今の田舎暮らしブームは千載一遇のチャンスでもあります。この団塊の世代を持っている技術やノウハウをいかに地域に取り込むかで地域の活性化につながっていくと思います。そのために、民間企業への受け入れ、優遇措置

など、菊池市としての考えをお聞きします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○経済部長（稲葉公博君） 2点目の今後農山村で田舎暮らしをしたいという都市部の団塊世代への対応策や市街地での空き店舗の活用策としての団塊世代の呼び込みについてでございますけれども、具体的には就農支援として農業法人等への就農支援セミナーの継続実施や平成19年度から新規就農者受入体制整備支援事業をNPO法人きらり水源村で受け入れ、実施されているところでございます。また、空き店舗を活用した共同店舗やコミュニティ施設、チャレンジショップなどの共同施設運営事業として、不足業種や新規業種の誘致と新規出店者支援のため創業支援事業として家賃、改装費、借入金利息の補助制度と空き店舗対策モデル事業を現在実施いたしておるところでございます。議員ご意見のとおり、団塊世代の大量退職による人材不足や技術の継承の中断など、社会経済への影響は大変大きなものがあり、2007年問題として懸念されてきました。この問題への対応策として、民間企業では技術の継承や他社への流出を防ぐため再雇用制度を実施しているのことも聞いておりますけれども、逆に2007年問題は中山間地域を抱える私たちの人口減少地域や過疎・高齢地域では、担い手や人口増のための多様な人材としての可能性があり、大きなチャンスであると捉えております。そのための受け皿の整備が必要と考えております。市では豊かな自然環境や歴史を活かし、人の優しさで創り上げる健康で活力のあるまちづくりとして、豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちを基本理念に、三つの目標とそれを実現するために71の施策を定めて取り組んでおります。その一つの実現のための施策として、地域住民によるグリーン・ツーリズム事業を展開しております。この事業の波及効果として、交流の積み重ねや農村体験、就農支援等の延長線上に定住促進による経済効果や農山村文化、産業基盤の継承があるものと考えておりますが、逆に都会の人々が田舎に定住するには様々な問題や課題もあり、推進には地域の住民との十分な協議が必要だと考えております。市では現在グリーン・ツーリズムのさらなる推進のための庁内体制の整備、関係者や団体、県を中心にした菊池市グリーン・ツーリズム推進会議、これは仮称でございますが、設立に向け、ただいま準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一朗君。

[登壇]

○（泉田栄一朗君） 今後、団塊の世代を地域に引き込み戦略とするためには、受け入れを希望する地域が今後どんなビジョンで地域を経営するかを必要な時期に入りつ

つあることを共通理解として、この件は終わりたいと思います。

次に、広告事業について、昨年12月に質問させていただきました。財源が足りないのであれば稼げばいいとのシンプルな発想が大切ではないでしょうか。その後、菊池市では今現在どのような取り組みをしているか、また今後の予定をご質問いたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 広告事業の推進状況と取り組みについてでございますけれども、財源確保のための広告事業につきましては、実施を前提に内部協議をいたしております。広告事業を展開する目的は、年々厳しくなることが予想されます財政状況の中で、市が自主的に財源確保にあたることであります。考えられるやり方といたしましては、大きく分けて二つの方法を考えております。

まず、第1の方法としては、市の資産を広告媒体として広告費を取る、いわゆるいただくものでございます。広報紙やホームページなどに広告を掲載し、広告宣伝費を収入としていくものであります。

第2の方法といたしましては、民間の自主的な営業活動により、市の支出を抑えていくものでございます。これは、現在使用している封筒などを広告会社等が作成した企業広告入りの封筒を採用することで、市による封筒等の印刷発注を減らすということにつながるものであります。

収入による財源の確保ばかりではなく、民間活力を活かした歳出の抑制も合わせた取り組みとして考えております。

しかし、広告事業を推進する場合はいくつかの問題も抱えております。まず、市の資産を利用して行う広告でございますけれども、どのような広告でもよいというものではございません。業種等によってはお断りすべきものもあると思います。また、本市内にあります企業と競合する企業の広告も控えなければならないと考えております。このように、広告事業を展開する上では、まだ細部にわたり検討・調整しなければならない事項も多々ございますが、実施に向けて確実に進めてまいります。

まず第一弾として、ホームページの広告掲載に向けて準備を進めております。広告を載せるスペースを確保し、十分な情報も提供できるようトップページのレイアウトの変更をただいま検討しているところでございます。また、広報紙につきましては、これまで月2回の発刊でございましたものを、7月よりご存じのように月1回の発刊へ変更することといたしております。このため、掲載できます記事や情報量がどれぐらいになるかなど、まだ不透明な部分がございますので、しばらくは発

刊状況を見ながら広告掲載に取り組んでいきたいと考えております。いずれにいたしましても、市による自主的な財源の創出については必要不可欠な課題でありますので、今後とも積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○（泉田栄一郎君） 一層の努力をお願いしたいと思います。

次に、前回窓口業務の時間延長について質問させていただきました。前向きに検討しますとのお答えがありましたが、その後進行状況について質問します。お願いします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 窓口業務の延長につきましては、泉田議員が平成19年3月、本年3月の一般質問で質問され、お答えいたしておりますが、その後の調査・検討いたしました内容について申し上げます。

まず、現在の県下各13市の状況でございますけれども、年度当初の受付事務の集中期間の2週間に限った一時的な延長を行っている市を含め、窓口業務の延長を行っている市は全部で8市ございます。現在、行政改革を進めております中で、予算に応じた人員及び経費の最大限の活用を図っていくこととしておりますので、窓口業務の延長につきましても、通常の業務と比べて極端に低い評価の住民サービスのとならないことが条件だと思っております。また、隣の阿蘇市におきましては、窓口業務の延長の代わりといたしまして正面玄関横に自動交付機を設置してあります。土曜・日曜を含む毎日、午前7時半から午後7時まで、内容といたしまして住民票、印鑑証明書、課税・納税証明書、外国人印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書の6種類の証明書の交付を行っております。ちなみに、平成17年度の交付実績でございますが、証明書の交付枚数が年間3万5,355枚、この内自動交付機での交付枚数は8,949枚ですので、全体の約25%、4分の1がこの自動交付機で交付されております。やはり大きな効果が上がっておりますけれども、お年寄りの方にはなかなかわかりにくい部分があるというのも否めないかと思えますし、また一方では1台の設置金額が3,000万円程度になると聞いております。ちなみに本市に導入すると仮定いたしますと、本庁と3総合支所ということになるかと思えますので、約1億数千万円の経費がかかるということでございますので、現下の厳しい状況下でありますので、いろんな課題もあろうかというふうに思っております。また、現在は住民基本台帳カードや免許証等によりまして、本籍抜きの住民票であ

ればどの市町村でも取れると、受け取れるということになっておりまして、広域的なサービスの提供も進んでおります。いずれにいたしましても、市民の皆様の中にも土曜・日曜を含めた時間外の受付を望まれる方も年に何人かは現実的にはおられると担当課からも聞いておりますので、窓口業務の延長につきましては、本庁・支所を含めた経費に見合った住民サービスの提供が見込まれる様々な方法と試行する時期について内部調整を図ってまいりたいというふうに思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 泉田栄一郎君。

[登壇]

○（泉田栄一郎君） 試行的に始める場合に、市民への周知徹底が大事なのではないでしょうか。たくさんの方が希望しているのにもかかわらず、試行的にしてみたら利用数が少なかったというのでは残念ですので、広報をはじめ回覧板、インターネット、区長会でのお知らせ等で周知徹底をよろしくお願いしたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（北田 彰君） 次に、中山繁雄君。

[登壇]

○（中山繁雄君） それでは、通告に従い順次質問を行いますので、執行部におかれましては明確なお答えをお願いいたします。第1問目の質問におきましては、先ほど松本議員が質問されたことと重複するかもしれませんが、よろしくお願いいたします。

では、初めに企業誘致について質問しますが、現在菊池市がおかれている財政状況は、執行部の説明では厳しい状況であると合併時から言われ続けているところがありますが、その打開策としては、歳出削減と職員削減などが進み、歳入では企業誘致を積極的に進めていくと今までの質問での答弁のようですが、私たち議会は菊池市の将来を考えると、言葉だけでなく行動が重要であるとの思いで、企業誘致促進特別委員会を設置し、県の担当課はもとより国の企業立地課の関係職員を訪問し、積極的に意見交換したりしています。また、企業関係者などの情報をいち早く取り入れるため、執行部職員を同行させ訪問にも力を入れていますことはご存じのところだと思います。しかし、我々議員は企業誘致は執行部も同様な考えであると信じていたところですが、今度の人事異動を見ますと裏切られたと思い、強く憤りを感じております。それはなぜか。合併から今日まで、執行部担当課職員とやっとな企業との連携、信頼関係を築き、今からというときになぜ相手に不信感を与えるような人事異動をされたのか理解に苦しみます。企業誘致を本当に重要課題として捉えているのかを質問します。また、先般開催された中九州高規格道路のインターが

この菊池地域に設置されると聞いております。そのため、議員全員参加し、その必要性をしっかりと訴えてきました。総決起集会を立ち上げたところです。そこで質問ですが、今度の人事で企画部長が代わられたところですが、企画部長のどういう気持ちで企業誘致を進められていくのか、所信表明ではありませんが質問いたします。また、大阪事務所に1人派遣されていますが、どのような仕事をさせているのか、派遣してまだ日は浅いのですが、その活動報告をお願いいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 企業誘致は、市長の重要施策の一つでもございまして、このことから今回の機構改革で企業誘致業務を強化するために、企業誘致係から企業誘致対策室に強化されたところでございます。配属されました対策室長も企業誘致担当の経験のあるものが配属されておりまして、前任者がこれまで積み上げてきたものを継承しながら取り組んでいるところでございますので、どうぞ人事異動につきましてはご理解をお願い申し上げます。現在、市内立地企業訪問をはじめ、熊本県企業立地課や熊本県大阪事務所との連携を密にし、積極的に企業誘致に努めているところでございます。特に分譲可能な蘇崎、林原、田島工業への誘致を積極的に進め、約20haの売却に努めることが第一だと考えております。また、川辺地区でございまして、県が建設する新規工業団地につきましても、第1候補地の益城町の熊本臨空テクノパークが本年6月に着工し、来年の20年度に販売開始と伺っております。工場適地と判断されました菊池市の候補地につきましても、PR用のパンフレット等を作成し、半導体関連企業への誘致活動を積極的に行うと伺っております。本市への進出希望があった場合、直ちに用地買収に着手し、速やかな所有権移転登記ができることが不可欠でございます。今後とも地元地権者をはじめ、議員の皆様の協力をいただきながら、課題の早期解消に向けた取り組みを行いたいと考えております。またその取り組みの中にあっては、先ほど市長からもございましたが、デベロッパー方式も視野に入れたところで考えていきたいというふうに思っております。ただ、今非常に厳しい状況がございまして、デベロッパー方式が可能かどうかは非常に難しいところがございまして、可能性にかけて頑張りたいというふうに考えております。

それから、本年4月より企業誘致を専門とした本市職員1名を熊本県大阪事務所へ派遣いたしております。まだ赴任いたしまして2ヵ月余りではございますけれども、大阪事務所の企業誘致担当職員の指導の下に、関西、東海地区の企業を中心に5月末までに約20社を直接訪問するとともに、自動車関連企業展示会会場での出

店企業への挨拶まわり、関西県人会や産業人クラブ総会へ出席するなどして情報の収集と誘致活動を鋭意行ってきたところでございます。特にホンダ浜松製作所の二輪部門が熊本製作所へ統合されるといった状況下において、関西及び東海地区における都市企業の動向や考え方、さらに企業誘致に対する熊本県の施策についても学んでいるところでございます。また、去る4月末本市工業団地等への問い合わせをいただきました東海地区の企業を訪問いたしました際には、本人を動向させ、情報の共有化を図ったところでございます。なお、本市で創業されております本社が関西・関東地区でございます企業につきましても、今後順次訪問をさせ情報収集並びに提供に努めさせていきたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○（中山繁雄君） 企画部長の答弁を聞き、今から菊池の財政を豊かにするためにも企業の誘致には一生懸命頑張っていたきたいと思っております。またそれに加え、先だっで行われました中九州高規格道路の期成会の中で、ホンダの工場長が述べられておられたと思いますが、道路の混雑が一番迷惑だと言われておりました。菊池市への325号線の混雑の解消と同時に進行し、菊池市の発展につながると思いますので、よろしく願いいたします。

次に、第2問目の質問をいたします。農産物の販路拡大についてですが、今定例会に報告されている第3セクターの18年度の決算報告書を見ますと、順調に農産物の販売は伸びているようであります。これは、市と第3セクター並びに農業生産者が一体となって厳しい消費者ニーズに敏感に対応し、その消費者の意向をいち早く取り入れた結果だと敬意を表したいと思っております。ただ販売競争は今まで以上に激化し、この菊池地域にもライバル店が地産地消を名目に消費者の心を引きつける販売戦略を展開しています。そこで質問ですが、市として第3セクターのより強固な施設を目指すため、生産農家と連携して消費者が喜ぶ安心・安全の新しい農産物の商品を開発・販売についてどのように考えているのか、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○経済部長（稲葉公博君） 農産加工品の開発については、これまで農業者個人や農業者組織、物産館等においてそれぞれ取り組んでこられ、製品化され販売されているものが多数ございます。そのような中、本市の現在の取り組みとしましては、平成17年度に各物産館の代表者を会員とした菊池市地域振興協議会を設立し、その事業の一つとして県の委託事業であります地域雇用総合支援事業を活用した農産物加

工品等の開発を進めてまいりました。その成果としまして、菊池物産館のしいたけのからし和え、メロンドームの果物の果肉入りゼリーやジャム、あるいはふれあいセンター旭志のビーフカレー等の特産品を開発し、連携しながら各物産館で販売をいたしております。またPRや販売面においても、各物産館の合同イベントとして、熊本市上通りの熊日びぶれす広場においての菊池市物産フェア等の実施を行いながら、本市の農産物や加工品の直売を通じたPR活動も行ってきたところでございます。また、本年度においては、ヤーコンについて県内大学との連携の下、生産から加工品開発、流通に至る特産品開発システムの協議を進めているところでございます。本市が設置している物産館においては、農産物加工品等の開発促進を事業の一つとして位置づけ、地産地消の拠点である物産館を中心として物産館相互の連携を深めながら、今後も農産加工品開発の取り組みを積極的に進めてまいりたいと考えております。議員ご指摘のように、販売競争につきましてはさらに激化し、国道沿いの開発とともに店の出店が相次いでおります。今後とも気を引き締めながら物産館等の活性化に努めてまいりたいと、このように思っております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○（中山繁雄君） 宮崎県知事でもわかるとおり、物品販売においては品物のアピール度や宣伝のやり方次第で売り上げが急激に変わってくると思います。これからの努力をお願いいたします。

次に、第3の質問として国道325号線沿いの開発について質問いたします。国道325号線沿いで菊池森林組合事務所の西側に布設されている水道管には限度があると聞いておりますが、今後この地域は開発行為が推進される地域だと私は考えております。現在も運営されている道の駅の前のコンビニには、トラックで水を運んでいるところをよく見かけております。このことから、今後積極的に開発されるであろうこの地域にライフラインが整っていなければ、企業を進出することを拒んでしまいます。企業は時間との闘いを強いられております。早い行動を取らなければ、企業は他の市町に流れていくことは火を見るより明らかであります。そこで質問しますが、水は最重要でありますので、水道管ライフラインについてどう考えておられるか、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 水道局長、後藤定君。

[登壇]

○水道局長（後藤 定君） 伊坂地内、国道325号沿線の水道管布設状況につきましては、国道を横断している口径75mmの管が2カ所ございます。場所は、道の駅旭

志付近と伊坂の県道原植木線の交差点部分で、当面はこの管を利用させていただくこととなります。当周辺は農業振興地域として位置づけられておりますが、沿線の一部には、近年商業施設などの立地が進んでおり、水道水の供給要望も高い傾向にあるものと認識しております。ご指摘のように、当地域の国道325号の西側沿線を縦断する水道の本管布設はございませんが、将来的には国道の歩道部分への縦断的な配管整備も必要になってくるものと思われませんが、水道事業といたしましては、独立採算を基本としている観点から、今後の需要の見込みが必要であり、現状としましては先行的な整備は厳しいものと受け止めております。なお、事業推進に際しましては、市の方向性等や一般会計からの繰出金が伴いますので、関係各課との連携を密にしながら取り組んでいく必要があると考えております。また、当地周辺は旭志地区の簡易水道区域と泗水地区の上水道区域が接しておりますが、この一体は水道施設が整備されていない状況でございますので、この区域の配水整備網の計画など、総合的な判断、あるいは将来を見据えた検討も必要かと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○（中山繁雄君） 次に、最後の質問ですが、市民の健康管理についてお尋ねいたします。菊池市の農業・工業・商業をより発展させるためには、マンパワーが欠かせないことは承知の事実です。菊池市の人口が右肩上がりが増加しても、健康体であることが第一だと思います。そのためには、若い世代から健康に関心を持って早期発見、早期治療に努めてもらいたいと思います。また養生園では、来年度から始まる健診に対応するため、保健師を1名採用されております。どのような健康体制が施行されているのか。また、どのように住民に周知徹底を図られるのか、お伺いいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） まず、これまでの健診は、疾病の早期発見、早期治療を目的とし、健診後の保健指導では精密検査や治療が必要な方に対する受診勧奨や高血圧、肝臓病、高脂血症などの疾患に対する保健指導を主に行ってまいりました。平成20年4月からは、高齢者の医療の確保に関する法律に基づきまして、医療保険者が実施主体となり、被保険者や被扶養者に対して糖尿病等の生活習慣病に関する特定健診及び特定保健指導を実施することが義務づけられました。特定健診、特定保健指導では、メタボリックシンドロームに着目した健診により、その危険性のある人や予備軍の人を見つけ出し、生活習慣を改善するための保健指導を行います。

具体的には、平成20年度から市国保は40歳から74歳までの被保険者を対象に健診を行い、その結果から生活習慣病の危険因子の数に応じて情報提供、動機付け支援、積極的支援と対象者を三つの段階に区分して、保健師や管理栄養士などによる保健指導を実施することになります。国は医療費の適正化を図るために、平成27年度には平成20年度と比較して糖尿病等の生活習慣病有病者予備軍を25%減少させることを目標値として示しています。このように、健診後の保健指導が大変重要になってまいるのでございます。現在、健診結果やレセプトによる医療費の分析を行っているところでございます。これによりまして、市の健康課題を明らかにし、具体的な年次計画を盛り込んだ特定健康診査等実施計画を本年9月までに策定する予定です。また周知徹底につきましては、この特定健康診査等実施計画を策定後、速やかに市民の皆様に対する説明会を実施したり、あるいは広報、ホームページ等、あらゆる機会を捉えまして制度についての周知を図ってまいりたいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 中山繁雄君。

[登壇]

○（中山繁雄君） この中にもメタボリックシンドロームに当てはまる人が多数おられるようです。健診を受けられ、保健指導を受け、健康の大切さを知り、無理なくできる健康づくりに頑張っていたきたいと思っております。私は養生園議員であります。養生園での健診をよろしく願いして、質問を終わります。

○議長（北田 彰君） 以上で本日の一般質問はこれで終わりたいと思っております。明日も引き続き一般質問となっております。

本日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

○

散会 午後4時05分

第 3 号

6 月 13 日

平成19年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第3号

平成19年6月13日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（27名）

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一朗	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君
6番	二ノ文	伸元	君
7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君
9番	三池	健治	君
10番	怒留湯	健蓉	さん
11番	坂本	昭信	君
12番	隈部	忠宗	君
13番	奈田	臣也	君
14番	葛原	勇次郎	君
15番	木下	雄二	君
16番	坂井	正次	君
17番	森	隆博	君
18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君
20番	枋原	茂樹	君
21番	松本	登	君
22番	工藤	恭一	君

23番	境	和	則	君
24番	北	田	彰	君
25番	外	村	國敏	君
26番	徳	永	隆義	君
27番	横	田	輝雄	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市	長	福	村	三	男	君
副	市	村	上	建	二	君
収	入	高	本	信	男	君
総	務	緒	方	希	八郎	君
企	画	石	原	公	久	君
市	民	村	山		隆	君
経	済	稲	葉	公	博	君
建	設	岡	崎	俊	裕	君
七	城	平	野	國	臣	君
旭	志	水	上		泉	君
泗	水	上	林	正	章	君
市	民	大	場	美	範	君
企	画	鳥	井		修	君
財	政	川	上	憲	誠	君
教	育	田	中	忠	彦	君
教	育	山	口	正	司	君
総	務	中	村	哲	男	君
水	道	後	藤		定	君
農	業	五	島	千	秋	君
監	査	田	島	伸	正	君

事務局職員出席者

事	務	局	長	樋	口	昭	彦	君
議	事	課	長	永	田	哲	士	君
議	事	係	長	上	田	敏	雄	君

議事係主事

本田昇君

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。



午前10時00分 開議

○議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 一般質問

○議長（北田 彰君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

はじめに、隈部忠宗君。

[登壇]

○（隈部忠宗君） 皆さん、おはようございます。12番、隈部でございます。通告に従いまして、一般質問をいたしたいと思っております。

昨年の定例会におきまして、9月の安倍内閣の発足により、熊本県代表として、また全国の農業の代表として農林大臣就任のお祝いを述べました。外にあっては、WTO、オーストラリアとのFTA交渉、内にあっては戦後の農政の転換として、品目的横断的経営安定対策や農地・水・環境保全向上対策、米政策の改革の推進の骨太の政策に着手するなど、諸問題解決のため尽力してほしいと願っていたのに、非常に残念でした。日本の農業は、絶対守ると言われていた力強い言葉が印象に残ります。元松岡農林大臣のご冥福を心からお祈り申し上げます。

昨年の6月定例会において、個性ある独特の農村都市菊池をどう建設するか伺いました。また、9月の定例会におきまして、本市の農林業、農村の活性化について、一つ、農業の競争力強化のためにどう取り組むか、二つ、攻めの視点に立った農業をどう行うか、三つ、食や地域に根ざした農業をどう展開するか質問をしました。また、12月の定例会において、品目横断的経営安定対策事業における集落営農、中山間地直接支払事業をどう指導していくかを伺いました。さらに、平成19年3月定例会において、農地・水・環境保全向上対策事業について質問をしてきました。昨日の一般質問の中で、怒留湯議員は地元学の視点から、森隆博議員は財源確保の視点から、泉田議員は団塊世代の呼び込み策の視点から、中山議員は農畜産物の販路拡大の視点から農業の活性化について質問がありました。平成17年度の農業産出額が305億円で県内一位であり、本市の基幹産業が農業であるからだと思います。重複する点があると思いますが、農業所得の向上が本市農業の当面の課題であ

るという視点から質問をしたいと思います。農家1戸当たりの生産農業所得は245万円、農業従事者1人当たりの所得は167万円で、いずれも県下で4番目に位置しています。しかし高齢化、後継者不足、農政の転換による戸惑いから、集落の農家に元気がないのが現状です。熊本県では、元気人気くまもと農業運動の取り組みが行われています。菊池地域の推進本部では、菊池農業の元気づくりプランを作成し、平成17年度から平成19年度まで菊池の農業・農村の将来の方向に向けて活動が展開されております。この取り組み状況、成果、課題について、まず伺いたいと思います。

2番目に、本市は畜産の比重が非常に高くあります。飼料高、資材高騰の中で、農家をどのように指導していく考えであるか、伺いたいと思います。また、配合飼料価格の現状と今後の見通し等、どのような対策及び指導が必要か伺いたいと思います。

以上、第1回の質問といたします。以下、自席にて質問いたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○経済部長（稲葉公博君） おはようございます。

平成17年度より熊本農業の持つ魅力や個性を農業関係者と消費者がそれぞれの立場から再発見し、熊本農業の再生と飛躍を目指す運動、元気人気くまもと農業運動が展開されております。菊池地域振興局に菊池地域推進本部が設置され、行政、農業団体等のメンバー構成によるプロジェクトチームが編成され、特色ある農産品づくりによる熊本農業の元気づくりの推進、安全環境に配慮したくまもとグリーン農業の推進、三つ目に生産者と消費者の共生による熊本食のルネッサンスの活動方針が定め、事業が進められております。具体的な活動内容といたしましては、一つに熊本農業の元気づくりの推進として、新規作物の導入、法面管理省力化について活動が実施され、農作業の効率化や軽作業化、地域特性を活かした収益性の高い農業経営の確立を目的に、ベビーリーフ、ホワイトアスパラガス、フキ、有色米、加工用人参等の実証試験と現地検討会が行われ、本市においては平成17年度に本事業によるベビーリーフの栽培及び販売実習の取り組み、平成18年度にはJAフキ部会によるフキの産地化の取り組みが行われました。また、農業従事者の高齢化と後継者不足により除草作業も困難な状況にある中、特に中山間地の法面における除草の省力化として、センチピートグラスの植栽試験が花房北部地区において実施されたところでございます。

2番目のくまもとグリーン農業の推進では、堆肥利活用促進と水資源保全、環境保全型農業の推進が実施され、地域内での堆肥散布体制の整備や耕畜連携、新たな

流通ルートの開拓に向けた取り組み、水田水張りの推進と水張り効果の検討が行われております。

三つ目の熊本、食のルネッサンスの推進では、地産地消の推進から企業食堂での取扱い品目数の拡大と食育活動の推進から、単身者等による男の料理教室の開催等が行われております。今後もこれらの実践活動の啓発普及をはじめとして、県農業団体等の関係機関と連携を図り、菊池農業の持続的発展を目指し、地域特性を活かしながら農家所得向上に結びつくような活動を県計画に沿いながら取り組んでまいりたいと考えております。

2番目の穀物の輸入及び価格の状況についてでございますけれども、我が国の飼料穀物輸入量は年間1,500万tで、そのうちトウモロコシが約82%を占めています。また輸入先として、アメリカが94%、中国が5%となっております。トウモロコシシカゴ相場は平成18年8月ごろまで2.1ドルブッシェル程度であったものが、9月以降上昇に転じ、19年4月には4.1ドルまで急上昇しました。1ブッシェルは25kgでございます。このシカゴ相場の上昇に伴い、配合飼料価格も上昇し、18年4月にt当たり約4万3,600円であったものが、本年4月には約5万4,000円と1万円以上も高くなっております。飼料穀物の価格は生産国、主にアメリカ等の天候不順等により生産量が減少すれば高くなり、豊作になれば下落するという一過性のものでもございましたけれども、今回の値上がりはエタノール需要の拡大、また中国が2007年度輸入大国化となる見通し、世界的な天候不順、特にオーストラリアなどによる生産不安定化という構造的要因によるものであり、高値安定が続く可能性が高いと見られております。県の試算しました具体的な家畜ごとの影響によりますと、経産牛で3万803円、黒牛肥育2万5,694円、交雑肥育が2万6,455円、肉豚で3,953円、1t当たりのコストアップとなっております。このような配合飼料価格の高騰に伴い、配合飼料価格安定制度が発動されており、現在のところ上昇分の大部分は補填金が支払われております。これは、配合飼料価格の急激な上昇による農家への負担を避けるための制度で、四半期ごとに過去1年間の平均価格と比較して差額が補填される仕組みになっております。具体的には、18年4月から6月に対して本年、19年4月から6月はt当たり1万236円上昇しましたが、補填金が8,200円支払われております。今後について飼料価格が据え置かれたと仮定し試算しますと、過去1年間の平均価格が上昇しますので、補填金は急激に減少し、農家負担が上昇するというようになっております。つまり、配合飼料価格安定制度は一時的な救済制度にはなりますが、恒久的な救済制度ではありません。先にも述べましたが、アメリカでのトウモロコシを利用したエタノール生産の拡大や中国の穀物輸入の拡大などから、世界的に構造的な穀物不

足状況は今後も続くことが予想されます。このことから、輸入飼料依存体質からの転換と自給飼料増産及び放牧による低コスト生産等の推進が重要な課題となっております。今後の具体的な取り組みとしては、一つに耕畜連携による水田を活用した飼料用稲作付けの推進、二つ目に周年放牧や広域放牧等熊本型放牧の推進、三つ目に飼料作物収穫作業を請け負う受託組織（コントラクター）の育成と作業機械の導入、また四つ目に現在切り落とされている稲わら等、地域資源の活用などの施策を重点的に推進してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○（隈部忠宗君） 今の回答のように、儲かる農業を目指すためには、販売価格の低迷に対して菊池の資源や特性を活かし、消費者ニーズに応じた売れる特産品づくり、あるいは農業競争力向上のためには生産流通コストの削減など、効率的な生産流通システムの構築、また市場価格の変動の影響を受けない安定価格確保等が必要であると思います。

次に、菊池の農業の元気づくりプランでは、人材の育成が大切であります。特に認定農業者の育成とフォローアップの推進が必要であると思います。菊池振興局管内で新規就農者31名の中で新規学卒者12名、Uターンによる就農19名であるそうです。今後の団塊の世代の大量退職が始まります。これらUターン、アクティブシニアを受け入れる体制整備も必要と思われる。どう人材の育成を行うか、伺いたいと思います。

2番目に、昨年9月の定例会におきまして、昨年の5月に発足しました堆肥促進プロジェクトの状況について質問をしましたが、その後の状況について伺いたいと思います。

3番目の七城北地区における水田排水対策についてであります。昨年9月の定例会で要望をいたしました。七城北地区の高田区、荒牧区では、43年前の第1次農業構造改善事業で基盤整備事業を行いました。その後、台台地の基盤整備や周辺道路の整備によりまして集中豪雨時に灌水することが多くなりました。ハウス栽培が多くなり、一時の灌水も許されません。排水の総合的対策をお願いしたところですが、今回の事務局との打ち合わせの中で、昨年の11月から今年3月末まで、単県農業農村整備調査計画事業で排水の基礎調査が行われ、先日8日に地元説明会をするということでございました。問題点として3項目ほど挙げてありましたが、辺田地区に設置されております調整ゲートの再検討、それからなるべく地元負担がかからないような指導をお願いをいたしまして、3番目については要

望に代えさせていただきます。

以上です。

○議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○経済部長（稲葉公博君） お答えをいたします。

本市における新規就農者の状況についてでございますが、平成17年度の新規就農者が13名で、地域別では菊池地域2名、旭志地域6名、七城地域3名、泗水地域2名となっております。経営類型で申し上げますと、畜産が9名、施設園芸が2名、その他2名ということで、就農形態で分けますと学卒が5名、Uターン8名となっております。平均年齢が26.8歳ということでございます。平成18年度の新規就農者数は16名で、菊池地域が1名、旭志地域4名、七城地域7名、泗水地域4名となっております。経営類型では、畜産2名、施設園芸10名、その他4名でございます。学卒が10名、Uターン6名となっております。平均年齢は26.6歳となっております。新規就農者に対する支援については、新規就農奨励金30万円の交付を行うとともに、菊池地域振興局の巡回指導に同行し、県と連携しながら就農状況の把握と各種相談に応じている状況でございます。

就農支援体制については、第3セクターファームきくちにおいての就農支援セミナーの継続的な実施に加え、本年度からNPO法人きらり水源村においても補助事業を活用し、団塊世代を含めて実践的な研修機会の体制整備に取り組まれる計画がございます。農業を体験しながら農業理解活動に加え、将来的な就農という目標に向けた研修機会や研修機関の体制づくりの活動につきましては、今後も県を含め関係機関連携の中で支援を進めてまいりたいと考えております。

次に、堆肥利用促進プロジェクトの活動状況及び成果についてでございますが、堆肥の品質向上と生産技術レベルの底上げを目的として、昨年11月28日に熊本県や農業団体が主催する堆肥生産技術コンクール及び堆肥生産スキルアップセミナーが、また本年1月29日には第2回堆肥製造技術スキルアップセミナーが開催されました。また堆肥生産技術向上に意欲的な農家からの要望により、商品価値の高い堆肥の生産を促し、今後の利活用を推進することを目的として、菊池地域堆肥研究会が昨年12月11日に設立されたところでございます。5月には熊本県立大学の篠原教授をお招きし、環境負荷を低減させるための家畜排泄物処理方法についてのご講演をいただきました。この研究会のメンバーを次の指導者として養成し、畜産農家全体のスキルアップを図りたいと考えております。平成19年度のプロジェクトは、今までの活動に加えまして、一つに炭化処理等新しい処理技術の検討、二つ目に硝酸性窒素等環境負荷低減の検討、三つ目に産学官連携事業を活用したペレ

ット堆肥の利用促進等を計画いたしているところでございます。

また、最後に要望がございました七城北地区の排水対策につきましては、特にやはり最近ほ場整備地区内の作付け体系変化や、あるいは老朽化、排水断面の不足等により灌水被害に見舞われておりますが、先般の6月4日地元説明会でご説明を申し上げましたけれども、今後やはり事業は地元受益者の負担を強いられるわけでございますので、特にどのような方法等があるか、地元受益者あるいは市財政、菊池地域振興局とも十分調整・協議をしながら対処してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○（隈部忠宗君） 再々質問を行います。

ただいま菊池農業の元気づくりプランについて答弁をいただきました。菊池は恵まれた資源を生かして地域の複合経営を確立することが大切ではないかと思えます。また県の農業コンクールでは、技術経営部門でコッコファームの松岡さんが、新人王部門で養豚の石淵さんが最優秀賞を受賞されました。農協の青年部の全国発表では、養豚の佐々君が全国1位、農村青少年の発表会ではメロンの城君が全国1位と素晴らしい成績を収めております。このように、優秀な人材に恵まれております。また、メロンドーム等、朝早く行きますと、本当に生き生きとした生産状況を見ることが出来ます。菊池市の農業農村の将来について、市長の抱負をお聞きしたいと思えます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 菊池地域の農業は、畜産、野菜、それに米などを主体にいたしまして、産出額が平成17年度の生産農業所得統計によりますと約500億円程度となっております。ご指摘のとおり県下最大の農業地域というふうになっております。しかしながら、各種のひとつの食を巡る問題を背景といたしまして、食の安全・安心に対する関心や畜産環境に対する注目が大変高まっております。またその一方、台風の災害や農産物価格の長期低迷などで農業所得は減少傾向にあります。そういった中で、この原油高というものが入ってきておりまして、大変コスト高になっているということでもあります。ご紹介いただきましたように、菊池は大変こういった農業についても恵まれた自然の環境にあるとっていいと思えます。天の利と言いますか、あるいは地の利、どれを取りましても非常にこの気象風土に恵まれていると言ってもいいのではないかと思います。そういった中で、県の基本方針を踏まえながら、元気人気くまもと農業運動菊池推進本部、これはこのような中に菊

池農業を持続的に発展させていくためには、地域の特性を活かしながら消費者の求める魅力ある農産物づくりを基本とした安全環境に配慮した取り組みを進めていく必要があります。農業・農村の持つそれぞれの魅力を生かしながら、生産者と消費者が共に豊かさを共感できる、そんな取り組みを進めるために、菊池地域の実状に応じた推進を図り、県、各市町村、あるいはまた農業団体、消費者団体などをはじめとした推進本部を設置し、今現在進められておるところであります。具体的な活動内容は、先ほど部長の方から答弁を申し上げましたが、現在も取り組みが実施されているところでもあります。これらの実践活動の啓発普及をはじめといたしまして、県・農業団体などの関係機関と連携をさらに深めながら、菊池農業の持続的な発展を目指し、地域特性を活かした農業、あるいは農家所得向上に結びつけるような活動を県計画に沿って取り組んでまいりたいと思います。昨年は農業コンクールや青年農業者会議プロジェクト発表などでただいまご紹介がございましたが、独自の取り組みが評価をされて、農林水産大臣受賞の法人、あるいはまた個人の農業者の方々が出られました。先進的な農業経営の取り組みをされ、評価を受けられたところでもあります。本市におきましては、市の認定農業者連絡協議会と行政との意見交換を毎年1回行っておりまして、県及び農業団体を交えて、この実施をさせていただいておりますが、今後もこのような機会を大いに生かしながら、元気のあふ先進的な、そして県下一を誇るこの菊池地域の農業者の方々の意見を今後の参考にしていきたくと、このように考えております。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○（隈部忠宗君） ありがとうございます。

2番目の国指定史跡鞠智城の国営公園化について質問をいたします。3月22日に本市においては国営鞠智城歴史公園設置促進期成会が発足をいたしました。その趣旨の中で、鞠智城跡の国営公園化により、国交省直轄による施設の管理体制の充実、建物等の復元や利便施設等のさらなる充実等が図られ、また鞠智城跡を中心として、周辺の歴史遺産と連携した歴史的学习の場を広げるとともに、周辺の観光ポストと連携した観光客の誘致や地元産業の振興など、菊池市の活性化に多いに寄与することが期待される。このため、このたび国営公園化に向けた取り組みを市民一丸となつて行うための組織として、菊池市期成会の設立行うものであるとして、25団体や組織を挙げてあります。そこで、本市として期成会後の展開はどのように行われているか。また、熊本県でも県知事を中心に行政・議会・経済団体・観光連盟・文化関係、それから山鹿市地元にも県としての期成会ができております。県や菊池川流域市町との連携はどのように行われているか。今後の国営公園化の実現に向

けてどう推進していくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 期成会のその後の展開につきましては、庁内関係課で具体的な取り組みを協議するとともに、4月から月に1、2回の推進会議を県の関係部署や山鹿市と合同で開催し、それぞれの活動計画案を持ち寄りながら協議を重ねているところでございます。その内容といたしましては、一つ目が県・山鹿市・菊池市の期成会及び菊池川流域市町などが一体となつて行う広域での啓発活動や関係機関への要望活動でございます。二つ目が、菊池市独自に地元の盛り上がりや知名度アップのための活動を計画しているところでございます。特に本市といたしましては、鞠智城と東アジア、特に韓国との歴史的つながりに注目いたしまして、現在進めております韓国との交流とタイアップしながら、本市ならではの活動展開を図ろうと考えております。具体的な取り組みについてでございますが、現在既に取り組んでいる活動といたしまして、鞠智城内での古代米の作付けを堀切地区地権者をお願いいたしております。鞠智城の築城時代を彷彿させる事業としてPRできるものと考えております。

その他の活動につきましては、庁内関係各課によります推進会議や県・山鹿市などとの連絡会議、本市の期成会との協議を進めながら計画を煮詰めているところでございます。具体的には、市の広報紙やホームページによる情報発信と啓発、懸垂幕等の設置による啓発、小・中学校や社会教育活動での歴史の勉強の場としての活用、鞠智城と韓国との歴史的つながりをPRするためのシンポジウム、市民の学習会等を計画しているところでございます。

このような活動を着実に進めるために、本予算を本定例会でお願いしているところでございます。議員おっしゃいましたように、この鞠智城の国営公園化におきましては、菊池市の大きな観光資源となるものでございますので、県、山鹿市共に携えて頑張ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○（隈部忠宗君） 再質問をいたします。

鞠智城については、まだまだ解明されていないことが残されているようでございます。鞠智城については、7世紀後半に西日本各地に築城された朝鮮式山城の一つで、日本書紀によりますと大和政権は朝鮮半島における白村江の戦以降、唐・新羅の日本列島への進行に備え、防人と烽火を設置し、水城を築上。また大野城、基肆

城、長門城、屋嶋城、金田城、高安城など、北部九州及び瀬戸内海沿岸に軍事拠点
を築いたということであります。鞠智城もその一つで、太宰府や大野城、基肄城に
対し、兵舎や物資を補給する後方支援基地として位置づけられるとされております。
しかし、本市の社会教育指導員であります堤先生は、仮説として百済の難民という
言葉を用いていいかどうかわかりませんが、難民救済の国家的プロジェクト
の受け入れ基地ではなかったかと仮説を唱えられております。十分検証が必要かと
思いますけれども、それほど白村江の戦いというのは壮絶だったそうです。日本書紀
によりますと、倭国水軍400艇、1艘が22人から30人ということですが、1万人の我が国、日本人が戦争に、戦いに言ったということであります。錦
江湾河口の海水が血で赤く染まる壮絶な激戦と日本書紀には書いてあります。また、
松本先生によりますと、当時としては馬が最大の交通手段であったろうと思われま
すので、鞠智城の近くのどこか牧場があったのではないかと仮説を唱えられており
ます。

このように、鞠智城は海を渡る広域的な古代文化圏の中にあつたわけでした、城
跡の持っている歴史の重みは非常に重要であると思えます。歴史的検証をどう進め
るか、夢を広げる意味におきまして検証を進めるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） ただいま歴史的なことにつきまして詳しくご紹介いただき
ましてありがとうございます。歴史検証につきましては、専門的な知識が必要な
ことから、本市の文化振興係や県の装飾古墳館、温故創生館と協議しながら今後進
めてまいりたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○（隈部忠宗君） 非常に簡単な答えでございまして、がっかりいたしましたけれども、
指導員を忠清南道、百済が忠清南道だそうでございますので、派遣したいというよ
うなそういう答えが返ってくるかと思いましたが、この検証には、瀬戸口の
横穴古墳というのが、これはたしかではありませんけれども、200から400ぐ
らいあると聞いております。もし百済の難民の救済と関係があるかどうかわかりま
せんけれども、朝鮮で行われました追葬、死を葬る追葬の古墳ではなかったろうか
とも推測がされるわけであります。そうしますと、当時の軍団との関係、あるいは
防人と土着の菊池の方々、それから菊池一族との関係と、この夢は広がるばかりで
ございますけれども、ぜひ検証をして菊池市民の方々にも興味があるような夢を広

げていただきたいと思います。

今日の新聞に載っておりましたけれども、韓国忠清南道、これは百済ですけども、李完九知事が昨日来られて、失われた王国と一緒に復活させようというようなコメントをされております。そして、今日の新聞によりますと、李知事が韓国で失われた百済文化が鞠智城に残っていた。百済文化の復興は我々の悲願でもある。忠清南道百済歴史文化館と装飾古墳館と姉妹関係を結び、協力して研究を進め、鞠智城の国営公園化を実現しようと言ったということが新聞紙上で載っております。潮谷県知事も菊池川流域の市町村の活性化は、鞠智城の国営公園化にかかっているとおっしゃっております。市長の国営公園化に対する熱い思いと所信をお伺いしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 菊池市が大変なこの素晴らしい歴史に恵まれているという現実を目の当たりにしたような感じがいたします。この隈部議員のお話の一つ一つに、何かしらこの胸とどろいて、古代のロマンが大きく大きくすそ野を広げていると思います。ご案内、またご紹介ありましたように、百済は現在の大田、それから扶餘、この都市が中心地であったと言われております。それを含めたところが、この忠清南道という、この忠南の知事さんがお見えになったということでご紹介、また李完九知事さんがお見えになりまして、歓迎のレセプションに私も出てまいったわけがあります。そういった中で、この菊池市の菊池川流域としまして、山鹿市、菊池市、そして熊本県が国営化に向けて期成会をつくったというご紹介ございました。これから国に対しまして一生懸命国営化をお願いしていくわけですが、県を中心として山鹿市、菊池市が一緒に行動を行います。その中におきまして、菊池市はまた一つの大きな役割があるということをお内部的に言ってきたわけがあります。これは、長年にわたります菊池市の韓国との交流の中で、そして今回の鞠智城というのが、ご指摘ありましたように、唐と、そしてこの朝鮮半島と、それから大和朝廷ということになりますときに、菊池市のこれまでの韓国との交流の縁の中におきまして、特に百済とこの鞠智城というものを結びつけていく上においては、今ご指摘にありましたように、百済の難民の受け入れの施設ではなかったかと。避難民ということだろうかと思いますが、戦を延長した場合に、そういった節がある。片方におきましては、基肆城、太宰府城のこの兵站といいましょうか、武器・弾薬・兵糧、そういったものを備蓄するためのものでもあったのではないかなと。しかし、またもっと遡れば、この菊池地域はそういう穀倉地帯ではなかったのではないかと、いろいろと学説があるようでありまして、これを今から解析していかなければならな

いと。そのためには、この百済時代に遡った朝鮮半島の歴史、そういうものとこの大和朝廷をした日本におきますこの古代文化というものを検証していく必要があると。そういうことで、現在韓国総領事館の方を通じまして、韓国政府、または韓国の歴史学者、そういった方々との歴史的シンポジウムを菊池市発でひとつ進めていく必要性がありはしないかと。また韓国政府がこの中に支援をしていただくことによって、日本の国におきましても、やはりこの日韓関係の長期的なといひましようか、将来的な、未来的なこの安定した国交の正常化、それを進めていかなければなりません。今日ご案内のとおり、慰安婦問題があつてみたり、あるいは竹島問題が出てみたり、いろんな諸問題が出てきます。そうしますと、何かしらすぐ国交にひびが入りかねないということで、4,000年の歴史を誇るこの韓国の歴史の中で忘れてはならないし、また日本人としても忘れてはならない戦争の惨禍、あるいはそれぞれのこの問題というものについては、一つの点として捉えられるような面でこの交流をさらに深めていくための一つの大きな歴史的な価値観の共有というのが鞠智城にあるのではないかとということで、これに対する取り組みをという思いを持っているところであります。李完九知事がおっしゃいましたように、失われたものを韓国も、日本も、そして中国も一緒になってこの百済というものを中心として探そうではありませんかというようなご提言があつておりました。失われた、そして百済の王国を現実的にまた歴史を蘇らせて復興させようと、そういった強い思いを遂げられたものだ、このように思っております。私の方は総領事さんもお見えでありましたし、ジョークを交えながら、この山鹿の市長さんとご一緒にお話をしながら一生懸命頑張るので、韓国政府としても後援をしてほしいと、後押しをしてほしいと。そして、日本国政府が予算を付けてくれるように、韓国と日本のこの基本的な日韓交流の架け橋になるのは鞠智城だと、それを熊本県財政上の逼迫上の問題でできないことを後押ししてほしいというのを申し上げておきました。また、鞠智城は、この大半がこの山鹿市の方に属していると。地形的には菊池市は約10%程度でありますということも申し上げておきました。ただ、韓国の方々も、日本の方々も、やはりこの玄関があつてうちは成り立っておりますから、この鞠智城の玄関は菊池の方にありますと。ですから、菊池を通過して、玄関を通過して、そして中に入つて奥座敷の山鹿地域まで入るんですよとってジョークを言ったところでありますが、こういったことを含めまして、今後ひとつぜひ積極的にこの問題につきましては取り組んでいきたいなど、このように思っております。いずれにいたしましても、この議会の皆様方、市民の皆様方のご理解とご協力がなくてはなりません。また10月には李完九知事はこの百済文化祭のご案内をPRを込めてお見えになっておりますので、またそのころになる前には県の方から何かのまたお願いがあるのではな

いかと思っております。ぜひひとつ議会の皆さん方におきましては、本当に大きなこれは歴史的なといいますか、これは国内の修学旅行生の来る一つの観光スポットになるというだけではなくて、日本以外の、いわゆる特に韓国、そして中国の修学旅行生をはじめとした観光客の招致に大きな役割を果たすであろうと、こういった思いを強く強くいたしておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 隈部忠宗君。

[登壇]

○（隈部忠宗君） 質問ではありませんけれども、終わりますというお礼を申し上げたいと思っております。近くの吉野ヶ里遺跡は発掘から4年、平成元年に発掘されて、非常に邪馬台国につながるのではないかと期待も込められて、一躍有名になりました。これでも4年かかっておりまして、ぜひ進めていただきたいと思っております。

それから、農業の活性期については、菊池市の農業を考える議員の会を結成して、一生懸命行政と取り組みたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） ここで、暫時休憩します。

○

休憩 午前10時50分

開議 午前11時01分

○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

発言の申し出がっておりますので、発言を許します。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 先ほどの答弁の中におきまして、百済の都市について扶餘と大田と、こう申しあげましたけれども、扶餘と公州のことでございましたので、訂正させていただきます。

○議長（北田 彰君） 次に、樋口正博君。

[登壇]

○（樋口正博君） それでは、早速通告に従いまして質問を開始させていただきます。

最初に安全対策について。AED、体外式除細動器についてです。この問題につきましては、平成17年12月議会において質問させていただきましたが、即座に平成18年度予算にて配備をしたいとの答弁をいただき、さらに3日後には温泉ドームに購入しましたとの報告とともに、現物まで議会にお持ちをいただきまして、あまりのタイミングのよさに、やらせではと疑うほどの迅速な対応にびっくりしたところであります。あれから1年以上が経ち、市役所の受付横にも常に配備をされ

ているのを見るたびに安心感を覚えるのですが、同時に学校等においてはなかなか見かけることができず不安を覚えることもあります。そこで伺いをいたします。一つ目、1点目、AEDの現在の設置状況はどのようになっているか。また今後の増設計画はどのようになっているかをお伺いいたします。

2点目が、加えてAED使用についての講習会の開催状況と庁内における受講者数と庁外講習会の実施状況はどのようになっているか。

以上、2点について伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、まず1点目のAEDの設置状況につきましてでございますが、現在は不特定多数の方々が利用する施設に設置いたしておりまして、本庁におきましては1階の市民課の総合案内窓口のところに設置いたしております。また泗水総合支所、旭志総合支所、七城総合支所の3総合支所においても配置をいたしております。そのほか、菊池市総合体育館、養護老人ホームのふじのわ荘、こすもす荘、それと特別養護老人ホームのつまごめ荘の8カ所に設置をいたしております。今後の設置計画でございますが、要望があれば順次増やすことも考えていきたいというふうに考えております。

2点目の講習会の開催状況と受講者数につきましては、AEDをそれぞれのただいま8カ所に設置しておりますけれども、その納品時に講習会を実施いたしております。ちなみに本庁が80名、泗水総合支所が15名、七城総合支所が10名、旭志総合支所が15名。また、菊池市総合体育館は職員4名が受講いたしておりますし、ふじのわ荘は14名、こすもす荘17名、つまごめ荘43名、合計198名が受講いたしております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○（樋口正博君） それでは、再質問させていただきます。

まず、1点目の配備増設計画ですが、正直な感想を述べさせていただきますと、とりあえず購入はしたが、その後の対応は問題が若干あるのではないかと考えております。順次増設を考えるということでしたが、特に学校関係に関しては全く配備がなされていないということでした。この問題に関しては早急な対応が望まれるべきと思われませんが、考慮をお願いしたいと思います。また前回の質問でも述べさせていただきましたが、温泉街や多くの人が集まる場所、そのような場所にも配備計

画を組み込めるよう望みます。今回この問題に対して打ち合わせをして感じたことは、AEDを購入したのは実は財政課でありまして、備品として購入をしたと。ただし、その後の配備については担当の課が責任を持って計画を組んで順次揃えるのか。それとも、例えば学校であれば学務課が予算要求をして配備する。温泉街であれば、商工観光課が予算要求をして配備する。どの方式なのかというのがまだ庁内でははっきりしてないようにやはり感じられましたので、担当セクションに任せるのか、それとも各課においてそういうことをやられるのか、そこら辺のところをしっかりと庁内で協議をしていただければというふうに思います。とりわけ学校関係においては、体育行事開催時には、できれば必ずこのAEDを備えておかれることを要望いたします。方法はいろいろありますが、例えば休日の体育大会の開催であれば、各庁舎は閉館をしておりますので、その機器を学校に持ち込むことも可能ですし、また行事が重なり機材が不足をしている場合は、最近はAEDのレンタルもあります。大体調べてみますと通常2泊3日で1万3,000円から2万円程度ですので、そのことも含めながら、教育長におかれましてはご検討をお願いしたいと思います。いずれにしても、現在の配備状況では絶対に不足と思われれますが、改めて増設の配備計画について執行部の見解をお示しいただきたいと思います。

講習会につきましては、私はなぜお尋ねしたかと申しますと、皆さんご存じのとおり、先日高校野球の練習試合において、そのピッチャーが打球を胸に当てて、胸を強打してその場で倒れ込んで心肺停止の状態になりました。そのときに、AEDの手当て蘇生したとの報道がなされまして、このことから考えてもAEDはすごいなと考えるところではあるんですが、実はこのことには二つの大きな要因がありまして、一つはこのAEDがたまたまその学校の卒業生の寄付によって設置をされていたこと。それともう一つは、その場に野球観戦で非番の救急救命士がおられて、その救急救命士の迅速な対応によってこの少年が心肺停止から蘇生をしたということとあります。いわゆるこの二つのうち、どちらが欠けてもこの少年の命は非常に危うい状態にあったということとあります。すなわち、いくら機材があっても使える人がいなければ、ただのがらくたでしかないというのがやっぱりこの機械であると思います。先ほどの答弁で、今市役所の職員さんが581名ですかね、受講者数がトータル198名とのお答えがありましたが、できることならこの講習を菊池市職員581名、そして講習自体は本当に30分から1時間ぐらいでしょうから、この議会も含めながら、まずはすべての方が講習を受けて、各地域、またはPTA、そして部活動等を通じて、菊池市の多くの市民の方にこの使い方を教えていくということにおいて、はじめて全菊池市の安全対策になり得ると考えております。この点につきまして、市職員全員への講習受講を本年度中に行われることを望みますが、

執行部の考えをお聞かせ下さい。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） AEDの市内小・中学校への配備でございますが、現在小・中学校からは1校だけの設置要望が上がっている状況でございます。小・中学校等から土曜・日曜の学校行事等で借りたいとの要望がありましたならば、本庁及び先ほども申しました総合支所に備え付けのAEDを貸し出すことはやぶさかではないということに考えておりますので、ぜひ積極的な利用をお願いしたいというふうに思っております。

また、温泉街の配備につきましては、今のところ設置の予定はございませんが、市内の団体等が開催されますスポーツ行事等や各種行事等への貸し出しにつきましても、要望がありましたならば、ただいま申しました学校と同様に積極的な利用をしていただきたいというふうに思います。

次に、AEDの講習会の開催につきましてでございますが、ただいま議員仰せのとおり、使用の方法、それとそれを使う人がいなければ仰せのとおりでございますが、ぜひそのような事態が発生したとき、ないのが一番でございますが、もし仮にそういう事態が発生したときには適切に処理できるように、やはり講習の必要があると思います。先ほど申しましたように、購入時に198名の職員の講習をいたしておりますけれども、本年度におきましてはいろいろな職場がございまして、全職員というのは無理かもしれませんが、できるだけ多くの職員が受講できるような機会を設けて講習会を開催したいというふうに思いますし、議員仰せのとおり、できますならば議員の皆様も月例会等がございまして、その機会等を利用しながら20分、30分程度の講習会をとということで原課の方も考えておりますので、そのときはご協力をお願いしたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○（樋口正博君） ありがとうございます。できるだけ多くの方に受講していただければと思います。せっかくこういう機械が配備をされているわけですから、そういう案件がないのが一番いいんでしょうが、もしものときにこのAEDが素早くお役に立てるといような状況をつくり出してほしいと思います。

それでは、次に防災対策についてです。この問題も平成15年の9月議会において実は質問させていただきました。ただ問題解決に至っていないと考え、再度質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、市内全域の連絡系統の確認と大規模災害訓練の実施予定はないかということであります。ちなみに前回の質問時には、防災の基礎になるものであり、防災計画に基づき実施計画を定め取り組みたいとの答弁でありましたが、その後合併により計画範囲が大幅に拡大したことにより状況が一変をしました。したがって、合併を経た現在、どのように対応を考えておられるかをお聞かせ下さい。

2点目は、防災倉庫の有無と必要性についてお尋ねいたします。本市は多くの中山間地集落を抱え、災害時には道路の崩壊、崩落、ライフラインの寸断など、孤立状態になり得る危険性を伴う地区が数多く存在しております。防災ヘリコプターなど機動力をもってしても、山間地においてはヘリポートの確保すらできない地域もあり、そのような状況の中、防災倉庫や備蓄倉庫の設備充実は必要と考えますが、現在の菊池市の状況と今後の取り組みについてどのようにお考えかをお聞かせ下さい。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 災害や気象などの注意報、警報等を市民全員に連絡する方法といたしましては、防災行政無線や広報車を利用した呼びかけ、また市ホームページへの掲載などがございます。なお、昨年度は消防団員を対象とした菊池安心メールを昨年度から対応しておりますし、今年度からは、平成19年度からは全市民を対象にしたいというふうに考えております。現在、広報紙等で利用の周知を図っているところでございます。

次に、大規模訓練の実施予定でございますが、ご存じのように昨年9月に本市で熊本県の総合防災訓練を実施したところでございます。自主防災組織や消防団、高校生など、多くの市民の皆様に参加いただきましたが、現在のところ、このような大規模な訓練は計画はいたしておりませんが、今後菊池市地域防災計画に基づきまして、専門的知識を持っておられる消防本部や自衛隊などと連携して検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、防災倉庫でございますけれども、水防または資材倉庫につきましては、本庁及び各総合支所に設置しておりますけれども、非常食料や生活物資などを備蓄できる防災倉庫は現在のところ設置いたしておりません。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○（樋口正博君） ありがとうございます。ご答弁の中で安心メールというのがありますが、私も消防団員として火災情報、その他行方不明等が即座に入りますので、

非常にいいシステムだとは思いますが、ぜひとも全市民の方に普及をしていただければと思います。

1点目の市内全域の連絡系統の確認と大規模災害訓練の実施についてですが、できればこれは検討ではなく、ぜひとも早急に取り組んでいただければと思います。確かに昨年県の総合防災訓練が菊池市で実施をされました。おっしゃるとおり、消防本部、自衛隊、消防団、自主防災会、高校生など、多くの方々の参加により成功裏に訓練を終えました。関係機関の皆様のご苦勞、誠に大変であったと感謝しております。しかしながら、実際の災害時には電話、携帯、メールはもちろんのこと、防災無線まで通じないようなケースが多くあります。果たして現在の体制で実際の災害に対応したときにスムーズに運営ができるでしょうか。甚だやはり疑問があると思います。昨年の大雨時に緊急避難場所の確認を知らない市民の問い合わせも市役所には来ているわけですので、できることであれば、3年、5年に1回でも構いませんが、市役所、消防団、区長、市民全体の協力の下、菊池市総合防災訓練を実施して、災害発生時の緊急避難場所の確認、そして誘導、役割分担を実際に動かすことによって緊急時の混乱を防ぐ対策になり、訓練実施による反省点を基に、また防災計画の見直しも行われるのではないかというふうに感じます。確かに大規模訓練の実実施計画を作成するには、専門知識の収集や実施計画の作成など、多分最低でも1年以上の期間を必要とすると想像できますが、菊池市民の命を守るため、どうか実施に向けた協議を進めていただくことを強くお願いを申し上げます。

次に、防災倉庫、備蓄倉庫についてですが、なかなか近隣ではないんですが、熊本市の状況を紹介しますと、防災倉庫、これが鉄筋コンクリートの耐震構造で約20坪、それが10ヵ所。備蓄倉庫、これはコンテナ型の約4坪ですね、これが11ヵ所あります。主な備蓄物は、アルファ米、カンパン、缶詰、毛布、肌着セット、下着上下ですね、それに食器セット、非常用発電機、手押しポンプ、簡易トイレ、バールなど、食糧は約18万食、水は様々な工夫により1万2,000tが即座に利用できる準備があります。また、災害時総合応援協定を九州9都市災害時総合応援協定、中核市災害総合応援協定、それに尼崎市、福井市、4ヵ所と連携をされております。人口約67万人と5万3,000人では規模が違いすぎるとお思いでしょうが、災害対策に万全という言葉はなく、言い換えればやりすぎという言葉もないと考えております。備えあれば憂いなし、使用しないことが一番の施設ではありますが、最低限の備えを願うところではありますが、今後の方針をお聞かせ下さい。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 大規模訓練につきましては、ただいま議員仰せのとおり

でございます、広域的な取り組みをする場合はかなりの時間がかかります。1年、2年というような形になろうかと思しますので、今後関係機関と協議しながらまいりたいというふうに考えております。

また、本市独自の取り組みが取り組めないのかなという部分もあります。それは、大規模訓練じゃなくて、やっぱり地域密着した訓練というのもできるのではないかと。そうなりますと、1年という単位じゃなくて毎年できるのではないかというふうなことも検討しているところでございますので、その件につきましては消防署、消防団、区長さんと協議しながら、本市独自でできる分については協議しながら対応していきたいというふうに考えております。

また本年度中の備蓄関係でございますが、避難者用の毛布、マット、簡易トイレ、飲料水並びに非常食など、災害が発生した際に必要な備蓄用品を今年度購入するようにいたしております。それらを備蓄できる防災倉庫が現在ございませんが、その代替といたしまして、各総合支所の使用可能な部屋等がまだあるというふうに思いますし、その備蓄場所に適当なところを検証しながら利用していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○（樋口正博君） 小規模訓練のお話もありました。それで結構だと思います。最低限、災害時に自分たちがどこに避難をすればいいのかと、その確認だけでもできれば、例えば逃げ遅れた人を集落単位でお互いが連絡を取りながら誘導することも可能だと思いますので、そこら辺の徹底をできればお願いします。

実際の災害時は対策本部ができるわけですが、この対策本部についていろいろなお世話をされる方、それはすなわち市役所の職員の方と思われませんが、ただこの災害時になるとですね、この市役所の職員さんそのものがやはり被災者にもなります。消防団員も被災者になります。例を出しますと、私は父を早く亡くしております。家には妻と70を過ぎた母と小学校の子ども2人だけです。俗に言う「女、子どもだけ」です。しかし職務上、その身内を残して多分災害の最前線に出なければいけない状況になると思いますが、そのときに、やはり残された家族が安心をして、職員さんも安心して家族を残してその災害復旧活動にあたるような体制をつくっていただくことこそが緊急時の一番大切なものではないかと考えますので、その点をどうかご理解をいただきながら、みんなが安心して活動できる環境づくりをお願いしたいと思います。

それでは、次に移りたいと思います。次に、補助施策について。太陽光発電シス

テム設置補助の来年度より打ち切りの経緯についてお伺いをいたします。これは先日6月1日菊池広報を読んでおりましたら、大きな見出しで「今年度で終了します」と。何のことかと読んでみますと、住宅用太陽光発電システム設置補助と書いてありました。私は一瞬狐につままれた気分になり、一体何のことか理解ができませんでした。3月末にやっと当初予算が承認され、2ヵ月も経たないうちに一体何を考えておられるのか、非常に理解に苦しみました。確かに、広報紙には次のような理由が書いてありました。どのような理由かといいますと、菊池市は地球温暖化防止などの環境問題に対する意識の高揚や資源循環型社会の実現を目指しています。そこで、菊池市の皆さんの新エネルギー利用を積極的に支援するため、昨年度に引き続き平成19年4月から住宅用太陽光発電システム設置補助の申請を受け付けております。なお、本事業は旧菊池市（平成12年度）より毎年継続して補助金交付を行ってききましたが、菊池市の皆さんへの普及啓発の推進状況、発電システムの技術向上による設置経費負担の軽減、市の財政状況等を考慮し、今年度で事業を終了させていただきますと書いてありました。しかし、どうもちょっと納得ができずに、所管委員会の総務委員会の方に何人かお伺いをしましたが、予算可決の経緯はわかりましたが、打ち切りの話は聞いていないということでありました。そこでお伺いをいたしますが、太陽光設置補助打ち切りの経緯と理由をもう一度この場においてご説明をお願いします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 太陽光発電システムの設置補助につきましては、今、議員さんから広報紙に掲載されておりました理由ということでご紹介いただきましたが、元々菊池市は平成12年度から補助金の交付を行ってきたものでございます。これは、菊池市が策定いたしました新エネルギービジョンに基づきましての補助でございまして、国におきましても新エネルギー財団によります設置補助を平成9年度から9年間積極的に支援してきたところでございますが、平成17年度で終了をいたしております。本事業の終了の経緯につきましては、その主な理由として、一つ目に補助事業を実施してから8年を経過し、市民の皆様への普及啓発や意識の高揚等の精神が図られてきたこと、二つ目に設置経費が安くなり、設置者の負担が軽減されてきたこと、ご紹介いただいたとおりでございますが、設置経費につきましてご紹介申し上げますと、平成12年度での1戸当たりの平均の設置額は320万円ほどかかっておりました。平成18年度ではそれが240万円に技術の向上とそういったものから設置者の負担が軽減されてきたというような理由がございまして、本市が重要課題として取り組んでおります行財政改革の一つとして補助金の見直しを進

めておりまして、補助金の効果や事業推進の達成度、あるいは財政状況等を併せて考慮したものでございます。元々この補助金は旧菊池市が始めたものでございますけれども、補助金の趣旨がある程度達成できたものとして、国に準じて平成17年度で終了することになっておりました。しかし合併協議の中で新市の市民の皆様への普及啓発を続ける必要があるということから、3年間だけ延長して3年を目途に継続するということになっていたものでございます。従いまして、19年度までで終了するという当初の計画に基づいてするものでございまして、早めに市民の皆様にお知らせをしなければならぬということでお知らせをしたところでございます。ご理解を呼びかけたところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○（樋口正博君） 1点目が8年経ったということですね。2点目が、設置が安くなって負担が軽減したと。3つ目が行財政計画により、そして4番目が合併合意事項ということですね。申し訳ありませんが、まったくもって理解ができません。一体この菊池市は今まで何のために環境問題に取り組んできたんですか。奇しくも3月議会において三池議員から一般質問で出ました。ISOの取得経費は、もう省いた方がいいんじゃないですかという一般質問でした。ブランドに拘らず、菊池独自の環境システムを構築すべきとの内容でした。また、年間約150万円の費用を削減せよとの大胆な質問内容であったと記憶をしております。しかし、私は正直そんなとき、その質問を聞きながら、気持ちはわかるんですが長年にわたり産廃の最終処分場の問題や最近では大規模養鶏場の建設問題、またその他様々な環境問題を抱える中、環境基本条例の策定、怒留湯議員や山瀬議員からお話がありました里山条例の制定、その他取り組む課題が山積する状況下で、市役所そして市職員の方々の意識向上に欠かせないプロセスだと思いながら、私はその一般質問を聞かせていただいたところであります。しかし、どうも今の話を聞きますと、勘違いしてたのは私の方かもしれません。申し訳ないですが、一体どこを向いて施策を組まれているのでしょうか。ISOというブランドだけなんのでしょうか。市民に対してどういう目で見られるのでしょうか。全く私には理解できない。環境問題に前向きに取り向きますと、ISO14001を掲げ、職員の海外派遣、新エネルギー策定ビジョンに取り組む傍ら、菊池市民の環境における自主的な協力には目もくれない。これが菊池市の目指す環境、その姿なんのでしょうか。もしかしたら、1戸建った、1軒につき6万円でしたよね、40戸の240万円です、今年度の予算は。そのぐらいは大したことがないと考えているのでしょうか。設置をされた皆さんにご意見をお聞

かせいだいたこともあるんですが、私の知る範囲では、申し訳ありませんが、誰もこの太陽光発電で元が取れるなんて考えて、欲を出して設置している人なんかほとんどいませんよ。何のために大金をつぎ込んでこの太陽光発電をしているか。金にかかるが、むしろ市民一人一人の環境にやさしくありたいという考えの中で、余分なお金を出して太陽光発電の設置をされている。私は本当にありがたいことだと思います。その市民一人一人の思いを考えれば、組織のブランドに拘ったISOの取得、その分の予算は減額してこちらの方に充てた方がいいんじゃないですか。私は予算を市民に還元する方が有効ではないかと思います。旧菊池市において、環境先進国であるドイツに2名の職員を派遣しました。議会でも様々な意見がある中、私は派遣に賛成をしました。平成19年度予算の新エネルギービジョン策定調査予算476万7,000円も、当然賛成をしました。それは菊池市が環境問題施策について本当に前向きに取り組む姿勢が、その気構えが見えたからだと信じております。しかし、私は今、不信感と怒りにも近い感情を覚えています。我々議会は一体何なんでしょうか。執行部と議会は、車の両輪とよく表されます。しかしながら、予算の可決だけを求めて、制度改定に係ることには、担当委員会にご相談もなく、また報告もない。まるで片輪走行ではないでしょうか。残念ながら議会はチェック機能と立法機能しか行使できません。施策の提案権については、予算が伴うものは議員提案の議案としても提出ができない。だからこそ、議員の皆さんは大変な思いをして、大変な思いをしながらも、この一般質問を通じて施策提言を行い、そして市民のために身が結ぶように執行部との事前打ち合わせまで行っているんじゃないでしょうか。そこまで承知の上で、このような判断がなされたとすれば、予算さえ認めれば後は関係ないと言われるのであれば、もはや政策提言は成り立たないと思います。ほかの方は別として、私は今後事前の打ち合わせも拒否をさせていただきます。本当に情けない話ながら、1人の議員として残された権利は、拒否権の発動、いわゆる否決権の行使だけです。このような事態が続くのであれば、私は市民のために堂々と行使をさせていただくことを名言をさせていただきます。議場におられる27名の議員さんすべてが菊池市民の付託を受けた方々です。決して個人ではないはずです。様々な案件に対し、時には励まされながら、時には叱られながら、責められながら、その議案の審議に向かっております。そのことをもう少し重く受け止めていただけないでしょうか。先ほど申しましたとおり、せめて所管の委員会で今後の政策を変更する場合は相談をするなり、そのぐらいのことはなされるのが当たり前ではないんでしょうか。もうあまり質問を続けると私もちょっと精神状態が普通じゃありませんので、もうやめたいと思うんですが、本来ならここでもう答弁は結構ですと切り捨てたいところですが、先輩議員の教えにより一般質問において

それはやることは非常によろしくないというふうに教えを受けております。何かご答弁があれば、どうぞ。ただし簡素にお願いします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） まずもって、委員会の中で説明不足につきましては、今後十分注意をしたいというふうに考えます。よろしくお願ひ申し上げます。

それから、本年度に取り組みます新エネルギービジョン策定の中で、バイオマスの利活用等の調査を行いますので、そのビジョンを基本にするとともに、新エネルギー、省エネルギーの視点で、新たな施策を構築したいと考えております。先ほどからご意見いただいておりますように、ISOにも取り組んでおります菊池市でございます。相矛盾するところがございましたけれども、新たな施策を構築したいという考えには変わりはありませんので、太陽光発電に変わるものとして、何かを模索しながらやっていく方針でございますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 太陽光につきましては、地球にやさしいということで、特に樋口議員からご指摘のとおり、菊池市は環境を持って成すということで、環境には特別力を入れてきたところであります。ただ一面におきましては、この補助制度というのがあらゆるこの太陽光のみならず補助制度がありますが、補助というのはあくまでも言葉が示すように、足りないところを補うということの側面であろうと思ひます。そこでやはり、この一端やはり見直しをしていくべきものが数多くあると思ひます。確かに今、部長の方からお断り申し上げましたように、担当委員会、議会に対する説明が不足していたということについてはお詫びを申し上げたいと思ひますが、今、新しく新エネルギービジョンの策定に入っております、このことを踏まえながら、この太陽光も含めたところでのひとつのこの、いわば負荷を軽減するというところでリサイクル等も含めながらどうしていったらいいのかということで、この市民の暮らしの中におきますものが太陽光だけではないと。太陽光を利用する、例えばこの議場にありますが蛍光灯につきましてもそうでありましょうし、その中には電力消費量が大幅にカットできるものもあるはずであります。そういうことをセットした中での考え方としてのエネルギービジョンを策定しながらいくと。そういった中に太陽光も含めて考えていかなければならないと、今強い思いを寄せていただきましたけれども、十二分に参考にして反映していければと、このように思っております。

○議長（北田 彰君） 樋口正博君。

[登壇]

○（樋口正博君） 私が言っているのは、その太陽光の補助とか、それだけの問題じゃないです。環境の取り組む姿の中で、ブランドだけを追い求めるのか、実質その成果を求めていくのかという話であって、普段から執行部の答弁の中にもよくP D C A、プラン・ドウ・チェック・アクション、そのことを繰り返しますという話なんです。この作業は一連の流れじゃなくて、本当はリングとして回りづける作業であると思います。プラン・ドウ・チェック・アクションを常に繰り返してやっていくわけですから、その中で施策を組んでいくと。太陽光発電も8年が経過、いろんな部分でもう安くなったからというんではなくて、環境全体に対して本当に取り組む姿勢がそこに見えるかどうかという意味ですので、十分検討をしてやっていただきたいと思います。

以上、終わります。

○議長（北田 彰君） ここで昼食等のため、暫時休憩します。

○

休憩 午前 11時43分

開議 午後 1時00分

○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、奈田臣也君。

[登壇]

○（奈田臣也君） それでは、通告に従いまして質問をいたします。

質問の内容は、平成10年11月17日、菊池と九州産廃株式会社との間で締結されました菊池市水源地区にあります産業廃棄物処分場に関する環境保全協定書の一部改正についてであります。

まず質問の第1は、産業廃棄物処理施設及び一般廃棄物処理施設の使用期間の改正について質問いたします。改正前では、両施設の埋め立て処分の使用期間は協定13条で協定締結後20年間となっておりますのを、今回の改正で4年間短縮され、平成26年12月には水源地区での九州産廃株式会社の埋め立ては終了することになっております。しかしながら、問題なのは改正された同条の第2項で、最終処分場の終了時、すなわち平成26年12月に埋立容量に余裕がある場合は、会社の中間処理に伴う廃止される廃棄物、市が特に必要と認めた一般廃棄物については、協議の上、埋め立てができるようになっていることであります。そこで質問でございますけれども、埋立使用期間が改正された第13条の規定に基づき、平成26年

に終了しましたそのとき、なおその残量に余裕があり、会社から出る廃棄物及び一般廃棄物を埋め立てる場合、協議が必要となりますが、市当局はこの協議に対してどこでどのような協議をなされるか、考えを伺います。また市が特に認めた一般廃棄物であろうと、会社の中間処理に伴う廃棄物であろうと、処分に余裕がある場合に埋立処分ができるということは、第1項で締結されております菊池市における最終処分場の終了は26年12月に終わるという協定に違反するものと考えますが、市当局の考えを伺います。

質問その2ですが、今回改正されました第3項、安定型処分場の増設・拡張に関する項目についてでございますけれども、この第3項では九州産廃株式会社安定型最終処分場を増設・拡張する場合は、第1項で定められた期間を考慮して環境保全協議会で別途協議するものとなっております。増設・拡張を前提とした改正となっております。私は、安定型最終処分場と言えども増設・拡張することは、現在ある産業廃棄物処理場の拡大につながるものであると考えております。

そこで質問でございますが、市民は1日も早い産廃処分場の撤退を望んでいるのに市当局は何でこのような最終処分場の拡大につながるような重要な問題を承諾されたのか伺います。なおまた、過去3カ年に処分場に、現在の処分場に埋め立てられた産業廃棄物及び一般廃棄物の量は何万㎡だったかを教えていただきたいと思えます。

質問その3ですが、改正前の環境保全協定書第11項の中では、施設の第13条1項の尚書きで、施設の閉鎖に伴う諸事項については、環境保全協議会で別途協議するとなっております。その別途協議することになっておりますその諸事項とは、施設の閉鎖に伴う移転費用及び補償についてであります。そこで質問ですが、今回採択規定により使用期限の満期が来て、それに伴って施設が閉鎖、終了された場合であっても、さらに補償の対象になるのか、市当局の考えを伺います。もし補償の義務がないならば、13条第1項の施設に伴う諸事項については、環境保全協議会で別途協議するという文言を必要にないものについては削除すべきであると考えますが、併せて市当局の見解を伺います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 産廃問題につきましては、本年3月の定例市議会におきまして、九州産廃の最終処分場、管理型及び安定型最終処分場を4年間短縮することに伴いまして、補償契約を締結するための債務負担行為をご承認いただいたものでございます。3月28日に環境保全協定の一部変更協定書補償契約覚書を締結していることはよくご存じのことだと思えますが、再度環境保全協定の一部変更協定書

の内容についてご説明を申し上げます。変更前の環境保全協定書第13条第1項では、最終処分場における埋立処分の期間は、この協定締結後20年間するとなっていた部分を一部変更協定書では、最終処分場における埋立処分の期間は、この協定の締結後16年間、平成30年までの埋立処分の期間を4年間短縮するとして、菊池市内における最終処分場は終了する。ただし、平成27年3月31日までを残務整理に必要な期間とすると変更をいたしております。また、同条第2項では、最終処分場の終了時に容量の残余がある場合は、乙、いわゆる九州産廃の中間処理に伴い排出される廃棄物のほか、甲、菊池市が特に必要であると認めた一般廃棄物については、協議の上、埋め立てができるものとするを追加しております。ご質問の協議はどこですかとのことですが、協議は最終処分場の終了時に容量の残余がある場合を想定したものであります。現時点では定められておりませんが、地元水迫地区環境保全協議会等のご意見等を伺いながら、市・県・九州産廃の三者による環境保全協議会での協議になるものではないかと考えております。

次に、一部変更協定書の第13条第2項が第1項の規定に違反しているのではないかとのお尋ねですが、本年3月28日の環境保全協定の一部変更協定書の締結により、平成10年11月17日に締結した環境保全協定書の第13条第1項を変更すると同時に、同条第2項に最終処分場の終了時に容量の残余がある場合は、乙、いわゆる九州産廃の中間処理に伴い排出される廃棄物のほか、甲、菊池市が特に必要であると認めた一般廃棄物については、協議の上、埋め立てができるものとするを追加した協定に変更したものでありまして、第13条第1項と第2項は一体のものであります。従いまして違反するものではありません。なお、補償契約では九州産廃は最終処分場の埋立処分について、法の規定に基づき産業廃棄物処分業の変更届を速やかに行うものとするとしていまして、この変更届により、県は産業廃棄物処分業許可証の書き換え許可証を発行し、九州産廃は埋立処分の営業はできなくなります。また、安定型最終処分場についてお尋ねですが、九州産廃の最終処分場の増設・拡張計画は、現在建設中の管理型最終処分場とは別に確定はしておりませんが、安定型処分場も建設する計画があります。そのため、3月28日に締結した環境保全協定の一部変更協定書第13条第3項で、乙、九州産廃は安定型最終処分場を増設または拡張する場合は、第1項に定められた期間を考慮して、環境保全協議会において別途協議するものとするとしております。このことは、第13条第1項の中には安定型処分場も含まれておりますので、管理型処分場と同様に埋立期間を4年間短縮して終了することになり、それ以降の増設・拡張につながるものではありません。

次に、過去3年間に九州産廃の最終処分場に持ち込まれた廃棄物の量は、合計で

11万2,238㎡となっております。また、補償の対象になるかのご質問ですが、平成10年11月17日に締結した環境保全協定書及び環境保全協議会設置要領の規定に基づく協議を踏まえ、九州産廃の最終処分場の使用期間を4年間短縮し営業を終わってもらいますので、補償の対象としております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○（奈田臣也君） 今、私が一番最後をお願いしたのは、そのような補償の必要がないならば、以前に、10年に締結されました13条の第1項の尚書きは削除しておくべきではないかなということを質問したわけでございます。その答弁にはなっておりませんので、お考えをいただきたいと思っております。

それから、今の話の中で非常にわかりづらく理解しがたいことがございますので、細部にわたって質問をし、その中で市当局の考えを確認していきたいと思っております。

再質問にいきますが、私が最初に質問しましたことは、第13条第1項の改正で、使用期間を30年だったのを今回の改正で4年間短縮して26年には菊池市での埋め立ては終了すると言いながら、同条尚書きで会社が出る廃棄物、市が特に必要と認めた廃棄物については埋め立てができると、こういう事実関係が第1項に、26に第1項の4年短縮した後もこのような事業が続けられるわけでございますから、これは当然、第1項の約束ごとに違反しているものと私は考えております。市当局は違反してないというふうにされましたが、そのように思っております。なおまた、市当局が違反していないというのは、今、部長が申されましたように、菊池市と九州産廃株式会社で締結されました補償契約の中で、菊池市における埋立期間の終了は九州産廃株式会社の営業の中止をもって終了するという考え方が根拠になっております。しかしながら、ここで私が問題視するのは、九州産廃株式会社の営業中止の中身、実態であります。この営業中止の中身の实態は、ただ単に株式会社の、自分の会社以外の廃棄物については処理するけれども、九州産廃株式会社、すなわち自社の廃棄物については引き続き埋立処分ができるというような契約になっていることでもあります。果たしてこのような契約で、このような埋立処分の中身、終了の中身実態で市民が求める産業廃棄物処理場の埋め立てが終了すると言えるでしょうか。納得するでしょうか。私は大きな疑問を持っております。そこで私は、この埋立処分場の終了についての定義、解釈については非常に重要な課題であると考えておりますので、埋立処分場の埋め立て終了についての定義は補償契約の中で定義するよりも、環境保全協定書の中で定義づけられるものであると考えますが、市当局

の考えを伺います。

再質問の第2、私は第1回目の質問で改正された第3項の中で安定型処分場の増設・拡張を認めるような改正になっているが、このような改正では現在許可されている39万㎡のさらなる増設・拡張につながりはしないかと質問しました。しかしながら、このことには明確な答弁ございませんでした。増設・拡張しても、その理由はさらに安定型処分場増設・拡張しても平成26年の埋め立て終了が来たら埋立処分を中止するから問題ないとの答えが協議の中に入れております。埋立処分業の中止、この問題も後から言いますけど、答弁がなされました。それから、現に九州産廃株式会社では、現在増設・拡張された39万㎡の最終処分場とは別に安定型最終処分場の計画もあると聞いております。そこで質問ですが、現在県の許可が下ります39万㎡の増設・拡張のほかに九州産廃株式会社には安定型最終処分場の建設計画があるということでございますので、このことについて県当局はどのような判断を示しているかを伺います。

なおまた、この安定型最終処分場の増設計画について、九州産廃株式会社では現在どのような計画があるかを教えていただきたいと思っております。

なおまた、第1回目の質問で答弁されました九州産廃株式会社の埋め立ての終了になる根拠は産業廃棄物埋立処分業許可証の書き換えが根拠になっております。埋立処分業の許可証とはどんなものか、教えていただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 補償の義務がないならば削除すべきであるということの答弁ですけれども、一応補償の対象としていますので削除はしないでもいいと思っております。

第13条第1項の規定に違反するのではないかとのご質問ですが、先ほども答弁しましたとおり、本年3月28日の環境保全協定の一部変更協定書締結によりまして、平成10年11月17日に締結しました環境保全協定書の第13条第1項を変更すると同時に、同条第13条第2項を追加した協定に変更したものでありまして、違反するものではありません。また、九州産廃の最終処分場が4年間の短縮後に残余量があった場合は処分場がなくなるのではないかとのご心配だと思っておりますが、九州産廃の計画では覆土分を含めまして短縮期間までに必要な容量が39万㎡と説明をしております。一方では、現在九州産廃が最終処分場の残余量が少ないので搬入調整を行っているという状況や台風等の大規模な災害があれば、その埋立処分により4年間の短縮期間より短くなるものと考えられます。また市としましては、九州産廃が短縮期間内で終わってほしいと考えております。

また、県当局は理解しているかのご質問ですが、安定型最終処分場の建設計画

は、環境保全協議会等で九州産廃が建設したい意向を示しておりましたので、今回の県が立ち会いで締結した一部変更協定書第13条第3項に規定しております。したがって、その内容については、県はよく理解をしております。また九州産廃の安定型最終処分場の建設計画につきましては、今までの環境保全協議会等の協議の中で九州産廃が建設したいとの意向を示しておりますが、正式に県に申請しておりませんので、現時点ではつくるかどうかというのは不明となっております。

次に、産業廃棄物処分業の書換許可証とは、一部変更協定書と同時に締結した補償契約の中で、九州産廃の管理型及び安定型最終処分場の終了を確認するため、九州産廃が持っている産業廃棄物処分業の許可証を県に返却し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、自社から出る廃棄物を埋め立てるだけの許可証に書き換えるものであります。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 奈田臣也君。

[登壇]

○（奈田臣也君） どうしても1項と2項のことについてはかみ合いませんけれども、3項ですね、1項、2項、3項というのは、これがある限り、平成26年度に埋め立てが終了するといくら言っても、現実には水源のあの地に埋立業が続けられていくということはお認めになりますか。このことをご答弁を、現実に理由はいかなるとしても、続けられるということは、埋立処分があそこで行われるということについてはお認めになるのか。それを答弁していただきたいと思えます。

それから、再々質問に移ります。今までの質問や担当の方々とお話をした中で、今回の改正の内容とその目的が少しは見えてきたような感じが今いたしております。そこで、しつこくお尋ねしますが、その第1点は平成26年に埋め立てが終了するときのどれぐらいの残量があるかという予測でございますけれども、先ほど答弁がありましたように、3ヵ年間の埋立実績は11万2,000m³であります。1年間の埋立量に換算しますと1年間の埋立量は3万7,000m³でございます。この1年間の埋立量を現在増設・拡張されております39万m³の埋立の中に埋めていきますと、満杯になるまでは10年と5ヵ月の年月を要します。新たな39万m³の処分場に埋め立てられる期間は6年間ありますので、余分な期間が4年間と5ヵ月分残ります。なおかつ、容量で16万8,000m³の埋立残量が出る結果となります。毎年九州産廃株式会社から5,000m³の廃棄物が出たと仮定した場合、33年間の埋め立てが可能であります。このことを考えますと、九州産廃株式会社の埋め立ては終了することなく、数十年にわたって営業ができる結果となりますが、今回の法の改正でこのような問題に対して市当局はどのような考えを持っておられるのか伺います。

第2点目は、埋立処分場の考え方について質問をいたします。何回も言いますように、今回の改正により協定書の上では平成26年12月に埋め立てが終了することになっておりますが、しかしながらこの埋め立て終了の根拠となるものは、実態は先ほど部長が申し上げられましたように、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、現在九州産廃株式会社を取得している産業廃棄物処分業許可証を一度県に返還し、自社が得られるような許可証に書き換え、その許可証をもらった上で、今後九州産廃は営業していくけれども、市当局の考え方は、この許可証の変更によって産廃処分場に、この許可証の変更によって、全部今までは許可証の中ではどこからでもよかと言うとったとばってん、この許可証の変更によって九州産廃業者が従来の営業ができないことを根拠に九州産廃株式会社が営業を中止したと。そのような定義をされ、その定義に基づいてこの九州産廃株式会社の営業中止をもって、書き換えによる営業中止をもって菊池市における最終埋立処分場が終了すると定義づけられております。そこで質問ですが、九州産廃株式会社の埋立処分業の許可証の一部を変更し、自分だけ、自社だけ分の営業は今後とも続けていけるような道筋を残しながら、これをもって水源地区における産業廃棄物処分場の処理が終了とするような市の対応が果たして市民の了解を得られるものになるのでしょうか。改めて市当局の考えを伺います。

第3点目ですが、今回の改正で、今まで申し上げましたように、埋め立て終了時に残余があった場合は、市が特に認めた一般廃棄物の埋め立てについては処分ができるようになっております。二つですよ、会社側と市が認めたやつ。もしこれが特例というようなことですけれども、もしこの特例が一般廃棄物の埋め立てがいつの日か風化をし、あるいはいろんな根拠により特例が特例でなくなるような事態になれば、再々質問では現在では増設・拡張の計画はないと答弁されましたけれども、今申し上げましたような諸般の事情を考慮いたしますと、同条第3項で協定してありますように、管理型最終処分場の増設・拡張の道が第3項の規定が開かれておりますので、今後管理型最終処分場の建設はどんどん拡張されていくことが予想されます。なおまた、具体的には、ただいまの答弁にもありましたように、九州産廃株式会社は最終安定型の処分を建設計画があると答弁されております。これらのことを考慮いたしますと、安定型最終処分場の建設は非常に現実性のある計画に思えてなりません。ただこの安定型処分場の建設の根拠となるのは、多分市が特別に認める一般廃棄物を対象にした施設だろうかとは私は予測しておりますので、この最終安定型処分の建設につきましては、市当局の考え方が大きく影響をいたします。もしこのような事態になった場合、先ほどの答弁では、26年度にはわからんというような、ばかみみたいな答弁をなされたわけですけれども、現実には平成26年にはお金

を12億円も払うわけですから、当然そのことについて、そこまで考えた上で予測しながら対応するのが市当局の考えですけれども、このような予測に対し市はどのような見解をお持ちであるか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 九州産廃の埋め立ては数十年にわたって営業ができるのではないかというご質問でございますけれども、管理型最終処分場に搬入されました廃棄物の量は、過去3年間の合計で約11万2,238m³になりまして、1年間の埋立量にしますと約3万7,400m³になっておりますけれども、廃棄物のほかに覆土分、覆土分が2割ほど必要でありますので、合計で実質年間約4万5,000m³の埋立量となります。また過去3年間の九州産廃の管理型最終処分場の搬入量が少なかったのは、残余量が残りが少ないことから、搬入調整されていたものであります。今回建設している約39万m³につきましては、九州産廃が短縮期間までに埋め立てたいと計画している量であり、九州産廃の計画どおりであれば、平成27年3月までの7年間で終了するものと考えております。また平成10年11月17日に締結しました環境保全協定書は、熔融キルン式焼却施設の使用期間は協定締結後15年間とし、最終処分場の埋立処分期間は20年間、平成30年までとなっております。また閉鎖に係る諸事項につきましては、環境保全協議会で別途協議することになっており、この環境保全協議会設置要綱第4条では、九州産廃が設置した施設の移転先、施設の移転の場合の撤去、もしくは移転費及び補償について、市と県は九州産廃の意思を尊重し誠意を持って対応するとなっております。平成10年11月17日に締結した環境保全協定書では、最終処分場の使用期間を20年間と定めたものであり、閉鎖の関わる諸事項については環境保全協議会で協議を行うという、いわば問題を先送りした協定内容でありました。そこで今回、閉鎖に関わる諸事項を区長会代表者が参加した4者協議や環境保全協議会で2年間の長期にわたる協議を重ね、本年3月28日に環境保全協定の一部変更協定書、補償契約、覚書を締結して、九州産廃の最終処分場の埋立問題が終結したことになります。議員のご心配は、最終処分場の期間終了時に残余量が残っていた場合のご心配だと思いますが、先ほど答弁しましたとおり、九州産廃の計画どおりであれば、平成27年3月ごろまでの7年間で終了するものと考えております。また九州産廃の最終処分場が埋立期間終了時に残余量があった場合、特例として市が特に必要であると一般廃棄物の埋め立てを認めるならば、今後も増設・拡張されることが予想されるということですが、本年の3月28日、環境保全協定の一部変更協定書補償契約等で定めたとおり、管理型及び安定型最終処分場の使用期間は4年間短縮して菊池市内で終了することになります。

産業廃棄物の許可権者である県が立会人として環境保全協定の一部変更協定書を締結し、最終処分場の終了を確認後補償金を支払う補償契約を締結しております。最終処分場の期間短縮終了後に増設・拡張することはあり得ません。また、安定型最終処分場につきましては、今後一部変更協定書第13条第3項の規定に基づきまして協議していくこととなります。補償金の財源につきましては、今までも議会等で何度も説明しておりますのでご承知のことと思いますが、再度説明させていただきます。補償金につきましては、県との覚書により、補償額の2分の1、約6億円が県から補助されます。また、現在、市外の市町村が九州産廃に一般廃棄物を搬入する場合、環境保全協力金を徴収しており、環境整備基金として現在約1億3,000万円を積み立てております。この協力金は、今後も最終処分場が終了する平成26年度までの8年間積み立てが続くこととなります。また県の管理型最終処分場立地交付金事業がございます。これは、管理型最終処分場が建設された市町村に交付金が交付されるもので、管理型最終処分場容量1㎡当たり1,400円となっており、最高5億円となっております。九州産廃の管理型最終処分場の建設容量は約39万㎡ですので、最高の5億円が管理型最終処分場の円滑な設置に必要な事業に充てるために交付されることとなりますので、補償金にはこれらを充てることになりまして、市民の皆様の大切な税金をできるだけ補償金を使わずに済むようにと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） ここで、10分間休憩します。

○
休憩 午後1時43分

開議 午後1時53分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、外村國敏君。

[登壇]

○（外村國敏君） 通告しておきました2点について質問いたします。

まずはじめに、あいのりタクシーについてであります。中山間地域の路線バスが廃止になり、原線が2年、竜門・立門・四町分線は1年が経過しました。代替として、市はバスを利用していた高齢者の皆様たちが安心して医療機関やショッピングに行く交通手段としてあいのりタクシーが実施され、大変好評であり、皆様は大変喜んでおられます。それまではバスに乗るため県道の停留所まで各地区より歩いて行かねばならなかったのが、あいのりタクシーの場合、我が家の前までの送り迎え

であります。路線バスの減少により廃止になったことが逆によかったのかと話しておられ、あいのりタクシーのよいところはさらに要望も増してきております。

まずはじめに現在までの利用状況及び路線バスに負担していた補助金の額と今回のあいのりタクシーの負担金、その割合についてお答え願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 現在までの運行状況でございますが、昨年10月より廃止路線代替バスの穴川線、立門線、それから四町分線の路線休止に伴い、運行地域を拡大して事業を展開しておりますが、拡大後半年間の利用者数は5,112名となっております。廃止路線代替バスと比較しますと、1ヵ月当たりの輸送人員はバスの2,700名に対しましてあいのりタクシーでは約850名と、3分の1に減ってきておりますが、これは新しい運行地域の住民の皆様がまだあいのりタクシーに慣れていられないこと、あいのりタクシーの実績が利用者の減少する冬場のデータであったこと等が考えられます。しかし昨年10月の運行地域拡大前の旧原線沿線の場合は、2年後にはバスの輸送人員をあいのりタクシーの輸送人員が上回っていること等から考えますと、今後利用者数は増加していくものと見込んでおります。

次に、市の財政負担でございますが、年間ベースで比較いたしますと、廃止路線代替バスの約2,600万円に対しまして、あいのりタクシーは約730万円と3割以下に減少いたしております。しかし今後利用者数の増加が見込まれ、運行地域拡大前の旧原線沿線での実績等から推測いたしますと、バスの場合の約3分の1程度に落ち着くのではないかと予測いたしております。

以上でございます。

○（外村國敏君） 補助金が3分の1。負担金が3分の1ですか。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） はい、そうです。

[登壇]

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○（外村國敏君） ただいま説明がございましたが、路線バスの場合と比較した場合、約3分の1ぐらいであいのりタクシーの負担金が少ないということだったと思います。私はこのような市負担金の減少は大変喜ばしいことではないかと思っております。ご承知のとおり、中山間地域では生活必需品として高齢者の方の一部を除き、家族で1人1台の車所有であります。しかし高齢者の方たちは、今まで働き続け、70歳以上の方たちは何かあったら家族の車で用を足していたようではありますが、もうこ

の年になり、もう安全運転してきたが、もう交通安全のためには免許も放棄したり、またはじめから車の免許を持たなかった高齢者等々、あいのりタクシーのありがたさをしみじみと話されておられました。

ここで要望がっております2点について質問いたします。

はじめは、現在1日置きのあいのりタクシーとなっておりますが、連日タクシーが来てほしいとのことであります。そうすれば、決められた日にしか予定できなく、いつでも安心して利用できないかということでもあります。確かに高齢者の方の言われることももっともであります。そのときになりまして、今日が予定だったというようなときはもう間に合わなかったり、その前の日にわかるときはいいですけど、なかなか忘れるということもあるようであります。しかし、市があいのりタクシーを運行しているわけではありませんので、いろいろあろうかと思えます。タクシー会社との話し合いが当然必要であります、しかしやると決めるのは市当局であり、その後はその会社との話し合いじゃないかと思えます。いかがお考えでしょうか。

2番目は、旧菊池市中山間地域だけでなく、合併して菊池市民となりながら不便さを感じておられる地域もあります。市に質すと、路線バスが運行しているからできないとの返事がありました。しかしバス停まで出るまでが距離があり、時間がかかる。雨等の場合、バスに乗るのも困難だと聞きました。今後計画して要望のある地域がかなりあると聞きますが、どのように考えておられるのか、お答え願いたいと思えます。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 現時点での利用者の要望についてでございますが、議員さん仰せのとおり、1日の運行回数を増やしてほしいであるとか、また1日置きの運行を毎日にしてほしいというようなお声も確かに伺っておりますし、把握をいたしております。しかし住民の皆様の利便性を追求しすぎますと、経費がかかりすぎ、市の財政を圧迫していくほか、タクシー事業者の通常の営業を脅かすことにもつながります。そのようなことから、今後利用の実績を見ながら、財政当局及びタクシー業者と協議を図ってまいりたいと考えます。

それから、今後の計画でございますが、仰せのとおりこの菊池市管内には交通空白地区というものもございます。旧菊池市だけでなく、ほかの地域もやってほしいというようなお声もいただいております。そういった交通空白地区につきましても、交通行政は国の許認可をはじめバス事業者というのがございまして、その意向も十分に踏まえませんとできませんので、それらを十分に配慮しながら、今後そういった空白地区があるところについては積極的に、前向きに検討し、実施できるように

努めてまいりたいというふうを考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○（外村國敏君） 連日のあいりタクシーについてはいろいろ検討しなけりゃならないということではありますが、確かにお年寄りになられて、皆様のご要望をなすだけならば市当局としては受けてほしいということでもあります。私は、この旧菊池市だけでなく、今ご答弁がありましたようにいろいろバスの路線とかいろいろなことで大変な難しい問題だと思えます。しかし、難しいだと思ったら何も進まんと思えます。いろいろな方法があると思えます。まずは、今、このあいりタクシー地域以外の方で確かに困っている方、その中から確かに経費もかかるからということだろうと思えますが、私の考え、ひとつ考えることはですね、やり方を変えたらよくはないか。何でその当たり前にやろうとするならば、そら確かに難しいという考えかもしれません。しかし、ならば菊池市、今度は今の中山間地域と同じような旭志だとか、例を挙げますとします。しかし、そこから高齢者の方が、確かにバス停まで行くのにかなりの時間がかかる。しかし一人で歩いていかにやいかん。そのために、普通のタクシーで、その経費がないから行けない。こういうことも聞いております。そうなれば、一つはその高齢者の方のまずは年齢を制限するとか、70歳以上、この地域の方は70歳以上の方を限定するとか、まずは家族の状況、家族がどのような状況なのか。子どもさんたちがみんな朝から仕事に行く。だから昼間を老人夫婦だけで自分たちは動けない。何かあったって動けない。こういうような方じゃないか。また所得制限。所得があるかどうか。所得のある方だったらタクシーでもいいでしょう。しかし、またその地域の状況、どのくらい困っているのか。この辺を限定しながら、そして少しずつそれを片づけていくというか、その方法はどうかと私は思うわけです。皆さんたちもいろいろ考えると思えます。しかし、市に、菊池市に合併して同じように市民税を払って、そして自分たちは何でそれだけ恩恵に与らんとかと言われます。そのときに、確かに住むところが悪かたい言われませんもんですから、その場合ですね、私たちがその中に入って行って、じっくり話を聞きながら、その地域の状況、さっき言ったようなことを聞きながらですね、市民の権利として皆さん本当に真摯に受け止めて考えていただきたい。そのように思うわけではありますが、3回目のご答弁をお願いしたいと思えます。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） いろいろと貴重なご提言、ありがとうございました。いろ

んな方法が今後考えられようかと思えます。また現在市が取っております運行体系につきましても、各方面から関係部署集まりまして菊池市にあった交通弱者と言われる方々の救済になるように努力はしていきたいと思えます。そう申しましても、現在は乗り合いバスの事業者はございます。旧菊池市の場合、たまたまそれが撤退をいたしましたものですからある程度やりやすかったという部分もございますが、乗り合い事業者は国の許認可を取って運行いたしておりますし、また自社努力で赤字路線であっても廃止せずに運行しているものもございます。ただ乗り合いバスの場合は、幹線道路だけしか走りませんので、議員さんご指摘のように、それから、沿線から外れた集落にとっては不便な部分もございます。そういったものも総合的に勘案しながら、乗り合い事業者といろいろ協議を重ねて、できる範囲内で努力してまいりたいと思えますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○（外村國敏君） 次に入ります。

マタニティマークの活用と内部障害者の対応についてであります。妊産婦にやさしい環境づくりのため、厚労省は昨年3月10日にマタニティマークのデザインを決めました。デザイン決定にあたっては厚労省が公募し、1,600を越える応募作品の中から最優秀作品を選定し、全国統一のマークに決定しました。マタニティマークは、妊産婦が身につけたり、ポスターなどで掲示して妊産婦への配慮を呼びかけるものであります。見た目では妊婦だとわかりにくい妊娠初期などに満員電車で押される、近くでたばこを吸われるなど苦痛を訴えることが多いことから、一目で妊婦だとわかるよう全国共通のマークが決められたとあります。マークは厚労省のホームページからダウンロードし、自由に使用できます。またマークの趣旨に基づくことを条件に、自治体や企業、民間団体などでバッジなどを製品として配付、販売することも可能とあります。各自治体において活用を検討し、推進していくところも増えてきておりますし、本市での対応はどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

次に、内部障害者への対応についてであります。この問題は一昨年の6月に質問しまして、改めて質問いたしますが、内部障害者とは、身体内部に障害を持つ人のことで、内蔵機能の障害により身体障害者手帳の交付を受けた人を総称として言います。心臓、呼吸器、腎臓、膀胱、直腸、小腸の機能障害と人免疫不全ウィルスによる免疫機能障害の6つの障害であります。身体障害と言われる人が300数十万人もおると言われ、そのうち内部障害者は約26%だろろうと言われております。しかし、聴覚障害者や視覚障害者に比べ、外見からはわからない、見えない障害であ

るゆえに、内部障害者は社会の無理解の中で様々な困難に直面しております。日常生活では障害者用の駐車スペースを利用したら警備員に注意を受けたり、電車やバスの優先席に腰掛けたら周囲から冷たい目でみられたり、誤解に基づくつらい思いを数多くの方が経験しておられ、外見から障害がわからない、周囲の理解が得られない、このような現実を変えたいと内部障害者とその家族の方たちが内部障害者・内部疾患の暮らしについて考えるハートプラスの会を結成し、内部障害者の存在を視覚的に示すハートプラスマーク、身体内部を意味するハートマークに思いやりの心をプラス、ハートプラスマークとして結成されております。詳しくは一昨年話しましたので詳細に渡っては言いませんが、このときの答弁では、部長は早急に課に戻って検討しますということでありましたが、その後の検討はいかがだったんでしょうか。お答え願いたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） マタニティマークにつきましては、議員おっしゃるとおり妊産婦にやさしい環境づくりの一環として、平成18年3月に厚生労働省が発表したものでございます。厚生労働省としましては、母子保健分野の国民運動計画、健やか親子21の課題の趣旨として妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保を掲げまして、課題解決のために妊産婦に対しての理解のある地域環境や職場環境の実現あるいは受動喫煙の防止、各種交通機関等における優先的な席の確保等について、関係機関がそれぞれの立場で積極的に取り組むことが重要であるとしています。具体的には、妊産婦が交通機関等を利用するときに身につけ、周囲が妊婦への配慮を示しやすくしたり、あるいは公共交通機関や飲食店、公共機関等がポスター等を掲示し、妊産婦にやさしい環境づくりを推進するためでございます。本市としましては、ポスターの掲示と広報紙やホームページに掲載し、マークの趣旨と理解を得るための周知に努めているところでございます。また本年、平成19年4月からマタニティマーク入りの母子健康手帳を使用しております。

次に、平成17年第2回定例会一般質問におきまして、外村議員からのご提案がありましたハートプラスマークにつきましてはの対応でございますけれども、実際に内部障害のある方がどのような不安があり、またどのような対策を望まれているかなど、身体障害者福祉協議会等のご意見を拝聴しながら検討を進めてきたところでございますけれども、内部障害のある方のプライバシー等の問題もありまして、具体的な施策の実現には至っておりません。また県におきましてもユニバーサルデザインの観点から、一部の障害に特化した啓発は行わないということで、現在までハートプラスマークの普及等につきましては特に取り組まれておらず、県内の市町村

でも私どもが調査した範囲では具体的な取り組みは行われていない状況でございます。また、本市が昨年実施しましたアンケート調査では、内部障害のある方々はハートプラスマークにつきましての特段のご意見も出ていないのが現状でございます。しかしながら、現在本市におきましても身体障害者手帳をお持ちの方の約30%が内部障害のある方といった状況等も踏まえまして、ハートプラスマークの普及啓発や駐車場における表示などにつきまして、今後進めていかなければならないと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 外村國敏君。

[登壇]

○（外村國敏君） マタニティマークの活用、ただいま説明がございましたが、妊産婦にやさしい環境づくりを進めるため、埼玉県では県を上げてマタニティキーホルダーを母子健康手帳の交付時に配付しているそうであります。さらに、キーホルダーの意味を周知するため、ポスターやリーフレットも発行しております。マタニティキーホルダーは淡いピンク色のハート形、おなかに赤ちゃんいますと書かれていて、母親が子どもを優しく守っているデザインであり、見るとほほえましくなり、安心して生み育ててほしいと応援したくなります。また、厚労省は本年より妊婦検診を2回から5回以上にするように通達もあつたおりますし、このことも3月の議会で質問いたしておりますが、少子化の中で授かった子どもを地域すべてで守り育てるのが少子対策の一環でありますし、私たちが見たり聞いたりするときに、他市町村で実施していることを見習うべきだろうと思うところであります。本市も検討を重ね、早急な対策をすべきだと思います。先ほど言いましたように、看板だけ立てるのか、キーホルダーのようにしてやるのか、何かの形で本人が身につけられるようなことをするかどうか、そのお答えを願いたいと思います。

次に、ハートプラスマークについては何度も説明しておりますので理解されておると思いますが、なかなかこの問題は確かに難しい問題であります。マタニティマークと違いまして、ハートプラスマークの場合は、確かに隠したい、プライバシーのために言いたくないという人もおられます。しかし、一昨年に私が言いましたように、何かのイベントがあつたり、そしていろいろの会合があつたときに、内部疾患の方はわからない、もしもそういうときにイスが足らなかつたり、いろいろなことで置いてきぼりにされないように、ハートプラスマークの方は来てくださいというような看板、そういう少しの金はかかりませんが立てるとか、また市役所に置くとか、この方は来てくださいと黙って行けばそれでわかるようなシステムができなかつたかということです。見た目では全然変わらない、わからない。だけれども、その方

が来たときに、ああ、どうぞ、どうぞ、ならばイスが足りませんか、公民館でもしも会合があったとして、その人が立って見れば疲れる。しかし、そういうようなことがあったとき、行ったときには、どうぞ、どうぞ、前に行って下さいとか、イスを持ってきてやるとか、こういうシステムができないかということは今言っているんです。なかなか難しいと思います、ほんと。この方にペンダントとかいろいろそういうふうなマタニティマークのような身につけた場合は絶対嫌がりますので、わからないように、人からわからないようにするけれど、その方にどのように配慮するか、これが今、市としては考えるべきじゃないかと思うところであります。他市町村でやっていること、いろいろな問題があります。一昨年の中には、愛知万博のときにそのようなことがあった。中に心臓ペースメーカーをはめていた。この方がセキュリティの中で通りゃなんとに、そういう人は通らんでいいですよと、そういうことはこっちに来て下さいと行ってセキュリティのところは通らんでいったんです。心臓にペースメーカーをはめている人が通った場合は悪いわけです。そういうような配慮が必要だろうと。こちらの場合はそういうことはあまりないと思いますが、ただそのくらい配慮しながら、その方たちの暮らしやすいような、生活しやすいような環境をつくる、それが私たちの役目じゃないかと思いますが、マタニティマークの活用というか、そういうものの作り方とハートプラスマークについては、市長のご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 現在、ステッカーやストラップ等の作成は本市では実施していませんけれども、使用につきましては妊産婦自身のいろいろな思いもありますので、今後十分な協議をしていきたいと思っております。また今後もポスターの掲示場所の拡大や会議資料への掲載などを心掛けまして、妊産婦を取り巻く周囲の理解や心遣いを高めるためにマークの周知に努めていきたいと思っております。また、内部障害のある方は、議員おっしゃるとおり、車いすや杖などを使われている方々と異なり、外見からは障害があることが非常にわかりにくいために周囲の理解が得られないなど、日常生活の中で多くの困難に直面されていることは十分理解をしております。本市としましても、市民の皆さんにハートプラスマークについてご理解いただくことが必要と考えていますので、今後とも広報きくちや市のホームページなどの広報媒体を使いまして積極的に普及啓発について支援していきたいと考えております。

また本庁舎につきましては、内部障害のある方、人々の利用度が高いと考えられますので、当面本庁舎正面入口付近に内部障害のある方の利用できる駐車スペース等を確保する方向で今後関係課と協議を進めてまいりたいと思っております。

なお、先ほども申し上げましたけれども、実際に内部障害のある方がどのような対策を望まれているかなどにつきましては、今後も身体障害者福祉協議会等の意見を拝聴しながら進めていきたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） ただいまハートプラスマーク、またマタニティマークにつきましては、部長の方が答弁いたしまして積極的にひとつ取り組んでいきたいと述べたところであります。内部障害については、先ほどの答弁の中にありましたように、プライバシーが絡んでくるということもあります。しかし議員がおっしゃっておりますように、ご本人の希望によってこのマークがほしい、あるいはまたマークを付けてもいいという方もおられるのではないかなと思います。現状を調査研究をして取り組みを進めていきたいと、このように思います。

○議長（北田 彰君） 次に、東裕人君。

[登壇]

○（東 裕人君） こんにちは。日本共産党の東です。通告にしたがって、質問を行います。その前に、私ごとですが、一昨日の夜に子どもが生まれました。うれしくてたまりません。子どもたちが健やかに成長できる菊池市づくりに向けて頑張る決意を新たにしています。少子化対策、子育て支援に懸命に取り組まれている皆さんの前で、こうして報告できる喜びを噛みしめながら質問に入ります。

質問は、総務に係る問題ですので、委員長の許可を得ていることを申し上げます。私は、議員になって1年経ちました。この1年間、生活相談活動に奔走してきましたが、議員の仕事は文字通り昼夜を問わずで、本当に大変な仕事、やってみて実感をしました。先輩議員の皆さんのこれまでの奮闘に改めて敬意を表したいと思います。この1年間の私の生活相談活動の8割近くが多重債務の問題でした。超高金利、過剰な貸付、違法な取り立て、こうしたやり方が今230万人とも言われる多重債務者を生み出しています。本市も例外ではありません。こうした多重債務者の救済に向け、今、各地の自治体の取り組みが広がっています。愛知県の岩倉市では、市の広報で多重債務に陥ったらすぐ相談、こうした特集を組んで相談先や解決策を全戸にお知らせをしています。また、鹿児島県の奄美市では、多重債務専門の窓口設置と債務整理後の生活再建支援を生活保護課や国保課などと連携をして行っています。県内では宇土市などで多重債務対策の窓口設置を行っていると報道されています。本市では、多重債務問題などの相談などは商工観光課、商工労政係でも対応をされています。ただ、先般行われた金融庁の多重債務者対策本部の調査に対して、

本市で専門的分野のため指導の限界がある、こう調査に答えています。この問題での専門の窓口設置は、行政自身の要求でもあります。市民とのかかわりでは、本市には税務課、福祉課、生きがい推進課、地域包括支援課など、市民と直接接する機会の多い窓口がありますが、そこで多重債務の実態をつかんだときに対応する窓口、例えば生活保護の相談に来て多重債務があつて保護申請が難しい場合に誘導するような窓口、こういう窓口が必要だと考えています。また、そうした各部門からつなぐだけでなく、市民が直接相談できる身近な窓口が必要であると思います。議会では、昨年6月議会で多重債務問題、高金利問題での意見書を全員一致で採択をしました。今度は、行政として問題解決のために多重債務専門の相談窓口を設置すべきであると思いますが、どうでしょうか。お答え下さい。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） お子様、御誕生おめでとうございます。

それでは、多重債務の窓口の件でございますけれども、多重債務者の方々の生活再建には行政のかかわりが不可欠でありますことから、政府は去る4月20日に債務者の救済、支援などの多重債務対策について全国約550の市町村で具体的な相談が受けられるよう適切な対応ができる窓口を遅くとも2009年度末、2年後になりますけれども、それまでに整備することとした行動計画を発表したところでございます。行動計画には、これまで相談窓口にアクセスできている多重債務者が全体の2割程度と推測されますことから、残り8割の掘り起こし、発見を行い、問題解決を急ぐ必要があるとされております。この掘り起こしには、職務上、最も身近に接することができるであろう市町村の積極的関与が求められているところでございます。本市では、この多重債務者の問題について、現在市民相談業務の一環として、毎月1回弁護士の方を交えて実施しております人権行政法律相談を相談窓口として位置づけ対応しているところでございます。しかしながら、4月20日付けの政府の行動計画における多重債務対策や昨年12月20日に改正貸金業法が公布されたことによりまして、今後多くの多重債務問題が発生することが予測され、本市でも早急に専門窓口を設け対応することが必要であるとの認識を持っております。このため、先月の5月28日にこの問題についての本庁並びに総合支所の関係各課による担当者会議を実施したところでございます。会議の内容でございますけれども、多重債務者問題についての全国の現状、本市の現在の市民相談業務の現状、貸金業法改正に対する対応、国・県・他市町村の対応の現状について協議を行っております。この会議の最終的な目的でございますけれども、議員ご指摘のとおり、多重債務専門の窓口設置について協議を行ったところでございますが、担当窓口の決

定までは現在のところ至っておりません。しかしながら、関係各課とも多重債務問題の現状と相談窓口の重要さは十分認識しておりますし、関係職員も認識を深めたものと思いますので、今後さらに協議を重ねながら多重債務問題について専門の相談窓口設置について協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○（東 裕人君） 重大性も認識されて協議も始まっているということで、非常にほっとしたというか、安心しているところであります。この問題で、先進的な取り組みを行っている自治体では、特に職員の問題意識が高いのが特徴的だと思います。先程述べた奄美市の担当職員はこうっています。行政の役割は、市民が安心して生活できる状況をつくること。ならば、多重債務者を法律家の下へスムーズに導き救済の手助けをすることも、やはり行政の大事な仕事。まずは相談者の安心と信頼を得ることが大切で、自殺を考えた相談者には、必ず自分の携帯番号を知らせている。窓口が開いていなくても、いつでも電話で相談できる、その安心だけで相談者、市民の信頼が大きく変わる、こうっています。こうした構えで市民の暮らしに向き合う職員づくりも本市では必要ではないかと思えます。私は、そういう点からも、その窓口担当だけでなく、全職員対象の研修あるいは対応マニュアルなどを配付して、職員の認識向上をお願いしたいというふうに思えます。

それから、メリットについても述べたいと思います。多重債務に陥った人は収入をまずいくつもある借入先の返済に充てます。その次に、生活費に回します。その結果、あつてはならんことですが税金は後回しになる。住民税や国保税など、徴収部門では滞納者として扱われない人たちの中には、こうした多重債務を抱える人もたくさんいるのではないかと思います。そういう人たちに税金を滞納しているから払いなさい、こう迫るだけでは私は徴収率も上がらない。これが現状ではないかと思えます。徴収率の低さの大元を少しでも解消する必要があると思えます。奄美市の幹部職員はこうっています。収入が多重債務の返済に回るのではなくて、地域での本来の消費、生活費に使われたり、支払うべき税金に使われたりすれば、地域の消費拡大や税金の滞納解消、収納率向上につながる、こうっています。私も、この点でも窓口設置のメリットは十分にあると思えます。暮らし、福祉を守る自治体の役割発揮のひとつとして、先ほどもう協議もされたという話もありましたが、ぜひ早急に窓口も設置して広報などで周知していただきたいと思えます。

最後に、設置をすると検討をされているとのことですので、検討していただきたいことですが、市内には四つの庁舎があります。それぞれ合併前にはその地域の中

心にあって市民サービスを行ってきました。今でもそうだと思います。多重債務の専門窓口を設置するのであれば、ぜひこの四つの庁舎での窓口設置を行って、それぞれの地域で身近な相談所としてきめ細かい対応をしてもらいたいと思いますがどうでしょうか。お答え下さい。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 一般的に相談業務の重要な点は、いかに相談者の問題点を的確に掴み、適切な対応をすることだと思いますが、そのほかにも重要なことは、相談者のプライバシーが保護され、安心して相談に訪れられる環境が整備されていることだと感じます。公務員である以上、知り得た秘密を外部に漏らす行為は厳しく禁止されていることはもちろんですが、職員それぞれがこのことを深く自覚し、すべての相談者に対応することが大事であります。議員ご指摘のとおり、すべての相談者の秘密を守らなければ、決して安心して相談に訪れることはできません。また、相談を受ける職員個人の親切丁寧でスムーズな対応が相談者との継続的なつながりとなり、解決への近道となることは言うまでもありません。今回、多重債務問題につきましては、対象職員はまだ決定しておりませんが、弁護士による研修会を近日中に実施することといたしております。その際、職員の認識の向上も含めた研修会にしたいと考えております。また、現在各自治体の多重債務問題の相談窓口の設置の目的の一つに、税金の滞納対策がございます。多重債務問題の解決は、住民生活の安定のために行うことはもちろんですが、そのほかにもこの問題を解決して税金の支払いなど、住民に相応の義務を果たしてもらうことも目指しております。現在本市の滞納者のどれぐらいの方々が多重債務問題を抱えておられるかは把握できておりませんが、多分全国的な割合とさほど変わらない率だと考えられます。また、相談窓口の設置を本庁のみとするか、各3総合支所にも設置するかにつきましては、先ほど答弁申し上げましたように、関係各課と担当者会議の中で引き続き協議を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

○（東 裕人君） よろしく願いして、次の質問に移ります。

次は、国保税の問題です。私は、2005年、その合併直後から市民アンケートに取り組んできました。アンケートでは、暮らしの問題で市民の皆さんが新市に望んでいること、これは合併直後も今日も国保税の引き下げが地域の雇用拡大と並んで1位、2位の高位の結果であります。国保税が高すぎて払えない。これ以上の負

担は絶えられない、こういう声が市民の中に広がっています。市長や執行部の皆さんは、この高すぎて払えない、こういう声をどのように受け止められておられるでしょうか。私は、国保税引き下げは市民の本当に切実な願いである、こう受け止めています。本市の国保の状況について少し調べてみると、国保加入者のうち65歳以上は45%、高齢者の多くが年金で暮らしていて、年々上がる国保税の負担はますます重くなっています。所得階層別で見ると、所得33万円以下は4,412世帯、全体の42%です。また所得200万円以下では8,296世帯で、全体の78%となるなど、国保の所得階層別世帯で見ると低所得世帯の割合が多くなっています。それから、国保加入世帯の平均所得、これは145万円に過ぎません。それでも平均の保険税額は平成17年度決算で1世帯当たり約15万円です。所得は減り、負担は増える。こうした中で国保税が払いたくても払えない者、高齢者、低所得者の大きな負担になっています。一方で、国保税の基金残高は平成17年度で4億3,000万円あります。加入1世帯当たり4万円の基金残高です。私は、今日の経済状況からも、市民の声からも高すぎて払えない、こういう状況を解消するために、この基金を取り崩して、少なくともわずかではありますが1万円引き下げを求めます。1万世帯ですから1億円取り崩せば引き下げることにはできると思いますが、どうでしょうか。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 国民健康保険特別会計は、ご存じのように独自性と独立性が求められ、給付に見合う税率設定により税収の確保及び療養給付費負担金、また調整交付金等の各種補助金、療養給付費交付金等の財源によりまして国保会計を運営しているところでございます。また、国民健康保険財政調整基金の状況でございしますが、先ほど議員仰せのとおり、平成17年度末で約4億3,000万円、18年度に5,000万円を取り崩しておりますので、現在は3億8,000万円の残高でございします。さらに本年度、19年度において国保税率の改正に伴いまして約7,000万円の取り崩しを予定いたしておりますし、19年度末では3億1,000万円程度を見込んでおります。基金の処分につきましては、保健給付費等の財源に不足が生じた場合、また税収入、国庫支出金等の歳入に不足を生じた場合に基金を活用することになっております。国保特別会計を健全に運営するためには、給付に見合う税収の確保が本来の姿でございします。税額を引き下げのための基金を取り崩すことは、現在のところ考えておりません。

以上でございします。

○議長（北田 彰君） 東裕人君。

[登壇]

- (東 裕人君) 今、国保の基金条例で決められている三つの取り崩しの要件のうち二つを挙げて税額を引き下げのために基金を取り崩すことは考えていないという答弁でした。私は、この三つ目の要件、その他市長が特に必要と認めたとき、この取り崩し要件がこの基金取り崩しでは非常に大事だと思っています。市長や議会が市民の暮らしの実態から引き下げが必要と認めたら取り崩しができるわけです。今全国で国保税の引き下げを実施したり、その検討を始める自治体が広がっています。私、先日お隣鹿児島県の大口市に調査に行ってきました。大口市では、昨年12月議会で1世帯当たり年8,000円、全体で5,000万円の引き下げ条例を可決しました。大口市では、社会保障費に対する市民の負担を少しでも軽減するため、国民健康保険税の減額を行う、この減額の理由を明確に市民負担軽減のためとしています。私は、先ほどの答弁を聞いていて、本市でもこうした構え、姿勢が必要なのではないかなというふうに思いました。答弁では、結局のところ国保税引き下げ、税負担軽減のための取り崩しはしないということでした。では、率直にお伺いしますが、私は国保の現状は最初に述べたように、その多くを占める低所得者、高齢者の負担能力を超えたものと私は思っていますが、どう認識されているのでしょうか。超えていないと思われるのでしょうか。お答え下さい。

- 議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

- 総務部長(緒方希八郎君) 低所得者への対応策といたしまして、現在国保税7割、5割、2割の軽減分を実施し、負担の軽減を図っているところでございます。また、年金所得者の方々に対しましても、軽減判定時に別途15万円を控除して軽減判定を行っておりまして、低所得者、高齢者には十分配慮していると思っております。

以上、お答え申し上げます。

- 議長(北田 彰君) 東裕人君。

[登壇]

- (東 裕人君) 負担能力を超えていないとは明言されませんでした。結局は十分配慮して軽減を図っているから負担能力は超えていないという認識だと思います。私はこういう認識をこの市民の皆さんが聞くと大変驚くんじゃないかなというふうに思います。暮らしは本当に大変です。なんとかやりくりして国保税払っている人がほとんどだと思います。それを十分配慮しているからというのは、それこそ配慮が足りないのではないかなというふうに思うわけです。今回問題にしている基金は、結局は市民の皆さんが苦勞して納めたお金です。取り崩して1万円引き下げ市民に

還元することは、状況によりあり得るわけです。先ほど大口市の例も挙げましたが、全国各地でそういう観点からの国保税引き下げも始まっています。この問題で、私は国保の基金取り崩しによる国保税引き下げは、お金の問題、国保税が下がるという問題であると同時に、やはり市の施政の問題、すなわちこの基金を取り崩してまで引き下げる、合併して新しくなった新菊池市の行政は市民の皆さんの暮らしもしっかり見ていますよという市のメッセージ、そういう姿勢が市民に直接伝わるものだと思います。先ほどの大口市では、国保税を下げた後にですね、地元南日本新聞で国保税と言えば上がるものと思っていたと、こういう驚きのコラムが掲載されるぐらい非常に強い、今の経済状況からも強いメッセージ性を持つ政策であると思います。国保は社会保障であり、国民皆保険制度の根幹です。私は、社会保障としての役割を果たす上でも、再度最後に改めて引き下げを強く求めますがいかがでしょうか。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 1回目の質問に答弁しましたように、国保事業は特別会計で独自性と独立性が求められ、運営は大変厳しいものがございます。18年度におきましても、経常収支は黒字になっておりますものの、繰越金や財政調整基金の繰入等で対応しておりまして、実質の単年度収支は赤字を計上しているのが現状でございます。医療費におきましても、103.9%の伸びで、対前年1億4,200万円の伸びとなっております。またインフルエンザの流行に伴う医療費の高騰など、不測の事態に対して基金を活用してまいりたいと考えております。先ほども答弁いたしましたとおり、低所得者の方々に対しても法に則り軽減措置を行っているところでございます。また、今回の税率改正に伴いまして7,000万円程度の取り崩しになりますが、これは税の現状維持ということで増税をしないということで、言い換えますれば、考え方によっては逆も取れるのではないかと思います。今回はそのような形で対応させていただいておりますのでご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 以上で本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。明日も引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

全員起立をお願いします。

(全員起立)

お疲れでした。

○

散会 午後2時53分

第 4 号

6 月 14 日

平成19年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第4号

平成19年6月14日（木曜日）午前10時開議

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（27名）

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一朗	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君
6番	二ノ文	伸元	君
7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君
9番	三池	健治	君
10番	怒留湯	健蓉	さん
11番	坂本	昭信	君
12番	隈部	忠宗	君
13番	奈田	臣也	君
14番	葛原	勇次郎	君
15番	木下	雄二	君
16番	坂井	正次	君
17番	森	隆博	君
18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君
20番	枋原	茂樹	君
21番	松本	登	君
22番	工藤	恭一	君

23番	境	和	則	君
24番	北	田	彰	君
25番	外	村	國敏	君
26番	徳	永	隆義	君
27番	横	田	輝雄	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市	長	福	村	三	男	君
副	市	村	上	建	二	君
収	入	高	本	信	男	君
総	務	緒	方	希	八郎	君
企	画	石	原	公	久	君
市	民	村	山		隆	君
経	済	稲	葉	公	博	君
建	設	岡	崎	俊	裕	君
七	城	平	野	國	臣	君
旭	志	水	上		泉	君
泗	水	上	林	正	章	君
市	民	大	場	美	範	君
企	画	鳥	井		修	君
財	政	川	上	憲	誠	君
教	育	田	中	忠	彦	君
教	育	山	口	正	司	君
総	務	中	村	鉄	男	君
水	道	後	藤		定	君
農	業	五	島	千	秋	君
監	査	田	島	伸	正	君

事務局職員出席者

事	務	局	長	樋	口	昭	彦	君
議	事	課	長	永	田	哲	士	君
議	事	係	長	上	田	敏	雄	君

議事係主事

本田昇君

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。



午前10時00分 開議

○議長（北田 彰君） これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。



日程第1 一般質問

○議長（北田 彰君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

はじめに、坂本昭信君。

[登壇]

○（坂本昭信君） 改めまして、おはようございます。坂本でございます。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

農業に対しましては質問がなされていましたが、4名の方々が質問されておられました。私なりにネタを無くしましたけれども、私なりに一般質問をさせていただきます。

農業の活性化について質問をいたします。農業の労働力の高齢化が一段と進んでいるようであります。私の住む集落を見回しましても、5年先、10年先にはどうなるか心配の念が絶えません。地球温暖化による砂漠化や異常気象で世界的に食糧不足が叫ばれる中、食糧自給率の低い我が国の国民の命を預かり、食糧を供給するという農業の大切さ、使命感は、皆様ご承知のとおりであります。農滅びて国滅びると言われていますように、農業は大事であります。しかし、昨今の経済は農業に対しまして、その大切さを軽視しているようにしか思えません。話が少し大きくなりますが、「農滅びて国滅びる」の例えのとおり、我が菊池も主幹産業である農業が栄えてまち栄えることと思えます。このような観点から、今後菊池の農業、労働力の高齢化についてどのように施策を施されるか、質問いたします。

2番目に、畜産・耕種農家対策について質問いたします。畜産につきましては、昨日隈部議員から縷々質問がありましたので、触りだけ質問させていただきます。環境三法により、堆肥舎建設が置かれていますが、満杯になっているところも多分にあるようでございます。このような中で、流通はどのようになっているか。耕種農家との連携の現状はどのようになっているか、質問いたします。

畜産農家の後継者は多く見られますが、耕種農家に限っては畜産農家と比較して

みますとなかなか思うようにはいきません。平野部の方はよしとしても、中山間地は問題があるようです。中山間地の営農状況はどのようになっているか。また、産地づくり、特産品づくりも大事であろうかと思いますがどのようにお考えか、質問いたします。

3番目に、物産館の振興について伺います。ほたるの里ふれあいセンターでは、野菜の生産者の方々が毎日新鮮な野菜を消費者の人たちに提供しております。年間30万人以上の客数と4億5,000万円以上の売り上げ状況でありまして、そのうち野菜生産者の売り上げが、価格はほとんど100円でございますけれども7,000万円程度で、金額的にはメロンドームにはかないませんが、やはり価格面で7,000万円ということは非常に大きいことと思います。また、お年寄りの方々が生きがい、生きがいづくりにもいろいろありまして、健康と実益を兼ねて病気もせず、国民健康保険の面でも多大に貢献していると思います。一例を紹介してみますと、80歳を超えた人が個人売り上げベスト5に入って頑張っている高齢者もおられます。売り上げが気になるところでございますけれども、これは個人情報なので発表はできません。このように、みんな親しまれ愛されている施設です。今後の維持と向上をどのように図られるか質問いたします。

第1回目の質問を終わります。

○議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○経済部長（稲葉公博君） おはようございます。お答えいたしたいと思っております。

全国的に農村集落におきましては、高齢化や混住化が進行し、農地や農業用水などの資源を守る面におきましても、その取り組みや集落機能の低下が進んでおります。このような中、農業者以外の地域の方々を含めた地域ぐるみでの話し合いによる農地や水を守る効果の高い共同活動と環境保全に向けた営農活動を支援し、集落機能を守っていく取り組みであります農地・水・環境保全向上対策が本年度からスタートいたしました。現在、市内で79の組織が採択決定され、それぞれの計画に基づき活動が実施されておりますけれども、中山間地域等直接支払制度とともに、本対策による地域ぐるみの活動を推進支援し、将来にわたって農業農村の基盤を支え、集落の維持、保全活動を支援していかなければならないと考えております。さらに、熊本農業の持つ魅力や個性を再発見し、熊本農業の再生と飛躍を目指す運動、元気人気くまもと農業運動が展開されており、菊池地域振興局にございます菊池地域推進本部が設置され、行政、農業団体等のメンバー構成によるプロジェクトチームを編成し、新規作物の導入、あるいは法面管理省力化、また堆肥利活用促進、地産地消の推進等をはじめとした活動が行われております。今後も地域特性を活かし

ながら農家所得向上に結びつくような活動に取り組んでまいりたいと考えております。

また、畜産堆肥の現状についてでございますが、菊池地域振興局が試算しました菊池市における家畜排泄物発生量は年間約6万8千400tであり、堆肥が年間約2万8千400t生産されております。この生産された堆肥から菊池市内の農地への投入可能量1万3千600tを引いた残り1万4千800tが管外に流通させなければ処理できない状況になっております。平成18年度の管外流通につきましては5,400t余りで、主にJAくまもと、八代、JA八女等へ販売されております。各畜産農家は補助事業などを利用しながら堆肥舎を建設し、堆肥の流通促進に鋭意努力されているところでございますが、市も県や農業団体と連携し、堆肥利活用促進プロジェクトを立ち上げ、売れる堆肥づくり、あるいは作物に合った堆肥づくりなど、堆肥問題に活路を見出すべく鋭意努力をいたしているところでございます。

3番目に、物産館出荷者の高齢化あるいは後継者不足につきましては、本市の各物産館のみならず、全国的な物産館の抱える課題であろうと考えておりますが、今日まで地域の活性化と各物産館の発展、地域高齢者の所得向上に対して大変努力をしてこられました地域の出荷者の皆様、高齢出荷者の皆様には、心から敬意と感謝を申し上げます。しかしながら、現在の各種補助事業において認定農業者等の担い手、あるいは後継者に対しての事業や施策が集中化されている現状がありまして、高齢者に対する事業支援等にはなかなか難しいものがございます。地元産の安全安心、新鮮な農産物の安定した提供による物産館運営維持のためには、計画的な作付けによる安定した周年出荷の調整等が必要であります。それに伴うある程度の農業施設整備の必要も十分できるところでございますが、本市の物産館の中には出荷者に対して独自に減農薬生産資材等の補助を実施している物産館等もありますので、これらを参考にしながら今後どのような方策があるか、各物産館等で組織しております菊池市地域振興協議会の中でも協議し、また県に対しても事業要望等を行ってまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○（坂本昭信君） 再質問をさせていただきます。

答弁では、後継者、認定農家には支援事業があるけれども、高齢者には支援事業がないということでございますが、今、農村を見回してみますと高齢者の数が若者の数より上回っている状況でございます。高齢者労働力は貴重な、長くはないと思

いますけれども、貴重な労働力でございます。したがって、高齢者にもある程度日を当てながらですね、やっていただきたいと思います。私なりに考えたことを申し上げますが、特産品の研究とか、そういうことを考えてみますときに、東陽村でも盛んに行われていますショウガあたりはどうだろうかと思うわけでございまして、今、時価単価当たり5、600円ショウガはしとるわけでございますが、反当たりの収量を見ますと5、6tです。計算してみますと200万円ぐらいは見込まれる。それで、そういうことを菊池市内で市が責任持ってある程度研究しながら、研究しながらですね、この豊かな自然の中に石を一つ投げたように、それが自然と広がっていくような感じで農業政策を採っていただきたい、そのように思うわけでございまして、ヤーコンあたりも盛んでございますけれども、その中にショウガあたりを入れて、土壌消毒あたりは中山間地ならば元が水田でございまして、水を張ってですね、無農薬とかそういうことで済んでいくんじゃないかなと、そういうふうな考えも持っているわけでございます。したがって、先日の熊日にも報道されましたように、豊かな自然と水、たくさんあります。大津の矢護川というところですね、私たちの矢護川の上流でございまして、あそこにはわさびを栽培して販売の目途がついたというような話も聞くわけでございますので、そういうあたりも真剣に考えながら、ただ椅子に座って事務取るばかりではなくですね、やはり外に出掛けて農民と話しながら、百姓の人たちと話しながらやっていただきたい。そのようなことにつきまして、執行部として如何に考えるか、お尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○経済部長（稲葉公博君） 中山間地域等の農家の高齢化あるいは後継者不足に対する対策としまして、今後小さな面積、あるいは高齢者でも作業ができるような作物の研究、普及といたしますか、例えばヤーコン生産加工、あるいは果樹、栗とか柿の作付け、また先日もお答えしましたように葉物野菜と、例えばベビーリーフ、あるいはホワイトアスパラガス、フキなどの特産品の開発ということでも今後普及してまいりたいと考えておりますけれども、先ほども申し上げましたが、本市の物産館の中には出荷者に対して独自に減農薬生産資材等の補助を実施している物産館もございまして。今後の物産館の経営維持、発展という観点からも、各物産館に対して企業努力の中で会社としても何らかの対応ができないか。また各物産館で構成しております菊池市地域振興協議会の中で協議し、働き、市も一緒になって働きかけてまいりたいというふうに考えております。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○(坂本昭信君) 農業をしていらっしゃる方はですね、物産館にだけ出荷されるわけではございません。指定管理者で物産館の会社あると思いますけれども、やはりですね、それはそれ、これはこれで菊池市全部の農業が発展するように、物産館にだけ、それにそうをしますと、やはり物産館にしか出されないようになってきますので、そういうことではいけないと思います。菊池市全体を眺めながらしていかないと、菊池市は市なりに考えていただきたい。

それと、今、物産館のことで言いましたけど、私たちのほたるの里はですね、もうビニールハウスとか簡易ハウスが、雨よけハウスがないわけですね。それで、やっぱり露地栽培ですの出荷が重なるわけですよ。春になるとどっと出てくるし、暑くなれば減ってくるし、寒くなるとまた減ってくるような状況でございましてですね、そういうあたりも、やはりそのもう高齢者ですからあまり大きなハウスは要らないと思います。5、60mのハウスでいいと思いますけれども、そういうことでやっぱり3分の1の補助をしながら、できるならしてもらいまして、そのように生きがいをつくっていただきたい。生きがいをつくることは、やっぱり健康保険、健康のためにも生きがいになる。さっき言いましたように、80歳の人が頑張ってその売り上げベスト5にいるようなこともございますので、ただ健康づくり、生きがいづくりと申しますけれども、やっぱり百姓はですね、仕事をすることによって元気を保つわけですよ。ボケと言っただけはいかんですばってんが、失礼します、今のは訂正いたします、そんな認知症にかかるような方でもですね、やはり最終的には土をいじって、土で、エネルギーを土からもらうというような感じでみんなしているわけでございまして、やはりそういうことでございますので、やはりみんな菊池市を眺めながら、物産館に限らず、みんなやっぱり百姓は如何にあるか、百姓の姿勢はどんなものかということ、今その姿勢が国民にも薄れていますし、食育、そういうあたりも今ごろになってそぎゃんしていくような感じでございますので、百姓の気持ちはそんな気持ちではございません。やはり国民の食料を如何に安全に、安心に届けるか、消費者に届けるかという思いはみんな一緒でございます。お金がある人は買えばいいという考えもあるかもしれませんが、買うものがなくなればお金がいくらあっても足りないわけでございます。そのようなことですね、やはりそのハウス建設にいたしましても、市からのどれがしかの補助を行いながら安定した農業ができるように、健康が保てるような施策を執っていただきたい、そのように思うわけでございます。

それとですね、やはりその予算、予算と言われますね。予算もそのとおりでしょうけれども、やはりですね、予算もやはり経済発展のためには予算はある程度、一律3割カットとか、2割カットじゃなくしてですね、やはり生きたところには生き

たお金を使いますから、そのような形で余り減ずるのではなく、要るところには要って、節約するところは節約していくような予算の立て方をさせていただきたい、このように思うわけでございます。

それから、最後でございますので、もう最後でございます。私は市民の交流について最後に質問いたします。現在、市の行事につきましては、大半が中心部で行われているように思うわけでございます。合併して3年目になるわけでございますけれども、なかなかその互いの旧町村の垣根は取れていかないような気がいたします。それで提案でございますけれども、その行事を旧市町村にぐるぐる住民が交流できるように、場所もいろいろ施設も必要でございますけれども、できる限りやはり各旧4市町村に回って住民の人たちの交流を図っていただきたい。学校教育にいたしましても水泳大会とか、子どもたちにしましてもそういうことも言えると思いますけれども、やはりそのようなことで住民の交流、そしてその垣根を取り除いていくというようなことも必要であると思います。先日、熊日にも載っておりました。四季の里が鞍岳登山、みんなで登ろう鞍岳登山ということで載っておりましたけれども、そういうことでですね、やはりその地域の特性を活かし、そういうことにみんな寄せて地域を理解し、地域と助け合って、そのよいところ、悪いところを話し合いながら地域の垣根を取っていく、そういうことが一番近道じゃないかな、市民の考え、そんなことも言えると思いますので、いかがお考えか、お尋ねいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） おはようございます。

それでは、各地域の交流の理解と行事の格差についてということでございますが、ご質問が各種会議、スポーツ大会、祭り、イベントの開催など、多くの課に関連いたしておりますので、一括して答弁させていただきたいと思っております。

まず最初に、庁内の会議でございます。市役所内部の会議でございますけれども、それにつきましては、旭志、七城、泗水の各総合支所にも会議室のスペースがかなり空いております。輪番などで開催できるものにつきましては、現在も極力そのような形で開催をしておるところでございます。また一方、全体区長会等につきましては、会場の収容人員、どうしても同じところで開催せざるを得ないというような場合もございますので、そのような場合はやはり同じところを使うというのもやむを得ないということではないかと思っております。またスポーツ関係につきましては、これまで旧市町村の特色ある大会、行事につきましては、合併後も引き続き行ってまいっておりますが、合併3年目になりまして、統一できる大会行事につきましては、今後統一等に向けて見直しをしていきたいと考えております。その観点から、平成

20年度、来年になりますけれども、菊池市の全地域を対象といたしました菊池市民の体育祭を開催することといたしております。また、昨年度は旧市町村ごとがありました体育協会が統合されまして、新たに菊池市の体育協会が設立されております。各種目協会の大会、行事につきましても、今後体育協会や体育指導員協議会等と協議しながら、議員仰せのとおり輪番でできる部分につきましてもそのような形で開催をしていただくならばということをお願いしてまいりたいというふうに思います。また、祭り・イベントにつきましても、これまで統合可能なものは統合してまいりましたけれども、それでも多くのものが現存する状況でございます。このような状況の中で、地域に跨る輪番的な祭り、イベントを申請する場合は、今までありました祭り等も整理統合というのも一方では必要になるかというふうに考えております。また、祭りや地域の盛り上がりの下に地域住民自体が、それぞれ地域住民の方々が創り上げるものでございますので、祭りを新設しようとする場合は、その歴史的背景とか自然環境等、地域と密接につながりがなければ、その祭り等も定着しないというふうに理解しております。地域間交流の観点におきましては、平成18年度では七城のコスモス祭りと菊池観光協会が主催の竜門ダムウォークがタイアップしましてツーデーウォークとして実施したところでございますし、各地域の交流を図っております。そのようなことで、今後もそれぞれの祭りにおきますステージイベント等におきましても、各地域団体の出演等を周辺地域との連携を強化しながら地域住民の交流が幅広く図られるよう広報PRしていきたいというふうに考えております。議員仰せのとおり、合併後の市民一体感の創出という点では、これまで述べてまいりましたことをさらに庁内等で協議しながら調整し、市民お一人お一人がなご一層一体感を実感できる各種イベント等の開催に今後とも努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○（坂本昭信君） これが最後です。私が考えますにですね、やはりその各総合支所がありますね。その中で、やはりその七城の日とか、泗水の日とか、旭志の日とか、そういう日を決めて、そんなこともやってみたらいかかかなと思うわけでございます。総合支所がありますので、さっき言いましたように鞍岳登山をするとか、そういう地域の理解、住民の理解も必要でございますけれども、どんな地域かなということもなかなかわかりにくい部分もあるんじゃないかと思ひますので、そういうことでやっていったらどうかなという私案は持っておりますけれども、その点につきまして最後でございますので総務部長にお伺ひいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 議員仰せのとおり、それぞれの総合支所の利活用という面も含めまして、当然内部的には協議をいたしております。行事、大会等につきましても、地域に根付いたものがあると思っておりますけれども、それを基にやはり地域間交流というのを強力に進めていくことが今後の垣根を取り除くという一つの方法ではないかと思っておりますので、意見として十分承りたいと思っております。

[登壇]

○（坂本昭信君） 短い時間でしたけれども、終わります。

○議長（北田 彰君） 次に、二ノ文伸元君。

[登壇]

○（二ノ文伸元君） おはようございます。最後に近づきますと、言いたいことも大分言われてしまいまして、私なりに坂本議員同様質問をさせていただきます。

合併して早2年が過ぎ、いよいよ石の上にも3年と言われるように、3年目という一つの節目を迎えたわけであります。そのことを踏まえて質問をいたします。今回は、観光発展と健康増進について質問いたします。

まず最初に、観光発展の対策についてお伺いいたします。本市にとって観光業は農林業と同様になくてはならない大事な基幹産業であると考えております。旧菊池市の最後の市長選の公約の一つに、観光客倍増作戦と銘打って当選なされた現菊池市長、福村市長も私と同じ考えと信じております。そこで質問ですが、本市の観光資源はどのようなものがあるのか。また、どのような対策を取っておられるのかお伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○経済部長（稲葉公博君） お答えをいたしたいと思っております。

本市は、豊かな水と緑、光あふれる田園文化のまちを基本理念といたしておりますけれども、観光においても自然を対象とした癒しと安らぎが求められており、菊池溪谷や温泉施設、歴史施設など、本市特有の観光資源を活かした観光客を回遊させる観光ルートの形成やおしどり夫婦の里きくちといった人にやさしい観光地というイメージアップを図るため、関係機関との連携を図りながら受入体制の整備、観光PR事業、各種イベント事業などを実施しながら観光客の集客に努めてまいってきたところでございます。このような中、本年4月1日から9月30日までの6ヵ月間、1日3往復、福岡市と菊池・山鹿間を結ぶ高速バスの試験運行が始まっており、週末の金・土・日と祝日及び夏休み期間は毎日運行される予定となっております。

す。5月6日までの運行実績を見てみますと、博多発が555人、菊池・山鹿発が614人、全体で1,169人の方が利用されており、1日の平均利用者数が博多発が8.4人、菊池・山鹿発が9.4人、全体で8.9人と現在のところ当初予定しておりました乗客数を下回る結果となっておりますけれども、このような結果を受けまして、夏休みに向けた菊池バスよか湯キャンペーンでの魅力的な観光プランの作成と、それに伴う受入体制の整備や本市及び福岡市におけるバス運行PR事業など、関係機関や各観光施設と連携を図りながら、さらに進めてまいりたいと考えております。また、平成23年の新幹線全線開通に向けた広域的な観光客誘致の取り組みといたしまして、現在、菊池・山鹿・玉名・植木の各観光協会、旅館組合が一体となった菊池川温泉郷づくり協議会を設置いたしており、観光商品の磨き上げや観光マップの作成、観光ボランティアガイドの研修等の事業を実施いたしまして、福岡や関西方面からの旅行客をターゲットとした集客にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○（二ノ文伸元君） ありがとうございます。いろいろな資源があるわけですが、菊池水源やら1万本の桜、それから民間でいいますとフラワーヒルとかですね、そのようないろいろな資源をこの博多間の高速バスですか、それをしっかりと利用されて集客に努めていただきたいというふうに思います。しっかり頑張ってください。

私が思うところ、やはり一番この菊池市で観光資源の中で大事なものといえますと、やはり菊池温泉にあると思います。今お話をなされた高速バスにおいても、やはりこの温泉をしっかりと利用すればお客の増員につながるも思っております。現在観光客の宿泊数は年々右肩下がりの傾向にあると思いますが、ただ外国人についてはここ数年で倍増どころか、数倍に増えたように感じられます。また、その波及効果もゴルフをされたり、居酒屋に行かれたり、スナックでカラオケを歌われたりと、徐々にではありますが私なりに感じております。この外国人誘致につきましては、知恵を活かし努力されておられる国際交流課や観光課の職員さん方の努力の賜だと思っております。さらなる努力を期待するものです。

今、観光資源について温泉が一番であるということを行いました、いわばこの美肌の湯で知られる温泉は菊池の宝だと私は思っております。そこで質問ですが、この温泉に入ったお客さんから入湯税が徴収されていると聞いておりますが、この入湯税について質問いたします。

まず1点目、入湯税の定義についてご説明をお願いします。

2番目に、滞納状況、滞納があると聞いておりますが、その状況について、そしてまたその対応についてご説明をしていただきたいと思います。

三つ目に、旧七城町時代には温泉ドームは入湯税を取っていたと聞いておりますが、取らなくなった経緯について、また取っていたときどのくらいの金額だったのか。また入湯者数の推移についてもお伝え下さい。

四つ目に、この入湯税は目的税と聞いておりますが、どのように使われているのか、使途についてお伺いいたします。またこの入湯税の中から観光発展のために日夜努力をされている観光協会への補助金に充てられているのかも、併せてお伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） まず、1点目の入湯税の定義についてでございますけれども、納税義務者は鉱泉浴場におけます入湯客ということになります。課税客体でございますけれども、鉱泉浴場における入湯行為でございます。したがって、旅館・家族湯の何れを問わず、また宿泊客であるか否かを問わず、温泉鉱泉の入浴客の入湯行為は、すべて課税客体となります。ただ菊池市の税賦課徴収条例第142条に課税免除の規定がございます。次の者に対しては入湯税を課さないという課税免除の規定があるわけでございます。その規定でございますが、免除の規定該当者でございますが、一つに年齢が12歳未満の者、二つ目に共同浴場または一般公衆浴場、いわゆるまちの銭湯に類するものでございますが、それについては課税免除ということになります。また3点目が学校の教育の一環として実施する学校行事等に参加し、入湯する者。これは、修学旅行等が一番該当するのではないかとこのように思います。4点目が、老人福祉センターに入湯する者ということでございます。5点目が、市が設置する施設に入湯する者で、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者。次に6点目が自炊用の簡素の施設を利用するもので、当該施設に入湯する者。キャンプ等でございます。それと、最後に市長が特に必要と認めた者。以上、7項目についての課税免除が規定されております。

次に、税率でございますけれども、宿泊客は1人、1日について150円、入湯客が宿泊をしない場合が60円、日帰りの場合が60円ということになっております。お尋ねの有限会社七城振興公社、七城温泉ドームの入湯税についてでございますが、合併前の平成17年3月22日、ちょうど合併の日になります。合併の日には特殊浴場から一般公衆浴場に変更してあります。その理由といたしましては、お隣の山鹿市の第3セクター、温泉ドームの近くにある第3セクターになりますけれども、入湯税は課税免除となっておるわけでございます。温泉の使用料は山鹿市内

外を問わず大人300円、小学生以下200円で、集客力において、その温泉ドームが対抗策はないかといろいろ検討されたところではないかと思えます。そのような中で、合併協議におきまして新市で入湯税を課した場合には経営を圧迫する第3セクターも考えられますので、新菊池市では第3セクターへの入湯税は統一するとの合意の下に、現在の特殊浴場から一般公衆浴場に許可変更をされて入湯税の課税が免除になっているということでございます。そのため、一般公衆浴場に変更する前の平成16年度と変更後の平成17年度の入湯税の差額でございますが、約1,300万円となります。ただ平成16年度は2月、3月に改修工事のため40日間休館しておりますので、休館がなかった平成15年と比較しますと約1,800万円の差額になります。

次に、入場者数でございますが、平成15年度が32万8,000人、平成16年度は改修工事で休館があった関係で約8万人の減がございまして、約24万9,000人。また合併後の平成17年度の入場者でございますが、リニューアルオープンをしたために大盛況ということで43万人が入場しておられます。平成18年度が35万3,000人ということの入場者でございます。

次に、滞納状況と対応についてでございますが、入湯税の納付は温泉施設の経営者の方が特別徴収義務者となって、毎月入湯客に対する税額を翌月の15日まで申告することとし、そして入湯税を納付することとなっております。現在入湯税の課税客体は本市には36施設ありまして、平成18年度の申告納付額は2,198万円となっております。平成18年度末までの入湯税の滞納額は698万円となっております。その対応につきましては、滞納者と幾度も接触を図りながら、分割納付誓約書を取り交わし、毎月の分納の約束をしているところであります。その分の納付が不履行になった場合には、他の特別徴収者との均衡を保つためにも、地方税法及び国税徴収法に基づきまして滞納処分することを考えております。また、入湯税の用途についてでございますけれども、ご存じのように入湯税は目的税でございます。入湯税の用途につきましては、観光施設の整備を含む観光振興、観光客から出るごみや汚水処理に対処するための清掃、下水道施設の整備による環境衛生施設の整備、鉱泉源の保護管理施設の整備、市民や観光客の方々の安全を守るための消防施設、その他の消防活動に必要な設備の整備に充当することとなっております。ちなみに平成19年度の予算では、環境衛生施設の整備としての塵芥処理費並びに下水道処理費に9億8,612万2,000円、消防施設整備費に3,644万2,000円、観光施設の整備及び観光振興費といたしまして6,884万5,000円、合計で約10億9,000万円の事業が計画されてございまして、入湯税2,310万1,000円がこの事業の一部として充当されることとなります。議員ご指摘の観光協会の補

助金につきましては、使用目的及び補助金の性格上、充当はいたしておりません。
以上でございます。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○（二ノ文伸元君） ありがとうございます。

1番の入湯税の定義についてですけども、3番目ですかね、学校の教育活動の一貫として実施する学校行事等に参加し入湯する者とありましたが、これはちょっと聞いた話で、私も聞いた話でちょっとわからないんですけども、中学校の修学旅行からは徴収して高校生ぐらいになると徴収されていないということを聞いておりますけれども、もしそれが本当でしたら、例えばその200人の高校生が修学旅行で来られるときに、200人が来られたときにこれ3万円ということですが、修学旅行も恐らく旅行公社とか通して来られるときに、その3万円の差で隣の山鹿市に行ったりとか、そういうことがあってはならないと思いますので、その義務教育だからかなとも、聞いたときに、聞いた話ですけども、もし間違っていたら訂正しますけども、もしそういうことだったら改善の余地はないものか、お伺いをいたします。

それから、2番目の滞納状況についてですけども、これは差し押さえも辞さないということになるかと思っておりますけれども、今、いろいろテレビ等でも報道されているように、東京などは国税局並みに行って、取り立てじゃありませんけれども、強く、悪質なところからは取っているようにも聞いておりますので、その辺のところもよろしくお伺いをいたします。

3番の入湯税ということでドームの件ですけども、ひとつ鹿本の水辺プラザですかね、あそこへの対抗処置というような感じに受け取れたわけですけども、結局あそこが、あそこも300円だろうと思えます。値段を下げるというふうな対抗処置であるにもかかわらず、税を取らなくてやはり同じ300円という形で、なんかその辺の整合性が少し取れないと思うんですね。やはり隣と対抗処置をするならば、入湯料を安くする。例えば20円なりですね、280円にするとか、そういうふうにも私は今ちょっと受け取ったわけです。結局その税金を、入湯税を取らないということであれば240円になるわけでしょう。それが変わらなくて300円ということは、その隣に対する対抗処置としては、何か少しちょっと解せない部分が今ちょっとあったものですから。取れるところから取れではなく、取るべきところからはやはり取ることが大事だと思います。これだけ自主財源が少ない自治体ということですので、やはり自主財源の確保からも、その観点からも一考の余地があるのではないかというふうにも思います。いかがでしょうか。

それから、4番目の入湯税の用途については、要するに何にでも使えるというふうに今思ったところです。莫大な予算を今ご説明されましたけれども、その中からの2,000万円ちょっとというのは、やはり微々たるものなのかなというふうにも今思いましたけれども、やはりその入湯税を徴収されている旅館業、旅館業の方がほとんどだろうと思いますけれども、やはりその旅館業の方もいろいろ苦勞をしてですね、この入湯税を取られて行政側に申告をされて、納付をされているわけです。例えば、その旅館に泊まられて、明るる日、明細を見たときに、入湯税がいくらあると。お客さんは、私は風呂に入っとらんけん、この入湯税は払いませんというふうな、そういうことも聞くわけです。そういう中で苦勞して入湯税を申告なされて払っておられるわけですから、やはり特に観光業者、旅館業者の方にですね、はっきりと目に見えるような形で出せないものか。例えば今、まちづくり総合支援事業の中で温泉街に外灯を付けるという話がありますけれども、なかなか維持管理の方でですね、前に進んでおりません。そのような維持管理費の中にこの入湯税を目に見える形で充てていられないものか。観光協会の補助金には馴染まないといいますが、その辺の条例は変えてですね、条例があるかないかはちょっとわかりませんが、上乗せをすとか、昔は1,000万円あったものがもう600万円を切っております。そういう中で、しっかりやっておられます。そういった目の見えるものに充てることはできないものか。そういうところをお尋ねをしたいと思います。そして、今補助金について言いましたけども、これは観光協会ばかりではなく、すべての補助金一律1割カット、このことはあまりにも策がなさ過ぎると私は思います。さっきも言いましたように、石の上にも3年、いよいよ3年目を迎えて、ある程度補助金団体にもいろいろ効果が表れたりしていると思います。やはりこの3年目を終えた時点で一度精査し、そして実態を把握し、評価をしてそれぞれの団体に対してメリハリのある補助金を交付されたらいいかと思うわけですが、その辺もお伺いをします。

それから、先ほど坂本議員もおっしゃいましたけども、例えばその観光課ですかね、観光課ばかりではありません。やはり、そういう関係機関にですね、観光課なら観光課の関係機関に私が足を運びますと、何か担当の人が変わられたてですねと。私は顔も知らないで、しゃべったこともない。そして観光課に行けば、パソコンばかり扱っていらして、声を掛けても振り向いてもくれませんというようなクレームが私に、1件じゃなくて2件あったんですよ。1件ならですね、私も説明して濁しようがありますけれども、やはり坂本議員さん、さっきおっしゃられたように、外回りをやはりされて、いろいろな情報を得て、そして民間とタイアップをしながら観光なり、農業なりの発展に努めていかなければならないと思うんですよ。その

辺のところをしっかりと考えていただきたいと思います。その辺のところもお伺いをいたしたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 最初の入湯税の課税免除の学校行事関係でございますが、高校生以下の修学旅行については本市も課税免除ということになっておりますので、また12歳以下は修学旅行でなくても課税免除ということで、その区切りをしているところでございます。

2点目の滞納整理でございますが、悪質滞納者の件が出てまいりました。本年4月に組織の見直しをしまして、従来の徴収係とは別に収納対策係を設置した、高額滞納者に対する対応という形で2名の高額ということを含めて専従的な形の係の2人を配置をいたしております。今、徐々に成果が出ております。そういう形で、従来一般的な滞納者の方と高額というのは色分けはできないんですけれども、やはり悪質という部分につきましては、やはり対応しなければならないという形で、専門的な分野がかなり出てきます。法的な部分も絡んできます関係で、やっぱり専従的にやはり対応しなければできないということで、4月1日の機構改革の中で新たに係を設置して、一般的な徴収係とは別に設置したところでございます。そういう形で、収納の対策については十分強化していきたいというふうに思います。

また温泉ドームの件でございますけれども、山鹿市に隣接する3セクの温泉施設等の料金ですけれども、その当時聞くところによりますと、やはりどちらが高くて影響が出るというような話が3セク同志であって、料金的には300円ということで設定がなされたというふうに聞き及んでおります。その中で、300円のうち60円が入湯税であれば240円というようなお話でございますが、入湯税は課税免除ということで料金設定の中には入っておりませんで、入湯料を、料金をいくりにするかという中で300円という設定がなされたということでございます。ご理解をいただきたいと思いますが、また取るべきところから取るべきじゃないかと、やっぱり温泉ドームからも取るべきじゃないかということの意味合いかなと理解しておりますが、先ほど申しましたように、特殊企業であれば課税対象であります。一般公衆浴場になった場合は法的条例上で課税免除という形になっております。一般公衆浴場にも課税をしたらどうかというようなことですが、いろんなところに、温泉ドーム以外にも一般公衆浴場は銭湯がありますので、その辺からするとそういう区切りといたしますか、分類をしているというところでございますので、法的に今のところ一般公衆浴場であれば規定で定めるとおり課税ができないということでございますので、その辺につきましてはやっぱり3セクの方の内部でご議論いただい

て課税の方に結びつけていただくならばというふうに期待はいたしておりますが、こちらからはどうこう言う立場にないということでございます。

また、施設整備につきまして、目に見えるということでございますが、なかなか税金の使い道は目に見えた方がいいんですが、目に見えない部分もかなりあるということですが、温泉街につきましては歩道あたりが整備されてて、十分目に見える施設整備がなされているというふうに理解いたしておりますし、また当然観光は本市の主要産業でございますので、その施設整備につきましては今後も取り組んでいかなければならないというふうに理解しております。

最後に、商工観光課の話が出ましたが、こちらの方も総務の方も人事管理を担当いたしておりますので当然こちらの方での考え方を述べさせていただきたいと思いますが、当然人事異動で4市町村が合併しまして、4市町村の職員の交流が必要という形になります。そういった中で、いろんな部署でやはり初めてといいますか、交流の場が本庁にいろんな3町村の方の職員が当然配置されております。その中で、初めてという方もおられましょうし、以前からおられた方もおられます。ただできますならば同じ方々一番いいのではないかと思います。やはり人事管理上はやはり人事異動というのが必要になりますし、その時々によっぴり新しい職員が配置されるというのもやむを得ない部分があると思いますが、現場を知るということはもう当然、商工観光課だけではなくて、いろんな部署において現場を知るということは、これはもう大変大切なことでありますし、市長からも現場を知れということは常々おっしゃられております。そういうことで、今後ともそのような形で現場を知るのを当然仕事のひとつとして捉えながら頑張っていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○（二ノ文伸元君） ありがとうございます。市長の方からもそういう指示が出ているということでもありますけれども、やはり笛吹けど踊らずではいけないと思いますので、これはもう市役所の私はトップは、やはり総務部長にあると思います。しっかりそこら辺をお願いしておきます。

続きまして、健康増進について質問をいたします。本市においては、健康増進についてはどのような対策を取っておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） おはようございます。

成人保健事業の実施状況でございますけれども、成人を対象に行う保健事業につきましては、老人保健法に基づきますところの老人保健事業と健康推進法による健康づくり事業に大別ができます。老人保健事業につきましては、40歳以上の基本健康診査と健康手帳の交付、また40歳から64歳までの家庭訪問指導、家庭教育、健康相談事業でございます。65歳以上の健診以外の保健事業につきましては、地域包括支援課と連携を図りながら事業の実施をいたしております。健康づくり事業につきましては、40歳未満の基本健康診査や訪問指導、相談など、すべての各種がん健診を含む健康づくり事業でございます。平成18年度の健康診査事業につきましては、30歳から60歳までの5歳刻みの年齢を対象とするミニドッグ形式の総合健診と同日・同会場で複数の健診項目を受診できる複合健診を設定し、また早朝、休日を受診できるような体制で受けやすい健診に努めてまいりました。基本健康診査は約440名をはじめ、胃がん検診約2,000名、子宮がん検診約1,800名、乳がん検診約1,900名、大腸がん便潜血検査約2,700名、腹部超音波健診約3,100名の受診がございました。ほかに歯科健診や骨粗鬆症健診、大腸内視鏡検査等も実施していますが、いずれの健診につきましても、40歳前後の受診者が少ないのが課題となっております。その他の事業としまして、健康相談60回約800名の参加、健康教育104回約2,000名の参加、家庭訪問指導約200名を実施しました。基本健康診査、いわゆる生活習慣病健診の結果をしてみると、総合的には異常なしが11.6%、要指導が32.4%、要医療56%となっております。内容的には糖尿病の検査で注意が必要な人が約23%、治療が必要な人約11%を占めておりまして、メタボリックシンドローム対策の重要性が高まっております。保健指導を強化するためには、糖尿病を主体に腹囲径、糖代謝機能異常について国保ヘルスアップ事業に取り組みまして、生活習慣改善と運動の習慣化による健康づくりを支援してまいりました。また、国民健康保険におきましては、人間ドックをはじめ健康づくり事業として、水中・湯中運動教室を平成14年度から実施をいたしております。平成18年度につきましては参加しやすくするために、内容を5コース、会場も七城・旭志・菊池地域に設定し、約230名が週1回の運動を継続され、健康づくりに努めていただいております。市民の健康増進を図るためには、健診内容の充実と体制の整備が重要ですが、平成20年度の医療制度改正が大きく関係しますので、今後は組織の整備をはじめ関係課との検討も急務になってきております。健康づくりを効果的に推進し、要介護状態を防ぎ、健やかな生活を送るためには、若いうちからの生活習慣病予防が重要ですので、菊池市健康づくり推進協議会を基盤としまして、関係機関や団体、各総合支所及び関係部署との連携を図りながら今後も市民の健康づくりの事業を実施していきたいと思っております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○（二ノ文伸元君） 親切な答弁、ありがとうございました。今、答弁にありましたように、様々な対策を取っておられると感じました。相当な医療費の割合が高いのかなというふうにも今感じたところでございます。大事なことは、健康なうちに体を動かし鍛えることが一番の予防でもあり、将来の医療費の抑制にもつながるものと思われま。す。ぴんぴんころりという言葉がありますが、これはまさに介護や医療のお世話にならずにあの世へ行くということを集約した言葉だろうと思っております。

転ばぬ先の杖とでもいいですか、そのような観点から、最近国が押し進めております総合型スポーツクラブについて質問をいたします。

まず1点目に、これはどのような内容のスポーツクラブなのか。

2点目に、この1年以内に立ち上げれば補助金、補助金ばかりで申し訳ないんですが、補助金が出ると聞いておりますが、どのような状況になっておりますか、お尋ねをいたします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 総合型地域スポーツクラブについてのお尋ねですけれども、まずその内容ということですが、これは学校部活後と違いまして、地域のそれぞれの学校が広い範囲の中で児童生徒がそれぞれ競技力を向上することを目的とするものと、いわゆる生涯スポーツの基礎として学ぶそのスポーツ活動、あるいは今度は生涯スポーツということですので、成人の健康増進のためにするという、様々な目的を持って地域がこの活動をするクラブのことでございます。補助金のことにつきましては、国がこの総合型地域スポーツクラブ育成のための支援事業を出しております。金額的なものはちょっと今持っておりませんので、それは控えたいと思っておりますけれども、そういうことで旧泗水町がこれを受けて準備を進めておったところでございます。

以上、お答えしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 二ノ文伸元君。

[登壇]

○（二ノ文伸元君） 私も体育指導員や体育協会の理事ということで、その立場でこの総合型スポーツクラブを今立ち上げを皆さん方と一緒にやっておりますけれども、なかなか今の現状で進んでいないというのが、何か今実感をしているところです。内容についてはですね、私は大体知ってはおりますけれども、ここにおられる議

員さん方が知られない方もいらっしゃるかと思っただけですけれども。ただ補助金についてですけども、泗水町が受けられているという今お話ですけども、ということはもう受けられないというふうに受け取ってもよろしいのでしょうか。もし受け取れないということであれば、合併したわけですから、新菊池市としてですね、やはり申請をもう一度していただくと。金額については会議の中では150万円というような金額を私は知らされたわけですけども、流れの中でいろいろとこう変わってきて、補助金に頼るわけではありませんけども、やはりこれはボランティア活動としてやっていかなければいけないということなんです、やはり立ち上げにはですね、これは立ち上げは大変なことです。何度も今、会議を持ちましてやっているところですが、指導員1人にしてもなかなか集まらない、そういうようなことを聞いております。種目をどの種目に限定をするのか。果たして体育協会、会長さん、副会長さんここにおいでですので、それも念頭において今日の質問なんです、これはやはり体育協会の全面的なバックアップがなければ私はなし得ないことと思っております。それとやはり、行政からの手助けもある程度なければできないと思います。ボランティアといっても、やはり電話代とかですね、昼食代とか、ジュース代とか、そういうのはかかるわけですから、もし県なり国なりからその補助金を受けられないのであれば、やはり何らかの補助を、立ち上げ時だけでもいいですから、その辺のところを考えていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく答弁の方をお願いします。

○議長（北田 彰君） 教育長、田中忠彦君。

[登壇]

○教育長（田中忠彦君） 総合型の地域スポーツクラブの設立については、先ほど議員おっしゃいましたように体育指導員の皆様、それから体育協会の皆さんを中心に設立に向けての推進グループの会ができておりまして、準備されているということで本当にお世話になっております。総合型地域スポーツクラブの育成支援事業補助金につきましては、先ほど申しましたように旧泗水町が受けて準備を進めていましたので、合併後の菊池市にはこの補助金は受けられないと県の回答がありました。どうしてかと私たちも疑問を持ちまして再度聞きましたけども、この地域というのが広く定義されているようでございまして、そのようないわゆる合併後も補助金はできないということでした。今ありましたように、疑問もありますので、もう一度申請は要望してまいりたいと思っておりますけれども、例え受けられなかったとしましても、この市民の健康増進については教育委員会としましても重要な課題と思っておりますので、この補助金がなくても今後総合型地域スポーツクラブの設立に向けて努力してまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

[登壇]

○(二ノ文伸元君) 終わります。

○議長(北田 彰君) 次に、木下雄二君。

[登壇]

○(木下雄二君) 休憩があるかなと思っておりましてけど、続けてということでございますので、それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、市の活性化についてですが、近年他の自治体が各大学と連携協力する協定によって様々な成果を上げている状況は、皆様もご存じのとおりであります。この件につきましては、昨年の12月の定例会で質問をさせていただき、菊池市においても必要性を十分認識してもらい対応していくとの答弁をいただいております。私の考えとしては、協定の時期としては、やはり大学側としても、菊池市としても、新年度スタートでの対応が望ましいと思っておりまして、現在のところ執行部としての動きはないようであります。私が昨年12月に質問をさせていただいた後も、熊本市と熊本学園大が一人親家庭の小・中学生を対象に大学生を派遣する児童訪問援助事業実施に向けた連携協定が結ばれました。これは、社会福祉学部を持つ熊本学園大に熊本市が協力を依頼して実現した協定で、一人親になった直後の子どもの支援を基本に様々な悩みを引き出し、サポートするものであり、児童福祉のモデルになっていくものと思われまます。このように、各自治体は地域の活性化、人材育成、福祉の向上等のために大学との連携協力をする協定を積極的に結んでいます。菊池市においても、他の自治体に遅れることなく早急に取り組むことが必要不可欠であります。多くの市民の方々からも、なぜ市は協定を結ばないかとお尋ねもあり、早く取り組むようにとの声をたくさん聞いております。執行部として対応はされておられると思いますが、現在の取り組みの状況を具体的にお示し下さい。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長(北田 彰君) 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長(緒方希八郎君) 大学との協定締結につきましては、昨年12月の定例会で答弁いたしましたとおり、産学官の力を合わせることで地域づくりの充実、発展に貢献すると思われ、地域社会の活性化に大いに役立つものとの認識でこれまで取り組んでまいりました。協定締結のためには、それぞれの大学が持つおられる専門分野あるいは取り組まれている事業等の状況を知ることが第一であると思われまますし、また本市がどの分野でどのように専門的知識を活用していくのかというのが求められているものと感じまます。そのような中で、具体的にご報告できるものとい

しましては、経済部所管でございますけれども、農業分野におきましてヤーコンの特産品化に向けた大学との連携について現在進めております。この中で、ヤーコンの生産から加工開発と販売までの一貫した特産品づくりに向けて、また生産面の栽培指導につきましては、九州大学農学部との連携、健康食品としての新商品開発と実用販売につきましては崇城大学生物生命学部との連携により、新たな産地づくりと農業振興及び特産品づくりを目指し、具体的に現在調整を進めているところでございます。そのほか、これまで本市との県内大学との関わりで申し上げますと、各種審議会委員の委員に就任していただいたり、失礼しました、先ほど九州大学ということで申し上げたということで、九州東海大学の農学部でございます。訂正させていただきます。申し訳ございません。各種審議会委員等の委員に就任していただいたり、講演会の講師など多くの場をお願いしているところでございます。その中で、特に熊本県立大学につきましては、菊池市の情報公開審査会委員、また菊池市の個人情報保護審査会委員、また指定管理候補者選定委員会委員等々の就任をいただいで、最も本市とかかわりが多く、そのノウハウなどを提供をいただいております。そのため、熊本県立大との協定締結に向けて事務を進めているわけでございます。主に係長クラスになりますけれども、庁内に県立大学との協定締結のための庁内検討チームを立ち上げまして、現在本市が何が必要であるかということを専門的な分野、また事業等の絞り込みをした中で協定を結ぶならばということで考えておりまして、今月中にはその絞り込みができることを目標に今作業をしております。それが終わりましたら県立大とのいろんな打ち合わせが必要になると思っておりますが、それを経た上で協議に入って、その後は協定を結びたいというふうな形の道筋を今考えているところでございます。以上が現在の本市の取り組み状況でございます。お答えします。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○（木下雄二君） 答弁、ありがとうございます。答弁によりますと、これまで関係がございました県立大との協定が今月中には大体目処が立つということで、安心をいたしましたところでございます。また、九州東海大、また崇城大につきましては、菊池市の特産品でありますヤーコンをテーマに具体的に取り組むということであり、本市の基幹産業である農業に係る協定には、特に期待するものであります。ヤーコンにつきましては、私も会員になっております異業種交流会あとげき会15名によって、平成16年2月には菊池市出身、現在九州東海大学農学部村田達郎教授の指導の下、ヤーコン焼酎の商品開発を行い、これまでに約9,000本を製造し、各物産館、空港、売店、鶴屋デパート等で販売を行っております。おかげさまで評

判もよく、平成16年11月には全国商工会連合会主催の全国村おこし店で金賞ふるさと賞を受賞することができました。また、昨年よりヤーコン黒酢の開発にも取り組み、製品化に成功いたしました。ヤーコンは南米アンデス地方の高原地帯が原産で、菊科のイモ類で、フラクトオリゴ糖を大変多く含んでいますので、糖尿病などにいい健康食品であります。中山間地での栽培が適していますので、菊池市の山間部の所得の増加につながることを目的に生産が始まりました。ヤーコン部会がサラダやきんぴらにしたり、ドレッシングなどに加工したりしていますが、なかなか消費拡大に結びついていませんでしたので、付加価値を付けるためにあとぜき会で、先ほど申しましたようにヤーコン焼酎等の商品化に取り組んだのであります。あとぜき会の場合は、先ほど紹介しました東海大の村田教授が地元でもあり、快く協力をしていただきましたので、これまでスムーズに来れたのであり、このようなケースはまれであります。やはり各大学と自治体が協定を結ぶことによって、最先端の研究情報を地域に還元していただき、各分野の活性化に結びつけていかなければなりません。今後は市としても県立大、東海大と、また崇城大と協定を結んでいくとのことでありますけれども、大いに期待をしています。

ここで、市長としても各大学との協定の必要性については十分認識されていると思いますが、市長の考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 県内の自治体も12月で答弁をしましたように、まちづくりあるいはまた教育、文化の振興、産業の振興など、様々な分野におきます各大学との一つの協定が締結をされてきたところであります。市といたしましても、ただいま総務部長の方がお答えいたしましたように、それぞれの取り組みを開始しているところであります。取り組みについて、いささか遅いといった感じがあるかと思えますが、大学側が持たれています専門的な分野、特に菊池の場合はこれまでの他の自治体との取り組みの違いというのは、この農業分野におきます特にこのヤーコンの問題、これにつきましてこの商品の開発、あるいはまた作目としての新品種の開発、そういった同じ問題でありますけれども、二つの視点から眺めまして、この崇城大学、そしてこの東海大学農学部、こういったことに視点を置いておりました関係上もありまして、いささか取り組みが遅かったかなといった感じがあるというふうに思います。特色のある取り組みがなされますように、それぞれの大学が持っておりますノウハウというものを把握してきているということであります。また、我々行政は単なる一つのエキシビジョンにならないように、これをどのようにこの専門的な分野で菊池のために何をしていただけるのか、また何を求めていくかといったこ

とで助言、指導と両点を見ながらこの絞り込みを今日までやってきたということでご理解をいただきたいと思います。いずれにいたしましても、現在の社会的な情勢から考えますと、今後行政の需要というのはなおますます増えてくるものだと、このように思います。またこの社会的な環境の変化の中で、大学側も学社融合、あるいは学社連携という大きな時代の変化のときを迎えているわけでありまして、こういったものを含めまして、学校、大学側が持っておられます人的な、知的な、そういった資源というものを大いに地方自治体と連携して地域の活性化のために、特にこの文化や産業の振興、あるいは福祉の向上のために専門的な分野におけるアドバイスをいただきたいと、こういう思いでさらにこの連携を深めていくように進めてまいりたいと、このように思っております。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○（木下雄二君） ありがとうございます。今までちょっと時間がかかったということについては、絞り込みに時間がかかってしまったということでございます。本当に市長もご存じのように、芦北町と熊本大が中山間地の振興の研究で、また菊陽町と県立大が人材育成地域づくり、また山鹿市と崇城大が産業振興やまちづくりの推進など、先ほども紹介しました熊本市と熊本学園大が一人親援助等と次々に自治体と大学との協定が結ばれております。そして、学生による調査研究によって考案したものが観光イベントに取り入れられたり、また地域の調査研究を活かし、観光や店舗情報を掲載した街歩きマップを作成したりと、それぞれの自治体に刺激を与えて、また成果を出していただいております。本市としても、県立大、東海大、また崇城大に留まらず、他の大学にもアプローチをしていただき、市役所にも、また地域にも新しい風を取り入れてもらいたいと思います。しっかり取り組んでいただくことをお願いして、この件についての質問を終わります。

それでは、次に災害時の孤立集落の現状と迂回路の整備状況について質問をさせていただきます。いよいよ今年も昨日より梅雨入りとなり、災害等が心配な時期となってまいりました。去年は7月下旬の集中豪雨により、7月21日未明、原立門地区の県道上に推定20tの岩石が落下いたしました。また、8月27日には龍門の中片地区で推定200tの岩石が落下し、市道寺小野上虎口線をふさぐ事故が相次いで発生いたしました。幸い人的被害は直接はありませんでしたが、特に原立門地区では約1ヵ月間の通行止めとなり、迂回路も幅員も狭く、また未整備部分が多く、沿線の住民はもとより地元の観光施設、フラワーヒル菊池高原、ゴルフ場への大型バスの通行が困難となり、ツアー客のキャンセルが相次いだとのことであります。このように、山間部の地域はいつも危険と隣り合わせであり、安全面はもちろ

ん、経済的観点からも迂回路等の整備は必要不可欠であります。昨年の水上議員の災害が発生した場合、孤立する集落が何集落あるかとの質問に対して、孤立する集落が4ヵ所考えられるとの答弁でしたが、その後の対応状況についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 災害時のその後の対応でございますけれども、迂回路もなく災害が発生した場合、孤立した集落の箇所数でございますが、昨年9月の定例議会に同様の一般質問でお答えしていただきましたのは、山間部の木護区、柏区、杉生区のかご畑地区、古川区の板井原地区の4ヵ所でございます。そのほかに、龍門区では中片区、鳳来区などが考えられます。いずれの地域も唯一の生活道路でありまして、迂回路もない状況でございます。現地を見ますと、急峻な山と谷に位置する道路となっております、土砂崩壊により道路が通行不可能となれば、地域住民の方には大変なご不便をお掛けすることと思いますが、災害現地調査班をはじめ、職員も今申しあげました地域の地形などは現在のところ十分認識している職員もおると思います。災害待機時には、職員が災害現地調査班を編成して調査にあたっておるところでございます。なおまた、区長さん等からも逐一常日ごろからの現地の情報提供をいただいておりますし、地元の消防団とも連携を密にしながら早めの避難誘導なり災害対策については万全の体制を整えてまいりたいというふうを考えております。なお、災害が発生した場合には、菊池市地域防災計画に基づきまして食料支援などを含め対応してまいりたいというふうを考えております。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○（木下雄二君） ありがとうございます。先般の質問のあれでは4ヵ所でしたですが、その後また中片、鳳来地区が対象となったようでございます。先ほども坂本議員、また二ノ文議員からも指摘がありましたように、まずは現場をおっしゃったようにきちんと調査をしていただいて、実態を把握していただきたいと思います。本当にいざ孤立した場合はですね、先ほどから申しますように迂回路の状況とかそういうのをきちんと把握してもらってないと、防災マップ等もきちんとつくってありますけれども、行けなければ避難にはなりませんので、そういうこともしっかり認識をしていただきたいと思います。今回は特にですね、昨年の集中豪雨によって立門木護線が落石によって通行止めとなり、木護区の住民3名の方が家に帰れず、市の公共施設里山の家で避難され、不安な一夜を過ごされました。このように、

木護区の集落は立門木護線が通れなくなると迂回路が完全にないため孤立、陸の孤島になってしまうのであります。住民の不安を解消するためには、早急に柏木護線を迂回路として整備をしなければなりません、市としての現在の取り組みの状況を改めてお示しいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） お答えを申し上げたいと思います。

県道原立門線から立門木護線、立門木護線に不幸にしまして災害が発生して通行ができなくなった場合、木護集落については孤立することが予想されます。迂回路としましては、国道の387号線から市道柏木護線を約4,900m行ったところまでと県道原立門線から立門木護線を約3,600m経由し、営林署管理道路を約840m行ったところまでにつきましては、通行可能でございます。両方向からの接続箇所でございます約30mの橋梁部分が未整備でつながっていない状況でございます。この橋梁部分箇所を整備することによりまして、国道387号線から約6,700mで木護の集落まで迂回路の確保ができることとなります。この未整備箇所につきましては、現在用地等の調査中でありまして、用地の問題が解決すれば平成20年度から整備を行うことで計画をいたしているところでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長（北田 彰君） 木下雄二君。

[登壇]

○（木下雄二君） ありがとうございます。答弁によりますと、接続部分の橋梁部分が未整備のためにつながっていない状況であるということでもあります。用地が問題ということでもあります。用地交渉ができなければ、今おっしゃった20年度の施工はできないんじゃないかと思っております。私も今年の集中豪雨によって木護区集落までの唯一の生活道路が落石災害によって遮断され、孤立してしまったことを実感し、住民の不安を十分認識しております。早急に迂回路の整備が必要ですが、これまでの経緯を確認してみますと、約20年前に1件の用地交渉が難航して手つかずのままになっているようであります。その後は、特に用地交渉は行われておらず、引き継ぎも何もされていないようであり、住民としては心休まる時はなかったのではないのでしょうか。市民にとって安心安全が一番であります。今年も昨年のような集中豪雨による災害が予想されます。早急に改善をしなければなりません。聞くところによると長い月日が経っておりますので、地権者の状況も変わり、現在は地権者の方が横浜に住んでおられるとのことでもあります。また、住民の安全のためにと地元生味の駐在所の印藤さんという方が個人的にその交渉の相手方を知っておら

れるので協力をしていただけるとの情報もありますので、このようなチャンスを生かして、改めて用地交渉にあたってもらいたいと思います。用地交渉は相手に対する熱意が一番であります。このような重要な問題については、市長自らが交渉にあたっていただくことが解決の近道だと思います。いずれにしましても、孤立状態の時に何が起るか予測できません。高齢者の住民が多い地域でもありますので、命に関わる問題でもあります。早急に迂回路の整備をしていただき、住民が安心して生活ができるよう強く要望をいたしておきます。また、木護地区のほかにも孤立する箇所がありますので、早急に改善されるよう重ねてお願いしておきます。

また、市長にということですが、最後に市長のこの孤立集落の、このまた特にこの用地交渉についての市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） お答えいたします。

この用地の問題につきましては、20年前に交渉が断絶して、そのまま交渉がなされていないということでございましたが、私は平成13年に就任いたしまして、その直下にたしか14年だったと思いますが、この問題については特にこの木護・柏地域、水迫地区の皆さん方の区長会の悲願でもありました。そういったお話を聞かせていただきまして、その関係者に連絡を取ったわけではありますが、現在これはたしか法人所有になっていたかなと思います。それに対しまして、この身内の方々が複数おられまして、この複数の方に中におきまして、権利義務が複雑に絡んでおりまして、この中のお一人の人には意を通じていただきましたけれども、どうしてもお一人の方がこれに添えないということで、そのままの状態が今日に至っております。その段階におきまして、三つの権限者が個人におられると思いますが、そのうちの二つが今現在お亡くなりになったということもありまして、今現在多分、この亡くなられた方々の権利というものが今法的な整理段階に入っていると。そこでその整理がつかなければ特定の方との交渉にならないと、交渉相手が定かになっていないということでございます。それで、生存されている方は横浜に方でもありますし、私もお会いしたことがありますので、この方が権限者になられれば私の方から連絡を取りながら、直接でもお会いしてお願いをしたいと、このように思っております。いずれにいたしましても、長年の懸案事項として今日まで続いておりますので、このことが解決次第、新しい行動を起こして地元の皆さん方のご期待に添いたいと、このように思っております。

[登壇]

○（木下雄二君） よろしく願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（北田 彰君） ここで昼食等のため、暫時休憩します。

○
休憩 午前 11時40分

開議 午後 零時59分
○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

ここで市民部長より発言の申し出がっておりますので、これを許します。

市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 失礼します。先ほどの二ノ文議員の一般質問の答弁の中で、健康推進事業の基本健康診査の受診と申しますか、相談人数を4,400名と答弁すべきところを440名と答弁しました。4,400名にご訂正方、よろしく願います。お世話になります。

○議長（北田 彰君） 次に、坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） こんにちは。第2回定例会の3日目のしんがりを務めさせていただきます。初めてのしんがりでございますが、最後ということで、あらかじめの方が同じような質問をされましたけれども、心を込めて将来の菊池の活性化のために質問をさせていただきます。経済委員長ということで、なかなか質問もやりにくい面もございますが、企画部に多少ご迷惑をおかけいたしました。

それでは、まず第1に市の活性化について質問をいたします。今ひとつ活力がない菊池市街、また温泉街の活性化について、経済部の商工観光課、建設部の都市整備課、企画部の企画振興課などが今後、現在どのような連携を取り、どのような考えを持って取り組んでいるのか、質問をいたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） ご質問が各部、各課にわたっておりますので、企画部が代表してお答えをさせていただきたいと思っております。

ご質問の温泉街を含む菊池市の市街地の活性化につきましては、平成11年3月に中心市街地活性化基本計画を策定いたしまして、まちづくり交付金事業などを活用して商業等の活性化、それから街路の整備や歩道の整備などの市街地の整備改善、及び温泉街を含む市民広場周辺再整備に企画振興課、それから商工観光課、都市整備課などの関係部課が連携いたしまして取り組んでいるところでございます。しかしながら、市街地人口の高齢化や郊外への大型店舗の立地、また市の財政が厳しいなどのことか

ら計画どおりには活性化が進まない現状にございます。こうした中で、国では中心市街地活性化法のまちづくり三法の改正が行われまして、市でも新たに中心市街地活性化基本計画の策定に取り組むことといたしておるところでございます。また、市街地整備等を行うまちづくり交付金事業につきましても、平成19年度で第1期の計画が終了いたします。このため、第2期計画の策定が必要となっております。さらに、市民広場再整備事業につきましても、新市建設計画の見直しに伴い、事業の見直しを現在行っているところでございます。このため、これらの今後の中心市街地の活性化のための取り組みについて、今後とも企画振興課、商工観光課、都市整備課が中心になって連携協議してまいっているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） やがて新幹線が開通をいたします。新幹線で九州一円、また西日本一帯から観光客を菊池温泉郷に招き入れ、宿泊していただくチャンス到来なのであります。また、阿蘇菊池溪谷に訪れている大勢の観光客を呼び込み、菊池温泉郷に宿泊していただく。しかし、現在温泉だけではなかなか宿泊まではしてくれません。そこには、おいしい産物、地産地消でございますけれども、菊池市にはたくさんあります。菊池牛、りんどうポーク、メロン、日本一の米、シイタケ等々、菊池市は農産物の宝庫でもあります。それに、近くに菊池溪谷という九州ナンバーワンの溪谷があります。あと私が思いますに足りないのが、湯布院にあります。つまり私が思うには、散策道なのであります。理想は周囲500mぐらいで食味の店のゾーン、そしてまた体験ゾーン、ガラス細工や陶器等いろいろありますけれども。また土産ゾーンの店が軒を連ね、その散策道を浴衣姿の女性が下駄を履いて散策する。それも温泉旅館から近く、私が思いますには市民広場を回るように食味体験、土産の店が軒を連ねるといことです。またその中の一角に夢美術館、そして足の湯、菊池物産館なども周回コースの一つであり、そこを先ほども言った浴衣姿の観光客が散策をしてくれる。つまり、泊まり客と散策はセットでないかと私は思います。それは黒川だったり、湯布院だったりです。菊池温泉旅館の方々が心一つにして、黒川だったら露天風呂だったり、また2年連続で人気ランキング1位になったわいた温泉郷、これは小国町だそうでございますけれども、ここは貸し切り温泉風呂をメインとしております。そういったところを見本にし、菊池温泉旅館の方々が心一つにして取り組み、またその各旅館から出て菊池市民広場の周回散策を楽しんでもらえれば満足度も上がるというものだと思います。将来は人気観光ナンバーワン、菊池温泉郷の誕生、夢のような話でございますけれども、旅館単独、または商工会

単独、さっきも言いましたけれども、経済部単独では決してなしえることではありません。商工会、観光協会、温泉組合、経済部商工観光課、建設部都市整備課、企画部企画振興課と、市の執行部が連携を取り合って壮大なるビジョンを持って賑わいのある温泉郷づくりをやったらと思いますけれども、市長の考えはいかがですか。お答え下さい。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 議員さんの具体的な貴重なご意見、ありがとうございました。今後の計画に十分に参考にさせていただきながら、望ましい形に創り上げていくならばと思います。私もそれぞれのゾーンがあって賑わいが出てくるんじゃないかなというふうに考えております。泊まりと遊びといいますか、そこらあたりの連携といいますか、そこらあたりもやっぱり考えていかなければならないなというふうに思います。わいた温泉郷のお話ございましたけれども、はげの湯等につきましては、今1位ということでお客が来ているような状況でございますので、それらの温泉郷等も研修を重ねながら、今後商工会、観光協会、また各部各課との連携を密にしながら取り組んでいきたいというふうに思います。市民広場再整備計画も今後迎えておりますので、そこあたりも十分に配慮しながら今後の計画に活かしていきたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） ありがとうございました。菊池温泉郷ならではの特徴を活かした菊池温泉郷づくりを連帯感を持ってよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、企業誘致について質問いたします。準備万端のためにも、用地購入をということで質問いたします。今まで続けて企業誘致について一般質問をしてまいりました。それもこれも優良企業が進出すれば、大津、菊陽が良い例ですけれども本田技研の恩恵で大津は不交付団体となり、財政状態がすこぶるいい。菊陽町も富士フィルム、そしてソニーの進出のおかげで財政もよくなっているが、今回追加投資で、ソニーですけれども、600億円の投資をするということでございます。投資総額は、初めから実に2,500億円の投資を合わせてするということです。これは、固定資産税だけでも莫大な税収だと思います。ソニーの半導体、主力拠点としての熊本の存在感はさらに高まり、今後の投資に合わせて従業員は約300人増え2,800人体制になるとのこと。高画質小型化が進むほど、ソニーの技術力が強みを増す製品で、事業次第では追加投資の可能性もあるということです。本田技研も二輪車

の拠点になるし、菊陽町もお隣の町でもあります。本市にとっては、実に夢のような話でございます。川辺地区の企業用地の購入に関しましては、前回も前々回も質問いたしましたけれども、蘇崎工場団地、田島工業団地の残地を片づけてからという一貫した答弁だったと思います。企業進出は景気の動向によっても決まりますが、過去5年間、これはわかるしこで結構です、年度別の企業進出の問い合わせ件数をお聞かせ下さい。また、企業進出の話があってから取り組みます、土地買収に取り組みます。企業進出の話があってから取り組むと言っておられますが、進出話がまとまって用地購入し、用地購入が終わるのにどれぐらいの期間がかかると思われますか。

以上、2点を質問いたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 先般の松本議員さんの質問にもお答えいたしましたように、川辺地区につきましては地元の地権者の皆様方から工業団地誘致に向けて協力の同意を得ておりまして、大変感謝いたしておるところでございます。しかし当地区内には相続を必要とする土地があることから、畑灌施設の整備に基づく補助金等の問題がございまして、その解決が必要でございます。現在は、その解決方法の調査や事務手続きを進めているところでございます。用地購入につきましては、市の開発公社で購入となりますと数億円単位の費用が必要となっておりまして、また田島、林原、蘇崎工業団地の造成に要しました借入金の利子が年間1,590万円にも上ることから、まずは既存の工業団地の早期完売を図ることが先決であるというふうに考えております。ただ仰せのとおり企業の設備投資の状況が現在は盛んでございます。川辺の需要も高まってくると思われまますので、現在は県の工業団地として早期に整備に着手していただくように強く県へ陳情してまいりたいというふうに考えております。

それから、企業の問い合わせの状況の過去5年間ということでご質問いただきましたが、合併前の数値につきましては、それぞれの旧市町村での数値でございまして把握いたしておりません。17年度と18年度の問い合わせ件数についてお答えさせていただきますが、17年度15件、18年度に50件の問い合わせをいただいております。業種別に見ますと全体の9割が製造業、残りは物流センター等でございます。

川辺の問題等をクリアするのに何年かかるかというようなご質問でございますが、農振の除外であるとか、畑灌施設の補助金の返還であるとか、そういった諸々の手続きと造成等を含めまして、最低でも2年間は要するというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） 市長さんもまた企画部も大変企業誘致には一生懸命頑張っておられると思います。景気動向にもよりますけれども、今までは来なかった、多分3、4年前はもっと少なかったと思います。しかし、今は日本全国の企業が25%増の設備投資を行っている状況でございます。17年度15件、18年度はなんと50件の問い合わせがあったわけでございます。要はこれをつかむか、つかまないかでもございます。2年間の、造成してできるまで2年間かかるとおっしゃいましたけれども、土地交渉は売る人、売らない人いろいろございまして、確実な年数ではございません。

以上を踏まえまして、次の質問にまいります。今まで何回も何回も質問をしてみました。市長も対応が大変だったと思いますけれども、私が質問したことで実行に移されたことも多々ございます。皆さんもご存じですけれども、例えば職員の大阪への派遣、私は東京と言っておりましたが大阪に派遣をなされました。そしてまた企業誘致係から企業誘致室ですから、課になった、これも一つの前向きな姿勢だと思います。そしてまた、進出企業に優遇措置を取られた。余所の市町村に負けないような優遇措置を取られました。そしてまた、企業誘致特別委員会もできたということで、非常に前向きに進んでいるとは思っております。しかしですね、とてもこの優良企業が進出というのは大事なもので、市民の皆さんも肌で感じておられると思いますけれども、優良企業が進出してくれば、何といたっても若者の就労の場の確保、これが一番でございます。そしてまた、その若者が定住してくれば少子高齢化の改善にもなります。また、税収増による財政の健全化、その財政健全化によって福祉と教育の充実ができるわけでございます。この菊池市にとって一番大切な施策は、優良企業をいかに迎え入れるかということだと思います。当菊池市にとって優良企業の誘致なくて、将来の菊池の姿は語れません。以上の観点からしまして、優良企業の誘致は菊池市の市民の誰もが認めているわけでございます。私の友人に優良企業の工場長がおりまして、企業の進出条件を私の友達に聞いてみました。この会社は本社は大阪で、熊本、富山に工場があり、病院関係、また薬品・薬店等に医療用の資材を製造販売している会社でございます。東北地方に販売網はあるが製造拠点がないため、東北の福島に進出をしたそうでございます。それは、社長が大学時代の友人が福島の県庁にいたから。人脈でございます。福島に進出を考えたそうでございます。企業進出の条件を聞いてみました。その工場長が会社内の人から聞いてきたことでございます。第一の条件として、土地ありき、絶対条件。

土地がないなら進出はないと、その企業の社長・幹部は言っておられたそうです。地の利、交通アクセス、高速道路、空港が近い、これは川辺はまさしく適地でございます。土地が安価であること、私に言わせれば、こんなにいい条件のところになんか安い土地はないと私は思っております。賃金が安いこと、この菊池はどちらかといえば賃金も安い方ではないでしょうか。労働力が豊富なこと、働き手が集まらないなら話にもならない。ここには菊池高校をはじめ県立高校、私立高校、たくさんございます。働き手は十分あると言っておられました。そして土地と同時に何よりも市長、つまり自治体が全面的にバックアップをしてくれること、これはどういうことかといいますと、いろんな業とか何かを扱いますので、消防法とか、規制、認可、いろんな面でひっかかる点があるそうです。少々急ぐときは、その自治体がお手助けをして早めに創業ができるようにお手助け、そういった手伝いをしてくれるか、くれないか。何よりも自分が進出企業の身になって考えたとき、今から土地を購入して買収し終え、造成しなければ進出はないと。つまり、川辺の用地購入は話があってからでは遅いし、また第3の合志地区に持っていかれる可能性もあるということです。川辺地区の用地を買収するためにも、蘇崎工場団地、田島工場団地の売却が大前提と言っておられて、蘇崎は私は意外と売りやすいと思いますけれども、この二つの工場団地、20haでございますけれども、この土地の値下げをして売却してはどうかと思いますけれども、そういう考えはございませんか。質問いたします。

○議長（北田 彰君） 企画部長、石原公久君。

[登壇]

○企画部長（石原公久君） 企業の進出の条件ということで、土地のこと、それからアクセスの問題、土地の安い、安価であることとか、賃金、労働力であるとか、自治体のバックアップであるとか、必要であるということでございます。確かにそうだと思いますし、また土地が安いことが条件だということでございますので、私どももそのようには考えております。そういう中で、私どもが抱えます団地につきましては、周辺の工業団地と比較しましても平均的な価格であると認識いたしております。また既に立地されております企業への分譲価格との均衡制も考慮しなければなりません。用地取得補助金等も含めた価格交渉を行いながら、早期売却に向けて努力したいと思っております。場合によっては大手さんが来て、その波及効果といいますか、そういったものが十分期待できるときには、またその時点でその土地の売却価格等についても考慮しなきゃならないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

- (坂井正次君) 一応今までこの蘇崎工場団地と田島工場団地を売らなければなかなか先へ進めないと言っておられますので、全身全霊投げ打たれて、多少安くでも早くさばいて次に進んでいただきたいと思います。

別な角度で質問いたしますけれども、土地開発基金というのが5億何千万円かありますけれども、極端に言えば川辺地区工業用地購入にあたって、この土地開発基金を充てるということも考えてはいかがでしょうか。また、小川基金でできれば本当にいいと思います。若者の就労の場でもございますし、目的も多少は達せられるかと思えます。この土地買収をするにおきまして、これは経費ではございません、資産を買うわけでございます。また、企業が進出してくれれば、それを売ることによってまた資金が入ってくるわけでございます。基金を預けていけば1年間に300万円から400万円ぐらいの金利は上がると思えますけれども、私に言わせれば基金で道路や箱物をつくれれば、それは完全に後で売れるものではございません。企業誘致用地を買収すればそれは資産でありますし、益城工場団地の次の2番目の候補になっているわけでございます。可能性は、より大でございます。可能性の高い投資でもあります。ソニークラスの優良企業でも、これはすべての市民の皆さんが喜んでくれる、夢の持てる菊池市になるわけではないでしょうか。そのためにも、土地開発基金を取り崩してでも川辺工場団地用地を購入を考えてはどうかと思えますけれども、いかがでしょうか、質問いたします。これは最後ですので、市長、よろしく願います。

- 議長(北田 彰君) 企画部長、石原公久君。

[登壇]

- 企画部長(石原公久君) まず私の方から土地開発基金の利用についてお答えさせていただきますが、ご存じのとおり土地開発基金は事業がはっきりしておりまして、そのための先行取得ということの利活用となっております。企業誘致のための団地造成は一種の、一つの公共的事業となりますので、これには土地開発基金を直接充てることはできません。したがって、この土地開発基金の利用につきましては、公社でその事業を行いますので、公社の方の資金調達の方に一部今年度から考えていきたいと、そういうことで金融機関からの借入金を少しでも下げて金利を下げたいというふうに思っております。今後川辺の団地につきましては、先ほどから申し上げておりますように、県の方に次の第一候補地として取り組んでいただくように重ねて陳情を行っていきたいというふうに考えております。

それから、昨日私の方でデベロッパーという言葉を上げました。横文字を使いまして申し訳なかったと思いますが、デベロッパーというのは、民間による開発

業者の手法によって行うことということでございます。例えば国内に大手の開発業者がございまして、何々不動産とか、大手の会社がございまして、建設会社も取り組んでいるところもございまして、そういったところに働きかけながら、そこが用地取得をして売却まで行くと。市のリスクが少ないわけございまして、専門家でございますので、売却に向けた企業への営業活動も盛んに行われるということでございます。そういう手法を取っている自治体もございまして、ただ現在はなかなかこの景気の中では取り組むのに慎重であるという状況で、なかなか取り組んでもらえないというようなものがございまして、一応話だけは持ちかけてみたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 川辺工業団地については、それぞれの議員の皆さん方からの質問が続いておまして、非常にこの問い合わせが多いということで数字が示しております。今、このまさに打って出る時期であるということは直感的にお感じになっておられると思います。ただこれまでの抱えております工業団地が20億円を上回っている、巨額に上っているということでありまして、土地は不動産であり、またいつでも換金できればお金に替わるといことでありますけれども、長年にわたってこの土地がお金に替わらない。替わらないために、非常に新しい投資ができないという状況でありまして、大変悩んでいるところでございます。現況といたしまして、この20億円余のお金を借りながら、その返済の約束を、いわば更新、更新という形で延ばしておまして、お金を申し込んで借りれるのかと言ったら、通常貸してくれない。それが不良的な、いわば貸付が現在固定した状態になっておりますために、新たな借入というのを考えましても大変難しい環境下にあるということもお感じいただきたいと思っております。そのことをなんとかくぐり抜けて、県の方でお願いしたいという思いは強く訴えておりますけれども、県は県として今の益城の工業団地の方を数十億円かけてやっておる、やるわけありますから、これがはっきりと相手先に売買というのでなければ、次の工業団地に移るわけにはいかないということで、菊池市の環境と極めて似た状況になっておるということであろうと思っております。そういったことを踏まえて、よりよき方法はないかということで民間開発業者によってこれを素地の取得なり、造成なり、ということをお願いすることは一つの手法ではないかと。その中で、用地の取得について市がやるべき事柄は市がやると。また県の方がお手伝いしていただけるものは県の方にやっていただくということを含めて、民間の活力を導入したらどうかということで現在内部的には検討

をしているところであります。そのことによって、市の方が一步踏み出して民間と一緒にやっていこうということにも、また一つの視点があると思っております。この内容を十分に見極めていきたいと思っております。また県内におきましても、このとある町におきましては、いわゆるゼネコンがこの民間開発業者となって、そして素地の取得、そして開発、売却ということになっている事例もありますので、そういう全国的な事例も取り寄せて検討に入っているということをご報告申し上げたいと、このように思います。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） 市長も企画部長も一生懸命頑張っておられるようでございます。大いに期待したいと思います。頑張ってください。

次に、入札制度について質問いたします。昨今、地方自治体と非常に財政難の中で県知事の談合、また最近では林野庁の談合等で国民、市民の信用は失墜しつつある現状であります。財政も大変厳しい折り、財政健全化に向けて私も2回ほど入札制度に対して質問をいたしました。問いに対して答えとして、一般競争入札を県内の市町村に働きかけ、一斉に一般競争入札をしたらと、そういうふうに働きかけているというようなお答えがございました。

そういうことを踏まえまして、現在の菊池市の入札状況をお答え下さい。まず、現在の入札制度はどのようにしておられるのか。また、工事の件数、工事金額の中で、いずれもその両方とも、いずれも地元菊池市内の業者が何割ほど仕事をとっておられるのか、よければお答え下さい。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 質問の中の最後の数字的なものですが、正確な数字をお伝えしたいと思いますので、ちょっと調べさせていただきたいと思っております。

その他の件で、一般競争入札につきましては、平成19年、本年3月30日付けで地方公共団体における入札及び契約の適正化についてという総務省並びに国交省からの通知がっておりますし、そのようなことで国からの導入についての要請がされているということでございます。本市といたしましても、発注する工事の品質の確保を図りつつ、入札手続き等の一層の透明性と競争性を確保するため、その導入が必要であることは十分認識をいたしておるところでございます。しかしながら、直ちにすべての入札について一般競争入札を導入することにつきましては、その前提となります電子入札などの条件整備が必要であります。現時点では困難でありますので、設計金額等により、また対象工事を選定したり、地域要件等を設定したり

することによります条件付き一般競争入札の導入が望ましいのではないかというふうに考えておまして、昨年11月には菊池市条件付一般競争入札等事務取扱要領を制定したところでございます。ここで問題になりますのが、地域要件の設定でございまして、市内業者に限定するだけでは落札率の低下にはつながらないと思えますし、また熊本県内の業者あるいは城北地区の業者とした場合におきましても、県下市町村、あるいは城北地区の市町村の導入基準について、ある程度意思が統一されなければ効果的な実施は困難であると。また場合によっては、結果として菊池市内の業者だけにそのしわ寄せが来るといようなことも考えられなくもないということでございます。そこで、先月3月の定例会における入札制度に関する一般質問でもお答えしましたように、先般行われました市長会におきまして、県下全域の足並みが揃いますように働きかけを行ってきたところでございますが、ただその働きかけに対しましては、残念ながら現状でははかばかしい反応は得ておらないという状況でございます。引き続き、ねばり強く働きかけて、ある程度の足並みが揃うような形でできたらというふうに考えております。また、新聞紙上で最近玉名市が発注いたします工事2件について、試行的だろうと思いますが、条件付一般競争入札の試行を発表いたしております。また同様に隣の荒尾市さんにおかれましても、1件の工事について施行することが表明されております。工事の業種や設計金額、参加条件等、それぞれ異なりますけれども、本市におきましても対象となり得ます案件を内部的に精査しまして、条件付一般競争入札の制度導入について、試行的にやっていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

件数については、ちょっと後でよろしいでしょうか。申し訳ございません。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） 理想は一般競争入札をしまして、落札率が8割ぐらいになるのが理想だと思いますけれども、お隣の宮崎県は落札率全国ワースト1位の県であります。ちなみに熊本県はワースト2位の県でありました。そんな中での東国原知事の誕生ということで、宮崎県民、東国原知事が宮崎を変えてくれるという期待の表れではないでしょうか。しかし、その一方で、菊池市の税金、健康保険、市営住宅等の納入金の滞納が多いのも本市の財政難により建設予算が縮小したため、また工事発注が市外の業者にとられて地元業者の発注件数が減ったことにより、地元建設業者の仕事量が減り、その従業員さんの給料が減ったのでも影響したのではないかというような話を聞いたことがございます。そんな中で、前川県議ですかね、県議会で熊本県中小企業振興基本条例というのが県議会で制定されました。これは、中小企業

の健全な発展を図ることにより、熊本県経済の活性化及び発展に寄与することを目的とし、県の発注する工事の物品及び役務の調達にあたっては、県内の中小企業の受給機会の増大に努めることとあります。我が菊池市においても、発注する工事または物品の調達等を菊池市内の業者による条件付一般競争入札を行う考えはないのか。先ほど総務部長もおっしゃいましたとおり、菊池市でやって落札率が落ちるかというような疑問もございませうけれども、まずはやってみて、結果を見てまた考えればよいと思いますので、第一歩を踏み出すということも非常に大事だとは思いますが。そういうことにつきまして、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 総務部長、緒方希八郎君。

[登壇]

○総務部長（緒方希八郎君） 失礼しました。先ほどの入札の件数と地元の受注率といえますか、でございますが、工事関係が275件で、その9割程度が地元が受注されております。また、委託関係でございますけれども、これは測量設計等市内業者が少ないということで、その多くが市外業者ということで、建築設計あたりは市内の業者がおられますので、その件についてはかなり地元で受注されておりますが、一般的な道路の測量とか、そういう部分につきましては市外の業者の方が多いということでございます。また、ただいまの質問で物品等につきましては市内業者に条件付の一般競争入札ということですが、その多くが菊池市内で調達できる分につきましては市内業者による指名競争入札、もしくは見積もり競争入札等を実施いたしております。地元で調達できない分については、もう当然仕方ない部分がございますが、そのような形で地元が受注できるようなシステムを、また考え方を持っておりますので、それも地元でできる分につきましてはできる限りそのような形にしていこうという形の姿勢は持っているところでございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） 執行部の方も、今試行錯誤しながら、よりよい方法を探されていると思います。一番理想は、地元業者が仕事を取られ落札率がより落ちることが理想でございます。よろしく願いいたします。

次に4番目、緊急事態の対策について質問をいたします。最近では、光化学スモッグ注意報発令の報道が目につきます。光化学スモッグの影響で、北九州市内の小学校が運動会を中止したことを受け、熊本教育委員会は予報段階で小学校側に運動会の中止を促すことを決めた。県内でも頻発する光化学スモッグに学校側も対応に苦慮していると記事が載っておりました。光化学スモッグは自動車の排気ガスなど

に含まれている窒素酸化物等が太陽光を受けて化学反応を起こすことにより発生、濃度が高くなると肺の細胞を破壊する恐れがあるほか、植物の生長も妨げるそうです。また、東京では慶応大学だったですかね、はしかが流行し休校に追い込まれた。熊本でも熊本大学がはしかに感染し、パニックになっている。また、鳥インフルエンザ等がタイやベトナムでは人に感染し多くの方々が亡くなっている。熊本では、いざというときのワクチンは果たして確保してあるのでしょうか。もしもというのが緊急事態なのであります。いつ、突然に起こり得ることもあると思いますけれども、緊急時での、いろんな緊急時での市としての対応策は考えておられますか。質問をいたします。

○議長（北田 彰君） 市民部長、村山隆君。

[登壇]

○市民部長（村山 隆君） 新型インフルエンザなど、市民の生命を脅かす感染症が発生した場合、その影響が広範にわたるため、迅速かつ適切な対応が必要となります。日本におきましては、生活環境の改善や医学の進歩等によりまして、従来の赤痢やコレラ等の感染症は減少してまいりました。しかしながら、近年の社会情勢の変化によりまして、エイズやSARS、あるいは新型インフルエンザなど、これまでに経験したことのない新しい感染症の発生や、また終息に向かっていった感染症の再発など、様々な問題が起こっております。国はこのような実状を考慮しまして、従来の伝染病予防法を廃止し、平成15年11月、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律を施行しまして、健康危機への取り組みを強化しました。菊池郡市におきましては、県の指導の下に菊池地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を設置し、健康危機管理体制の整備を図り、健康危機発生に備えています。健康危機発生時の対応につきましては、組織及び体制の確保や施設・設備及び物資の確保など、消防署、警察、医療機関など、関係機関との連携など、自然災害と同様の対応が必要で、保健分野だけの対応では不可能となります。したがって、今後におきましては防災計画と併せまして、市全体での体制整備を図っていきたいと考えております。また、最も重要なことは、健康危機発生の未然防止です。平常時から県の感染症発生動向調査報告等によりまして、患者発生状況や病原体情報を把握し、健康危機の発生に迅速に対応できるように努めたいと考えております。

また、光化学スモッグ注意報と発令時の対策につきましては、本年4月に熊本県が光化学スモッグ注意報等の発令対象地域をこれまでの熊本市だけの発令としていたものを測定局のある13の市町、市、町に広げられたことから、本市では関係各課と協議を進めながら緊急時の体制を整備したところでございます。この光化学スモッグは、熊本県では昨年観測史上初めて熊本市に注意報が発令され、また本年に

入りまして4月27日と5月8日に天草市河浦町と天草郡苓北町において注意報が発令され、5月9日の午後1時15分に本市におきましては初めての注意報が発令されました。当日の本市の対応としましては、熊本県からの注意報発令の連絡後、防災行政無線によりまして全市民へ注意を呼びかけました。また、各学校、幼稚園及び保育園、老人ホーム等にも所管する担当課から電話及びファックスによりまして周知を呼びかけております。さらに環境課において相談窓口を設置しまして、市民の問い合わせ等に対応しています。当日は洗濯物は干したままで大丈夫かというふうな全体で23件の問い合わせ等がっております。なお、健康被害についての報告はあっていません。このような緊急時の対応につきましては、光化学スモッグにつきましては、本市におきましては光化学スモッグ対応マニュアルや光化学スモッグQ&Aを作成しまして、対応マニュアルの中で緊急時の連絡体制、市民への周知方法及び被害発生状況の調査要領等を定めました。また市民向けにおきましては、本市におきますところのホームページや広報6月1日号において、光化学スモッグについての解説、また注意報が発令された場合の注意事項等を掲載しております。今後光化学スモッグ注意報等が発令されました場合におきましては、光化学スモッグ対応マニュアルに従いまして適切に対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

○議長（北田 彰君） 坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） 丁寧にお答えをいただきまして、ありがとうございます。市として十分なる対応をなされているように感じました。

続きまして、最後でございますけれども、市道の整備について質問いたします。七城から菊池へ通っている農免道、グリーンロードのことでございますけれども、七城地区から花房寄りに行って火葬場入口の手前の箇所でございますけれども、雨が降ったときなどは必ずと言っていいほど道路に水溜まりができ、中央線のところまでぐらい、半分ぐらい水が灌水いたします。ほとんどの車は、水溜まりを避け中央線を超えて通っておりますけれども、中には水溜まりの中を勇敢に水しぶきを上げて通る車もあります。私もよく通りますが、非常に危ないと思います。また、その付近の側溝の蓋ですけれども、蓋を被せている部分と被せてない部分が半分半分になっております。しかもその側溝は結構深く、1mぐらいあると思います。もし蓋が開いている部分、ちょっと1mぐらいありますか、学生の自転車やオートバイ等が落ちたら、とても危険だと思っております。市道でもありますし、不整備ということで重大事故でも起きましたら市の責任でもあります。グリーンロードも最近是非常に通りも多くなっております。万が一、暴力団関係の方が事故でもやっ

たら、市長も注意がととも必要になります。長崎市長の例もあります。そういう観点からいたしまして、市道の危険な不整備箇所の点検、これは必要と思いますけれども、市としてはどのような対応をなさいますか、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 建設部長、岡崎俊裕君。

[登壇]

○建設部長（岡崎俊裕君） お答えを申し上げます。

市道の危険箇所につきましては、定期的な道路パトロール及び各区長さん、市民の皆さんの情報により点検を行い、それを職員及び嘱託の作業員2名により補修を行い、交通の安全確保に努めているところでございます。また維持工事につきましては、数多くの要望の中から緊急性、必要性を考慮し、順次整備を行い、日常の交通に支障のないように努めているところでございます。また、道路の管理瑕疵による万一の事故につきましては、道路賠償責任保険に加入し、適切に対処しております。ご指摘の市道花房森北線は、広域農道、通称グリーンロードを県より移管を受け市道に認定した道路であり、一部排水溝の不具合により交通に支障をきたしていることは承知しているところでございます。ご指摘の箇所につきましては適切に対処し、交通の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えします。

[登壇]

○（坂井正次君） どうもありがとうございました。

○議長（北田 彰君） 以上で本日の一般質問はこれで終わりたいと思います。

本日の議事日程は全部終了しました。次の会議は6月21日の午前10時から開き、議案の採決を行います。

本日は、これで散会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

○

散会 午後1時57分

第 5 号

6 月 2 1 日

平成19年第2回菊池市議会定例会

議事日程 第5号

平成19年6月21日（木曜日）午前10時開議

第1 各常任委員長報告及び少数意見報告・質疑・討論・採決

第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について



追加議事日程（第5号の追加1）

第1 議案第82号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

第2 議案第83号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

第3 議案第84号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

第4 議案第85号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

第5 報告第9号 有限会社七城町特産品センター経営状況報告について

報告第10号 有限会社七城町振興公社経営状況報告について

報告第11号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について

報告第12号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について

報告第13号 株式会社四季の里旭志経営状況報告について

報告第14号 有限会社有朋の里泗水経営状況報告について

まで一括上程・報告



本日の会議に付した事件

日程第1 各常任委員長報告及び少数意見報告・質疑・討論・採決

日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

日程第3 議案第82号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第4 議案第83号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第5 議案第84号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第6 議案第85号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

上程・説明・質疑・討論・採決

日程第7 報告第9号 有限会社七城町特産品センター経営状況報告について

報告第10号 有限会社七城町振興公社経営状況報告について

報告第11号 有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について

報告第12号 有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について

報告第13号 株式会社四季の里旭志経営状況報告について

報告第14号 有限会社有朋の里泗水経営状況報告について

まで一括上程・報告



出席議員（27名）

1番	東	裕人	君
2番	泉田	栄一朗	君
3番	森	清孝	君
4番	藤野	敏昭	君
5番	樋口	正博	君
6番	二ノ文	伸元	君
7番	中山	繁雄	君
8番	水上	博司	君
9番	三池	健治	君
10番	怒留湯	健蓉	さん
11番	坂本	昭信	君
12番	隈部	忠宗	君
13番	奈田	臣也	君
14番	葛原	勇次郎	君
15番	木下	雄二	君
16番	坂井	正次	君
17番	森	隆博	君
18番	山瀬	義也	君
19番	本田	憲一	君
20番	栃原	茂樹	君
21番	松本	登	君
22番	工藤	恭一	君

23番	境	和	則	君
24番	北	田	彰	君
25番	外	村	國	敏
26番	徳	永	隆	義
27番	横	田	輝	雄

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市	長	福	村	三	男	君
副	市	村	上	建	二	君
収	入	高	本	信	男	君
総	務	緒	方	希	八	郎
企	画	石	原	公	久	君
市	民	村	山		隆	君
経	済	稲	葉	公	博	君
建	設	岡	崎	俊	裕	君
七	城	平	野	國	臣	君
旭	志	水	上		泉	君
泗	水	上	林	正	章	君
市	民	大	場	美	範	君
企	画	鳥	井		修	君
財	政	川	上	憲	誠	君
教	育	田	中	忠	彦	君
教	育	山	口	正	司	君
総	務	中	村	鉄	男	君
水	道	後	藤		定	君
農	業	五	島	千	秋	君
監	査	田	島	伸	正	君

事務局職員出席者

事	務	局	長	樋	口	昭	彦	君
議	事	課	長	永	田	哲	士	君
議	事	係	長	上	田	敏	雄	君

議事係主事

本田昇君

○議長（北田 彰君） 全員、起立をお願いします。

（全員起立）

おはようございます。

着席をお願いします。

ここで、去る6月19日開催されました第83回全国市議会議長会定期総会において、松本登君、山瀬義也君、木下雄二君が市議会議員として10年、市政の発展に努められ、その功績に対し、全国市議会議長会より表彰の栄に浴されました。心からお喜び申し上げます。

また、私、北田彰が菊池市議会議長として5年、国会対策委員会委員及び評議員として感謝状の贈呈を受けましたので、ご報告いたします。

ただいまから、永年勤続の表彰状及び感謝状の伝達を行います。受賞者の方々は、前にお進み下さい。

表彰状

菊池市

松本 登殿

あなたは市議会議員として十年
市政の振興に努められその功績は
著しいものがありますので第八十三回
定期総会にあたり本会表彰規程
により特別表彰をいたします

平成十九年六月十九日

全国市議会議長会

会長 藤田博之

表彰状

菊池市

山瀬 義也殿

あなたは市議会議員として十年
市政の振興に努められその功績は
著しいものがありますので第八十三回
定期総会にあたり本会表彰規程
により特別表彰をいたします

平成十九年六月十九日

全国市議会議長会

会長 藤田博之

表彰状

菊池市

木下 雄二殿

あなたは市議会議員として十年
市政の振興に努められその功績は
著しいものがありますので第八十三回
定期総会にあたり本会表彰規程
により特別表彰をいたします

平成十九年六月十九日

全国市議会議長会

会長 藤田博之

表彰状

菊池市

北田 彰殿

あなたは市議会議長として五年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第八十三回定期総会にあたり本会表彰規程により特別表彰をいたします

平成十九年六月十九日

全国市議会議長会

会長 藤田博之

感謝状

菊池市

北田 彰殿

あなたは全国市議会議長会評議員として会務運営の重責にあたられ本会の使命達成に尽くされた功績は誠に顕著なものがありますので第八十三回定期総会にあたり深甚な感謝の意を表します

平成十九年六月十九日

全国市議会議長会

会長 藤田博之

感謝状

菊池市

北田 彰殿

あなたは全国市議会議長会国会対策委員会委員として会務運営の重責にあたられ本会の使命達成に尽くされた功績は誠に顕著なものがありますので第八十三回定期総会にあたり深甚な感謝の意を表します

平成十九年六月十九日

全国市議会議長会

会長 藤田博之

○
午前10時05分 開議

○議長（北田 彰君） ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、暫時休憩したいと思います。

○
休憩 午前10時05分

開議 午前10時24分

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○
日程第1 各常任委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（北田 彰君） 日程に従いまして、日程第1、去る6月12日の会議において、各常任委員会に審査を付託しました議案第75号から議案第81号まで、及び陳情第2号、陳情第3号の9案件について、並びに継続審査案件について、各常任委員長から審査の結果の報告がっておりますので、これを一括して議題としたいと思います。

ただいまから各常任委員会における審査の経過及び結果について、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、工藤恭一君。

[登壇]

○総務常任委員長（工藤恭一君） おはようございます。

総務常任委員会の報告を申し上げます。今定例会で総務常任委員会に付託されました議案は、条例1件、予算1件、その他1件の3案件でありました。2日間にわたり慎重に審議いたしましたので、その経過と結果について報告いたします。

まず、議案第76号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本条例は、国民健康保険制度の円滑な運営を図るため、医療費の動向に応じ所得割、均等割、平等割の比率を今回改正する案であります。議案の過程で、合併後個人負担は増額されるばかり。毎年税率を上げていくのは問題であるとの点で意見が集中しましたが、平準化枠を外れると最終的には国保加入者の負担増につながるとの説明を受けました。委員から「所得が前年と同額、それ以上の場合には増税となるので反対である」との討論がなされ、採決の結果、賛成多数で可決するものと決しました。

次に、議案第78号、平成19年度菊池市一般会計補正予算の付託分について申

上げます。審議の過程で意見がありましたのは、款総務費、項総務管理費、目人事管理費の賃金を今回67万2,000円増額してありますが、委員から「職員の配置換え等に対応できるのではないか」との意見がありました。また、今年度で終了しました太陽光発電システム設置補助について、「今後も継続すべきではないか」との意見に対し、「地域新エネルギービジョン策定等で検討していく」との説明がありました。なお、鞠智城歴史公園設置促進期成会補助事業に関しては、審議の過程で現地調査も実施したところです。

議案第78号については、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号、辺地総合整備計画の策定についてでございますが、この計画書はバス路線廃止に伴い、辺地に該当するため計画するもので、龍門、重味、塚原地区の市道を整備するものであり、慎重に審査した結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますよう申し上げます。総務常任委員長の報告といたします。

○議長（北田 彰君） 次に、文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（木下雄二君） おはようございます。それでは、文教厚生常任委員会に付託されました案件につきまして、委員会における審査の経過並びに結果についてご報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、予算関係2件、議案・条例関係2件、陳情2件であります。

はじめに、議案第75号、菊池市教育振興基金条例の制定についてですが、故打出五月氏からの寄附金の適正な管理と運用を図るため制定するものであります。打出五月氏は、昨年1月に亡くなりましたが、人づくりのためにとの思いで遺産約1億400万円を本市に寄付いただいたものであります。本条例は、打出氏の思いを尊重し、教育振興基金として活用するものですが、委員から「打出氏の思いを少しでも長く伝えるため、安易な切り崩しは避けてほしい」との意見がありました。

次に、議案第78号、平成19年度菊池市一般会計補正予算ですが、議案の審査の過程で論議されました主なものを要約してご報告いたします。はじめに、社会福祉費の扶助費、就労意欲促進給付金ですが、障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策として、入所施設で働く方の利用者負担の軽減を目的として給付されるものであり、本市での該当者は15名とのことであります。

次に、保健体育費のジュニアスポーツ育成ゆうり基金ですが、この基金は菊池市

出身のプロゴルファー不動裕理さんからいただいた寄附金を基金として積み立てているものであります。委員より「今回の寄付金50万円を合わせると総額320万円にもなるので、ご本人を招いてのイベント等の開催を検討してもらいたい」との意見がありました。同じく保健体育費の負担金及び交付金についてですが、平成13年より菊池川漁業協同組合と斑蛇口湖の湖面利用に関する覚書により、ワカサギ釣り大会及びワカサギの卵放流等の協力金として負担しておりましたが、今回漁協との協議不足により異議があり、改めて協定書を取り交わすこととなったため、斑蛇口湖ボート場漁業協力負担金50万円を計上されたものであります。委員より「執行部は漁協との覚書について、今後慎重に対応し、不手際がないように」指摘をいたしました。

次に、議案第79号、平成19年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算についてですが、平成18年度老人保健医療事業交付金の精算による補正であります。

次に、議案第81号、指定管理者の名称変更に伴う再指定についてでございますが、質疑もあっておりましたので現地を調査し、指定管理者であるNPO法人の方と協議をいたしました。その中で、泗水図書館は平成9年の会館からシステムの更新を平成14年に行っていますが、「合併し利用登録者の増加も考えられることから、さらなるシステムの更新が必要になってくるのではないか」との意見がありました。

以上、付託されました議案のうち1議案につきましては異議がございましたが、採決の結果、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、陳情第2号、泗水幼稚園駐車場設置に関する陳情書についてであります。現在泗水幼稚園は専用の駐車場がないため、泗水体育館の駐車場から約150m歩き送迎を行っているとのことでしたので、実際現地を調査し、審議いたしました。特に雨天、厳寒時の幼児を連れた送迎につきましては保護者の方には大変な負担だと思われまます。園舎の現況を確認したところ、「現施設での改良も十分可能である」との意見であり、執行部におかれましては保護者会及び幼稚園職員と協議を行い、いずれにしても園児の安全の確保が最優先でありますので、補正予算で対応するなど早急な改善を強く要望し、全会一致で採択いたしました。

次に、陳情第3号、安全安心の医療と看護の実現のため医師・看護師等の大幅増員を求める陳情書についてですが、各委員より「陳情の趣旨は十分理解できるが、国の政策であり、地方にはなじまない」として不採択といたしました。

最後に、第1回定例会からの継続審査である議案第18号、菊池市市営プール条例の一部を改正する条例の制定について、議案第19号、菊池市立体育館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第20号、菊池市営グラウンド条例の一部

を改正する条例の制定について、議案第21号、菊池市七城屋内スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第22号、菊池市菊池体育センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第24号、菊池市営ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第25号、菊池市七城運動公園条例の一部を改正する条例の制定について、議案第26号、菊池市営相撲場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第27号、菊池市営泗水武道館条例の一部を改正する条例の制定について、議案第28号、菊池市七城芝生交流広場条例の一部を改正する条例の制定について、議案第29号、菊池市立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第30号、菊池市旭志B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について、議案第31号、菊池市泗水B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。4月26日、5月21日に委員会を開催し、また本定例会でも審議を重ねてまいりました。委員より、対象が子どもたちや高齢者であり、合併時の「サービスは高く、負担は低く」との市長の所信表明もありましたので、「様々な問題が生ずる」との意見が出ましたが、「厳しい財政状況でもあり、合併3年目に入り、受益者負担の原則、公平負担の原則という観点から、執行部の各施設の使用料の統一を図りたいとの考えも十分理解でき、改正は必要である」との意見もありました。なお、執行部より「照明料は現在の体育施設電力使用量の低い金額に合わせており、近隣の市町村の使用料金と比較しながら調整したものである」との報告もありました。また各種団体への説明状況について報告もありましたが、委員より「施行については10月1日だが、市民に対して周知徹底の時間が足りない」との意見が多数あり、平成20年4月1日より施行という修正案が提出されました。採決の結果、賛成多数で可決いたしました。修正案を除く原案につきましても、採決の結果、賛成多数で可決すべきものと決しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（北田 彰君） 次に、経済常任委員長、坂井正次君。

[登壇]

○経済常任委員長（坂井正次君） 経済常任委員長報告をいたします。

今定例会で経済常任委員会に付託されました案件は予算1件であり、その審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

議案第78号、平成19年度菊池市一般会計補正予算中、付託分について申し上げます。主なものは、款5農林水産業費の県立農大等再チャレンジ活用推進事業補助金について、農大等が再チャレンジを行う者、団塊世代、若者に対して、就農に

に向けた研修機会を充実するにあたっての体制整備を支援する事業であり、きくちきり水源村が事業主体となり、就農支援の指導の設置や就農定着支援活動を行うとの説明がありました。質疑の中で、「ファームきくちも就農支援をやっているが、どのようにやっていくのか」との質問がありました。執行部から「ファームきくちも同じような就農支援活動をやっているのだから、連帯してやっていきたい」との回答がありました。ほかに地域営農組織育成緊急支援事業補助金について、集落内の農業機械の整備合理化計画を策定し、その後機械を査定、処分を行い、新たに高性能機械設備を導入することに伴う補助金であり、二つの営農生産組合に交付するとの説明がありました。委員から「ほかにも機械導入の補助金を要望している組織はあるのか」との問いに、「3組織あったが、県の予算等の関係から菊池管内で2組織に落ち着きそうな状況である」との回答がありました。委員から「今後もこのような支援をできるだけ積極的にお願いしたい」との意見があり、「できる限り県に働きかけたい」ということでした。また、款6商工費の中心市街地活性化基本計画策定委託料に関連して、委員から「計画だけが先行して現実化するのが問題である。また予算だけ立てても今の商工観光課の人数で現実化するのが不安である」との意見がありました。執行部から「現在、商工会と会議を重ねており、今後も商工会と一体となり取り組んでいく」とのことでした。また委員から「市街地の活性化は簡単なことではない。至難の業である。そのために、執行部、商工会、観光協会がしっかり連携を取ってほしい。また庁内においても、市長、副市長、経済部、建設部、企画部など、関係部署が密に協議し、計画実行してほしい」との意見がありました。ほかに商工業共同施設設備補助金について、中央通りの街路設置に対する補助金であるとの説明があり、現地調査を行いました。

以上、付託されました議案につきまして慎重審議しました結果、討論はなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

議員各位におかれましては、速やかにご賛同を賜りますようお願いを申し上げ、経済常任委員長の報告といたします。

○議長（北田 彰君） 次に、建設常任委員長、樋口正博君。

[登壇]

○建設常任委員長（樋口正博君） おはようございます。ご報告いたします。

本定例会において、建設常任委員会に付託されました議案は、条例案1件、予算案1件であり、その審査の過程並びに結果についてご報告します。

まず、議案第77号、菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。本案は、泗水町永南区に設置する浄化槽の分担金及び使用料について、公共下水道の分担金及び使用料を適用するため条例の一部を改正

する必要があるとの説明があり、今日までおける経過の説明を受けました。永南区においては、合併前より小規模集合排水処理事業にて事業実施の計画決定がなされ、その際、分担金及び使用料については、泗水町特定環境保全公共下水道事業に料金統一を行うとの合意がなされており、今回事業費の削減のため市町村設置型への変更についても分担及び使用料については、それに準じてほしいとの要望がなされているとのことであります。主な質疑は、「住民説明会は十分に開催され、住民の意見は反映されているか」との意見に、「合併前も合併後も多くの説明会の開催をしており、理解を得ている」との答弁がありました。

次に、議案第78号、平成19年度菊池市一般会計補正予算について申し上げます。款7土木費、項2土木費、委託料41万6,000円は、国道325号線四車線化整備促進期成会に伴う啓発看板設置委託料2基分であります。設置の場所は、森北地区、台地区の2ヵ所を予定し、場所が決定次第報告するとのことであります。

以上、慎重審議しました結果、建設常任委員会に付託されましたすべての議案に対し、委員全員一致で異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。議員各位におかれましては、慎重審議の上、速やかにご賛同賜りますようお願い申し上げます、建設常任委員長報告とさせていただきます。

○議長（北田 彰君） 以上で、委員長報告を終わります。

次に、継続審査となっております議案第18号から議案第22号まで、及び議案第24号から議案第31号までの13議案の条例改正案について、本田憲一君から会議規則第101条第2項の規定によって、少数意見の報告書が提出されております。少数意見の報告を求めます。

本田憲一君。

[登壇]

○（本田憲一君） 継続審査となっております議案第18号から31号までの13案件について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。新市になってまだ3年も経過していない状況の中で、料金の統一ということでこのたび条例の制定が上程されました。合併当初の由縁であります負担は低く、サービスは高いというこの基本理念に、まだ3ヵ年も経っていない中でこういう条例の制定は、私は時期尚早と考えます。お年寄りの方々の早朝からのグラウンドの使用、これも健康増進の一つと医療費の抑制につながっているものと思います。このたび少数意見の留保ということで皆様方に本当に判断を委ねるのでありますが、どうぞ皆様方のご理解をよろしくお願いいたします。

失礼しました。23号は3月の定例会で可決しております。

○議長（北田 彰君） ただいまの委員長報告及び少数意見の報告に対して質疑を行い

ます。質疑はありませんか。

東裕人君。

[登壇]

○(東 裕人君) おはようございます。

陳情第3号、医師看護師等の大幅増員を求める陳情書について、文教厚生常任委員長にお伺いします。委員長報告では、地方になじまないとの理由で、この陳情反対とのことでした。ですが、この陳情は県下多くの自治体にも行われており、現時点で益城町、山都町、水上村、和水町、そしてお隣の合志市、この五つの自治体で採択をされ、荒尾市では一端請願を不採択にしたものの、同じ趣旨の意見書を6名の議員発議で採択をしています。そこで、一つだけどうしてもわからない点、1回だけお伺いします。一体これらの自治体と本市菊池市の違いは何でしょうか。教えてください。

○議長(北田 彰君) 文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

○文教厚生常任委員長(木下雄二君) 東議員の質疑にお答えしたいと思います。

議員おっしゃるように、委員の中からもですね、陳情の趣旨は十分理解できるという意見はたくさん一応出ております。しかしながら、ほかの近隣の町村の方もちょっと確認してみましたところ、山鹿市は郵送扱い、また熊本市は議長預かり、玉名市は不採択ということであり、各委員より委員長報告で申しあげましたように、陳情の趣旨は理解できるが地方にはなじまないではないかということで、意見多数により不採択となったわけでございます。

以上、お答え申し上げます。

○議長(北田 彰君) ほかにありませんか。

坂本昭信君。

[登壇]

○(坂本昭信君) 質疑ですが、文教厚生常任委員長にお尋ねします。

菊池川漁協協力金につまきして、30万円が50万円になったと、67%も上がっておるわけですが、これはどんな意味で上がったのか、ご説明をお願いします。

○議長(北田 彰君) 文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

○文教厚生常任委員長(木下雄二君) 坂本議員の質疑にお答えしたいと思います。

先ほど委員長報告の中で申しあげましたように、金額的には今までは30万円で、ワカサギ釣り大会及びワカサギの卵放流ですね、そういうのに協力金として負担し

ていたということでございますけれども、そういうののちょっと協議不足といえますか、手違いがあったみたいですね、改めて漁協の方から協定書を取り交わすということの依頼があったみたいでございます。そのことによって、改めて今回はその、今までポートコースのワイヤーロープですね、それについては11月から3月までは4コースでやると。4月から10月までは6コースと、そういうことについてのその季節ごとに取り外してという形のそのあれも入っていたみたいなんですけれども、今回改めてそのコースの常設は認める、そういうことも入れていただいた上で、今回は50万円で大体内定ということで予算計上をされているみたいでございます。ちょっと予算的に申し上げますと、1回引き上げるだけで大体192万円ぐらいかかるそうです。それを上げる、また付けるのに合計でやっぱり300・400万円近くかかりますから、そういうのは今回この協定によってしなくてもよくなったということで、ちょうど間を取ったというか、そういう形で50万円でということで内諾で予算が計上されたものということで聞いております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○（坂本昭信君） この30万円と申しましてもですね、今財政難、財政難と言われていますが、これは50万円は1年限りの50万円ですか。それとも30万円ですね、決まった約束は約束ですよ、30万円は約束してあったと思いますけれども、どんな行き違いか、まだはっきりしませんので、その行き違いのところも詳しくご説明をお願いしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（木下雄二君） 今、行き違いということのあれでございますけれども、執行部からはですね、その約束のあれを、言うなればワカサギ釣り大会とかそういうのをやるときにはきちんと漁協との連絡等を取らなければいけなかったんですけれども、それを執行部としてはその連絡的なものがちょっと取れていなかったと。そういう形で、向こうの方からそういう形で異議があったということで報告をいただいております。先ほど申しましたように、今後はですね、そういうことがないようにということで、委員会としては厳しく指摘をしておいたところでございます。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 坂本昭信君。

[登壇]

○（坂本昭信君） その50万円は1年きりですかね。ずっと今から20万円ずつとすると、10年すると200万円、30年すると、漁協はなくならんけんですね、それを考えますと、やはりその言うならば執行部の落ち度ということですかね。

○議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（木下雄二君） 執行部の落ち度といたしますか、そういうことになると思います。ですから、先ほど申しましたようにですね、いずれにしても相手もいらっしゃることなもんですから、そういう形で逆に委員の中からはですね、このくらいの金額で、また協定書を交わせることができたということに対してはよかったんではないかという意見もありました。

以上、お答えいたします。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） それでは、文教厚生常任委員長の木下委員長に質問いたします。

議案第20号の菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定についてでございますけれども、これはちょっとひよっとしたらわからないかもしれませんが、グラウンドの使用料について、使用料は七城、泗水、旭志、また菊池市の一部の地区は徴収していなかったようでございます。この徴収していなかった地域の使用料を徴収したとして、どれぐらいの金額になるか、わからればお答え下さい。また、主にこのグラウンド使用の対象者は早朝練習をされている、主にお年寄りの方々だと思われまます。徴収するようになれば、グラウンドへ練習に行く機会も減り、それが原因でストレスが溜まり、閉鎖的になり、運動不足で医療費、介護費等が増える可能性が高いと思われまます。お年寄りの身になって、その医療費、介護料金等が増えるということを前提に十分討議されたか、質問いたします。

○議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（木下雄二君） 坂井議員の質疑にお答えをしたいと思います。

今回、継続の議案の全体の収支といたしますか、改定後の歳入見込みという金額でございますけれども、全体で大体240万円ぐらいということで見込んでおります。その中で、グラウンドの部分については、大体137万円ぐらいということで一応数字的なものはいただいております。

それと、先ほど医療費ですね、対象者がお年寄りということで医療費の増につながるのではないかというそういう心配の意見は委員の方々からも出ました。しかし

ながら、使用料については、先ほど委員長報告で申しましたように、受益者負担の原則、公平負担の原則という観点から統一の必要性があるとの意見が委員の中から出まして、賛成多数で可決となったものでございます。

以上、お願いいたします。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

森隆博君。

[登壇]

○（森 隆博君） それでは、議案第76号です。菊池市国民健康保険税の一部条例を改正する条例の制定について、総務委員長の方にちょっとお尋ねをしたいと思えます。私が本定例会におきまして質疑は行っております。そのときの総務部長のお答えが、国保の基金は最低でも4億円が菊池市には必要だというふう到最后にお聞きいたしました。今までの委員会の中におきましては、応能割と応益割の割合がバランスが取れないというようなことで、それを維持するために今回1戸当たり3万2,000円を2万9,000円に下げて、所得割の方を9.5から10%に上げるということのお願いでありましたけれども、現実的には11%まで上げんとやっていけないというのが現状であります。そういった中で、その中に今年が5,000万円、19年度で7,000万円というような基金取り崩しというような形になっておりますので、そうしますと3億1,000万円というような形、金額になりますので、そういった4億円を維持するというためには、どうしても不足の方に進みますし、所得の低下によって起きたということですが、農家所得は下がる一方でありまして、所得の見込みもないということでありまして、そういった4億円を維持するというようなことについて委員会の中で意見が出たか、出なかったかということについてお尋ねをしたいと思えます。

○議長（北田 彰君） 総務常任委員長、工藤恭一君。

[登壇]

○総務常任委員長（工藤恭一君） ただいまの質疑についてお答えいたします。

応能割、応益割を実施しておりますけれども、これが枠を、平準化枠を外れますと国からの6,000万円ぐらいの補助がなくなります。そういう説明でありまして、それを今のままでやっていけばそれだけ下がりますので、それをそのままいけば6,000万円の国からの補助がなくなるということで、この際改正しなければやっていけないと、まだ取り崩しが多くなるというようなことでございまして、また来年度は大幅な国民健康保険の見直し、応能割、応益割の見直しもあるかもわからないというようなことでございますけれども、農家の所得は、もう本当に全協でもお話がありましたように、今年は随分下がっております。それだから、改正しなければ

やっていけない。委員の方々からは、いや、そうじゃない、もう少し大幅に10%じゃなくて11%ぐらいしたらどうかという意見も出ましたけれども、今度の場合はこのくらいで収めておこうというようなことで決定したわけでございます。

以上でございます。

[登壇]

○(森 隆博君) 審議があったということであれば、これで終わります。

○議長(北田 彰君) ほかにありませんか。

境和則君。

[登壇]

○(境 和則君) 文厚委員長にお尋ねをいたします。

継続審査中の議案に対しまして、それぞれ文厚委員会の中でいろんな意見が出たかと思っておりますけれども、初めてお聞きになられる方については、その条例案に対して大変不安がっていらっしゃる、私もその一人でございますけれども、使用者といえますかね、それぞれの種目の委員さんからは、例えば具体論で言うと実際1時間という時間設定をされると準備その他について余計な時間に対して使用料も払わなきゃならんと、そういうのを何とか考えてくれないだろうか。それから、まずは早朝より練習をされていらっしゃる方は、その出会いによってやっているわけですから、試合、その他についての使用料については納得できるけれども、やはり毎日の練習、早朝週一回の練習とか、その他については何とか考慮できないか。どこかでその案が生かされているのか、生かされていないのか。もしくはこの条例が可決したといたしましてもですね、やはり使用者の方々からそれぞれ意見が出るならば条例改正が可能なのか、要綱案で詳しく書くのが必要なのか、その辺について審議があったか、ないかを、ぜひお聞かせいただきたいと思っております。

○議長(北田 彰君) 文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

○文教厚生常任委員長(木下雄二君) 境議員の質疑にお答えをしたいと思います。

今、境議員おっしゃいましたように、また境議員は体協の委員長という立場でございますので、先ほど報告しました各種団体の会議にも出席をされていらっしゃると思っております。その中で、私たちの報告の中にも料金についての不安とか、そういうのについてはいろんな意見もあったということでございます。その中でテニスなんかの団体の方は、それはもう料金を取ってもいいんじゃないかと、そういう意見も出たということで報告をいただいております。私どもも、各委員もですね、もうこのことについては何回も審議をしまして、とても集中審議をしてきたわけでございますけれども、執行部の方にも内部規定をしっかりといろいろ適用していただいて、

先ほどおっしゃった朝からちょっとやるグラウンドゴルフとか、そういうのとか子どもたちが利用するプールの問題についてもいろんな内部規定を取り組んで対応をしていただきたいということは委員会としてもしっかり申し添えておりますので、それとまた本当であれば期日を延ばしましたので、もし本当に最悪の場合はですね、その最終的な施行の前に、また改めて執行部から条例の提案もあってもいいんじゃないかということは認識しております。

以上でございます。

○議長（北田 彰君） 境和則君。

[登壇]

○（境 和則君） もう少しですね、この使用料を取るという主旨といいますかね、要綱をはっきりそれぞれ議会議員の方々にも、これは一般質問じゃございませんので言えませんが、やっぱり訴えていただいて、この料金設定が何の目的があって、どのようにいくのか、財政面だけでじゃなくて、やっぱり平等性をやったり負担、いろんな無料にすることによって弊害が出ているのも事実です。いろんなお話を聞きます。そういうのを勘案した中でこの合併協議会の中、3年を目途に体育施設の整備についても平均化するというお話があったと。それが19年度で17、18、19年の3ヵ年間で料金設定、使用料設定が現実的に起きてきたと。その中で、使用者の方々には迷惑をかけないようにというようなことだろうかとは思いますが、私が体育協会の中で執行部からお話を聞いたときにはそういうお話でした。ですけれども、やはり高齢者の方で今まで無料だった方がやはり料金を払うということについては、その意義がしっかり伝わらないと何で無料がお金を払わにゃんのかと、そうしたお金ば払わにゃんならば、私どもはどこでしていいかと。そういう中で細かい意見が出ております。ですから、今後ともですね、ぜひその方々たちの、使用者の方たちの声を十分反映される時期がございましたら、委員長の方もこれはお願いかもわかりませんが、勇気を持ってですね、4月1日までの施行の期間中にはいろんなお話が出てくるかと思いますが、その辺もぜひ委員長の報告の中でそういう意見が出たということで安心はいたしますけれども、施行につきましては、要綱案については委員会、またそれぞれの議員さんに十分な説明をお願いして、質疑を終わりたいと思います。委員長にお答えをお願いしたいと思います。

○議長（北田 彰君） 文教厚生常任委員長、木下雄二君。

[登壇]

○文教厚生常任委員長（木下雄二君） 今、境議員がおっしゃいましたように、そのところはですね、受益者の方々にしっかり理解をしていただくように、私たち委員長も含め、委員としてもですね、努力をしてまいりたいと思います。

以上、終わります。

○議長（北田 彰君） ほかにありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ここで、暫時休憩したいと思います。

○

休憩 午前11時12分

開議 午前11時24分

○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

まず、これより継続審査案件の議案第18号から議案第22号まで、及び議案第24号から議案第31号までの13議案について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に賛成の発言を許します。

水上博司君。

[登壇]

○（水上博司君） それでは、継続審査中の議案第18号から23号を除いた31号までの賛成討論を行います。

この施設の利用につきましては、委員長も言われますように、やはり使用料の負担をすることは利用者の義務だと思います。そしてまた、言われるようにお年寄りの方々が健康増進につながっていくのも確かだと思いますが、やはり一部の方が利用され支払いをするのはこれは全体の方が支払をしていくわけです。そうしたことを思いますと、やはり高額な施設費、そして管理費あたりがかかっているにも関わらず無料というのはいかがなものかだと思います。そしてまた、この内部規定につきましては執行部の方で十分お年寄りの方に便宜を図った要綱を今後また考えられると思いますので、できますならば賛同していただきますようお願いいたします。これにつきましては、賛成討論といたします。

○議長（北田 彰君） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

坂井正次君。

[登壇]

○（坂井正次君） 反対討論をいたします。

今日も行ってきたな、おい、今日も行ってきた、気持ちのよかね。毎朝グラウンドゴルフに行くとは、これが楽しみで生きとる、これが私と親父の会話であります。この議案第20号、菊池市グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について、これは今も言いましたように私の父はグラウンドゴルフなどに行って健康であります。しかし、私の母は閉じこもり気味で運動不足もあったと思いますが体を悪くし、

今は人工透析をしております。年間400万円ぐらい市にお世話になっております。やはりグラウンドへ行ってそこその運動をし、生活するのが一番体にいいのではないのでしょうか。しかし、グラウンド料金を徴収すれば、金額はここに菊池グラウンドゴルフ場1回105円、これ年間6万円だそうでございます。七城にも何か所がグラウンドがありますけれども、徴収する金額はそんなに大した金額ではないと思います。やはりお年寄りがそういった体を、運動をする場をなくして、お年寄りが不健康になり、医療費、介護費用も嵩む可能性が大であります。そういう観点からいたしまして、お年寄りのグラウンドの有料化はすべきでないと思います。反対意見といたします。

○議長（北田 彰君） 次に、委員会修正案に賛成の方の発言を許します。ありませんか。

ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） これで討論を終わります。

これより継続審査議案について採決します。継続審査となっております議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号の13議案について、異議及び委員会修正案が提出されておりますので、起立により採決をします。

まず、議案第18号の委員長報告は修正です。委員会の修正案について、起立によって採決します。委員会の修正案に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決しました部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正部分を除く原案について、委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、修正部分を除く原案については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号の委員長報告は修正です。委員会の修正案について、起立によって採決します。委員会の修正案に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決しました部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正部分を除く原案について、委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、修正部分を除く原案については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号の委員長報告は修正です。委員会の修正案について、起立によって採決します。委員会の修正案に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決しました部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正部分を除く原案について、委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、修正部分を除く原案については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第21号の委員長報告は修正です。委員会の修正案について、起立によって採決します。委員会の修正案に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決しました部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正部分を除く原案について、委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、修正部分を除く原案については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第22号の委員長報告は修正です。委員会の修正案について、起立によって採決します。委員会の修正案に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決しました部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正部分を除く原案について、委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、修正部分を除く原案については、

委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第24号の委員長報告は修正です。委員会の修正案について、起立によって採決します。委員会の修正案に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決しました部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正部分を除く原案について、委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、修正部分を除く原案については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第25号の委員長報告は修正です。委員会の修正案について、起立によって採決します。委員会の修正案に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決しました部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正部分を除く原案について、委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、修正部分を除く原案については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第26号の委員長報告は修正です。委員会の修正案について、起立によって採決します。委員会の修正案に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決しました部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正部分を除く原案について、委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、修正部分を除く原案については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第27号の委員長報告は修正です。委員会の修正案について、起立によって採決します。委員会の修正案に賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決しました部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正部分を除く原案について、委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、修正部分を除く原案については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号の委員長報告は修正です。委員会の修正案について、起立によって採決します。委員会の修正案に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決しました部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正部分を除く原案について、委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、修正部分を除く原案については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号の委員長報告は修正です。委員会の修正案について、起立によって採決します。委員会の修正案に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決しました部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正部分を除く原案について、委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、修正部分を除く原案については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号の委員長報告は修正です。委員会の修正案について、起立によって採決します。委員会の修正案に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決しました部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正部分を除く原案について、委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、修正部分を除く原案については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号の委員長報告は修正です。委員会の修正案について、起立によって採決します。委員会の修正案に賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決しました部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正部分を除く原案について、委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、修正部分を除く原案については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第3号を除き議案第75号から議案第81号までの7議案及び陳情第2号のを含め討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対の発言を許します。

東裕人君。

[登壇]

○(東 裕人君) 議案第76号、菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対討論を行います。

今、国保税だけでなく住民税、所得税増税で市民所得に対する租税負担の割合は大きくなっています。そういう情勢下の今回の税率改正であります。平成18年度は合併後の統一で七城、泗水の税率が上がりました。平成19年度、本議案は平準化を理由に税率を上げるというものです。これは、委員会でも所得が同じであれば増税である、こう執行部が明言されたとおり、どの所得階層をとっても増税であります。そして来年度は制度の大幅な改正で、予測もつかないとの執行部の説明もありました。執行部ですら先が見えないという中で、今でさえ市民の負担能力を超えたものになっている国保税の連続的な増税は認められません。よって反対します。

○議長(北田 彰君) 次に、原案に賛成の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) 原案に反対の発言を許します。

本田憲一君。

[登壇]

○(本田憲一君) 私は、議案第78号の一般会計補正予算について、反対の討論を行

います。

予算書の91ページの負担金及び補助金交付について、平成13年度に斑蛇口湖の湖面の利用に関する覚書が市と菊池川漁協の間で締結されました。毎年30万円の協力金が交付されることになっておりましたが、13年度から6年間に、平成16年と18年度に2ヵ年間の交付がなされず、協定書の破棄が通告されました。協力金の大幅なアップということで50万円が提示されております。所管事務が建設部、経済部、そして本年19年度から教育委員会ということで予算が計上されております。これは所管事務の統一がなされなくて、縦割り行政の弊害から生じた大幅アップの予算計上であると思います。この責任を明確にされていない中で計上されておりますので、私は反対討論を行います。再度検討して提出いただきたいと思います。

終わります。

○議長（北田 彰君） 原案に賛成の発言を許します。ありませんか。

ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） これで討論を終わります。

これより、議案第75号から議案第81号までの7議案及び陳情2号について採決します。ただいま討論がありました76号、78号を除き、一括採決します。

お諮りします。議案第75号、議案第77号、議案第79号、議案第80号、議案第81号、陳情第2号、以上の6案件について、各常任委員長の報告は原案のとおり可決です。各常任委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、6案件については、各常任委員長の報告のとおり可決することに決定しました。

次に、討論がありました76号、78号については、起立により採決します。

お諮りします。議案第76号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第78号について、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第78号は委員長の報告のと

おり可決されました。

次に、陳情第3号について討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に賛成の発言を許します。

東裕人君。

[登壇]

- (東 裕人君) 陳情第3号について、委員長報告は不採択ということでしたので、賛成の討論を行います。

深刻な医師不足、看護師不足は、地域医療にとっても大変大きな問題です。命の平等を保障し、国民誰もが安心してかかる医療制度を守り拡充するためには、その核である医師・看護師の数の確保、労働条件の整備が必要です。その点からも、本陳情の内容は全くもって正当な要求であり、採択されるべきであると私は考えます。地方になじまないと言われましたが、お隣合志市でも採択をし、昨日は水俣市でも可決、採択をしたこの陳情、議員の皆さんの賛同をお願いして、陳情への賛成の討論とします。

- 議長(北田 彰君) 次に、原案に反対の発言を許します。ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長(北田 彰君) ほかに討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- 議長(北田 彰君) これで討論を終わります。これより、陳情第3号を採決します。陳情第3号に対する委員長の報告は不採択です。したがって可を諮る原則により、原案について採決します。採決は起立によって行います。

お諮りします。陳情第3号は、原案のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(北田 彰君) 起立少数です。したがって、陳情第3号は不採択にすることに決定しました。



日程第2 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

- 議長(北田 彰君) 日程第2、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

総務常任委員会

- 1 一般行財政、市税、企画開発、地域振興、情報処理等に関する諸問題の調査について

文教厚生常任委員会

- 1 福祉、環境、健康管理、教育等に関する諸問題の調査について

経済常任委員会

- 1 農政、林業、商工振興、観光開発等に関する諸問題の調査について

建設常任委員会

- 1 土木、都市計画、公共下水道、水道等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について

小川会館建設特別委員会

- 1 小川会館建設に関すること

新庁舎建設検討特別委員会

- 1 新庁舎建設に関すること

議会広報特別委員会

- 1 議会広報に関すること

企業誘致促進特別委員会

- 1 企業誘致に関すること

議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から所管事務調査事項について、議席の配布の閉会中の継続審査申し出の一覧のとおり申し出がっております。

お諮りします。議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長及び各常任委員長並びに特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、昼食等のため暫時休憩します。

○

休憩 午前 1 時 5 3 分

開議 午後 1 時 0 0 分

○

○議長（北田 彰君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○

追加日程第1 議案第82号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

○議長（北田 彰君） 次に、追加日程第1、議案第82号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。本案については、地方自治法第117条の規定に係る議員は除斥する必要がございますが、第117条に係る議員はありますか。

関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 議案第82号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明申し上げます。教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づきまして、5人の委員をもって組織され、その運営がなされております。その中のお一人茅嶋祐一委員が同法律施行令第20条の規定により、市町村の廃置分合があった場合の特例による2年の任期が満了するため、その後任の委員につきまして議会の同意をお願いするものでございます。教育委員会委員は、人格が高潔で教育、学術及び文化に関し識見を有する者とされており、十分検討いたしました結果、小中学校でそれぞれPTAの会長、副会長の経験をお持ちであります菊池市重味593番地2、有田征二氏を任命いたしたく提案申し上げるものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第82号については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第82号を採決します。採決は起立により行います。お諮りしま

す。議案第82号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(北田 彰君) 起立多数です。したがって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

○

追加日程第2 議案第83号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長(北田 彰君) 次に、追加日程第2、議案第83号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。本案については、地方自治法第117条の規定に係る議員は除斥する必要があると思いますが、第117条に係る議員はありますか。

関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長(福村三男君) 議案第83号、公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。公平委員会は、地方公務員法の規定に基づき3人の委員をもって組織されております。その職務は、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益を審査し、これらについて必要な措置を講じる行政委員会でございます。今回地方公務員法附則の経過規定により、合併後2年となっております白井幹郎委員の任期が満了するため、その後任の委員につきまきして議会の同意をお願いするものでございます。委員は、人格が高潔で地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し識見を有する者とされており、十分検討いたしました結果、再度白井幹郎氏を選任いたしたく提案するものでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(北田 彰君) 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第83号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(北田 彰君) 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第83号を採決します。採決は起立により行います。お諮りします。議案第83号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第83号は原案のとおり可決されました。



追加日程第3 議案第84号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○議長（北田 彰君） 追加日程第3、議案第84号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。本案については、地方自治法第117条の規定に係る議員は除斥する必要があるようですが、第117条に係る議員はありませんか。

関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 議案第84号、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。固定資産評価員は、地方税法第404条の規定に基づき、長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ価格の決定を補助するために設置することとされ、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから選任することとされております。本市ではこれまで税務課長がその職を兼務しておりますが、本年4月の人事異動に伴い税務課長の異動がありましたので、新たに菊池市七城町林原1068番地、田代武則税務課長を選任いたしたく提案申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第84号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第84号を採決します。採決は起立により行います。お諮りします。議案第84号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

○

追加日程4 議案第85号 人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについて

○議長（北田 彰君） 次に、追加日程4、議案第85号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。本案について、地方自治法第117条の規定に係る議員は除斥する必要がございますが、第117条に係る議員はありませんか。

関係する議員なしと認めます。

提出者の提案理由の説明を求めます。

市長、福村三男君。

[登壇]

○市長（福村三男君） 議案第85号、人権擁護委員候補の推薦につき意見を求めることについてご説明申し上げます。現在、本市の区域には14名の人権擁護委員さんが法務大臣の委嘱を受け人権擁護活動に従事をされております。その中のお一人、岩崎義郎氏が本年9月30日をもって3年間の任期が満了いたします。今回、その後任の候補者の推薦につきまして熊本地方法務局長より依頼がありました。推薦にあたっては、人権擁護員法の規定により、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者とされており、十分検討いたしました結果、岩崎義郎氏を再度推薦いたしたく議会の意見を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（北田 彰君） 以上で、議案の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第85号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 異議なしと認めます。したがって、委員会の付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略し、引き続き審議します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（北田 彰君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより、議案第85号を採決します。採決は起立により行います。お諮りします。議案第85号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（北田 彰君） 起立多数です。したがって、議案第85号は原案のとおり可決されました。



追加日程第5 報告第9号から報告第14号まで一括上程・報告

○議長（北田 彰君） 次に、追加日程第5、報告第9号から報告第14号までの6件について一括議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

経済部長、稲葉公博君。

[登壇]

○経済部長（稲葉公博君） 先日の第3セクターの報告に続きまして、残りの分をご報告させていただきます。

報告第9号、有限会社七城町特産品センター経営状況報告について報告をいたします。

まず、議案の11ページをお開き下さい。平成18年度においては、周年祭や各種イベントの開催、また管内物産館の連携による奄美物産フェア等の同時開催等により販売の促進に努められております。

次に、12ページから18ページまでは決算報告書でございますが、まず13ページをお開き下さい。平成19年3月31日現在の貸借対照表でございます。繰越利益剰余金が2,265万3,422円を含み、純資産の合計が1億40万3,422円となっております。

次に、14ページの損益計算書でございますが、当期純利益が1,020万5,368円となっております。15ページからは明細等でございますので、説明を省略させていただきます。

19ページをお開き下さい。平成19年度の事業計画でございます。平成19年度におきましても継続して各種イベントを開催し、特に九州、四国、関西メロンギフトの販売強化、新商品の開発とその販路拡大を計画されているところであります。

次に、20ページから24ページにかけましては、平成19年度の収支予算でございます。まず20ページでございますが、歳入総額13億8,986万8,000円を見込んでおります。歳出見込額については13億6,046万円で、平成19年度の利益見込額2,940万8,000円を見込んでおります。21ページから明細でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で、七城町特産品センターの経営状況報告に代えさせていただきます。

次に、報告第10号、有限会社七城町振興公社経営状況報告について報告をいたします。

まず議案の26ページをお開き下さい。七城町振興公社は、夏場の温泉ドーム大浴場天井改修工事に伴い、売上高の対前年比が90%と減少しましたが、後半の宴会部門及びおせちの売上げが好調を保ち、はじめて実施された奄美物産フェアも好評を得ております。

次に27ページでございますけれども、月別事業経過報告でございます。ご覧をいただきたいと思っております。

次に28ページから32ページまでは、平成18年度の決算報告書でございます。まず29ページでございますけれども、平成19年3月31日現在の貸借対照表でございます。繰越利益剰余金が320万7,255円となっております。

次に、30ページをお開き下さい。損益計算書でございますけれども、売上総利益から販売費及び一般経費を差し引きますと3,236万1,662円が営業損失でございます。また、営業外収益3,461万5,630円から営業損失及び法人税等を差し引きますと109万560円の当期利益となります。

次に、31ページは販売費及び一般管理費の明細でございます。

33ページをお開き下さい。平成19年度事業計画でございます。

それから35ページをお願いいたします。平成19年度の損益予算書でございますが、本年度営業収益合計5億8,747万7,000円を見込んでおります。

36ページをお開き下さい。費用の部でございますが、費用の合計は5億6,606万9,000円となっております。当期利益につきましては、本年度2,140万8,000円を見込んでおります。

以上で、有限会社七城町振興公社の経営状況の報告でございました。

次に、報告第11号、有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について報告をいたします。

議案の41ページをお開き下さい。七城町銘柄米センターでは、七城のお米、安全安心銘柄米と位置づけて、七城米の生産、集荷、販売等について取り組んでいるところでございます。平成17年産米販売実績については、2万6,867俵、平成18年産米集荷実績については1万9,794俵となっております。

次に、42ページから51ページまでは決算報告書でございますが、43ページをお開き下さい。平成18年12月31日現在の貸借対照表でございます。純資産の合計が6,350万5,761円となっております。次に、44ページが損益計算書でございますけれども、当期利益が2,623万6,816円となっております。45ページから51ページまでは明細等でございますので、説明を省略させていただきます。

次に、52ページをお開き下さい。平成19年度の事業計画でございます。平成19年産米の集荷については、対前年度比131%の2万6,000俵を計画をいたしております。

次に、53ページをお開き下さい。平成19年度の収支計画書でございます。経常利益492万5,200円を見込んでいるところでございます。

以上、有限会社七城町銘柄米センターの経営状況報告でございました。

次に、報告第12号、有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告でございます。議案の59ページをお開き下さい。上半期は全国的な天候不順により、5月の日照不足、6月の長雨と非常に厳しい状況が続き、大変苦戦を強いられましたが、下半期に入りキャンペーンの成果が表れ、売上高は4億5,446万5,000円で、対前年比104.5%となっております。

次に、62ページから68ページは決算報告書でございますが、63ページをお開き下さい。平成19年3月31日現在の貸借対照表でございます。純資産合計が4,073万7,978円となっております。64ページが損益計算書でございますけれども、当期の純利益が669万4,846円となっております。

次に、69ページをお開き願いたいと思いますが、平成19年度の営業計画でございます。

次に、70ページから73ページにかけまして、平成19年度の予算でございますが、まず70ページでございます。物産館の売り上げ2億6,200万円を見込んでおります。対前年比99.6%を見込んでおります。平成19年度は施設の改装工事を予定しておりまして、工事期間中の休業時損失等を考慮し、営業利益は159

万4,000円を見込んでおるところでございます。

以上、有限会社旭志村ふれあいセンターの経営状況報告でございました。

次に、報告第13号、株式会社四季の里旭志経営状況報告でございます。

まず、議案の76ページをお開き下さい。平成18年度第12期の営業報告からご説明申し上げます。売上高は対前年比96%で推移しましたが、閑散期の対策として、忘年会、新年会及びおせちの拡販に努め、忘年会、新年会で71万円、おせちで200万円の売り上げ増、また1月から販売したログハウス宿泊プランについても21万円の売り上げ増となっております。

次に、77ページから81ページまでは決算報告でございます。まず78ページが平成19年1月31日現在の貸借対照表でございます。繰越利益剰余金が5,407万1,849円の減となっております。次に、79ページの損益計算書でございますが、3,501万5,978円の当期損失となっております。80ページは、販売及び一般管理費の明細でございます。今後経営の再建を図るため、ログハウスを中心とした各種プランの新設、特に好評を博した鍋プランの展開をはかり、閑散期である冬場の集客に努められます。

以上、株式会社四季の里旭志の第12期の経営状況報告でございました。

次に、82ページをお開き願いたいと思います。同じく株式会社四季の里旭志第13期の経営状況報告でございますが、平成18年度第13期は、平成19年2月から3月の営業報告でございますが、四季の里旭志は決算期を1月末から3月末に変更したために、平成19年2月、3月を第13期としております。第13期の売上高は、対前年同時期比108%となっております。

次に、83ページから87ページまでは決算報告でございます。84ページをお開き願いたいと思います。平成19年3月31日現在の貸借対照表でございますが、繰越利益剰余金が7,661万438円の減となっております。次に85ページの損益計算書でございますが、当期損失が2,253万8,589円となっております。86ページからは販売費及び一般管理費の明細でございます。

次に、88ページをお開き下さい。第14期営業計画でございますが、今期四季の里旭志においては、消費者のニーズを細やかに読みとり、四季折々の企画、イベント、サービスを社員一丸となって取り組みますということで、次に89ページから91ページにかけましては、第14期の予算を計上いたしております。収支差し引きといたしまして1,020万1,000円を見込んでおるところでございます。

以上が、株式会社四季の里の第13期の経営状況報告でございます。

最後に、報告第14号、有限会社有朋の里洒水経営状況報告についてご説明申し上げます。

議案の95ページをお開き下さい。平成18年度決算数値でございますが、売上高は4億4,889万6,000円の対前年度比108.9%となっております。また、入店客数が40万182人で、対前年度比106.6%となって、初めて40万人を超えておるといところでございます。

次に、97ページから102ページまでが決算報告書でございます。98ページは平成19年3月31日現在の貸借対照表でございます。純資産の合計が3,682万4,901円となっております。また、99ページが損益計算書でございますが、当期純利益が746万1,147円となっております。

次に、103ページをご覧ください。平成19年度の営業計画でございます。104ページは、平成19年度の経営計画書及び損益計算書でございます。当期の純利益として1,200万円を見込まれております。

以上、概略ご説明申し上げまして、有限会社有朋の里泗水の経営状況報告に代えさせていただきます。

以上でございます

○議長（北田 彰君） 以上で、報告を終わります。報告第9号から報告第14号までは、地方自治法第243条の3、第2項の規定により、報告に留めます。

以上を持って本日の議事日程は全部終了し、今定例会に付議されました事件はすべて議了しました。

これをもちまして、平成19年第2回菊池市議会定例会を閉会します。

全員起立をお願いします。

（全員起立）

お疲れでした。

閉会 午後1時27分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

菊池市議会議員 北 田 彰

菊池市議会議員 奈 田 臣 也

菊池市議会議員 葛 原 勇次郎

付 録

平成19年第2回定例会付議事件一覧および審議結果表

(6月5日・6月21日議決)

議案番号	件名	審議結果
議案第18号	菊池市営プール条例の一部を改正する条例の制定について	修正可決
議案第19号	菊池市立体育館条例の一部を改正する条例の制定について	修正可決
議案第20号	菊池市営グラウンド条例の一部を改正する条例の制定について	修正可決
議案第21号	菊池市七城屋内スポーツセンター条例の一部を改正する条例の制定について	修正可決
議案第22号	菊池市菊池体育センター条例の一部を改正する条例の制定について	修正可決
議案第24号	菊池市営ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定について	修正可決
議案第25号	菊池市七城運動公園条例の一部を改正する条例の制定について	修正可決
議案第26号	菊池市営相撲場条例の一部を改正する条例の制定について	修正可決
議案第27号	菊池市営泗水武道館条例の一部を改正する条例の制定について	修正可決
議案第28号	菊池市七城芝生交流広場条例の一部を改正する条例の制定について	修正可決
議案第29号	菊池市立小中学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について	修正可決
議案第30号	菊池市旭志B&G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について	修正可決

議案番号	件名	修正可決
議案第31号	菊池市泗水B & G海洋センター条例の一部を改正する条例の制定について	修正可決
議案第67号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成18年度菊池市一般会計補正予算)	原案承認
議案第68号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成18年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算)	原案承認
議案第69号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市税賦課徴収条例の一部を改正する条例)	原案承認
議案第70号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	原案承認
議案第71号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例)	原案承認
議案第72号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (菊池市就学指導委員会条例の一部を改正する条例)	原案承認
議案第73号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成19年度菊池市一般会計補正予算)	原案承認
議案第74号	専決処分の報告及び承認を求めることについて (平成19年度菊池市公共下水道事業特別会計補正予算)	原案承認
議案第75号	菊池市教育振興基金条例の制定について	原案可決
議案第76号	菊池市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第77号	菊池市浄化槽市町村整備推進条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第78号	平成19年度菊池市一般会計補正予算	原案可決

議案番号	件名	審議結果
議案第79号	平成19年度菊池市老人保健医療事業特別会計補正予算	原案可決
議案第80号	辺地総合整備計画の策定について	原案可決
議案第81号	指定管理者の名称変更に伴う再指定について	原案可決
議案第82号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意
議案第83号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第84号	固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて	原案同意
議案第85号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	原案同意
報 告		
報告第3号	継続費繰越の報告について	原案報告
報告第4号	繰越明許費繰越の報告について	原案報告
報告第5号	菊池市土地開発公社経営状況報告について	原案報告
報告第6号	有限会社きくち観光物産館経営状況報告について	原案報告
報告第7号	有限会社ファームきくち経営状況報告について	原案報告
報告第8号	専決処分の報告について	原案報告
報告第9号	有限会社七城町特産品センター経営状況報告について	原案報告
報告第10号	有限会社七城町振興公社経営状況報告について	原案報告
報告第11号	有限会社七城町銘柄米センター経営状況報告について	原案報告

議案番号	件名	審議結果
報告第12号	有限会社旭志村ふれあいセンター経営状況報告について	原案報告
報告第13号	株式会社四季の里旭志経営状況報告について	原案報告
報告第14号	有限会社有朋の里泗水経営状況報告について	原案報告
陳情		
陳情第2号	泗水幼稚園駐車場設置に関する陳情書	採択
陳情第3号	安全・安心の医療と看護の実現のため医師・看護師等の大幅増員を求める陳情書	不採択

企業誘致促進特別委員会

◎企業誘致促進特別委員会名簿

東 裕人	樋口 正博	水上 博司	三池 健治
坂本 昭信	奈田 臣也	葛原 勇次郎	

菊池市議会会議録
平成19年第2回6月定例会

平成19年8月発行

発行人 菊池市議会議長 北田 彰

編集人 菊池市議会事務局長 樋口 昭彦

作成 熊本コピー株式会社

電話 (096) 372-1010

~~~~~  
菊池市議会事務局

〒861-1392 菊池市隈府888  
電話 (0968) 25-2325